

平成20年第4回(12月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(12月4日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	3
行政報告.....	4
議案第99号の上程、説明.....	6
議案第100号～議案第103号の上程、説明.....	8
議案第104号～議案第107号の上程、説明.....	10
議案第108号の上程、説明.....	13
議案第109号の上程、説明.....	15
議案第110号～議案第116号の上程、説明.....	16
諮問第2号の上程、説明、質疑、採決.....	20
散会宣告.....	21

第2号(12月8日)

議事日程.....	23
本日の会議に付した事件.....	23
出席議員.....	23
欠席議員.....	23
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	23
職務のため出席した者の職氏名.....	23
開議宣告.....	25
議事日程説明.....	25
一般質問.....	25

大川孝君.....	25
稲葉紀男君.....	31
内田勝行君.....	40
三須重治君.....	42
梅原泰嗣君.....	48
森良雄君.....	49
関邦夫君.....	64
杉山誠君.....	78
森島吉文君.....	89
西島信也君.....	94
散会宣告.....	101

第 3 号 (12月9日)

議事日程.....	103
本日の会議に付した事件.....	103
出席議員.....	103
欠席議員.....	103
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	103
職務のため出席した者の職氏名.....	103
開議宣告.....	105
議事日程説明.....	105
補足答弁.....	105
一般質問.....	105
鈴木初司君.....	105
松本覺君.....	113
木村建一君.....	122
古見梅子君.....	136
散会宣告.....	142

第 4 号 (12月10日)

議事日程.....	143
本日の会議に付した事件.....	143
出席議員.....	143
欠席議員.....	144
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	144

職務のため出席した者の職氏名.....	1 4 4
開議宣告.....	1 4 5
議事日程説明.....	1 4 5
議案第 9 9 号の質疑、委員会付託.....	1 4 5
議案第 1 0 0 号～議案第 1 0 3 号の質疑、委員会付託.....	1 5 3
議案第 1 0 4 号～議案第 1 0 7 号の質疑、委員会付託及び討論、採決.....	1 5 4
議案第 1 0 8 号の質疑、委員会付託.....	1 6 2
議案第 1 0 9 号の質疑、討論、採決.....	1 6 7
議案第 1 1 0 号～議案第 1 1 6 号の質疑、委員会付託.....	1 6 8
散会宣告.....	1 7 1

第 5 号 (1 2 月 1 8 日)

議事日程.....	1 7 3
本日の会議に付した事件.....	1 7 3
出席議員.....	1 7 4
欠席議員.....	1 7 4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 7 4
職務のため出席した者の職氏名.....	1 7 4
開議宣告.....	1 7 5
議事日程説明.....	1 7 5
議案第 9 9 号～議案第 1 0 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 7 5
議案第 1 0 4 号～議案第 1 0 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 8 1
議案第 1 1 0 号～議案第 1 1 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 8 7
日程の追加.....	1 9 4
議案第 1 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9 4
発議第 1 3 号及び発議第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9 8
発議第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 0 1
発議第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 0 4
請願第 2 号の委員長報告、採決.....	2 0 6
閉会宣告.....	2 0 8
署名議員.....	2 0 9

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第4回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（飯田宣夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名をいたします。7番、杉山誠議員、8番、内田勝行議員を指名いたします。

会期の決定

議長（飯田宣夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの15日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（飯田宣夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より法に基づく例月出納検査結果の報告がありました。結果につきましては、別紙のとおりであります。

本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願書の写しのとおりであります。議会運営委員会に付託しましたので、報告いたします。

そのほか会議、行事、出張等につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

行政報告

議長（飯田宣夫君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） おはようございます。

12月議会の冒頭に少し時間をいただきまして、現在とり行っております行政の重要課題についてご報告申し上げたいと思います。

100年に1度とも言われる未曾有の大不況に世界が包まれる中、日本国内のさらなる景気悪化は、残念ながら避けられない状況にあります。しかし、このような状況に直面している今こそ、伊豆市をどのようなまちにしていきたいのか、その向かうべき目標を明確にして、そのために長期的な投資効果が期待できる事業を果敢に実行すること、効果の少ない事業を英断によって取りやめること、そして、市民の皆様にご負担いただく痛みの部分を可能な限り公平にすることを一步一步着実に進めてまいります。

まず、来年度予算編成の基本方針についてご説明申し上げます。

平成21年度は、大変厳しい財政事情にあって、財政調整基金の取り崩しを避けることを大前提に考えています。行政事務全般において、おおむね5%の予算カットをお願いしたいと思います。その上で伊豆市の将来を活性化させる事業、なかんずく長期的に伊豆市の人口減少を食いとめるための最重要課題である子育て支援策に、1億円近い予算づけをさせていただきたいと考えています。

次いで、当面の重要課題について幾つかご報告申し上げます。

私は、市のモットーである、「人あったか まちいきいき 自然つつやつや」を一つ一つ具体化していくことが伊豆市を繁栄に導く道であると考え、既に着手している事業を来年度以降も着実に具体化してまいります。

まず、「まちいきいき」について。

定住化促進プロジェクトの具体的事業として、既に11月に定住ツアーを実施いたしました。実は既に伊豆市に移住したいとの意思を固めている方々が多数いらっしゃると、このような事実を目の当たりにして、今後は速やかに空き家や宅地など、移住に必要な具体的情報を早急に収集整理し、提供できるようにいたします。

次に、修善寺駅前周辺整備について、現時点での構想を逐次関係者の皆さんに説明しているところでございます。最終的には、市民参画のもとに整備計画を策定し、また、牧之郷駅周辺整備も視野に入れつつ、ベッドタウンとしてのまちづくりを進めてまいります。議会におきましては、本会期中に経済建設委員会にて現構想をご説明申し上げます。

次に、年度内に国道136号、これは土肥の上の崩落しているところでございますが、これの補修、そして、県道修善寺天城湯ヶ島線の拡張工事が終了し、道路事情が格段に改善されます。さらに、日向地区で工事中の合併新道路が完成すれば、湯ヶ島方向からは出口交差点を、中伊豆方向からは横瀬交差点を回避して三島方向に移動できるという長年の悲願が実現するめどが立ちますので、これからは狩野川右岸の県道、新しくできた日向の消防署の前ですけれども、あそこと大平ハーフインターを結ぶ市道の完成にあらゆる努力を傾注してまいりたいと存じております。

次に、活力あるまちづくりの企画実行力を向上させるために果敢な行政改革を進めてまいります。私が考えるところの行政改革の目的は、行政事務の運用をより効率化するとともに、市職員に市と市民の役に立つ、いい仕事をしてもらうことだと考えております。具体的には、来年4月になりますが、市役所組織の7部を5部に、26課を18課に整理し、意思決定と実行のスピードアップを図ります。また、地元の方々のご理解を前提として、天城温泉会館の温泉事業を凍結するなど、負担が大きくて効果の少ない事業の整理を進めてまいります。

なお、教育委員会の所掌でございますが、学校の、あるいは子供の教育の再編成につきまして、小学校の適正規模・適正配置の検討、それから、これに付随する幼稚園、保育園、あるいは認定こども園の関係につきまして、私たちにとって一番大切な未来の伊豆を担ってくれる子供たちのことを最優先に考えて検討していただきたいと、期待しているところでございます。その際、小学校、中学校が再編成されますと、通学費負担の問題が出てまいります。これにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、私たちは、小学生、中学生には教育の質を均等にすることで父兄の皆様にはご理解いただいているわけでございますので、通学の足というのは、これは教育の質とは全く別の関係のものであって、そのようなところで負担に差が出ないように、義務教育については通学を基本的に負担がないような形で検討させていただきたいと考えております。

次の「自然つやつや」について。

有害鳥獣対策の具体策として、特に被害額の大きい鹿対策の検討をこれまでも進めてまいりました。これまでに鹿肉の試食会と達磨山地区における囲いわなの設置を行ってまいりました。鹿肉は活用できる可能性がかなり明確になってきましたので、来年度には獣肉加工処理センターの建設を具体化したいと考えております。また、伊豆の命である美しい自然環境を保全するための財源確保のため、ごみ収集の有料化と上下水道料金の統一を検討させていただきます。これらは環境保全に直結する事業の収益を安定化させるとともに、同一サービスには同一料金という市民負担の公平化を目指すものでございます。

さて、「人あったか」につきまして、ことしはご要望の強かった敬老感謝祭の地区ごと開催を実行いたしました。今後は、お年寄りがいつまでも生きがいを持って健康に過ごすことができる仕組みづくりを進めてまいります。

さて、大変残念ながら伊豆市内では、この春以降、重大な交通事故が続いておりまして、

これまでに5人のとうとい命が亡くなっています。歩道が狭い箇所の改修など、道路改善に努力することはもとより、飲酒運転の根絶と、それから市民の交通安全意識の高揚を一層呼びかけてまいりたいと思います。

最後に、我が国がここ20年近く、長引く景気低迷と社会環境の急激な変化によって凶悪犯罪が低年齢化するとともに、受刑者の社会復帰が困難であることから、再犯の確率が高くなっています。これに対処することは、市の責務ではないかもしれませんが、私は、伊豆市が擁するこの美しい自然環境と心温かな市民の皆様の気質を、ゆえあって罪を犯した若者たちの更生の場として活用することができるのではないかと考えています。現時点で具体的な構想があるわけではありませんが、更生保護施設、自立更生施設が全国で不足している状況にかんがみ、そのような施設の運営実態について、その実情を正確に市民の皆様にご理解いただきつつ、関係当局と検討してみたいと考えています。伊豆市はだれにとっても、いつでもお帰りと言えるふるさとにすることができるのではないのでしょうか。

以上、行政について報告申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 以上で行政報告を終わります。

議案第99号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第5、議案第99号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第99号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について、提案理由を申し上げます。

一般会計は今回が3回目の補正となり、退職手当特別負担金等人件費を調整する総務費や事業の延伸等による土木費の減、認定こども園開設に伴う園舎改築等の教育費のほか、災害復旧費の補正等を中心に3,994万円を減額する内容となっております。

詳細につきましては企画部長より説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由に説明に関し補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、一般会計補正予算（第3回）につきまして補足説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ3,994万円を減額いたしまして、総額を140億6,080万円とさせていただきます。

きたいというものでございます。

それでは、2ページ、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず、歳入の関係でございますが、地方交付税、これは普通交付税でございますが、20年度の決定による増額補正8,056万3,000円でございます。

それから、負担金でございます。これは民生費の負担金でございます、保育料の見込み額の減額でございます。これが502万4,000円でございます。

それから、国庫支出金でございますが、社会福祉費負担金、これは負担金と補助金とございますが、まず負担金のほうでございます。これは障害福祉サービス費、療養介護医療費の増額補正でございます、2,371万2,000円でございます。

それから、補助金でございますが、地方道路整備臨時交付金、このうちでございますが、アクセス道路の進捗状況のおくれに伴いまして減額補正でございます。これが1億3,035万円でございます。それから、補助金のもう1点でございますが、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、これは、先ほど市長が申し上げましたように、認定こども園の整備による増ということで、1,475万5,000円を国のほうからいただくこととなります。それから、もう一つ補助金でございますが、災害復旧費の補助でございます。これは公共土木に590万円、農地災害149万円、農業用施設災害で160万円となっております。

続きまして、県の支出金でございます。これは県の補助金、合併特例交付金の関係でございます。これは修善寺駅の周辺整備事業の減額によりまして、1,000万円の減額が主な内容となっております。

最後に、合併特例債でございます。これは先ほどと同じように、アクセス道路の整備事業のおくれによりまして減額でございます。これが8,400万円でございます。

歳入につきましては、おおむね大まかな点ではこういった内容となっております。

続きまして、3ページ目の歳出でございます。

まず、総務費関係でございますが、総務管理費の中の退職負担金、これが5,525万4,000円の増額補正でございます。これは15名の早期退職によります負担金でございます。それから、大きなものとしてもう1点、旧中伊豆郵便局舎及び倉庫、それから旧中伊豆のバス倉庫、これらの取り壊し費用に528万円の予算を計上させていただいております。

続きまして、民生費関係でございますが、先ほどの歳入でもございましたように、障害者の自立支援事業で4,269万9,000円の増額補正となっております。

続きまして、下がりまして土木費でございますが、土木費の道路橋梁費、これは歳入でも減というご報告をさせていただきましたが、アクセス道路の上部工の延伸によります事業費、道路橋梁費全般にわたって2億45万円となっております。

それから、教育費関係でございます。幼稚園費の中でございますが、土肥の幼稚園の改修、これは先ほども申し上げましたように、認定こども園化するというので、1,745万2,000円の増額補正をお願いするというものとなっております。それから、保健体育費の中の学校給

食費でございますが、賄い材料が増額になったということで410万2,000円ほどの増額をお願いしたいという内容でございます。

続きまして、最後に、災害復旧費でございますが、先ほども申し上げましたように、農地、それから農業施設、林業施設、それぞれございますが、歳出部分では農地費で419万円、農業用施設で648万円、林業施設で100万円という内容で、合計1,167万円の増額補正でございます。それから、公共土木施設の災害復旧費でございますが、市道関係で1,285万7,000円をお願いしたいというものでございます。それから、応急災害復旧費、これは市単の小災害の復旧でございますが、これが440万円、それから、公共施設災害復旧費として修善寺のグラウンド、これがおおむね精算がつきまして394万円の減額というような内容になっております。歳入歳出とも3,994万円の減額という内容でございます。

続きまして、4ページ目の地方債補正をごらんいただきたいと思います。先ほど来、申し上げましたように、市町村の合併特例債については、アクセス道の関係で減額の補正ということでございます。それから、公共土木を初めとした災害復旧に570万円、180万円、960万円ということで、それぞれ地方債を充当していきたいというものになっております。総額を7億8,320万円とさせていただきたいという内容でございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

議案第100号～議案第103号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第6、議案第100号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）から日程第9、議案第103号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）までの4議案を、一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第100号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）から議案第103号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）までの議案について、提案理由を申し上げます。

簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）は、使用料収入減による107万6,000円の減額補正。下水道事業特別会計補正予算（第4回）及び農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）は、管渠維持補修維持工事の増額等により、それぞれ1,134万7,000円と905万5,000円を増額するものでございます。また、天城温泉会館事業特別会計は、会館使用料等の減額による一般会計繰入金が増額が主な内容になっております。

各会計の補正の詳細につきましては担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

初めに、議案第100号、議案第102号までの3議案につきまして、上下水道部長。

〔上下水道部長 小川正實君登壇〕

上下水道部長（小川正實君） 私のほうから、議案第100号から102号の補足説明をいたします。

議案第100号 簡易水道事業特別会計でございますけれども、本年度上半期の状況からいたしまして、水道料が予想以上に減収の見込みとなったこと、これと、歳出におきまして天城湯ヶ島地区の修繕が多発している状況、これで修繕費を575万2,000円増額し、同時に、持越、金山のろ過池、ろ過する池でございますけれども、ろ材入れかえを次年度の当初に繰り延べることにいたします。歳入歳出予算を107万6,000円減額し、それぞれ8,332万2,000円とするものでございます。

それから、47ページになりますけれども、議案第101号 下水道事業特別会計でございます。マンホールポンプや管渠の修繕工事が増加していることと、来年からの電気料の値上げによりまして処理場やマンホールポンプ等の電気料が不足するために、前年度繰越金を1,134万7,000円増額し、歳入歳出予算をそれぞれ21億3,293万7,000円とするものでございます。

次に、55ページになりますけれども、議案第102号 農業集落排水特別会計でございます。これもやはり電気料の不足と管渠等の維持補修が増加しているため、前年度繰越金を90万5,000円増額し、歳入歳出予算を1億2,549万9,000円とするものでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 続きまして、議案第103号について、観光経済部長。

〔観光経済部長 久保田義光君登壇〕

観光経済部長（久保田義光君） それでは、天城温泉会館事業特別会計補正予算の補足説明をいたしますので、64ページ、65ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入ですけれども、1款使用料及び手数料、これにつきましては、490万円の減額補正をさせていただきまして2,380万円とさせていただきます。この主な理由なんですけれども、当初予算におきまして入館者数を前年度並みの4万人ということで見込んでおりましたけれども、景気低迷等の影響を受ける中で、4月から10月までの実際の入館者の実績が2万1,569人と、前年比4,000人の減少ということになったものですから、年間入館者数の見込みを当初予算より6,300人減少させてもらったことによりまして使用料が減ったということでございます。

2款の繰入金ですけれども、これを640万円一般会計から繰り入れをさせていただくということで、総額を5,940万円とさせていただきます。これは温泉会館使用料並びにレストラン収入の減収見込みに伴い、一般会計から繰り入れをお願いするというもので

ございます。

次に、3款の繰入金でございますけれども、190万円を増額させていただきまして、総額290万円とさせていただくものでございます。これは前年度からの繰入金を充当するという形になります。

次に、4款の諸収入でございますけれども、340万円を減額させていただくものでございます。これは会館入館者数の減少に伴い、同様にレストラン利用者の数も減少していると、そういうもので見込まれるものですから、これに伴いましてレストラン食事収入、また、それからレストラン飲料収入、そういうものを合わせて340万円減額させていただくというものでございます。

次に、歳出でございますけれども、総務管理費を130万円増額させていただきまして、8,578万5,000円とさせていただくものでございます。内訳といたしましては、臨時職員の賃金を50万円減額させていただきます。これは入館者数の減少に伴いまして出勤日数とか勤務時間の調整によるものでございます。それと、需用費の燃料費等260万円を増額させていただくもので、温泉の加温、暖房等に灯油を使っております。その灯油価格の高騰に伴いまして燃料費の不足が生じるものでございます。それと、公課費の入湯税を80万円減額するもので、これは入館者数の減少に伴うものでございます。

次に、2款の事業費でございますけれども、これを130万円減額させていただくもので、1,821万5,000円とさせていただくものでございます。内訳としましては、レストランの利用者数が減ったということで、臨時職員の賃金を30万円減額させていただくもので、出勤日数とか勤務時間の調整によるものでございます。それと、需用費の賄材料代を100万円減額させていただくもので、これもレストラン利用者数の減少に伴うものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

議案第104号～議案第107号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第10、議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第13、議案第107号 伊豆市水道事業条例の一部改正につきましてまでの4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正から議案第107号 伊豆市水道事業条例の一部改正までの4議案について、一括して提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、いずれも伊豆市の条例の一部を改正するものです。それぞれの議案の詳細につきましては担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいま

すようお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

初めに、議案第104号と議案第105号及び議案第107号の3議案について、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、私のほうから3議案、議案第104号、105号、107号について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正でございます。この条例は組織の改正に伴うものでございまして、議案第107号 伊豆市水道事業条例の一部改正、これと同じ、関連する内容でございますので、あわせて説明を申し上げます。

まず、71ページ、議案第104号でございますが、伊豆市事務分掌条例の一部改正ということで、来年度、21年4月1日へ向けて組織の見直しを行うものでございます。事務分掌条例におきましては、部の名称並びに部の所轄する事務ということであっております。部を現在、総務部、企画部、これを企画部を廃止しまして総務部に統合するというのが1点でございます。それから、上下水道部をこれも廃止しまして、建設部と統合して建設部にするという内容でございます。それに基づきまして内部の事務分掌を統合、一部移動がえというような形で、移動がえしたところは、総務部で持っております税に関する業務、これを市民環境部に位置づけたというところでございます。

93ページの議案第107号、飛びまして申しわけございませんが、ここにおきましては、伊豆市水道事業条例の一部改正ということでございまして、上下水道部を建設部に改めるという1項目の改正になっております。また、部の改正に伴いまして、それぞれ関係する条例がございます。附則でそれに関係する企画部を総務部に改めるという改正、2条例、それから、上下水道部を建設部に改めるという関連する4条例、これの改正をあわせてお願いするものでございます。

参考資料76の2ページをごらんいただきたいと思います。伊豆市組織図（案）でございます。

本条例では部の編成という部分でございまして、課の名称、課の所管する事務分掌、これらは事務分掌規則という形でうたわれることとなりますので、まだこの部分については案の段階でございますが、部につきましては、先ほど言いましたように、総務部、企画部を統合しまして1つの部とするという位置づけの中に、課につきましても統合をしていくという考え方で、1部2課から4課という構成で、小さな課については統合をするという考え方でおります。

総務部については、3課1室、それから支所が3支所という位置づけになります。

市民環境部については、税務課、いわゆる税に関する業務、これを市民環境部ということで、窓口業務への統一というような形で市民環境部の中に税務課を置いております。

健康福祉部、4課体制で変わりございませんが、現在いわゆる幼稚園、保育園、児童に関する部分の一元化というようなことで、幼稚園業務もこのこども課の中で保育園、幼稚園という形で行ったらということ、今検討しております。

それから観光経済部、これについては2課体制ということで、経営管理課を観光商工課に統合したものでございます。

建設部、これは上下水道部を統合して1つの建設部ということで、課も3課を考えております。建設課、それから土地対策課、上下水道課というような形で、従来ございました国土調査課あるいは管理課、これらは統合していきたいということでございます。

戻りまして、課について、防災課あるいは企画課、財政課の統合、情報システム課、これらは課としてなくなります。課の名称として8課なくなった形で、市長部局でいいますと5部、それから2局、それから18課2室体制と、で、支所を3支所という形でございます。関連するといえますか、施設の各部の配置、これらについては、現状のままの体制で当面は考えております。

以上、2議案の説明でございます。よろしくご審議のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、77ページ、議案第105号 伊豆市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正ということでございます。

これにつきましては、いわゆる公益法人の改革の一環で、うちのほうの根拠としております法律、これが法律名が変わるとということによりまして、その法律名を引用しております伊豆市の条例、この部分が変わってくるということで、新旧対照表のほうも見ていただきますと、頭の部分の職員の公益法人等が、旧でございますが、公益的法人等というような部分が改正されたということでございまして、これにつきましては、国の行政改革の方針、これに基づきまして公益法人制度を抜本的に改正していきましようという形の中で、一番の上位法であります一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案というものが改正されました。これを受けまして、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案ということで、この社団法人あるいは財団法人に関する改正がなされたところでございます。これに基づきまず関連する法律が300ほどございまして、その1つがこの公益法人への派遣等に関する法律でございます。それに基づく改革ということになります。

これは、伊豆市の中では虹の郷、これが財団法人の公社という形で運営しております。現在あるものについては、今後5年のうちに新たな制度改革によってどういう形にするかという猶予期間がございまして、それによって変わってくるということでございます。大きくは、従来の社団法人、財団法人、これを2つに、公益性の認定とそれからいわゆる公益的な団体、それから一般の法人というようなことの中で大きくは2つに分かれるということでございます。

以上、3議案の補足説明でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（飯田宣夫君） 続いて、議案第106号について。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 議案第106号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

同上第16条の一般廃棄物処理業許可申請料等につきましては、平成18年3月策定の伊豆市集中改革プランにより、使用料、手数料の見直しといたしまして、受益者負担の適正化の観点から使用料、手数料を見直し、適正な負担水準に改正しますにつきましてを受けたものであるとともに、近隣市町並みの許可申請手数料にするため改正しようとするものでございます。

それでは、資料の83ページをお願いをしたいと思います。新旧対照表について説明をさせていただきます。

16条関係でございます。16条の1項1号につきましては、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けようとする者についてございまして、これは3,000円から1万円でございますが、この取り扱い件数といたしましてはゼロ件ということで、今後も今の基本計画によりましてゼロ件になります。

2の一般廃棄物の収集運搬業の許可の更新を受けようとする者につきましては、3,000円を1万円ということで、該当更新は24件を予定しておりまして、2年間ということでございますので、来年の4月以降の更新になるわけでございます。

それから、（3）の一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者につきましては、3,000円から1万円ということで考えております。これは処分業にあってはゼロ件だと思います。

それから、4の一般廃棄物の処分業の許可の更新を受けようとする者にあつては、3,000円から1万円ということで、これは現在処分の許可をしておりますのは1件でございます。

それから、（5）の浄化槽の清掃業を営もうとする者にあつては、3,000円を1万円ということで、これは今現在3件ありまして、これの予定申請者にあつては4月の申請ということで、先ほど言いましたように3件があるだろうということで予定しているところでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（飯田宣夫君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

議案第108号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第14、議案第108号 公平委員会の共同設置についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明がございまして。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第108号 公平委員会の共同設置について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第7条第4項の規定により、伊豆の国市と共同して公平委員会を設置するものでございます。議案の詳細につきましては総務部長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、議案第108号の補足説明をいたします。

97ページでございます。伊豆市・伊豆の国市公平委員会の共同設置ということでございます。

公平委員会に関してでございますが、いわゆる市は人事委員会あるいは公平委員会、これを置かなければならないという形になっております。現在伊豆市におきましては、単独の公平委員会、これを置いておりませんで、静岡県的人事委員会に委託しているというところでございます。この委託期間が県との協議によりまして5年間という期限のもとに、後は自前で公平委員会をつくりなさいという形になっております。お隣の伊豆の国市、これは合併が1年後でございますので、1年おくれた22年までには、伊豆の国市も同じように設置しなければならないというような形でございます。

そういうことで、伊豆の国市等とこの共同設置、これについて話し合いいたしまして、これを2市で共同設置をしようという話が整いましたので、今回出させていただきます。事務の合理化、経費の節減等を考えて、2市で共同設置するのがよかろうという判断のもとに出させていただきますのでございます。

この共同設置に関しては、この設置に関する規約について議会の議決を経て行うことができるというふうになっておりますので、今回自治法の規定によりまして提案させていただくものでございます。自治法によりまして、共同設置する機関の名称、あるいは共同設置を設ける団体、執務場所、それから委員、構成員の選任方法、これらについて定めるということになっております。それに基づきまして設置規約ということで定めております。

条文のほうを見ていただきますと、共同設置する市は、言いました2市、伊豆市及び伊豆の国市でございます。名称は、伊豆市・伊豆の国市公平委員会ということで、この執務場所、これにつきましては、3年ごとの輪番というような形の中で3年ごとに交替という形で、伊豆市役所、それから伊豆の国市役所を3年ごとに回るものでございます。それから、公平委員会の委員の関係、これは地方公務員法で3名ということで定められております。これにつきましては、当該市の議会の同意を得て定め、その市長が選任するという形になっております。それから、事務を補助する職員の定数、これも3名ということ、あるいは、これに係る

負担金の負担額の協議というような項目がうたわれているところでございます。

公平委員会についてでございますが、まず、公平委員会の委員さんの任期、これは4年となっております。公平委員会の制度としまして、この具体的な事務としまして、職員の勤務条件に関します措置要求の審査、判定及び必要な措置、これらをとるとということと、それから、職員に対する不利益処分についての不服申し立てに関する裁決及び決定、これらが業務となります。また、職員からの苦情の処理というようなことで、措置要求不服申し立てにかかります公平審査が1点、それから苦情相談という形、大きくはこういう形になります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

議案第109号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第15、議案第109号 田方地区交通災害共済組合の解散についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第109号 田方地区交通災害共済組合の解散について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第288条の規定により、平成21年3月31日をもって田方地区交通災害共済組合を解散するものでございます。議案の詳細につきまして、総務部参事に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部参事。

〔総務部参事 鍵山光男君登壇〕

総務部参事（鍵山光男君） それでは、99ページ、議案第109号 田方地区交通災害共済組合の解散について、経過と理由につきまして説明をさせていただきます。

交通災害共済組合は、交通事故被害者を救済する制度が不十分であった昭和40年代に、行政が先駆的な役割を担うために昭和44年度に設立され、運用を行ってまいりました。その後、民間や各種団体の多種多様な保険の充実整備がされたことや、加入者数が年々減少傾向にあり、今後加入者の増加が見込めないこと、特に平成18年度より個人情報保護法の高まりにより申し込み方法が変更となり、加入率が過去最高の平成元年の70.7%から年々減少いたしました。19年度では28.7%に減少いたしました。これらのことによりまして、見舞金事業として設立当初の目的は果たしたものと考えられることによります。

また、解散に伴う歳入歳出差し引き残金、決算余剰金になりますが、各市町への配分金は、

各市町均等に配分するものとして、2市1町の首長で確認がなされたところでもございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

議案第110号～議案第116号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第16、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）から日程第22、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）までの7議案を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第110号 公の施設の指定管理者の指定についてから議案第116号までの7議案について、提案理由を申し上げます。

本提案は、平成21年3月31日で指定期間が満了します中豆授産所、修善寺総合会館、土肥総合会館、修善寺温泉管湯、恋人岬関連施設、修善寺自然公園、中伊豆室内温水プール等、施設の指定管理者を指定し、指定管理者制度の継続を行うため議案を上程するものでございます。

指定管理者となる団体は、それぞれ平成18年4月1日から3年間、指定管理者として指定されており、指定管理者審査会の答申も指定管理者として指定することは適切であるとのことでございます。指定期間は、修善寺総合会館、土肥総合会館の2施設は3年間、ほかの施設は5年間を考えております。詳細につきまして担当部局長に説明させますので、よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第110号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）について、補足説明をいたします。

101ページでございます。

伊豆市中豆授産所は、障害者自立支援法に基づく就労継続支援B型の施設として、障害者の自立支援のための授産を行っております。3年前指定管理者の公募をしたところ、3社から応募がありました。伊豆市公の施設指定管理者選定審議会に諮問したところ、優先候補の第1位として、社会福祉法人春風会との答申がございました。議決をお願いし、現在社会福祉法人春風会が指定管理者となっております。

運営状況は非常に良好であり、利用者の評判もよく、定員の増員や受注等、経営に努力し

ております。市の負担も減少している。これらのことから、引き続き社会福祉法人春風会に
お願いすべく、伊豆市公の施設指定管理者選定審議会に諮問したところ、継続が妥当である
との答申を得ましたので、中豆授産所の指定管理者に社会福祉法人春風会を提案するもので
ございます。

指定の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間でございます。

次のページに春風会の概要、それから、参考資料として掲載されておりますので、ごらん
いただきたいと思います。

特別養護老人ホーム伊豆中央ケアセンターほか特養3施設、デイサービスセンターなど、
数多くの社会福祉施設を運営しております。中豆授産所と同様の施設、伊豆の国市のもくせ
い苑も運営している、このような実績がございます。

以上で説明を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第111号から議案第115号までの5議案について、観光経済
部長。

〔観光経済部長 久保田義光君登壇〕

観光経済部長（久保田義光君） それでは、議案第111号から115号を観光経済部が所管して
おりますので、補足説明のほうをさせていただきたいと思います。

初めに、105ページでございます。議案第111号でございますけれども、修善寺総合会館の
指定管理につきまして説明いたします。

修善寺総合会館管理運営委員会は、参考資料にありますとおり、会館入館団体であります
伊豆市観光協会、伊豆市商工会、修善寺温泉旅館協同組合、修善寺温泉区より構成されまし
て、会館の状況等に非常に精通しております。事務所の設置、人員配置等の面からも、現状
の貸し館事業や施設管理を任せるのであれば、最も効率的な管理運営ができるものでござい
ます。

また、同運営委員会は、平成18年度から修善寺総合会館の指定管理者として指定を受けて
おりまして、その管理運営実績及び事業計画、収支計画とも適正と判断され、指定管理審査
会において修善寺総合会館運営委員会を引き続き指定管理者として指定することは適切であ
るとの答申を得ております。

以上のことから、指定の手續等に関する条例第5条に基づきまして、公募によることなく、
修善寺総合会館運営管理委員会を指定管理者として指定するものでございます。

指定期間につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間といたし
ました。指定期間は、職員の人材育成等を踏まえると、原則5年以上がふさわしいというこ
ととされておりますけれども、総合会館は市民の文化向上、観光及び商工の発展を図る目的
等で設置しておりまして、このような公共的ホールでの採算性は厳しく、施設の維持管理が
主な業務となっているということから、指定期間としては、前回同様の3年間ということに
するものでございます。

次に、議案第112号 土肥総合会館の指定管理につきまして補足説明のほうをさせていただきます。109ページのほうになります。

当会館には、入館団体といたしまして伊豆市観光協会土肥支部、伊豆市商工会土肥支所、土肥温泉旅館協同組合、土肥温泉民宿組合の各事務局が入っております。会館は観光協会が旧土肥町の時代から管理運営を受託し、会館の状況等に精通しており、修善寺総合会館同様に、現状の貸し館事業や施設管理を任せるのであれば、最も効率的な管理運営ができるというものでございます。

平成18年度から伊豆市観光協会が指定管理者として指定を受けているもので、その管理運営の実績、事業計画、収支計画とも適正と判断されておりまして、指定管理審査会においても伊豆市観光協会を引き続き指定管理者として指定することは適切であるとの答申を得ております。

以上のことから、指定の手續に関する条例第5条に基づきまして、公募によることなく、伊豆市観光協会を指定管理者として指定するものでございます。

指定期間につきましては、修善寺総合会館同様に、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とするものであります。

なお、土肥総合会館は、海岸に隣接するという立地条件から、塩害を含め建物の老朽化が深刻な状況となっておりますので、入館団体等皆様のご理解を得る中で、会館の今後の方向につきましても早急に決定をしまいたいと、このように考えております。

次に、議案第113号 修善寺温泉菅湯の指定管理につきまして補足説明をさせていただきます。111ページになります。

当施設は、修善寺温泉の川沿いに7つの外湯があったうちの1つを、旧修善寺町が平成12年2月に再現したものでございます。指定管理者であります伊豆市観光協会は、設置当初より当該施設の管理運営を受託しており、実績のある団体でございます。

平成18年度より指定管理者制度が導入され、管理運営をする中、それまで減少傾向にありました利用客数が、少しずつではございますが上昇に転じ、19年度も前年より1,397人増の2万7,228人となっております。受託という受け身の立場から管理者という立場への変化が営業努力へとつながり、結果に結びついてきているものと推察され、その管理運営の実績、事業計画、収支計画とも適切かつ有望な内容であるとの判断から、指定管理審査会において伊豆市観光協会を引き続き指定管理者と指定することは適切であるとの答申を得ているものでございます。

以上のことから、指定の手續等に関する条例第5条に基づき、公募によることなく、伊豆市観光協会を指定管理者として指定するものでございます。

指定期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの、原則一般的な5年間という形でさせていただくものでございます。

次に、議案第114号 恋人岬関連施設の指定管理につきまして補足説明のほうをさせてい

いただきます。115ページのほうをごらんいただきたいと思います。

恋人岬は、多くのカップル等が訪れます伊豆地域の重要な観光スポットであります。指定管理者であります土肥温泉旅館協同組合は、旧土肥町時代より当該施設の管理運営を行っており、実績のある団体でございます。

平成18年度より指定管理者制度を導入し、管理運営をする中、さまざまなイベント等の営業努力を重ねることで、19年度は前年度より1万2,560人増の20万9,354人の来場者数となっております。近年の原油高や国道136号の崩壊などの影響がありながらも、営業努力により大きな成果を出しており、提出された事業計画、収支計画につきましても適正かつ前向きな内容であるとの判断から、指定管理者審査会において、土肥温泉旅館協同組合を引き続き指定管理者として指定することは適切であるとの答申を得ているものでございます。

以上のことから、指定の手續に関する条例第5条に基づき、公募によることなく、土肥温泉旅館協同組合を指定管理者として指定するものでございます。

指定期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年とするものでございます。

次に、議案第115号 修善寺自然公園の指定管理につきまして補足説明をさせていただきます。119ページのほうになります。

修善寺自然公園の指定管理の範囲といたしましては、虹の郷、梅林駐車場、もみじ林駐車場のいわゆる有料の部分と、梅林、もみじ林の無料園の分があります。そして、歴史ある自然公園として市民の憩いの場、また、伊豆市のみならず、伊豆地域の観光における中心的な施設になっているというものでございます。

財団法人伊豆市振興公社は、旧修善寺町がふるさと創生交付金1億円を基本財産に設立された法人でありまして、法人の設立経緯を踏まえる中で、修善寺虹の郷オープン当初から管理運営に直接携わってきた実績があり、また、貴重な地域雇用の場ともなっているものでございます。

平成18年4月からの指定管理者制度移行後は、多彩な年間イベントの開催、研究、今のこの時期ですと、開園時間を延長いたしまして紅葉のライトアップ等を行っております。また、将来を見据えた花木等の植栽等、職員の積極的な取り組みによりまして、虹の郷の入場者数ですけれども、19年度は前年を1万104人上回る29万2,609人と、毎年3%程度ではありますが、着実に増加傾向にあるというものでございます。業務実績等を考慮いたしますと、継続して管理運営を任すことは最も適切であると考えております。指定管理審査会におきましても、財団法人伊豆市振興公社を引き続き指定管理者として指定することは適切であると答申を得ているものでございます。

以上のことから、指定の手續等に関する条例第5条に基づきまして、公募によることなく、伊豆市振興公社を指定管理者として指定するものでございます。

指定期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年とするものでございま

す。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第116号について、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鈴木誠之助君登壇〕

教育委員会事務局長（鈴木誠之助君） 議案第116号について補足説明を申し上げます。

中伊豆室内温水プール及び天城温泉プールの指定管理者を有限会社伊豆スイムサポートに、指定期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とするものでございます。

平成18年から実施しております中伊豆室内温水プール及び天城温泉プールの指定管理状況につきまして、平成19年度の伊豆市指定管理者審査会において、施設管理評価をA評価妥当と答申を受けました。なお、協定の遵守、サービスの水準、利用者数等の目標達成努力を認めるものの、指定管理期間が1年強というようなデータを見ての判断でございましたので、今回は公募による指定管理者を選択いたしました。

7月29日、公募要領、業務基準等を市ホームページと指定管理者の募集のホームページに掲載をいたしました。8月13日、説明会及び現地見学会を開催したところ、申請者は現指定管理者である有限会社伊豆スイムサポート1団体のみであったため、指定管理者審査会において、伊豆スイムサポートを指定管理者としての候補者として適切であるかの審査をしていただきました。これまでの管理運営実績から、指定管理者の候補として適切であるとの答申を受けたものでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

諮問第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第23、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

ご承知のとおり人権擁護委員は、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市町長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱するものでございます。

このたび人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

朝倉啓二氏及び瓜島昌子氏並びに山居英明氏は、人格及び識見ともに高く、地域住民の人望も厚く、広く社会の実情に通じており、本職に適任でありますので、新たに委員として推

薦しようとするものでございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより採決をいたします。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立全員。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であることに決定いたしました。

本日提案されました18件の議案に対する質疑は、12月10日開催予定の本会議において行います。なお、議案に対する質疑通告期限は8日の正午となっておりますので、ご了承ください。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次の本議会は、12月8日午前9時30分より再開いたします。一般質問を行います。この席より告知をいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時40分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（飯田宣夫君） 日程に基づき、一般質問を行います。

なお、一般質問に先立ち、質問者と答弁者にご注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、また議題外にわたらないよう、答弁者にとっては、質問の趣旨に沿った回答をしていただくようお願いいたします。

今回は14名の議員より通告されております。質問の順位は、議長への通告順位といたします。

1回目の質問では全項目について一括質問とし、2回目以降は項目ごとの一問一答といたします。また、質問時間は申し合わせにより質問のみ30分以内、また質問の回数は今回から1項目について再質問を含め5回以内といたします。なお、1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問については、いずれも自席にて起立の上お願いをいたします。

今回から質問回数を5回以内といたしましたが、議員各位におかれましては、質問内容を集約され、かつ端的な質問に心がけ、短い質問回数の中で、より明確な答弁が得られますように努力をお願いしたいと思います。

これより順次質問を許します。

大 川 孝 君

議長（飯田宣夫君） 最初に、11番、大川孝議員。

〔11番 大川 孝君登壇〕

11番（大川 孝君） 11番、大川孝です。

私は、このたびの一般質問におきまして、2つの項目につきまして市長に答弁を求めようをお願いをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、まず前置きといたしまして、去る4日の定例本会議の行政報告におきまして、市長は来年度予算の編成に当たりましての心構えを述べられました。主な点につきましては、人口減少を食いとめるために子育て支援に約1億円予算づけをしたい。また、組織の再編成をしていきたい。事業につきましても、地元の負担が大きく効果の少ない事業の整理を進める。あるいは市民負担の公平化を図る上で子供の教育を最優先課題に置くと話されております。

小中学校の適正規模、適正配置を進めていくということで、義務教育の通学費負担を負わせない方向で検討していくと述べられております。まさしく市民が予算編成に望むべき事柄につきまして、市長も前向きに認識をし、積極的に進めているという感じがしております。

そこで私は、第1項目の平成21年度の一般会計予算に関しまして、1つ目といたしまして、平成21年度一般会計の重点配分の基本をどこに置いておるのかお尋ねいたします。

2つ目としまして、伊豆市の予算財源を表で見えますと、自主財源よりは依存財源の構成比が多くあり、一層の行政改革を推進し、特に義務的経費の削減に力を入れていかなければならないと思うわけでございます。

そこで、経常的経費にも入っております現在職員の方が大体お一人1台貸与されておりますパソコンがありますが、このパソコンの年間のリース料は大体お幾らぐらいになるでしょうか。

また、冷え切った経済情勢の中でありまして、伊豆市の財政力も大変厳しいものを迎えているわけでございますが、やはりお一人1台がなければならぬものでしょうか。私は決して職員の皆さん方が毎日お使いになる仕事の道具を奪い取ろうという気持ちはございません。

それから2つ目といたしまして、市有財産の有効活用につきましてお尋ねをいたします。

まず、人口や企業がふえていかなければ、税収が上がらないのは当然のことでございます。また、前期の議員の方々が行財政改革特別委員会で、市有財産の有効活用に関しまして政策提言を既にさせていただいております。その中の調査研究した一つの中に、修善寺地区内の熊坂字ヒラ平に約1ヘクタールの地目は宅地の土地があるわけでございます。これらにつきましても、いろいろな市民、また行政当局の皆さん方の考えの中におきまして、何とかしなくては仕方がないという考え方では一致しているわけでございます。

しかしながら、スピードを上げて、こういうものも、やはりいいアイデア、工夫、あるいは税収を上げるために、もっといろいろと考えることがないかということを考えていかなければならないわけでございますが、特に市民の多くの方々、この伊豆市は非常に働く場所が少ないというようなこともお話をしております。

また反面、安く、永住したいという人も、環境がいいわけですから、そのやり方次第によっては大勢の方がこの土地に来ると思いますが、1つは宅地造成にしてもいいというようなことではございますが、これはもう既に以前から、この2つのことにつきましては、ヒラ平の土地をそういう方向で活用していいんじゃないかというようなことも言われております。

いずれにしても、道路もないというような形の上での土地ではありますが、そこをやはり市民、行政が一体となりまして、長く不良財産のような形に存続しないで、やはり有効活用をしていく必要があるかというふうに考えております。

このことにつきまして、この土地の再利用を市長はどのように現在考えておられるのか、お尋ねをいたします。

よろしく答弁をお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの大川議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの大川議員のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の平成21年度予算編成につきまして、先般申し上げましたとおり、行政事務全般について、おおむね5%程度のカットをさせていただきたい。その上で、将来我々の最大課題である人口減少を食い止めるために必要だと思われる子育て支援策に予算を厚くしたいと申し上げたとおりでございます。

具体的には、今までつけておりませんでした不妊治療に対する補助でありますとか、あるいは金額は現在検討中でございますけれども、出産のための費用、残念ながら2月に日赤の産科が閉められるということでございますので、出産手当ではなくて、その前、妊娠期間中にちょっと補助できるようなことを考えているところでございます。

それから、子供さんの医療費については、小学校6年生まで、1回500円までという助成を厚くしたいというようなことで、一つ一つ、大きな事業に何かどんと予算づけるということが伊豆市の財政規模ではできませんので、少しずつ必要なところにつけて総合的に人口減少を食い止めたいと。

そして、その中でさらに肝心のお父さん、お母さんのための仕事がなければいけませんので、新たな事業の可能性があるところ、これは単年度予算でございますので、来年度に含み切れなところもございますけれども、まずはシカ肉のジビエ料理を定着させるための食肉加工センター、これは県もしくは国からの補助金が前提ということでございますが、そのようなものをなるべく構想化、具体化して、予算の中にも含めてまいりたいと思っております。

あるいは、今まで観光が一元的に推進されてまいりませんでしたので、新たな例えば伊豆市内の数カ所の富士山のセットでのフォトコンテストのようなものも、決してこれは大きな金額にはなりません、新規事業として観光業を総合産業化するための呼び水として計上していきたいというように思っております。

残念ながら大きな事業費をどこかへつけるということが我が市の場合にはできませんし、決して効果があると思いませんので、全体の総合的な政策の中でごらんいただきたいと思います。

次に、義務的経費の削減でございますが、現在一人1台のパソコンが整備されておりまして、年間のリース料は100万円余りでございます。ただし、これはリース期間終了による経過措置という条件下の中であって、22年度の更新時には1,250万円になるものと見積っております。

一人1台は不要ではないかのご指摘ですが、将来電子自治体化への推進を図る上で、まず必要なツールであるということ。それから、伊豆市の市役所の現状から申し上げて、3つの部と2つの局が支所に分散配置しているという現状では、パソコンによる業務は不可欠となっております。その上で22年度の更新時には、業務専用パソコンとの統合化で、これで大体30台ぐらい整理できるのではないかと見積っておりますが、さらに業種による配置評価などを検討し、使用台数の見直しを図り、あわせて業務全般のさらなる効率化を進めてまいり所存でございます。

2つ目の熊坂ヒラ平の市有地でございますが、約8,900平方メートル、宅地造成用地として公共用地取得事業特別会計で昭和61年から63年にかけて取得したものでございますが、都市計画法の既存宅地としての要件を備えているようで、工場用地としての問い合わせもかつてございましたけれども、市街化調整区域内は精密機器以外の工場建設は困難であるという判断のようでございます。

議員にご提案いただきました大規模な宅地造成計画、これは大変魅力のあるものだと思いますが、残念ながら現下の経済状況下ではなかなか難しいのではないかという気もしております。

他方、大仁駅、それから伊豆保健医療センターにもそんなに遠くない場所でございますので、今後速やかに周辺地権者の皆様、それから周辺住民の皆様の意向等も勘案した上で有効活用がなるべく早期に図られるよう検討を続けてまいりたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問はありますか。

大川議員。

11番（大川 孝君） ありがとうございます。

まず、予算編成の中で、いろいろな経費があるわけですが、例えば義務的経費、投資的経費、その他の経費、このその他の経費というのはどのような経費でありますか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） その他の経費の内容につきましては、企画部長に答えさせます。

議長（飯田宣夫君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） ただいまのご質問のその他の経費でございますが、逆に義務的経費と言われているものが、人件費、扶助費、公債費、こういったものを義務的経費と言います。それから物件費、補助費、それから維持補修費、こういったものを合わせて経常的経費というふうにっております。通常この経常的経費の比率で、その地域の歳出の状況がわ

かるというふうに言われております。

ですから、その他の経費というのは、一般的に物件費、補助費、それから維持補修費、こういったものを踏まえてということでご理解いただければと思います。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） ありがとうございます。

積立金、繰出金、20億円余の金額が出ている科目になっているようでございますね。

それから、中には補助金というものも当然13億9,700万円でしょうか、大きなウエートを上げてるんですが、補助金につきましてはどのような姿勢で予算編成をしていくものか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） その補助金というのは、市が市の施策の中で、市からいろんな団体という、そちらの補助金でございますか。

大変種類が多くて、その中の一つ一つの効果の評価、これはかつてからなされているところでございますけれども、私自身も一つ一つの補助金の項目を見るたびに、どのように評価していいのか、正直申し上げまして大変苦慮しているところではございます。

それで、来年度につきましては、やむなく一律5%程度ということで、まずはさせていただいていますが、最終的に予算編成を組むまでの間、余り時間はございませんけれども、その短期間の中にあっても可能な限り、これまでの実績、成果、それから将来への投資の成果の見込みというものを一つ一つ検討していきたいと思っております。

これは正直申し上げましてちょっと時間が足りないところはあるんですが、引き続き補助金の効果について精緻に評価検討していくという姿勢は続けさせていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） いろいろとこうした時代になりますと、とにかくお金がないとすべてストップするわけでございますが、補助金、これらにつきましても大変な額が出ているわけでございまして、やはり受け入れ側としましては、そればかりでは足りないというふうなこともあろうかと思っておりますので、伊豆市のために税収面とかいろいろな面におきましても、この項目につきましては非常に有効であるというものにおきましては、例えば一律5%とか、そういうことは予算を作成する上では非常に計算しやすいわけでございますが、でこぼこがあってもしかるべきものであろうかと思っておりますので、その辺につきましてもよくご検討をしていただければと思います。

それでは、1つ目の基本的なことにつきましてはわかりましたので、同じく2つ目のパソコンの件でございます。

例えば今、市長はリース料が100万円というふうに申しておられました。私が調査しまし

た中には、現在380台があるそうでございます。職員460人ぐらい、概算ですが、全員が1台というふうには持っていないということございまして、380台のパソコンのうちの50台は旧町から引き継がれてきているようでございます。そして、この借り上げ料は744万6,000円ということで、予算書にも載っているわけでございますが、この744万6,000円のうちの100万円が、この50台分の旧町から引き継がれた金額であるというふうに申されておりました。

平成16年に伊豆市がスタートしましてから4年間、そのリース会社と契約したそうですから、現在は当然リース期間が切れておりまして、契約では契約後のパソコンにおきましては無料で贈与するというようなことのようにございます。

いずれにしましても、今、市長が申しましたように再来年でしょうか、また新しいものに乗りたいというようなことですが、通常使っている機器がそれほど悪いものでなければ、保守や整備がそれほど必要でなければ、すべて380台ということではなく、やはり使えるものはある程度長く使っていただくということも非常に大事じゃないかと思うわけでございます。

そういう意味で、電子化されます事務管理処理からすれば一人1台は絶対不可欠というような答弁もあったわけですが、いずれにしましても、こういう時世でございますので、その辺も考えた中で、ぜひひとつパソコンの所持につきましてもいろいろに検討していただければと思っております。

続きまして、大きな2つ目の市有財産の有効活用でございます。

いろいろなものをやる場合には、当然その周辺の地域の皆さん方にやはり理解を得て、同意を得ないということは、何でもそうであります。やはり旧修善寺町時代に大きなあおした土地を求めたわけでございますので、それもやはり何らかの形で、市長が4日の日にも申し上げておりましたが、国のほうでも、いわゆる更生者のためのそういう施設が不足していると。私も三、四年前には、国のほうでも今、刑務所が大変不足していると。それで、各自治体に、あるいは民間の方でも、その運営をする方があったらしていただきたいというようなニュースもキャッチしまして、あつという間に刑務所のそうした不足分のことにつきましては全国的に引き合いが殺到して終わっているようでございます。

いずれにしましても、国の行政機関が困っていることを率先してやはりしてみるもの、これは大変いいことではないかと思うわけでございます。

そういうことで、その他の有効活用の市有財産も多々あるわけでございますが、いま一度総合的に市有財産の活用、あるいは活用ができないような土地もあった場合は、それをどうしていくか、スピードを上げていくということが一番現在大事なわけでございますので、この辺につきまして、もう一度簡単に述べていただければと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ご指摘のとおりだと思っております。

施設として市が所有する施設で現在使っているもの、これもいいところをあわせて総合的

により運用を広げていけばいいと思います。

それから、今1市になって、使われて活性化されていないところ、それから倉庫等の施設、それから、ちょっと今、消防の統合であいているもとの消防署のようなところ、それから旧4町が合併したことで、おおむねすべての施設が4倍になっているわけですので、それぞれ活用されていないところ、確かにございます。

その中で使えるものは、よりいい形で活用していきたい。そして、使っていない、将来も使える見込みのないところについては、なるべく景観上見苦しくないような、更地にするのであれば更地にするようなことをさらに加速していくべきかなと思っています。

その中でも論点は、特に議員ご指摘のとおり、少しでもまちが元気になることに使えないかということについて、今、企画部のほうが所掌して一つ一つ詰めているところでございますので、なるべく早いうちに議会の皆様にもご報告申し上げたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） 答弁は結構でございますが、非常に前向きに21年度の予算編成で大変多忙の時期を今迎え、切磋琢磨、検討し、進めてくださっていると思います。

いずれにしましても、日本全体の経済が順調に推移しているときには十分なる地方交付税なるものも来たわけでございますが、これからのいろいろな時代の情報等も、市長は防衛省の出身ということで、危機管理には人一倍強い関心と、またそうしたものを兼ね備えている首長でもあるわけです。世界経済の恐慌、あるいはいろいろと暗いニュースばかり新聞、テレビにも放映されておりますが、伊豆市民をぜひとも守る立場から、21年度の予算編成もしっかりとした予算づけをしていただきまして、私の質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで大川孝議員の質問を終了します。

稲 葉 紀 男 君

議長（飯田宣夫君） 次に、3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番（稲葉紀男君） 議席番号3番、稲葉紀男でございます。

それでは、発言通告書に従い、市長に2件の質問をいたします。

現在、伊豆市の数多い重要な課題のうちの一つに、市内産業の低迷による自主財源の低さ、財政力指数が0.6以下であると。これは23ある県の市のうちの22番目という状況が挙げられます。また、質問の2つ目に、合併以来の急激な人口減少、平成19年4月から20年4月までは何と500人の減少があるという、この2つの問題に関する質問です。

まず、1件目の遊休農地の再利用による地場産業としての農業の活性化及び新規事業の創出による所得と雇用の拡大についてです。

2番目の質問は、人口減少、特に社会的原因による人口の流出。先般、市長は年間200人ぐらいが流出しているというようなことも述べておりました。この人口流出を食いとめ、さ

らに定住化促進のために便利性の高い市街地づくりとして牧之郷駅周辺の都市計画、具体的には市街化調整区域の見直しということになると思いますが、これについての質問をいたします。

いずれも市長が日ごろ述べております「まちいきいき」ということの実現のための待ったなしの緊急の課題と考えております。

まず、1点目の農地の活性化による新規事業の創出と雇用の促進についてでございます。

伊豆市においても、これは裏作も含めて考えていますが、休耕田や耕作放棄地がいたるところに見られます。これらの有効使用による新たな事業の創出と支援、育成は、民間の所得の拡大、雇用の促進のため、緊急かつ重要なテーマと考えます。

市長はさきに現在使用されていない農地の現状について、1年かけて調査するということを述べておりました。その調査の結果、農地の現状はいかがなものでしょう。また、その結果を市の農政に対してどのように反映する計画でありますでしょうか。

地域の資源、地域の強みを生かした新たな事業の創出、支援ということでございますが、これについて市長の考え、以下の3点について質問いたします。

1件目は、民間の新規事業の開発、創生の助成のために、現在、市としての企画開発体制はどのようになっていますか。シード、種、もとなる核ですね、このシード探しのためには、個人的な思いつきや発想ではなく、組織的、体系的に検討していく専門性、先見性が必要だと思います。また、広く市民のアイデアや専門家の企画等も求め、それを検討、採用するという、この体制が必要だと思います。また、民間の新規事業の企画、開発に対しての市としての支援についての考えはいかがなものでしょうか。

2番目には、この点に関して、さらに国とか県の研究開発、事業化のための支援の仕組み、制度、枠組み、こういうものを市としていかに活用、利用していくかということについてでございます。

ご承知のように農林水産研究開発においては、産業界と学校、若者と官庁、これが連帯する産学官連帯事業というものが盛んに行われております。また、農水省や県の食料産業クラスター、農業と、さらに食品工業、産業、こういうものが、クラスターというのはご承知のようにブドウの房という意味でございますが、一つのことを幹にして地域のいろんな産業が連帯して事業をなし遂げるといったクラスターが、これはもちろん基本になるのは地場の強みの産業技術、地域の農林水産品、あるいはそれをさらに観光資源として発達していくという枠組みでございますが、こういうものを活用した新商品開発を行うことが挙がっています。

また、中小企業に対しましても、地域の活性化に向けた中小企業地域資源活用促進法というものも検討されているということでございます。

こういうものに対しても、伊豆市として地場の農業を中心とした産業育成の発信地になるということが考えられますので、こういうことについてもいかがお考えでしょうか。

地域ですから、もちろん地域の農協とか、あるいはアグリカルチャー、農業を中心にした

企業等々との連携についてもいかに取り組んでおられますかということでございます。

3件目は、具体的な項目で思いつきのようなことを言って申しわけないんですけども、伊豆市に遊休農地があるとおっしゃいまして、たしか伊豆市の農地が780ヘクタール近く、そのうちで水田が440ヘクタール耕作されていると。不休地が330ヘクタールであるというようなことが前に議員の質問の中にありました。そういうことで、いずれにしても広大な面積ではない。しかも分散しているというのが現状だと思います。

そうした中では、ある意味では限られた農地というものを有効活用していくと。すなわち付加価値の高い農産物、これを目指すということで、よく機能性食品とか機能性農産物といいますが、これは細かくいうといろいろ法的な規制がありまして難しいことですが、一般に体によい農産物あるいは自然産物という意味でとらえていただきたいんですが、そういう目で見ますと、静岡県では既にご承知のように、中部地方におきましては静岡県中部都市エリア産学官連携促進事業というものの中でフーズ・サイエンス・ヒルズというものを構成されています。この中でも数々の例えばお茶を中心としたカテキンリッチの飲み物とか、そういうものもこういう事業の中から生まれてきたと伺っています。

また、県東部におきまして、東部といいましても沼津、三島、富士宮あるいは富士、長泉まででしょうか、富士山麓先端健康産業集積構想、いわゆるファルマバレープロジェクト、バイオクラスターの中ですが、この中でも今言いました機能性食品に関することも幾らかなされていると聞いています。

そういう目で伊豆市あるいは伊豆半島を見ますと、ちょっとおくれているかなという気がします。伊豆市に限らず、伊豆市が伊豆半島の発信地として、こういう土地の利点を生かした機能性農産物、食品あるいは健康素材なんかのこういうウエルネス事業クラスターというものの立ち上げについてどうお考えでしょうかということでございます。

2件目でございます。牧之郷駅周辺の開発についてでございます。

人口減少のうち年間200人もの伊豆市よりの人口流出、これは目下最大の問題と考えます。これを食い止め、さらに人口増加を図るため、伊豆箱根鉄道、JRを使用すれば、首都圏へも通勤可能な牧之郷駅周辺の広い平らな農地は、住宅地としての開発、発展の可能性を持つ伊豆市においては数少ない有望な地域と考えます。

農地の宅地への転換は、地権者、地域住民の合意が基本となることは言うまでもありませんが、現在、法的には何が問題となることでしょうか。改正都市計画法・市街化調整区域というのは、平成18年6月に新たに設けられたということをお伺いしておりますが、この中で市街化調整区域に転換するために、これをクリアするために、また、秩序ある都市の開発、都市の整備を図るために、市として、また地権者として、あるいは地域として、何が必要で、どうしたらいいのでしょうかということについての質問でございます。よろしくお願いたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの稲葉議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） ただいまの稲葉議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、遊休農地及び耕作放棄地の調査ですが、おおむね年内中に終了する予定でございます。この結果を踏まえて、どのような有効活用ができるのか、これから検討してまいります。例えば農業の担い手、また意欲のある比較的若い方々への貸し出しとか、あるいは市民農園として市外の方に使っていただくようなこと、将来的に可能であれば、農業を法人化して会社員としての農業従事というようなことまで発展できればなと考えております。

まず、民間の新規事業の企画、開発体制につきましては、議員ご指摘のとおり極めて高い専門性や先見性が必要になってまいります。このため、生産者のご意見はもとより、農協や県のアドバイスをいただきながら、さらに一番大切な消費者の皆さんの声というものを今まで以上に集めさせていただき策をとりたいと思っております。

民間の企画、開発に対する支援につきましては、本年7月に農商工等連携促進法が施行されました。この法律においては、事業計画を作成して、農政局、経済産業局等に認定された場合に、設備投資減税や低利な融資などを受けられる制度でございます。

今後は、この制度を最大限に活用し、農林水産業者及び地元中小企業者に対して農商工等連携促進法の紹介や事業の掘り起こしを図り、特産品における新商品の開発や消費の拡大策を積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、地元の中小企業者が新たな商品開発等を行う場合には、市場調査を初め試作品の開発や設備投資が必要になります。これらを支援する法律が中小企業地域資源活用促進法でございます。

条件としましては、県による基本構想の認定と地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物等の指定が必要ですが、これらの特産物を使用しての商品の開発、生産等に対して支援が受けられる制度となっております。これらの制度はできたばかりであり、今後、企業者を初め農協や関連業者等にPRを進めていくとともに、連携を図りながら推進をしていきたいと考えております。

このような事業を推進する上で、おおむね皆さん必ず総論は一致するわけでございます。今一番我々に求められているものは、具体的なプランをつくるということ。もう実行計画をつくるということに限ると思います。そのためには事業の主体者と、それから立ち上げるときの経費、この2つをどこまで詰めていくか。そうすると、今までの延長線上には新たな商品開発、新たな事業開発というものはありませんので、やはり異業種の交流というものが要なんだろうと最近考えているところでございます。

農業であれば農業従事者、それから商工会、そして消費者。消費者も我々市民だけではなく、観光がやや不調とはいえ年間400万人もの人たちが伊豆市内に訪れてくださっているわけです。もちろん全員は無理ですけれども、その中でなるべく多くの観光客の皆様は、その

まま消費者でございますので、その声をあわせて、そして私たち伊豆市内の中の異業種交流を進めることによって、どれとどれを結びつけるとより付加価値の高い商品、事業が展開されていくのか、ゼロからのスタート、恥ずかしながらそんな状況でございますが、年度内に農業なら農業、観光なら観光にテーマを絞った異業種交流というものを始めてみたいと考えているところでございます。

次に、病気の予防の機能としての農作物や食品、健康食品につきましては、今大変世界じゅうで話題になっているところでございます。伊豆市におきましても、これら新規機能性食品と呼ばれているもの、この開発あるいは事業化の推進を積極的に図っていきたいと思っております。

市内でも幾つかこのような事業に結びつくと思われる事業主様がいらっしゃいますので、そのような方々の現状分析と、それから行政としての支援策、これもまた具体的にヒアリングを始めたいと思っております。

できれば県の事業でありますファルマバレーの中に取り組みれていくことも必要かと思いますが、これは県との調整も必要になりますので、少し今その方向性について苦慮しているところでございますが、確かに新規機能という名前も魅力的ではありますが、個人的には既にある本物をつくっていくということが伊豆市にとっては一つの魅力なのではないかなと。本物のワサビに抗菌作用がある、本物のシイタケには抗がん作用がある、こんなことをもっともっとPRできるのではないかなと、こう考えているところでございます。

それから、2つ目の牧之郷周辺の開発につきまして、これはもう大変に重大で、かつ大変に難しい問題だと認識しています。

議員ご指摘のとおり、利便性などのさまざまなファクターから考えて、この牧之郷、修善寺駅前、伊豆箱根鉄道の駅周辺のベッドタウンとしての潜在的な可能性、非常に高いものがあると考えています。

伊豆市における都市計画の線引きの経過でございますが、昭和51年10月12日に田方広域都市計画区域の一部として指定されましたので、既に30年を経過している。30年前の法律、制度に縛られて今、我々が大変苦慮しているという皮肉な状態でございます。これは現行制度の解釈の見直しとか柔軟な運用では対応できないのではないかと危惧しているところでございます。

具体的にどんな問題があるかということになりますと、まず基盤整備、これも具体的に県道は12メートル以上つくらなければいけないとか、雨水排水施設整備がなされていなければいけないとか、あるいは公園緑地、駅前広場等々の機能も指定された整備、あるいは実際に開発するとなれば、どういった開発事業者が進出するかとか、極めて具体的で、かつ今の伊豆市にはなかなかない前提条件があります。

それから18年度改正の論点は、1つ目は、都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の建設可能な用途地域について、調整区域はもちろんのこと市街化区域内においても第二種

居住地域や工業地域等への建設が不可能となったと。つまり、現在、瓜生野にございますカインズホームのような施設の新設が18年度の都市計画法の改正で不可能になったということでございます。

2つ目は、準都市計画区域制度の拡充ということで、新たに区域指定する場合の要件緩和、つまり指定権者が市町村から都道府県に移行されたということ。

そして3つ目は、開発許可制度の見直しということで、調整区域における大規模開発は原則不可ということになり、これまで許可不要とされていた社会福祉施設、医療施設、学校、官庁の庁舎等の建築に際しても、開発許可の申請を必要とするということになりました。

それで、幾つかの法律、制度の枠組みが、実際今、伊豆市の現状において、より良質な住宅地をそろえて修善寺駅、牧之郷駅からおおむね五、六キロ以内をベッドタウン化したいという構想については、ほとんどすべてが障害となっております。このように国・県の環境が大きく変わる中で、従来のように国の補助制度、このような制度があるから使えるところは手を挙げなさい。あるいは県の補助制度で、このような補助制度に手を挙げるところは手を挙げてきなさいということでは、我々のような地方の活性化は得られないだろうと思っています。

まず、第一当事者である我々自身が伊豆市をどうしたいのか。住宅地はどのような開発をしたいのか。農地はどのような農業をこれから新規事業としてやっていきたいのか。我々自身のアイデアを構想化する、具体化するということが必要なんだろうと思います。そのために県からどのような補助をいただく必要があるのか。国からどのような補助をいただく必要があるのか。現行法令の中でどこを見直していただかなければいけないのか。これはやはり政治的なエネルギーがかなり必要になってくるだろうと思います。

そこで今、論点整理をしているところでございますので、ご質問の主要部分であります牧之郷周辺につきましては、現行制度を前提としてではなく、今の牧之郷周辺に最も必要で、かつ重要な実行可能な事業化というものを、どこかの事業者さんと一緒になって進めて、それを阻害する要因について、県に理解いただいて一つ一つハードルを乗り越えていくというような手順をとりたいと考えているところでございます。

少し時間がかかるかもしれませんが、これなくして伊豆市の活性化というのは多分不可能なんだろうなという感じがしているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問はありますか。

稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） まず1点目でございますが、市長の考えていること、私が考えていることと大体基本的には一致しているかなと思ひまして、心強く思います。

その中で、3、機能性食品に関してですけれども、実は例えば伊豆市の特産のシイタケ、これを見ますと、我々はシイタケは食べるものだよということを中心に考えていますけれども、実はシイタケは健康にいいよ、これはもう古来から言われていることです。それが最近、

シイタケは何にいいの。昔からシイタケを食べるとせむしにならないよと言われてますね。これが最近では干しシイタケ、シイタケを日に干すと体の中のカルシウムの代謝をよくしまして、今お年寄りが大変悩んでいる骨粗鬆症の予防にもなりますということも、もうちゃんと証明されています。あるいはシイタケを食べると健康にいいよというのが、コレステロールを低下する作用もありまして、数々のいろんな古来から言われていた効能が実証されているというのが現状です。

特にシイタケの品種によって、その有効成分もかなり違うようになったのです。伊豆のシイタケ、天城のシイタケ、中伊豆のシイタケを食べると特にいいよ、なんてことで、そういうことで、これは決して商品として付加価値が高く売れるものではなくとも、例えば小さいシイタケの売れない部分とか、あるいは乾燥したときに落ちるくずみたいなもの、こういうものも使い方によっては立派な健康食品としての良品も開発できると。地元でこういうものがあるということ。

あるいは昔から、実は私、この間、ある温泉に行きまして、そこに入ろうと思ったら入浴剤がありました。天然入浴剤なんです。うちで使ったら、いいですね。すごいいいです。びっくりするほどよかったです。中身を見ますと、さもないここの野原に生えているものが入っています。例えばドクダミがあります。ヨモギがあります。野原でとれるからです。ふと思いました。昔からショウブ湯がありますね。伊豆はショウブ園があるまち。あるいはビワの葉っぱとか、もう地元で本当に伊豆の特産というんですか、山野に見方によってはまだまだ素材としてある。こういうものはまさしく地場の特産ですから、こういうものを利用したものであると思います。要は本気になってやるかどうかと。

そして、今、市長が言われた事業化のためには、本当に何を指すかという、我々はよく開発マップということを行いますけれども、例えば、この商品、既存のものについてどういう競争相手がいるか。全体の市場はどうであるか。事業化するためには幾らかかるかというような、あらゆることを具体的に検討する、その角度と、それから、それを支える財政力と、いいますか、そういうものを追求していくということをして市長さんは言われました。ぜひ何とかして産業の活性化ということについての推進を図っていただきたいなと思います。

次に、駅周辺の開発ですけれども、実はいろいろな難しい障害があるということをして伺いました。しかしながら、伊豆市の第1次総合計画、これは平成18年に向こう10年間を見込んでの伊豆市総合計画というものを作成したと。立派な写真入りでということも伺っています。

その中で、牧之郷地域は市街化周辺に定住人口増加のため地域整備を計画的に進めることが明記されております。すなわち都市計画の見直し、導入を検討し、地域特性を生かした土地利用を推進し、不必要な土地利用の抑制を図るといってもいわれています。さらに、この計画は10年計画ですので、10年全般にわたってその基本構想を見直すということも策定されています。さらに、3年間を単位とした基本ではなくこれ実施計画、この計画も毎年行くとされています。

計画から既に3年、3年目は見直しということがうたっています。旧法、平成18年の改正以前から、牧之郷地域が市街化区域であるということは明らかなことであります。計画の牧之郷周辺の土地開発をするためには、今申しました市街化調整区域の解除、見直しということが当時から前提となる第一条件であるということは明らかなことだと思います。

この点について、この3年間、国や県との間でどのような交渉や話し合いがなされたのか。その実情と進捗状況について伺いたいと思います。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 見直し条項があるのは承知しておりますが、私の受けた報告では、正式に県に対して見直しの申し入れをしたことはないというふうに報告を受けております。

それで市街化区域、牧之郷では沖の原地域なんです。今の制度の上に立ってあそこを広げようとする、駅前あるいは沖の原地域、駅前の牧之郷との接撃部のあたりなんです。その人口密度がしかるべき水準までいかないと広げることができないわけですね。そうすると今沖の原なんかであいている土地にもっと住宅地をつくって、あるいはアパートをつくって、人口密度を上げなければいけない。そうすると、私はそのようなまちづくりはうまくいかないだろうと思っているわけです。

やはり伊豆まで来るのは、もちろん伊豆市内では、駅周辺、牧之郷周辺というのは、まち場ですけれども、そこに2Kのアパート、2DKのアパートが幾らふえても、決してそこは魅力ある伊豆に住んでいいなというような住宅地にはならないだろうと。やはり20坪ぐらいの畑があり、3台ぐらいのカーポートがあり、だけど駅から二、三分ですよというところで初めて伊豆箱根鉄道沿線の北側の地域よりも伊豆らしい魅力ある住宅地になるんだろうと思います。したがって、今の制度が前提だと、私が考えている魅力あるベッドタウンとしての開発というものは難しいという認識をしているところです。

ですから、県との話をこれから進めますけれども、抜本的に見直ししていただかないことには、伊豆の魅力を十分に発揮するようなまちづくりにはなっていない。その見直し方、それがどういう条件、どういう環境になったときに、県との話を正式に持ち出すかということ、今、少し検討しているところです。

この計画そのものは田方広域ということですので、伊豆だけでできるかどうかということも、やや事務方の中では論点としてあるんですが、私は伊豆市長ですので、伊豆の活性化のために向かうべき方向と、それから、それを阻害している現行制度について県と話し合うということについては、特段の制約はないんだろうと思っています。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） よくわかりました。要するに市街化調整区域の指定解除のための今後の取り組みは、これからいろんなことで詰めてということでございます。

1 つには、例えば中核都市、30万人以上になると、かなりのそういうことの権限が市に移譲されているということも伺っております。あるいは、中核都市までいかなくても特例市、人口20万人以上になれば、ある程度そういうことも都市計画の範囲だと思いますが、権限もあるというふうにも伺っております。

そういうことについての、これは伊豆市の将来、市町村合併をどうするかということにも関連するときの中身ですけれども、きょうはそこまでいくような質問は差し控えておきます。そういうこともあるのではないかと思います。

さらに、やはり今の市街化調整区域を現行の都市計画法の中でクリアするという、何かスポット的なゲリラ的な、分家のために田んぼの横にうちを1軒建てましたよと。通る道は農道ですと。それがあちこちに散在していますというような形のいわゆる農地転用を今伺いますと、それもできない、困ったという話ですけれども、そういう中での開発というのはどうしても限界があると思います。やはり伊豆市全体を対象としたマスタープラン的な、あるいは人口密度、人口フレーム等々を勘案した中で、こういう新たな制度、あるいは拡大についての見直しを図るということが必要かと思えます。

全体的な地域としての、伊豆市としての、あるいは牧之郷区域としての基本的な考えをどう固めるか。どういうふうなまちに伊豆市になってほしいかというふうなことも、ぜひ身近な現実の問題ですもので、地域とも一緒に進めていくことが必要かと思えます。

あるいは、地域住民の意見書とか要望書というようなことが、県や国を動かす一つの道具とか手段になり得るのかどうか、そんなことも含めて最後の質問といたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 一番最後のところ、大事なところだと思います。

やはり市長として動く場合に一番大きなエネルギーというのは市民の皆さんの声ですので、可能な限り開発事業主とか、あるいは行政だけではなくて、牧之郷であれば牧之郷、駅前であれば駅周辺の皆さんの意見、何らかの形でもし整理していただければ、私にとりましても大変大きなエネルギーになりますので、ぜひよろしく願いをいたします。

議長（飯田宣夫君） これで稲葉紀男議員の質問を終了いたします。

これより休憩をいたします。

10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時44分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

内 田 勝 行 君

議長（飯田宣夫君） 次に、8番、内田勝行議員。

〔8番 内田勝行君登壇〕

8番（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

答弁を求める者、市長。

学校再編後の土地活用について。

学校統廃合の問題は、合併当初からこれまで、幾度となく一般質問で取り上げられてきました。平成18年5月には、土肥、湯ヶ島、中伊豆3地区において「学校統合を保護者から意見を聞く会」を開催、また、本年11月には、天城、修善寺、土肥、中伊豆4地区で「伊豆市の学校再編成を語る会」を開催いたしました。これまでの経緯から、大方の市民、保護者の方は、避けては通れない問題であると認識し、次の関心事はどのように再編されるかに移ってきている感がいたします。今後さらに具体化され、当該地域となった場合、地域住民は土地の有効活用を強く迫るのは容易に想像できます。

そこで、2つの質問をいたします。

この問題をどのように考えていますか。

これからどう対応していきますか。

以上です。よろしく願いをいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの内田議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

対象となっております学校、仮に再編されましたら、その後なるべく早く、可能な限り地域の活性化に結びつく活用の仕方を模索したいと考えております。例えば宿泊施設つき研修センターでありますとか、あるいは体験農園用の宿舎など、または地域の防災センタープラス文化施設のようなものに転用できないか。これはまた地域の皆さん、あるいは企業の皆さんとも話を率直にさせていただきたいと考えているところではございます。

ただ、でも対象となっている学校の方向が決まる前に具体的な計画、具体的な交渉に進むということは、これはまたいろいろな問題が生じてまいりますので、その後のことに関しましては大変苦慮しているというのが正直なところです。いずれにしても事業展開していただける企業などの交渉には数カ月から数年はかかるでしょうし、他方、もし実際に学校が閉鎖されるとなれば、なるべく早く入けのない期間は解消したいと思われるでしょうし、正直なところ水面下での下準備を進める程度のことについては、議会の皆様にもご理解をいただきたいと考えているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

内田議員。

8番（内田勝行君） 再質問します。

今の答弁は想定範囲で、私は答弁がいただけないと思っていました。なぜかといいますと、まだこれは決まったわけではないですから、通告書を出した後、まずかったなというふうに反省をしました。

しかしながら、基本的な考え方、これをとにかく伺いたかったということでありまして、丁寧な前向きな答弁を今いただきましたので、大変よかったと思っています。

そこで、二、三、質問いたします。

大変不謹慎な質問になろうかと思いますが、仮に小学校が4つになったと。そうしますと8つの学校が閉じるわけですね。これは段階的にしても、このイメージ、ダメージというのは相当大きいわけで、これを有効に活用できるかできないかで伊豆市あるいは市民に及ぼす影響というものは大きく変わってくるのは説明するまでもないわけですが、先ほど市長のほうから、宿泊体験あるいは防災、そのように活用していくということで、今、答弁をいただいたわけですが、さて、じゃ、学校が決まった時点で、どのタイミングでこういう問題に着手するのか、あるいは、どういう活用の仕方、そういう方向性をどういう形で作り上げていくのか。地域住民の意見、そういうものも当然反映をすることは思うんですが、具体的にその辺の考えがあれば教えてください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 現時点で具体的にももちろんどこがどうということはありませんが、ただ、その場合には周辺の地域の特性等も関連性があるんだろうと思います。当該対象となる学校の周辺が、町なかなのか、いわゆる市民農園型開発に適したところなのか、あるいは、ご存じのような伊豆の地域の中ですので、防災のことを考えますと所々にヘリポートが必要なんです。現時点においては中型のヘリポートも、いざとなればおられるけれども法律上はおりられませんというところが、私が心配している地域、所々あります。

そうすると、その中で転用して使うという場所、それから将来のヘリポート適地としてなるべく広い土地を活用したいところ、それぞれあるんだろうと思います。それは今、教育委員会のほうでいろんな意見集約されておりますけれども、その方向がある程度見えてくれば、私のほうも次のステップを踏む方向に足を踏み出させていただきたいなと考えているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 内田議員。

8番（内田勝行君） 最後の質問になるかと思いますが、閉校した学校を有効活用できるか、できないかによって、先ほども言いましたが、影響が多大なわけでありまして、私が大変危惧しているのは人口減少、これに拍車をかけては困るわけで、廃墟にしてはならないと。絶対にこれだけは避けていただきたい。

仮にそうなりますと、私の主張しておる嫁不足、こういうものにも拍車がかかるわけで、ひいては少子化が加速するといふことは、一つもないわけでありまして、ただ、地区の人におかれましては、シンボルがなくなったという寂しさ、そういうものを前面に主張するわけですが、それもよく理解できるわけですが、それよりもこのことが過疎化、あるいは今、騒がれております限界集落、こういうものにつながるの皆さん恐れているところじゃないかと、このように思います。いずれにしても伊豆市の利益になるような活用方法をぜひ目指してもらいたい。

そこで、1つ質問いたします。

よくこれは行政がとる手法の中に、委員会を立ち上げて、ここに諮問すると。仮に土地活用審議委員会、こういうものを新たにつくって、ここへ諮問して答申を得ると。これも進めていく上での手法の一つにするのかどうか。そこをお聞かせください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 一番大切なところで、廃墟にして朽ちていくということは絶対に避けたいと思っています。これは、やはり市の中に廃墟が残る、それが朽ちていくということは、一つにはもちろん経済的にはマイナスですし、何といても人の心が落ちていく。このような状況は絶対に避けようと思っています。

次の委員会、審議会をつくるのかというご質問でございますが、これは正直申し上げてちょっと悩ましいところで、確かに市長は独裁者ではありませんので、自分でどんどん決めて進めるということは廃すべきなのかもしれませんが、他方、委員会、審議会というものを隠れみにはしたくない。いずれにせよ市長の方向を市政は問われるべきですし、やはり責任を持って行政を進めているわけでございますので、委員会、審議会のあり方そのものについては、ちょっと私自身もどういう方向がいいのかなと考えているところでございます。

ただいまの学校の問題に関して委員会、審議会を立ち上げるのかにつきましては決めておりませんが、教育委員会との問題もありますし、何らかの形で必ず地元の皆さんの意見はそんたくをもちろんいたします。ただ、その民意を問う形式については、まだ考えているところでございます。ぜひまたアドバイスがありましたら、いただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） これで内田勝行議員の質問を終了します。

三 須 重 治 君

議長（飯田宣夫君） 次に、19番、三須重治議員。

〔 19番 三須重治君登壇 〕

19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

通告に従いまして2点市長に質問をさせていただきます。

最初に、市営施設の評価について。

施設の建設に当たっては、住民の暮らしや福利の向上に役立つとか、施設そのものの採算性や市内外への経済効果を図れるか等々検討に検討を重ねて実施に向かうものだと思います。そして建設後は、その施設が当初の目的どおり機能しているか常に検証をすることは大変大切なことだと思います。

そのために評価表をつくり、常に検証しておけば、いつでも情報公開の要求にも対応できますし、無駄の排除にも効果が上がると思います。評価表による緻密な検証を提案いたしますが、市長の所見をお伺いします。

次に、市民が納得する行政改革ということで質問させていただきます。

財源の乏しい自治体は、職員給与を下げたり職員採用も大幅に控えたりと痛みに耐えています。さらに外部委託していた業務も極力内部で処理したり、あらゆる面で合理化に努めています。そのような姿を住民が見て、我々も一緒に頑張ろうといった声があがり、官民一体で同一方向を見据え、金銭的には厳しくとも、心豊かな自治体形成ができ上がっているといったような紹介がマスコミで取り上げられています。

この不況の中、歳入増は難しく、住民に対しても今後サービスの低下や負担の増を求めるケースが多々出ると思いますが、市民の理解を得るには、まずみずからが痛みをもって事に当たるべきだと思います。そのために次の2点を提案し、市長の所見を求めます。

1つに、職員採用計画は、合併協議会において退職者の3分の1とありますが、4分の1、5分の1の採用とさらに加速させ、一年でも早く適正職員数にすることが住民の求める行革の第一だと思います。

2番目、勤勉手当は官民格差の是正のために設けた手当です。今日、民間では労働者の3分の1が年収200万円以下とも300万円以下とも言われています。さらに昨今の世界不況により失業者はふえ、個人事業者も廃業に追い込まれるケースがふえているとのこと。このような状況では、格差を是正する根拠は全く見当たりません。ただ、子育て世代は幾ら金があっても足りないということも事実ですので、そこは子育て教育手当といったような手当で補えばよいのではないかと思います。適正職員数になるまではワークシェアリングの原則で職員にも協力を求めるべきだと思います。

ここに書いてありませんが、少し追加させていただきます。

平成25年までに合併協定項目をやればよいという発想ではなく、前倒しするほうが合併効果が出て市民にプラスになるということならば、積極的に前倒しをすべきだと思いますし、議会も合併協の確認事項をさらに検討し、議会の目的や機能を損なわないように配慮し、定数22名をさらに2名を減じ20名にする努力もしました。それもこれもすべて経費の節減を図り、その浮いた財源を住民サービスに使い、合併効果を市民に実感してもらいたい。そして、市民生活の向上に少しでも貢献したいという願いからです。

市長は460名の職員の長であるとともに市民の長でもあります。私はもう少しスタンスを市民寄りにしてもよいのではないかと感じております。行革の根幹について大事な2点です。

市長の所見をお伺いします。よろしくお願ひします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの三須議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、市営施設の評価についてでございますけれども、個々の施設に関する緻密な評価表が必要であるとのこと指摘は、そのとおりだろうと思います。

ただ、私はその前提として、伊豆市には伊豆市内にある施設全体を鳥瞰する視点というものがまず必要なだろうと考えているところでございます。その意味では、実は現行の指定管理者制度に関しても、やや疑問を抱いているところでもございます。

これは、これから検討を要するところでございますけれども、新たな方向として、指定管理は施設の維持管理に限定し、事業運営は体育施設なら体育協会、文化施設なら文化協会、観光施設なら観光協会に、つまり第一当事者をお願いできないか。その制度設計を現在検討しているところでございます。

私は戸籍の管理や税などの純粋な公務以外の市の事業、特に収益事業については、行政と民間の線引きをぎりぎり決めていくよりも、お互いに知恵と力を出し合って、少しでも収益をふやすことにエネルギーを集約していくべきであろうと考えているところでございます。

2つ目の行政改革の問題でございますけれども、まず合併した16年度から19年度までの4年間で退職者は81人、採用者は20人と4分の1を下回っておりますので、集中改革プランにある3分の1よりも進捗は早くなっております。20年度におきましても退職予定者20人に対して21年度新規採用職員を3人と、組織を維持していく上でぎりぎりの人数に採用者を絞っているところでございますので、その進捗の度合いについてはご理解をいただきたいと思ひます。

次に、勤勉手当でございますけれども、これは現在6月と12月に支給しておりますが、人事院が毎年、民間給与実態調査により把握し支給割合を改定しているもので、本年度の改定はありませんでした。

ご提案いただいた子育て教育手当を支給して子育て世代の職員を応援するというのは、非常におもしろいアイデアではあるんですが、私もかつて国家公務員で、人事と給与制度に手をつけるというのは非常に難しい。現行の特別な身分制度の中で、ここに手を入れるというのは、かなりのエネルギーを要してまいりますし、市でできることは非常に制約をされております。

そこで私は、先般行政報告で申し上げましたとおり、市長の権限で速やかにできて、かつ行政改革の目的をより果たすであろうと考えまして、まず今の伊豆市役所においては、組織のスリム化、フラット化、それによって意思決定等実行のスピードがアップされて、急激に変化する社会に対応していく組織をつくりたいというようにウエートを置いたわけでござい

ます。

その点に関して、私のやり方に関しましては議員の皆様からも別の意見は多々あると思いますが、来年度についてはこれでやらせていただいて、その成果について、また年度途中であってもご議論いただきたいとお願いを申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 再質問はありますか。

三須議員。

19番（三須重治君） 最初の市営施設の評価についてですが、今の時代、やはり戦後、主権在民という、そういう中で行政をやられているわけですが、説明責任というのが非常に求められていますよね。この間も天城温泉会館、あそこで公聴会があったわけですが、私も参加しまして、そのときに、やはりきょうまでの経過を説明してくれという質問がたしかあったと思います。そこで市長は、きょうまでを振り返ることよりも、これから先のいい妙案を皆さんからきょうは受けたいんだという答えだったと思います。

言っている意味はわかりますが、ただ、私もあのときは、やはり私も修善寺の人間ですから、あそこはどういう目的で立ち上がったのか、何か気がつくのはやはりわからない部分もあるわけです。それで、今までどんな手が打たれて、きょうを迎えているかということも、なかなかわからない部分もあります。議員の私ですらそういう部分があるわけですから、そうでない一般の方々はずいぶんその辺のところを詳しく知りたいというものがあったわけですが、終わってから少し皆さんの声あたりも聞きますと、やはりその辺の説明もぜひ欲しかったというようなこともありました。

ですから、私はやはりその辺の説明をするにおいても、あのときたしか市長は、温泉部分の一番の撤退理由が、プロがかかってやったんだと。しかし、それだけの人がやってできなかったものを素人である役場の職員がかかってやってもなかなかうまくいかない。ですから温泉部分は撤退したいという、私もそれはもう同じ考え方を持っているわけですが、ただ、あの中で、それだけが撤退理由にされても、聞いている方々が、あそこを必要だと、ぜひ残していただきたいという声も結構ありましたよね。その人たちの説得には少し材料が不足しているなというふうに感じました。

ですから、私は常日ごろ、先ほども通告の中で申しましたように、やはり毎年毎年とか、2年に1回、3年に1回と検証の中で、こういうふうな過程を踏んできたんだと。そこで、やはりきょうここに至っては撤退するしかないんだという、そういう丁寧な説明ができるような、そのためにもやはり平素の検証というのは非常に大事だと思っておりますので、たまたま今回、指定管理者制度の継続も上程がされているわけですが、その中の説明をされて、我々がそれをまた否決、可決、判断を迫られるわけですが、そんな中でもやはりそういった丁寧な説明書がついていないと判断のしようがないわけですので、そんな意味からもぜひ評価表というものを求めるわけですが、その辺のところをもう一度、市長からお答えを聞きたいと思います

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、個々の評価表をつくらないということではありませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

いろんなところから、実はほかの方からも、一つ一つの施設の状況がわからないのにイエスもノーもあるかというようなことございまして、そのとおりだと思っておりますので、しっかり議会の皆さんに判断していただける裏づけとなる資料は提示をさせていただきます。

その上で、説明責任についてはそのとおりでございまして、あのタウンミーティングは市長として方向を決めるためのタウンミーティングでしたので限定をさせていただきましたが、過去の経緯等につきましては当然、広報いずに載せるのか、どのような形がいいのかわかりませんが、そこはしっかり教訓を得るためにも、市民の皆様には説明はさせていただきたいと思います。

その際に、これはお願いになりますけれども、できましたら議会の皆さんにおかれまして、それぞれの地域等で議会報告をやっていただいて、それも変な話、行政の糾弾になっても結構ですので、今多額の補助金を負担しているところ、これは皆さん、予算決算の内容をご存じなわけですから、むしろ将来どの方向に向かうべきであるのか、そんなことをもшыっていたのであればありがたいなという気もしております。

行政は行政サイドで今まで以上に過去の経緯も含めて情報提供していくことは進めてまいり所存でございます。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） ただいまのほうはよく理解できましたので、よろしく申し上げます。

次に、市民が納得する行政改革というところですが、市長は行政報告だとか6月の一般質問の別の方の答弁でも、やはり自分が考えているのは、そういう組織の改編、フラット化にして、それを行革の一番の目玉にしたいと。そこを当面は考えている。そのこと自体は全く結構なことだと、私も大賛成するわけですが、私からしたらそれだけではまだまだとても手ぬるいじゃないかと。やはり目標数、職員数というの、まだ25年には時間があると。だから、そこは25年いっぱいになって考えはしないけれども、二、三年前に考えますけれども、まずは400人を目標にして、そこまではいきたいんだということですが、やはり私は400人というのはだれが考えても絶対に多い数字だと思います。

それと、伊豆市は非常に面積が大きいと。ですから、やはり人数も余計にいるという説明、それは市長でなくてもいろんな人が、行政サイドの中でもそういうことを言う人があるわけですが、ただ83%が山林ということですよ。じゃ、その山林の部分へ伊豆市として行政マンをどれだけ配してあるのかなと。伊豆の国市であるとか、別の自治体に比べて、山林が多いから、そこへ特別にどれだけ人を配してあるかということも、私はそれほどしていないんじゃないかなと。だからむしろ人が住んでいるエリアのほうが、よほど人手やお金がかか

るわけですね。そういうところはたったの17%しかない。むしろほかに比べたら人手もお金もかからないんじゃないかなという、私は逆の発想をするわけですが、その1点を先に少し市長の見解を求めたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 400人が目標なんです、これが多いか少ないかというのは、仕事の仕方との議論も関連します、なかなか難しい。よく函南町の270人と比較されるんですが、ごみ収集とか、それから庁舎内の掃除とか、それを外がやるか、市役所がやるかというのは、余り生産的な議論ではないだろうと思うんです。職員がやろうが、ほかの伊豆市民がやろうが、同じ作業で同じ所得であれば、つまり市内全体のGDPを見たときには何ら変わらないわけなんです。ですから、その議論は、市全体を見たときには余り有益ではないだろうと思うんです。

私が今回組織の改編にこだわっておりますのは、これは市役所だけではなくて伊豆市の中で今一番欠落しているのは、事業の企画立案という機能だと思っております。残念ながら大企業がありませんので、シンクタンク的な事業提案とか企画立案するという、まずシンクタンクそのものがありませんし、それから大変残念なことに、それを手がけるだけのエネルギーが民間のほうになかなかない。

観光協会とも先般からじっくりお話をさせていただいたんですが、観光戦略を構築すると言われても、話はわかるけれどもマンパワーがない。私は今の伊豆市を見たときに、あしたの心配をしなくて純粋に市を活性化するための施策を考えるシンクタンクとなり得るところは、市役所しかないだろうと思うんです。したがって各課ごと、少しマンパワーをつけて、各課というのはそれぞれ独立色が強いところですので、そこで一つの事業の企画立案というものをしていく。そして、それを実行、事業化したら、民間の事業者の皆さんに声をかけて、立ち上げ経費について相談をしていくということが、今、伊豆市の中で全般を見たときに一番欠落している機能だろうと、こう考えているわけでございます。

そのために組織に今はこだわっているところがございますので、その経過というものをまた皆さんにチェックしていただければと思っておりますのでございます。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 市長の言っているその部分、よくわかるんですよ。そのとおりだと思いますし、ぜひ努力をしていただきたい。

でも、その一つだけでは、やはり住民は納得しないと思います。やはり今回のごみ問題、はたまた水道料金の調整もありますよね。ですから、水道料金にしても、じゃ、なるべく低い値段ということで均一化、料金設定ができれば、ありがたいことであるし、ごみにしても、だれでも無料にこしたことはありませんよね。やはりそこがぎりぎり我々も行政改革をやってきたんだと。その中で住民の負担も、ここまでは出していかなければもう無理なんですよ

という中で出されて数字でしたら、私は市民というのは納得を十分すると思いますけれども、だからやるのが逆じゃないかなと。

だから、私はやはりもう少し行革のほうを、すぐにすぐにそれは目標職員数になんてなるわけありませんから、だから目標はちゃんと決めておいて、そこまでにいくんだという、我々はそこを目指しているんだと、それを市民にわからせておいていただいたほうが、何年かすればそういうふうにならなると。財政力もまたこういうふうになりますよというものをやはり示しておけば、市民もそれまでの我慢だねというようなことにもなりますから、私はそういう部分を、先ほど申しましたけれども、前にも市長ははっきり目標数を出さないということをおっしゃっていますが、私は出すべきだと。それで、市民にもやはりそれまで我慢しろよとか、そういう頑張りも市民の中にも出ますので、ぜひその辺のところを再度お願いしたいと思いますが、それについての見解を求めます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 当面の集中改革プランにあります400人の目標、これは先ほども申し上げましたとおり進捗が当初の計画より早目に進んでおりますので、まずは400人まで削減をしていき、その次の目標に関しましては少しじっくり考えたいと思っております。

と申しますのは、四、五日前の報道だったと思いますが、伊豆市は県内の他の市町と比べますと財政力に比して公共サービスが高いようなんです。財政力はもう一番ぎりぎりなんです。公共サービスは実は県内のちょうど平均ぐらいで、行政改革も不十分かもしれませんが、実は公共サービスのところが体力に比してちょっと高いところがある。そこをどういうふうに整合性を図っていくかというところで、市役所の中のどこまでやるかというところのバランスになってきますので、ちょっとこれは二、三カ月検討して4月1日に結論が出せるということではないと思いますので、集中改革プラン以降の目標については、もう少し目標設定まで時間をいただきたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） そういう私の申しましたものは理解していただいたということで、ぜひ姿勢は前向きに進めていただきたいと思っております。

では、質問を終わらせていただきます。

議長（飯田宣夫君） これで三須重治議員の質問を終了します。

梅原泰嗣君

議長（飯田宣夫君） 次に、2番、梅原泰嗣議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

2番（梅原泰嗣君） 2番、梅原泰嗣。

市民税の減収に伴う対策について質問をさせていただきます。

平成20年度伊豆市一般会計予算書によりますと、市民税の予算額が前年度対比約1億円の減収額になっております。ここ数年に見られる団塊世代の退職、市内企業活動の硬直化等の影響による減収見込みと考えられますが、市税の約37%を占める市民税は市財政歳入のウエートも高く、将来的に歳入歳出のバランスが危惧されます。

しかし、市の人口が減少していくということからも、短期的に好転する状況も考えにくいので、長期的な対策にならうと思いますが、市民税の減収に対しての対策についてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの梅原議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 予算規模、今年度で約140億円ぐらいの伊豆市にあって、独自の財源というのは40から45億円程度しかございません。それで、その8割ぐらいが住民税と固定資産税でございますので、人口減少というのはまともに伊豆市の体力を奪っていく、そのとおりでございます。

そこで、年間350から400人ぐらいの人口が減少している。これを食いとめるために、出生数の増加、就職などの社会的人口流出の防止、そして、市外からの家族の誘致、これなどを単一の対応策ではなくて総合政策を駆使して初めて人口減少に歯どめがかかる。つまり市民税の減収に歯どめがかかるということなんだろうと考えております。

その際、新たな企業誘致というもの、これももちろん魅力でございますけれども、むしろ現状におきましてはその反対で、企業が外に外にというようなことがございます。現に市内にある企業に出ていかれないための施策というものは、一つの企業を誘致するということと一つの企業が出ていかないようにするということは、これはほぼ同意語でございますので、そのような努力も研究していくべきだろうと思っております。

まして市内にある事業者様が事業を拡大していただけるようなことがあるとすれば、行政としてもできる限りのご支援を申し上げたい。そのようなことに市民の異論はないのだろうと思っております。

仮に、そのような市内にある事業者が事業を拡大することに阻害する動きがあるとすれば、なканずく議会の中にあるとすれば、私はそのような活動に対しては全力で闘っていきたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問はありますか。

2番（梅原泰嗣君） ございません。ありがとうございました。

議長（飯田宣夫君） これで梅原泰嗣議員の質問を終了します。

森 良 雄 君

議長（飯田宣夫君） 次に、12番、森良雄議員。

〔 12番 森 良雄君登壇 〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

まず、ごみ袋の値上げ、ごみの有料化について質問させていただきます。

ごみの有料化という名目でごみ袋の値上げがされようとしています。ごみ袋の値段は、今でさえ伊豆の国市よりも高いごみ袋を使用しています。値段の削減努力はしましたか。ごみ袋の原価削減のための努力をしていましたら、どんな努力をしていたのでしょうか伺います。

多くの市民が有料化には反対しているのは承知していますが、市長は伊豆市の民主主義を唱えています。民主主義とは多数決の社会です。それでもごみ袋の値上げを進めますか、有料化を進めますか、伺いたい。

いろいろな値上げの理由を挙げています。健全な環境を維持し、将来の世代に引き継ぐ。循環型社会の形成に向け、ごみの少ないまちをつくる。リサイクル率が計画を下回っている。最終処分場の埋め立て容量の限界対策だ。伊豆市廃棄物減量等推進審議会の提言だ。これらの理由から、ごみの減量対策として、ごみ袋の値上げをする。

もっとも、ごみ袋の値上げとは市長は言っていません。ごみの有料化とおっしゃっております。ごみの有料化は国の指導でもあると言っています。国とは省庁はどこでしょうか。環境省ですか。指導の内容を伺いたい。

健全な環境を維持し、将来の世代に引き継ぐ。循環型社会の形成に向け、ごみの少ないまちをつくる。最終処分場の埋め立て容量の限界対策。この3つはもっともなことです。

しかし、ごみ袋の値上げとどんな関係があるのですか。ごみの有料化との関係を伺いたい。市民に負担を押しつけるものではありませんか、伺いたい。

さて、リサイクル率が計画を下回っているようですが、リサイクル率の向上のためにどのような対策を立てていますか。どのようなことをしてきましたか、伺いたい。

現在のごみ袋の値段を比較しますと、伊豆の国市のごみ袋の値段は15リットルで1枚5円、30リットルで7円、45リットルで9円、伊豆市では20リットルが8.4円、30リットルが8.9円、45リットルが10.4円です。これは一部ですが、間違いありませんか。

ごみ有料化の目的ですが、ごみの減量化とリサイクルの推進、ごみ処理費用の負担の公平化、ごみ減量化・資源化のための費用の活用が挙げられております。ごみの減量化とリサイクルの推進について、ごみになりにくい製品の選択、リサイクルに対する関心が呼び起こされると言っていますが、伊豆市民だけでできると思いますか。社会全体で対処すべきものではありませんか。

さて、今までごみの減量化を図るためにどんな施策をしてきましたか。収集回数を減らした以外にしましたか。リサイクルに取り組みましたか。どんな計画がありましたか、伺いたい。

どんな施策がありましたか、行われましたか、伺いたい。

ごみ処理費用の負担の公平化が挙げられています。減量化やリサイクルに取り組む人、無

関心な人、意識しない人に対するようですが、減量化やりサイクルに取り組む多くの市民がいることを承知していますか。ごみ減量化やりサイクルに取り組む人、関心を持っている人、意識している人にとっては、値上げの何物でもありませんが、いかがでしょうか。

減量化やりサイクルに取り組む人と減量化やりサイクルに取り組まない人、意識しない人、無関心な市民がどのくらいいるか承知していますか、伺います。

一部の無関心、無意識の市民のために値上げをするものではありませんか、伺いたい。

市長の言う負担の公平化とはどのようなものですか。この公平化とは、多くの善意の市民を裏切るものではありませんか。伺いたいと思います。

ごみの減量化・資源化のための費用の活用が挙げられています。一般会計で有料化した部分をお使いになるようですが、一般会計ではうやむやになるおそれがありませんか。値上げ分は収集業者のための収集費用に回されませんか。

本年、収集回数が減っています。回数が減った分の費用はどのようにしましたか、どのくらいありましたか、伺います。

ごみの減量化・資源化のための計画はどのようなものと考えていますか。費用はどのくらいを考えていますか。どんな施策を考えていますか。どのくらいの費用の投入を考えているか、伺います。

伊豆市民のごみの問題の悩みをご存じですか。

一番は分別の難しさなのです。

次は職員の対応の悪さ。市の職員、センターの職員、作業員、収集業者で対応や説明が異なる場合もあるんです。

有料化で市民の悩みは解消されるでしょうか。このようなことは今すぐ解消していただきたいと思います。いかがでしょうか。

市民の費用負担について伺います。現在と比べてどのくらい負担がふえると考えていますか、伺います。

ごみ処理券、一般廃棄物処理施設搬入券、施設搬入券、これらについては新しく負担がふえるのです。どのくらい負担がふえると考えていますか、伺います。

ここに書いておりませんが、特に年末になったら、皆さん軽トラックに荷物を満載してセンターへ行くのではありませんか。膨大な費用負担がふえると思いますよ。これらは現在どのようにしているのですか、伺いたい。

ごみ処理券、一般廃棄物処理施設搬入券、施設搬入券について伺います。

市民の不満の一つには、先ほど述べたように職員や作業員、収集業者の傲慢さ、対応の悪さ、説明に違いがあるなどがあります。このような中で、職員の裁量で金額が決められるようですが、問題が発生するとは考えませんか。伺いたいと思います。

未曾有の経済危機が始まろうとしています。このようなときに公共料金の値上げについての市長の見解を伺いたい。

次に、修善寺道路の有料化と魔の交差点横瀬交差点について質問させていただきます。

この問題は、この質問書を書いた時点と現在では大きく様子が変わっております。ごらんになっているように横瀬地区、瓜生野地区の傍聴者もたくさん来ております。

この11月14日に事故に遭った方は、お亡くなりになったということです。ご冥福を祈りたいと思います。

この質問を始める前に言っておきたいんですが、これは行政による災害事故だということ了指摘しておきたい。修善寺道路の開通にあわせて、横瀬交差点の信号は歩行者と車両が分離された歩車分離式のスクランブル交差点から現在のような歩行者と車両が同時に動く信号と変わりました。これについては市長もご存じだと思いますが、いかがでしょうか。

当時から歩行者の巻き込まれる事故が予想され、危険性は指摘されていたようですが、この11月14日の午後、また人身事故が発生しました。事故の内容はご存じですか。ご承知なら教えていただきたい。過去の事故についても市当局は把握しているようでしたら教えていただきたいものです。

さて、横瀬交差点の危険性は、その変則の3差路という形状からも容易に考えられます。交通量の多さからも、交通渋滞や長い信号を待つ歩行者は信号を2回待たなければならないという場合もあります。いろいろな問題を要する危険な交差点です。

多くの市民は修善寺道路の無料化を望んでいます。横瀬交差点の渋滞解消のためだけでなく、交通量を減らし、横瀬交差点の安全のためにも、早期の修善寺道路の無料化が必要です。修善寺道路の無料化について市長の考えを伺いたい。

市民の中には、修善寺道路と伊豆中央道路を混同している方もおります。市長は修善寺道路がどこにあるとお考えですか、確認したい。

次に、新型インフルエンザについて伺います。

新型インフルエンザの発生が懸念されています。発生した場合、国民の半分は感染するおそれがあるとも言われます。万全の準備と対策で被害を最小限に抑えることもできるとも言われています。市民への周知と準備状況について伺います。

教育長にも同じく伺います。

発生した場合の幼稚園や小学校、中学校の対応はどのように考えていますか、伺いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） ただいまの森議員の質問に答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） ただいまのご質問のお答え申し上げます。

まず、ごみ袋は、近隣市町の状況を調査するとともに製造メーカーと協議し、袋の材質をこの10月1日から変更いたしました。製造原価が削減され、購入価格も下がるものと期待しております。ただ、この新しい袋は在庫がなくなり次第販売されますので、来年1月ごろか

ら店頭に並ぶものと思われま。

次いで、議会制民主主義において多数決原則が適用されるのは議会においてです。そのため議会において、必要にして十分な情報を開示して、ご理解をいただく努力をこれからも継続してまいりたいと思います。

今回のごみ有料化については、多くの議員の方々から手順が適切でないとのこと指摘もいただき、市長としてもその指摘が妥当であると真摯に反省し、今後、約半年程度をかけて市民の皆様にご説明申し上げて、ご理解をいただく努力をしてみたいと思います。

次に、政府からの指導ですが、平成17年5月26日、環境省告示第43号「廃棄物の減量その他の適正処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」、これに有料化の推進についての指導があります。

その中で、地方公共団体の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」と記されております。

次に、現在計画しております処理手数料は、有料とするのは燃やせるごみ及び粗大ごみを対象としており、資源ごみについては対象にしておりません。このことにより、今まで燃やせるごみとして排出されていたものが資源ごみとして排出されるようになり、今まで以上にリサイクルが推進され、その結果、ごみの少ないまちになるものと考えています。

また、あわせて、ごみの減少により柿木の最終処分場の埋め立て容量の限界対策にもつながるものと考えているところでございます。

有料化は市民に負担を押しつけるものではないかとのこと指摘でございますが、ごみ収集に限らず、あらゆる行政サービスというものにはコストがかかります。ただのサービスというものはありません。問題の焦点は、一般財源で負担するか料金として個々の市民が負担するかの選択肢の問題だと考えています。

例えば住民票の写しを取得する場合、市民課の組織管理や運営は一般財源ですが、住民票そのものは1部なら300円、2部なら600円になっています。ごみの収集について最適なコスト負担を考える場合、例えば経費だけを考慮すれば、ごみ袋が1つか2つかということよりも本当は収集距離のほうが経費に対する影響は大きいはずなのですが、収集距離というものは負担の公平化には適しません。その施策の目的にも合致いたしません。最も理論的整合性があり、ごみの排出抑制に効果があるということで排出量に応ずる料金制、つまり従量制というものを採択しようとしているわけでございます。

リサイクルの向上のための対策については、資源物の分別収集を初め生ごみ処理機やコンポスト購入に対しての補助や資源団体への補助を行っています。今後、新たに廃食用油の分別収集を行い、精製されたBDFのごみ収集車への利用等を計画しています。

次に、ごみ袋料金の比較ですが、伊豆の国市と比較した場合、販売する商店により多少の差異はあるものの確かに差がござい。その対策は既に申し上げたとおりでございます。

これまでのごみ減量化の施策でございますが、収集回数の見直し、各地区における美化活動に対する報償金の交付、ごみ減量化普及団体への補助金の交付、分別収集の仕方等のパンフレットの作成などを行ってきました。今後、有料化にあわせ粗大ごみの個別収集の実施や少人数世帯のために新たな10リットルのごみ袋の導入を計画しているところでございます。

次に、ごみの減量化やリサイクルに取り組む人、意識しない人、無関心な人がどれくらいいるかということでございますが、これは統計はとっておりません。

負担の公平化については、既にお答えしたとおりでございます。

収集回数が減った分の費用は、収集委託費用が約700万円減少しました。これは一般会計で処理されていますので、減額となった金額分がどのように活用されたかを明確に回答するのは難しいところでございます。むしろ今後、有料化が実施されれば使途が特定財源になりますので、その部分は明確になってまいります。

ごみの減量化・資源化の計画でございますが、リサイクルの推進、収集サービスの向上に向けた施策、不適正排出・不法投棄の防止対策等を検討しておりますが、今後さらに具体的に詰めてまいりたいと考えています。

費用については、一例でございますが、仮に半年ほどで有料化、つまり1年間の半分という期間に見積った場合、処理手数料を約3,700万円見込んでおります。経費が1,700万円ほどかかりますので、実質は2,000万円程度の収益ということになるかと思えます。

資源ごみの分別が難しいとのご指摘ですが、わかりやすいごみの出し方の便利帳を新たに作成し、全戸に配布する準備を進めているところでございます。

次に、職員の対応が悪いということでございますが、具体的なご指摘をいただきたいと思えます。

市民の費用負担については、これも一例でございますが、30リットルの袋を週2回の収集で2枚の袋を使用したと仮定すると、袋の料金が20円の場合に年額2,080円になります。

市民がみずから搬入する手数料については、個人差が大きいので一概に見積もることはできません。料金設定につきましては、一般会計からの負担とのバランスで決まりますので、職員の裁量というよりも行政と議会の話し合いでということになります。近隣市町とのバランスも考慮し、議会に諮らせていただきたいと思います。

最後に、未曾有の経済危機における公共料金の値上げはどうかとのことですが、既に申し上げましたとおり、ただの公共サービスというものはありません。痛みの部分の負担を公平化すること、伊豆市の将来のために効果が期待できる事業を重視すること、これに尽きると考えております。

続いて、交通事故と交差点の問題でございますが、スクランブル交差点に変わったのは、平成元年11月に改良されたとの報告を受けております。

11月14日の事故の内容でございますが、歩行者さんが青信号で修善寺駅方向に横断中の際、交差点を駅方向から三島方向に右折中の普通貨物車が衝突した事故と伺っております。重体

のところ、11月20日に大変残念ながら死亡したということのようでございます。

過去の事故につきましては、大仁警察署で確認しましたところ、平成16年から本年11月まで、横瀬交差点で発生した事故件数は死亡事故を含め2件であり、先ほどの11月14日以外は、2月12日16時12分、追突事故が発生したということのようでございます。なお、合併前、平成10年1月20日に、これは横瀬の3差路ではなくて、もうちょっと北側の焼き肉屋さんの前と報告を得ておりますが、残念ながら死亡事故があったと報告を受けております。

ご質問の修善寺道路につきましては、起点が立野トンネルの坑口、終点が伊豆の国市田京の大仁中央インターチェンジの北側でございます。約4.8キロになります。修善寺道路の無料化は、もちろん大変望ましいことでございますけれども、問題はどのように無料化の実現を具体的に目指すかということだろうと思います。

ここで、つまり議会の場で市長と議員の皆さんが討論するだけでは、絶対に無料化は実現できません。東駿河湾岸道路の完成、伊豆中央道の無料化、修善寺橋の拡幅改修等、さらに広く申し上げれば、富士箱根伊豆一帯における有料道路の無料化の要望の中で、どれがどの程度伊豆半島全体の利益に直結するのか、多少粗い試算であっても、ある程度説得力のある見積もりが必要だろうと考えております。その上で、伊豆市単独ではなしに天城山以南の市町の皆さんとも力を合わせて強固な要望活動を積み上げていきませんと、修善寺道路の無料化といえども容易には実現しないものと覚悟しているところでございます。これには全力を傾注してまいり所存でございます。

最後に、新型インフルエンザの対策でございますが、これは大変重要な問題を提起していただいたと考えております。

現在、国や県では、新型インフルエンザが発生した場合、感染の広がりを可能な限り抑え、被害を最小限に食いとめるための行動計画を策定しているようですが、今、国がその計画の見直し作業中であるという報告を受けております。

伊豆市で発生した場合には、できる限り小さな被害に食いとめることが必要なため、各家庭や個人で、うがいや手洗い、マスクなどの感染予防の励行や人との接触を避けるなどの対策が必要となってまいります。

特に、ひとり暮らしの方々や高齢者世帯などの弱者対策や保健所との緊密な連携、あるいは地域の住民皆さんが混乱しないような早目早目の情報提供の体制づくりなど、市としてできることを、まだ目の前に新型インフルエンザの感染が広がるという兆候があるわけではありませんが、大変影響が大きいということにかんがみて着実な準備を進めてまいりたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 現状については、今、市長が答弁したとおりであります。先ほ

どの行動計画に基づいて、小中学校、幼稚園も対応してまいりたいというぐあいに思います。

なかなか学校独自でこの問題を設けることではないだろうというぐあいに思います。

県のほうから社会活動の制限要請等が出、学校では休校や閉鎖措置等を実施してまいりたい。その準備はしておきたいなというぐあいに思います。

あわせて、本年も通常のインフルエンザが予想されておりますので、学校においても、うがい、手洗い等、あるいは十分な睡眠等をする指導をしてまいりたいというぐあいに思っているところです。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問。

森議員。

12番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

議長さんをお願いします。

まず1番に、修善寺道路から再質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、修善寺道路の無料化と、とうとう犠牲者が出てしまったということ。

この横瀬の交差点の安全性を考えたら、横瀬の交差点の安全をどうやって確保するかということを考えたら、修善寺道路の無料化しかないんです。今、市長さんのお答えからあったように、ここでどのぐらいの方が亡くなったか、市民と当局側との考え方自体、警察の考え方自体にも差がある。ここで亡くなったのは3人だという人もいれば、4人だという人もいる。いや、もう5人だと、このぐらい差があるんです。

これからここで犠牲者が出ることは、はっきり予測できるんですよ。どうあそこを改良したって、あそこを安全化させることはできない。できると思いますか。思うんだったら、お答え願います。

まず、何であそこは以前スクランブル交差点だったのか。危険だからだったんです。スクランブル交差点にする考えはありませんか。これも答えてください。

お金がかかるから修善寺有料道路は無料化できない。副市長に答えてもらう。静岡県で国道のバイパスで有料道路はどこですか。中部や西部は全部無料化されているんです。

やろうと思えばできるんですよ、市長さん、頑張ってください。これもお考えをお聞きしたい。

市長さん、修善寺道路の無料化は公約ではありませんでしたか。それもお聞きしたい。

修善寺道路と伊豆中央道路の区別がつかない方は今までも何人かいらした。だれだとは言いませんけれども、きょうははっきりお答えいただいたので、これからは修善寺道路の無料化を安全のためにもぜひ積極的に、まず人の命がかかっているんだと。市民の関心も高いんですよ。議会制民主主義だなんて言っていないで市民のための市政をやっていただきたい。まずはお答えいただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、すぐにできることとして今検討しておりますのが、お地藏様の移転、それから、特に修善寺駅方向から右折する場合に、ドライバーが何らかの形でもう少し速度を落とせないか。これは議員からご指摘いただきましたとおり2回3回待たされますので、次の青を待つよりも黄色でも赤でも行ってしまおうという心理的な要素が大きいんだろうと思います。一番危険なところは、駅から行って修善寺橋を渡って右側の横断歩道ですので、そこで少し人間工学を考えた対応策がまずできないかと今検討しているところでございます。

その次に、これだけ死亡事故が続いておりますので、耐震強度という観点からは修善寺橋は十分あるようなんですが、やはりあそこの約200メートルの中での信号が多過ぎるということが根本的にあると思っておりますので、現在、市としては第1優先を土肥新田の136の拡幅に向けてきたところでございますが、改めて修善寺橋から中央ビルにかけますところの約200メートルの改良、これをどの程度早めることができるのか、改めて県とも調整をさせていただきたいと今考えているところでございます。これが第2点。

それで第3点目の修善寺道路、公約の際にも申し上げましたとおり、これは観光道路ではなく通勤のための生活道路にもなっているわけで、本当にドライバーの皆さん、あそこをおりてはニュータウンを回って100円でも安くなるように、ある種無駄なエネルギーを費やしているところでございます。

これについては、申し上げましたとおり、一人の市長が代表で行っても、なかなか県・国というのは耳を傾けてくれない。繰り返しになりますけれども、私も含めて半島南部の皆さんとも力を合わせて、一日も早く修善寺道路の無料化に向けて努力をさせていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） きょうの質問、これで全部時間かけるような状況になっちゃう。3月議会もあるから次に回すこともできますけれども、副市長はまだ答えていない。後で答えさせてください。

市長さん、きょうあすの問題なんですよ。きょうあす死亡事故が発生したって、あそこはおかしくないんです。まず、きょうあす死亡事故が起きないような安全対策をどうとるかなんですよ、あなたに求めているのは、これだけ多くの方が求めているんだ。県や国へ行くんだったら、みんなで協力しますよ。私も協力する。ほかの議員だって協力するでしょう。今から行ったらいいんですよ。

笑い事じゃないよ。いつ死ぬかわからないんだ。すぐにでも安全対策をとりなさいよ。とってくださいよ。200メートル拡幅する。何年かかると思っているんですか。1戸の家を立ち退かせるのに何年かかると思いませんか。静岡空港をごらんください。立ち木一本切れない

じゃないですか。冗談じゃないですよ。もう一度しっかり考えていただきたい。考え直してください。

副市長さんにもぜひお答え願いたい。静岡県で国道のバイパスで有料道路はここだけなんです。今、伊豆中央道路も入っていますけれどもね。お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 副市長は私の後で答えていただきますが、これも繰り返しのようになりますが、スクランブル交差点に戻すというのは私の権限ではできませんので、大仁警察署に要望はしますけれども、市としてすぐにできますことを考えますと、もちろんこれはまた関係者の皆さんとの調整も必要になりますけれども、視界を遮っているところの改良ということになるんだろうと思います。

それからスクランブル交差点の解消、これは私が警察署長の答弁を代弁するわけではないんですけれども、結局はあそこの現状における渋滞がドライバーの心理を圧迫して、すぐに右折するということに結びつくことを考えると、もっとストレスがかかるというようなスクランブル化が本当に事故の減少につながるかどうかについては、私自身ではありません、警察署長さんの立場から考えると、推測するに、なかなか即断は難しいのではないかという気がいたします。

ただし、これはご指摘のとおり人命にかかわることですので、先ほど申し上げました橋を含む拡幅というのは、もちろんきょうあしたできるわけではありませんが、しかし長期的に安全策ということをあわせて、きょうできることと将来できることをあわせて考えなければ、いつまでもできるわけではありませんので、あしたすべきことと10年後にすべきことをパラレルに考えていくことが行政の責務だろうと考えているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

副市長。

副市長（佐藤典生君） 森議員にお答えいたします。

すみません、まことに申しわけないんですけれども、県内のその他の道路のどこが有料であって、どこが無料であるかというのは、すべてを私が把握しているわけではありませんので、そちらについてはちょっとお時間をいただいて調べさせていただきたいと思います。

あわせまして、横瀬の交差点の安全性の問題でございます。

私もあの付近に住んでおりまして、毎日あそこを通っております。そういう中で、構造上危なかったりということは確かにあるかと思えます。ただし、今、市長が言いましたとおり、すぐできることが、どの程度のものがどういう方法でできるかという問題、それから長期的な本格的にどう改良したらいいかという問題、2つあると思えます。

確かに今のままほっておいていいということはないと思えます。そちらについては、この前、横瀬の方々ともちょっとお話をさせていただいて、いろいろお話も聞かせていただいて

おりますので、そちらについても、すぐできることはすぐできることということで考えて対応させていただきたいと思います。

ただ、ここですぐ何ができるということは申し上げることはできませんので、といってもなるべく早く、こちらについてもお答えできるような形で考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） この件については、これで終わりですか。

じゃ、横瀬の皆さん、これだけの方が来ていらっしゃっているんですよ。死活問題なんですよ。

まず何でスクランブル交差点でなくなったのか、皆さん認識していますか。市長の責任ではないと思いますけれども、当時の首長、当時の修善寺町と警察署の圧力でもってこうなったんじゃないありませんか。私はまず行政当局、特に警察当局の責任を感じてもらいたい。

今度もしあそこで死亡事故が起きたら、それは行政当局の責任であり、警察の責任であるということを僕は指摘しておきたい。あそこを皆さん通っているわけですよ。しょっちゅう、ひやりはっとだ。ぶつからないまでも急停車する車がしょっちゅうあるんだ。これほど危険を予測できる道路はない。時間も待ってられないんですよ。

最後になります。私もついていきますよ。横瀬の皆さんもついていきます。警察署へどうやって交渉してくるのか。県当局、国当局とどうやって交渉するのか。ぜひ日にちを決めてお約束いただきたい。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 現時点で、ただいま何月何日か決めろということでは、それはちょっと調整先がたくさんございますので、これは改めて回答申し上げますが、警察署長さんと話をしないということではありませんので、真摯に意見調整する場は設けたいと思います。日にちの情報提示が必要であれば、これは追って申し上げたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 森議員、質問の途中ですけれども、ここで休憩をしたいと思います。

これより休憩をいたします。

再開は午後1時とします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、森議員、残り時間は11分です。

12番（森 良雄君） ありがとうございます。森良雄、再質問させていただきます。

まず、再質問に当たり、お伺いしたいのは、議案第106号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃

に関する条例の改正は、今回ごみ袋の値上げ部分については取り下げられました。

さて、この取り下げは一時的なものなのか。今議会に限ってなのか、それとも次の議会またはその後の議会でまた息を吹き返させるお考えなのか。それをまず1つとしてお伺いしたいと思います。

さて皆さん、ちょっと肩の力を取り除いてもらうために、こんなものを用意したんですけども、リサイクル、伊豆市の分別がどのくらい大変なのか。まず僕は市長さんにお伺いしたいと思うんです。

分別、ざっと大ざっぱに言っても、燃やせるごみだ、缶類だ、段ボールだ、それからプラスチック製容器だ、瓶類だ、新聞だ、チラシだ、飲料用紙パックだ、まだまだいろいろあるんですね。

では、市長さん、お伺いします。

これはいわゆる家庭の台所にあるラップですね。この外側の容器はどういう分別になるか、まずお答え願いたいと思います。

中身を取り出します。これはポリエチレンのフィルムです。これは何になると思いますか。それで、最後にこういうものが出てくるんです。これは何だと。

まず、この3つ。全部で5つ用意しましたので。

これは何だと思いますか。これは一応スポンジだと思ってください。

専門家は教えちゃだめだ。市長さん、肩の力を取り除いてと言ったからいいけれども。

これは僕の愛用したお酒の容器、これは何だと思いますか。

これをまず1つ、時間がないから、再質問のトップバッターは4つ用意しましたので、さほどね。

市長さんでもわからないですね。私もこれを覚えるには相当苦労しているんです。ご婦人方はおわかりだと思いますけれども、まず議員さんでもわからないと思いますよ。

これなんか何になると思いますか。

ごみの有料化は国の指導だとおっしゃいましたね。環境省の指導ですね。環境省の指導書だけで、これ全部で何ページあるんですか。6枚か7枚あるんですね。裏表あるから相当な量があるんですよ。この中で確かに有料化という文言はあります。たった1行ですよ。ああしなさい、こうしなさいというのは、これだけあるんです。まず徹底的に原価分析をしなさい。市民に徹底的にそれをアピールしなさいというようなことが書いてありますね。

例えば静岡県の資料も取り寄せてみましたが、静岡県の場合、有料化なんて一言も言っていませんよ。ざっと見ただけでこれだけ資料がある。全県民に、これだけ大切なんだから、こういうことをアピールしなさい。こういう施策をやりなさい。これは18年から22年までの県の施策ですから、それでも有料化なんて一言も言っていない。多分23年あたりから出てくるんだろうとは思いますが、そのくらいやはり市民にこういうことがなぜ必要なのかということからやりなさいということを経済省、これは言っているんですよ。まずそ

これから言っていたきたいと思いますので、まず、これだけ環境省はああしろ、こうしろということを行っているんだよということを確認してもらえるかどうか、答えてもらいたい。

それから、ちょっと先ほど聞いた中で、収集回数を減らしたことによって700万円削減できたというふうに聞いたんですけれども、間違いでしたらもう一度ご説明いただきたいと思いますが、この700万円というのは何なのか。わかりやすく言えば、例えば収集業者への支払い金額が700万円減ったというんだったら、これはわかりいいですね。その辺。

じゃ、これからいったって、ことは収集回数は減っているわけですから、この間もちょっと言ったと思いますけれども、伊豆市民、この年末年始、恐らく各家庭はごみの山になるだろうと僕は思っているんですけれども、できたら市長さん、今からでも遅くないですよ。途中で1回ぐらい収集してもらえると市民は助かりますよ。

これを減らしたことによって、収集業者の委託料は減ったのかどうなのか。減ったんだしたら、どのぐらい減ったのか。減らなかったのか、お聞きしたい。

以上、お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、1つ目の条例案の取り下げにつきましては、12月議会においては取り下げをさせていただきました。その中身の案につきましては、事務方の準備事項としてそのまま残していきたいと考えております。既に皆さんには案もたしか提示されていると思いますが、それを半年ぐらいかけて、ちょっと手続の順番を入れかえさせていただきます、まず市民の皆さんにご説明して、ご理解いただき、そして、その後に議会にお諮りするということに手順を変えてまいりたいと思います。その案については、そのまま残っている、生きているとお考えいただきたいと思っております。

分別につきましては、まことに申しわけありませんが、うちは非常に家内がよくできておりまして、協力したことがございませんので、今、後ろでカンニングをさせていただいたとおりでございます。

国の指導の内容につきましては、もちろん有料化が3ページ、5ページ書いているわけではございませんで種々雑多な内容がございますが、これは国の指導だから有料化を進めるということではなくて、当初申し上げましたとおり、すべて有料なんです。一般財源でやるか、料金という形でやるのがいいのか、どちらがより望ましいかを検討した結果、他の幾つかの料金制度をとっているものと同様に、排出するごみの量に応じてやることにより先行している市町においては既に排出しているごみが減っているという実績もこれあり、総合的に考えたところでございます。

それと、700万円の中身につきましては市民環境部長に説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 700万円につきましては、先ほども市長が一般質問の中で答えているとおりでございますので、お願いします。

それで、それは収集単位が減ったということでありまして。もうちょっと簡単に言いますと、全体の収集額を積算するのに、日数が減ったことと、それから全体見直しの中で距離数が減ったことと、そういうようなものの積算の内容が変わっておりますので、収集の総額が700万円減額したと、こういうことでございますので、お願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 取り下げと分別と環境省の問題と収集回数が減った効果と、一応市長はわからないということで。

森議員。

12番（森 良雄君） じゃ、市長さん、わからないんだったらしょうがない。また、これ市民環境部長、わかるようだったら答えてください。

これは何ですか。これは何ですか。この外箱は何ですか。これは何ですか。これは何ですか。

市長さん、これは市民環境部長に答えてもらえばいいわけですけども、何で市民がセンターへ行っている問題を起こすかといったら、ここなんですよ。ざっと見てこれはプラスチックでしょう。そう思いませんか、市長さん。

これだけは答えてください。これはプラスチックですよ。スポンジですけども。

これ、じゃ、センターへ行ったら、どこへ持っていかされるか。燃えるごみなんですよ。だから、あそこへ行って、あそこだとやられちゃうわけです。これがトラブルのもので一番大きい。そういうことなんです。だれがどうこうじゃないんです。

だから、私さっき言ったでしょう。料金の設定にしたって、職員が決めますとおっしゃいますけれども、重量ではかれるような設備が今ないんです。これからみんな軽トラックに満載してごみを運んでいくんですよ。ぜひ1回見てやってください。

そのときに、これはあっちだ、これはあっちだとやられるわけです。

また、その重量、職員だって判定基準をつくってやらないと、これが100キロなのか200キロなのかかわからないでしょう。そういうところはある。ちょっと脱線しちゃうからあれですけども。

それから、一言で有料化すればということでおっしゃっておりますけれども、市長さん、例えばここにアンケート調査結果というのがあるわけですけども、ここにだって、善良な市民は約6割、7割いらっしゃるわけですよ。問題を起こしているのは3割ぐらいじゃないんですか。ね、市民環境部長、ちゃんと分別している人がどれほどいるかということは、市のアンケート調査でも人数が出ているんです。大多数の善良なる市民の意識を裏切って、いわゆる問題を起こす3割ぐらいの市民のために、善良な市民は値上げしなければいけないのか。有料化に賛成せざるを得ないのか。もう一度答えてくださいよ。

僕はいつも思うんだけど、リサイクルという言葉一つとっても、リサイクル、これは

一体なんだと、大変なんですよ。

それじゃ、お聞きしますけれども、プラスチックごみ一つとって、フィルム系だ、それから容器系だ、その他のプラスチック系だと。それじゃ、これがどのようにリサイクルされているのか。だから最終業者までちゃんとここで言うてくださいよ。中間業者はこういうところがやって、トラックで運んで、次の業者のところへ行って、最終的には……。

市民が思っているのは、多分どこかでこれが燃やされて消えてしまうだろうと。それでもリサイクルというのかなという疑問が大変ある。だから、最終業者はここでこういうふうにご利用されていますよと、ぜひ、市長さんに聞いてもわからないから環境部長、頼みます。

それからリサイクル率、伊豆市の計画は17年度にたしか立てているんですね。伊豆市一般廃棄物処理基本計画というのがある。17年度は22%、22年度で25%という計画を立てておる。

ところが、この値上げの説明では、リサイクル率の達成が悪いから値上げしたいというふうなことも言っているわけです。じゃ、リサイクル率って何なんだと。どうやって計算して出したんだと。分母は何なんだ、分子は何なんだと。

議長（飯田宣夫君） 森議員、1分切りましたよ。

12番（森 良雄君） じゃ、しょうがないですね。1分でどのぐらい話せるのか。

ここでやめましょう。

リサイクル率をどうやって計算したのか。分子はどのように出したのか。市民が納得いくように出ささいということは環境省も言っているわけだ。ここでぜひちゃんと答えてください。お願いします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私に対する質問は、それでも有料化するのかというご質問だったと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、必ずどこかで行政コストはかかるわけです。一般財源から出してくるということは、ただということではないわけですから、一般財源から出すか、料金という形で排出する量に応じて出していただくか、このどちらかの選択肢の問題なんです。

私はその選択肢で、だれがご負担するかわからない一般財源よりも排出する量に応じた料金制度のほうがいいと現時点では判断しているわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 先ほどのどう分類するかということですが、くるんであるものにつきましては包装用紙類でございますので、包装用紙類に出してもらって、あとフィルム等についてはプラスチックの日に出していただくということで、また、しんについては段ボールというふうなことで分けていただければと思いますけれども、もし違ったら、また訂正いたしますけれども。

それから、善良な市民にもなぜ負担させるのかというような問題だとは思いますが、それにつきましては何回か言っているわけですが、まだまだこれからも分別等が必要

であるわけでございますので、また、今も分別をしている方につきましても、さらにそういうようなことが有料化について、まだこれからインセンティブが働くのではないかと。その分別する人たちが、有料化によっても、やはりほかにもしていない方への動機づけにもなるだろうというようなことが言われているところでございます。

それから、リサイクル率につきましては、先ほど言いましたように基本計画にも載っているわけですが、それは総量でリサイクル物を割って率を出しているわけでございます。それが、ここにも載っておりますけれども、まだその達成ができていないと、こういうふうなことでございますので、お願いしたいと思います。

12番(森 良雄君) 分子はどうやって出すかだ。分母はいいんですよ、総量で。

議長(飯田宣夫君) 市民環境部長。

市民環境部長(福室恵治君) 詳しい25年までの予測をしてありますので、またその数字につきましても改めて提出させていただければと思います。よろしくをお願いします。

議長(飯田宣夫君) 森議員、あと30秒残っています。

12番(森 良雄君) 議員の皆さんも真剣に考えてもらいたいんだ。

これは何なんだと。だれだって、これはポリエチレンですから、プラスチックなんだ。

しかし、市長、いいですか。あそこのセンターへこれを持っていったら、なぜか燃えるごみへ持って行ってくださいと言われるんですよ。燃えるごみなんです、これは。

環境部長、これ何だと思いませんか。

これも燃えるごみなんです。

いいですか。これほど伊豆市のリサイクルというのは難しく、奥さん方はもう頭キンキンしちゃっているんです。

そういうことなんです。

それでリサイクル率、ぜひ市民にわかるように教えてください。

僕はリサイクル率、分子はとりようがないと思っているんです。そういうものですから。

じゃ、以上で終わります。

議長(飯田宣夫君) これで森良雄議員の質問を終了します。

関 邦 夫 君

議長(飯田宣夫君) 次に、9番、関邦夫議員。

〔9番 関 邦夫君登壇〕

9番(関 邦夫君) 9番、関邦夫です。

1、海、海岸の安全対策について。

伊豆市には、土肥港、小土肥港、八木沢漁港、小下田漁港があります。漁港は農水省、港は国交省の所管で、それぞれ呼び名が違うようです。最近、無謀な水上バイク等のレジャーのため、漁業従事者、海水浴客は危険にさらされています。伊豆市の安全対策は、海岸とそ

れにつながる海について、条例でどのようになっているのか、これらの実際の管理はどこなのか、伺います。

2、鉱山の後始末について。

1) 伊豆市所有地を掘削していた西伊豆町宇久須の東海工業株式会社は間もなく閉山のようです。大昔、鉱石についたちり、コケから始まり、何万年もかけてできた浅い表土をはがし、昭和13年ごろから鉱石を運び出しました。自然破壊の問題を残し廃業します。

い) 後始末の取り決めはどのようになっているのか。

ろ) 何メートル山が低くなり、それによる風害について。

は) 分水嶺の変更による降水量の減少について。

に) 運び出した鉱石の量は東京ドームに換算してどれくらいか、伺います。

2) 多くの鉱山は、採算が成り立たず廃業します。既に廃業した伊豆市の鉱山で、陥没等の危険対策は現時点で安全の確約ができていないか、伺います。

3、伊豆市では無保険家庭の対応をいかにしているか。

いろいろの事情で保険に加入できない家庭、保険代が払えずに無保険になった家庭が全国にはたくさんあるようです。伊豆市にはこのような問題があるのか、ないのか。なければ結構ですが、あるとしたら、その対応はどのようにされていますか、伺います。

4、農道未整備による遊休地の活用について。

車の利用ができないため、農地の活用ができずに多くのところが荒れています。過疎債等による援助で活性化を図る制度があっても、財政の硬直で町の負担が重く、制度の利用が有意義にできませんでした。農道を整備しても、それを利用する後継者の減少で費用効果の期待ができないという考えは、離農の大きな問題点ではなかったか。農道整備については、国・県の多額の助成制度があると思われませんが、伊豆市になっても市の負担を財政難として要望を先送りしています。このような問題について、今後の取り組み方を伺います。

5、生ごみの処理について。

袋代で決める料金制度において、減量化により処理施設の経費削減を図るとともに市民負担も極力軽減する必要があります。生ごみの処理については、いろいろ研究成果を報道されていますが、市街地でない田舎では、堆肥等に利用するよい方法の指導ができれば、よい成果が得られると思われれます。生ごみを出さないで処理できる施設の設置に今以上に補助金を出し、取り組みやすくする。全面協力をする地区には報償金を出すなどして前向きに減量に取り組み、市民負担の軽減に努めなければならないと考えるが、このことについて伺います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの閣議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 閣議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、マリンスポーツの問題でございますけれども、海水浴場における市の対策といたしましては、伊豆市海水浴場に関する条例で、土肥、小土肥海水浴場につきまして、7月1日から8月31日までの間、持ち込み及び航行することを禁止しております。ライフセーバーによる監視体制や看板等にて周知をしているところですが、海水浴場の管理につきましては、土肥支所が担当してやっております。

次に、漁港ですが、八木沢漁港及び小下田漁港が市の所管でございますので、漁港の安全対策につきましては、伊豆市漁港管理条例で水上バイク等の航行禁止区域を定めるなど、漁業活動以外の利用制限をしており、注意事項を記載した看板を漁港内防波堤等に設置して利用者への注意喚起を図っております。漁港の管理は建設部管理課で管理をしております。

なお、今後は海水浴場開設期間　これは7月1日から8月いっぱいですが　以外におきましても、漁業活動の妨げやカーフェリー、高速船の航路妨害とならないように、海岸等へのわかりやすい注意看板等の設置を検討し、実行してまいりたいと考えているところでございます。

なお、土肥及び小土肥海岸につきましては、県（沼津土木事務所）の所管でございますので、県との連携も今まで以上に進めてまいりたいと思っております。

次に、鉱山のその後についてでございますが、まず第1点目、旧土肥町と企業において、事業の活動及び完了に伴う公害防止対策や公害発生時等の措置などについて公害防止協定、これはちょっと古いもので昭和56年4月17日に締結をされ、平成8年11月13日に更新したもののようでございますが、これを締結しております。したがって、採掘完了に当たりますと、この協定及び静岡県などの監督官庁の指導に基づき、事業者が採掘完了地の保安や整備、緑化作業に取り組むことになっております。

なお、議員ご承知のとおり、市では、この公害防止協定に関する諸問題に対処するため、市長の附属機関として、伊豆市東海工業対策協議会を設置し、事業者との協議や協定事項の遵守確認及び現況把握を行っているところでございます。

次ですが、開発前の最高地点は、宇久須側で667メートル、伊豆市側で600メートル弱であり、開発終了時には540メートルとなっておりますので、宇久須側で最大127メートル、伊豆市側で60メートルほど低くなっております。

この影響による風害ですが、これまでも対策協議会からの指示により事業者が風向風速の観測などを行っておりますが、大きな変化や被害があったという報告、情報は得ておりません。

次の降水量につきましても、これまでの観測データからは大きな変化はございません。

なお、降水量と同様に、昭和56年から毎月3カ所、天金地区の小屋の沢、八木沢地区の願い水、八木沢簡易取水口の河川等において、水質と水量の検査を行っておりますが、これに関しても大きな変化は生じていないということでございます。

次、に)についてですが、事業者にはこれは確認をしましたところ、容量ではなくて重量に

よる報告となっておりますが、ガラス原料として500万トン、軽量コンクリート原料として1,900万トンの計2,400万トンの鉱石を搬出したとのことでございます。

このうち伊豆市側の分は約10%、240万トンという報告を得ております。容積で来ておりませんので、東京ドームとの比較はできませんでした。

次に、2点目ですが、市内の廃鉱山に対する公害等の取り組みにつきましては、中外鉱業の清越鉱山において、清越鉱山の海拔ゼロメートル以深の鉱物の採掘に係る和解条項を締結し、これに関する諸問題に対処するため、伊豆市清越鉱山対策協議会を設置しております。議員ご承知のことと思います。

また、持越鉱山については、静岡県及び伊豆市並びに中外鉱業株式会社の3者により、中外鉱業株式会社持越工場に係る公害防止協定を締結しておりまして、事業者との協議や締結事項の遵守確認及び現況把握を行っております。

ご質問の現時点で安全の確約についてですが、現在、鉱山の操業停止以降についても、鉱山保安法で、その危害・公害防止の観点から、事業者に対して自主的な保安確保の義務が定められていることから、当然ながら事業者は坑口の閉鎖や定期的な巡視活動などを行っているとのことでございます。

また、監督官庁の経済産業省鉱山保安監査部におきましても、未然に危害・公害を防止するために定期的な監視を行い、不備、危険なものについては、その都度、指導・改善命令が行われると、これは聞いております。

したがいまして、現時点では、市としてはさきの協定などのほかには関係事業者との安全確約はしておりませんので、今後、その実行状況を確認してまいりたいと思います。

なお、鉱山会社の倒産あるいは鉱業権の放棄等により公害防止策を講ずるべき者がいない場合には、休廃止鉱山に係る鉱害または危害を防止するための工事費等について国の補助制度がありますので、ご参考までに報告をさせていただきます。

次いで、無保険家庭の対応についてでございますが、国民健康保険への加入は、他の保険を脱退した場合に加入することになりますが、加入は届け出が原則となっており、届け出をしない場合もあると思いますが、病院にかかるときになって、これはさかのぼることができますので、無保険の方は現状では過去にさかのぼって入っていただく。そうでなければ自己負担になりますが、これとは別に、保険料が滞納となり、納付相談の連絡にも応じていただけない方もおります。滞納が続きますと、有効期限を3カ月に短縮した保険証を発行して、納税相談に応じていただけない場合は、実態調査を行って、国民健康保険の資格者証を発行させていただきます。

資格者証が発行されますと、一たん自費で医療機関を受診していただき、後に国民健康保険の療養費で給付を受けることとなりますので、そのときには保険税を納めていただくことになり、納税相談に応じていただくこととなります。

事前に相談していただいた場合には、3カ月の短期の保険証を発行し、必要な医療が受け

られるようにしております。

なお、新聞報道で先般から報じられました資格者証の対象となっている中学生以下の子供ですが、伊豆市の場合には1名該当者がありました。これは事の重要性にかんがみ、今後は親からの申し出のあるなしにかかわらず義務教育期間については行政が責任を持って療養する責務があるだろうと考えまして、短期保険証を発行することとしたいと思っています。

ご承知のとおり、保険給付に係る費用の約50%は加入者の負担する国民健康保険税で賄われておりますので、収入に応じた負担をしていただかないと保険運営そのものが成立しなくなってまいります。保険税を払えないのか、あるいはその意思がないのか、非常に確認が難しいところでございますけれども、払うだけの能力が仮にないとするれば、その事情について申し出ていただく書面を同封し、相談の案内をするとともに、納税猶予や減免の制度を設けて、無保険の状況をなくすようにこれからも配慮をしてみたいと考えています。

次の農道整備による遊休農地の活用についてでございますが、遊休農地の拡大という問題は、これは伊豆市に限らず全国の地方で発生している問題だと思います。

主たる原因、なかなか難しいところですが、後継者不足による農業従事者の高齢化、農産物の輸入量の増大、有害鳥獣被害等が考えられますが、伊豆市はご承知のとおり83%が山林でございます。農地は全体の約4.5%しかなくて、農作業の効率も決してよい状況にはございません。議員ご指摘のとおり、これを最大限に有効活用しようとする、相当細かい農道の整備というのが必要になるんだろうと思います。

ただ、翻って市内の状況を見ますと、農道の不整備だけが遊休地がふえている状況かと考えますと、その他の地方にもありますような後継者不足とか、あるいは価格の問題とか、そのような要因が大きいのではないかと推測しているところでございます。農道の整備その他も含めた基盤整備も遊休地が拡大することを防止する一つの方法だとは思いますが、もう少し総合的に判断をして、担い手の確保や農産物の付加価値を高める等の総合的な政策を検討させていただきたいと考えております。

最後の生ごみの処理についてでございますが、生ごみの減量化につきましては、市民の皆さんご自身による減量の自主的な取り組み、既にかなり始められておりますし、これを支援するためにさらなるご支援も考えていきたいと思っております。生ごみ堆肥化の容器や電気式生ごみ処理機等の購入助成制度の拡充、また減量とか資源化に取り組むグループなどを支援する補助制度の普及啓発を行うほか、発酵菌等の無料配布制度などについても検討してまいりたいと思っておりますが、ちょっとデータはございませんが、天城高原のバイオマスによる堆肥、あるいはし尿処理センターで使っている肥料等につきましても、使用される量が非常に少ないのだそうで、その辺の問題がどこに根源的にあるのか少し調査をして、堆肥化することがそのまま有効活用されればいいんですが、ただ、つくって倉庫に残るようではまた問題もございまして、もう少し根本的な原因を検討してまいりたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

関議員。

9番（関 邦夫君） 1番の再質問をさせていただきます。

観光協会土肥支部、漁業協同組合土肥支部から、土肥海水浴場地域啓蒙看板の設置の要望が出ています。マリッジット利用者への啓蒙看板を設置することにより、トラブルの回避に役立つのではないかという趣旨です。

漁港と言われているところでは、共同漁業権が決められていて、これを守らせるため、八木沢、小下田の海岸には、さっき市長が言われたように漁業者の皆様へと書いた看板が設置されています。これにはこんなことが書いてありました。

この付近の海には共同漁業権が設置されており、漁協組合員以外の方がサザエ、アワビ、海藻類を採取することは禁止されています。違反者は密漁として処罰します。駿河湾地区遊漁協議会、土肥漁業協同組合、大仁警察署、下田海上保安部、以上の名前で啓蒙看板が立てられています。密漁を漁業関係者が見つけたときには、警察に通報し、取り締まってもらっています。これは結構守られています。

これとは別に、大きな波のときにサーフィンでにぎわい、駐車に困るほどです。地元の方で磯の状況を把握していれば、大きな岩等に衝突することの問題があり、地元の人だったらそれを把握しているからいいですが、よその地形がわからない人が来た場合は、大変危険な状態にあり、こういうことも何かの形で教えなければならぬと思います。

観光地として多くの方に来てもらい、海で楽しんでもらい、にぎわってもらうことは喜ばしいことですが、受け入れ体制の安全整備も必要だと思えます。八木沢、小下田の漁港についての所管は農水省のようですが、実際の管理は伊豆市です。密漁等の啓蒙はできますが、運用によって危険なマリンスポーツの安全管理ができていません。観光地において、安全のためとしても、締め出すのではなく、安全利用のルールをつくる必要があるのではないかと。安全利用についての市・県の条例がまだちゃんとしていないようですので、このことについてもっと突っ込んだ条例ができるかどうか伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 関議員からのご質問にお答えするために、私もちょっとつけ焼き刃ながら幾つかの勉強をさせていただいたんですが、やはり県当局、あくまで自然である海はだれでもアクセスできる、だれでも使えるものだという大原則があるようでございまして、私自身は、私ごとながら、かつて一度冬休みをある島で過ごしたときに、外国だったんですが、原則禁止なんですね。そして、ずっと沖の全く安全なところに引っ張っていつてもらって、その4つのポストを水上バイクで回るだけ。本当に安全ですし、泳いでいる人と当たるといことは絶対にあり得ない。あれは、実は私は日本でもできるんだと思って、ぜひ土肥でもやってみたらどうかと考えていたところなんですが、自然な海については自由が大原則だということで、現行法制度の延長線上には多分そのような規制はできないんだろうと思います。

もし伊豆が安全レジャー宣言のようなことをして、このような現行法令にないことをやるとすれば、実行可能な唯一の手段は特区なのかなと。安全レジャーランド特区のようなものの実現を将来目指すとすれば、かなり大きくりでできるのかなという気はしております。

現行制度の中でやるとすれば、夏休みに海水浴場に入っていたかかないこと、それからマナーを呼びかける程度のことと限定されるのかなという状況でございます。したがって、まずは県とも相談の上、土肥の海岸の入り口のところに新たな掲示板を設置いたしますけれども、それ以降、もし危険な状況が生起するようであれば、さらに関係する県や警察とも調整をしていきたいと思っております。

特区申請には、第1号目の特区になるためには相当なエネルギーが生じてまいりますので、これは将来の検討課題とさせていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 土肥、小土肥の港において、海へ乗り入れる場所の指定、どこからでも水上バイクは危なくてもどんどん出ていくというのではなくて、出るところを指定するかという条例か、条例でなかったら、啓蒙の看板ぐらいじゃ、実際は漁業や観光業者が無法を注意すると、胸ぐらつかんで、だれの海だなんて言うとおどかされて、そして泣き寝入りするような格好が、そういう事件が実際に幾つもあるそうです。

それを起こさないためには、密漁の場合は警察が来てちゃんと取り締まる。決められたところ以外のところから水上バイクを乗り出したりとか、そういうようなことは、要するに幾つもある観光業者あるいはマリンスポーツを楽しむ方もぎゅうぎゅうといじめるのではなくて、ルールをつくらないと、宇久須じゃ、ぶつかって人が死んでいるわけですよ。そういう問題が土肥で起きてからじゃ遅いから、何とかしたほうがいいんじゃないかと思って、この問題を取り上げました。

それで、条例ができなければ、啓蒙看板だけじゃ、見なかったよとか、そういうことで関係者が無謀な人を取り締まることができないと思うもので、何かを決めてもらいたいと思っておりますけれども。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 安全上一番問題になっております水上バイクにつきましては、これは八木沢と小下田の米崎のところは対象になっておらないようですので、問題は土肥のところだと思います。

明治館さんのこっちから高速ジェットの出発場と船着き場の間にアクセスを限定するという方向で現在検討しておりますので、最終的な形ができましたら、また関係者の皆さんにも最終決定する前にご相談させていただいた上で、現地において一番実行可能な、そして効果のあるやり方について、来年の夏以前に相談させていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） じゃ、2番の鉾山の後始末について質問させていただきます。

土肥町時代の取り決め、伊豆市が継続しているわけですが、真っ白になった採掘跡をもとのような表土に戻すには何千年もかかり、もとのように復元することは不可能です。掘削跡を崩れないように法律で決まった階段状で整備することは当然ですが、その取り決めの中に緑に復元するという形が、会社は景気が悪くて閉めるわけで、そして、その対策の費用が会社から出せるかどうか。書きつけ等によってもとに戻すという契約みたいなものがあったとしても、実際問題として、それがもしできなかったときに、どういうふうに市としては対応するものか伺います。

さっき60メートル低くなったという話だったと思いますけれども、昭和55年の時点で70メートル低くなったという報告が出ています。そして、風害についての害がないというような答えでしたけれども、昭和55年ごろでしたか、静大と薬科大の先生が来て説明するのを私も聞きましたけれども、風害については2万5,000分の1の風洞実験で影響はないと報告しましたが、突っ込んで話をしたところ、これはあくまでも風洞実験では害はないというような答えでした。

この調査のやり方ですけれども、町は費用を出さないで相手方の鉱山のほうの東海工業の費用で調査が行われたと。採掘による被害は少ないように報告され、地元の納得のできるようなものではありませんでした。

例えば、採掘して低くなった山に、50メートルから30メートル育つ木があるから、植えれば問題が解決するとかいうような回答をしているわけです。そうすると、表土がたった1メートルぐらいのところへ50メートルも100メートルも育つ木を植えるというようなことはできないし、またそんなところで木が育つわけではないと思います。

それで、そのときに雇用対策として当時の山本県知事が強く土肥に働きかけ、地元は反対し、反対に対して議会は採掘の継続に賛成した経緯があります。私はあれから山が大分低くなったから、60メートルではなくて、もっと低くなって、そして15年ぐらい前ですかね、今まで経験したことないような大きな風が八木沢に吹いたことがあります。ただ、採掘との関係はなかなか難しく立証できないわけですね。

自然破壊の認識はあっても、地場産業のないところでは生活優先のため契約が継続されました。山の掘削と風害の関係がないということで再契約しましたが、山を掘った環境破壊、風害が立証されたときに、土肥町で決めたことであっても、伊豆市になって、風害が出たのは賛成した市長が受け継いだ市が責任を持てる問題かどうかということを質問します。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） まず、降雨量とか、あるいは強風の影響があるかどうかについては、データを持ち合わせておりませんが、これ以外のところ、例えば治水や河川改修のときに、いろんな機会に国土交通省から最近の気象異常についてよく説明を受けるわけです。そのような気象状況がかなり激変している中で、この640メートルの山が550メートルになった影響が確認できるかということ、これはかなり難しいんだろうと。つまり、どれが要因であるか特

定することは多分できないんだろうと思います。

そうしますと、山を削っているわけですから、風の向きも風速も当然それは変わるだろうと思います。それが実生活にどの程度の影響があるのかわからないので検証せざるを得ない。

したがって、これから東海工業がその後、跡地を別に転用するのかどうするのか、あるいはどの程度の時間がかかって緑地化ができるのかについては、これから追跡調査をするしかないわけですが、そもそもその位置に戻って山を削ったことによる被害が云々ということについては、当時許可をした行政的な決断があったわけですので、そこにさかのぼって、その判断がよかった、悪かったという論評は、今はできないだろうと思います。

したがって、結果を見るわけではありませんけれども、まずどのような影響がこれから起こるのかについては、それは注意深く見守っていきたいと思います。

これからどこどこを開発するからという議論であれば、それは私の責任としても答えようがあるんですが、それ以上のことについては、ちょっとなかなか何をお答えしていいのか難しいなという感じがいたしますけれども。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 採掘しても水の減少は余りなかったというようなことですが、八木沢で許可をしたときに、300リットルの水を東海工業が八木沢、要するに伊豆市のほうへ流入するという契約で結ばれたんですけれども、その後の覚書で、水利権は与えないで、そして水を流入する期間は20年ということについて覚書で決めているんです。

だもので、八木沢では、もうそれから20年近くたつんですけれども、その土肥へ落ちた費用は水を八木沢のほうへ流入するというやつが、普通流入するといえば八木沢のほうへ水を向こうでよこすことだと思ったら、それが配管をして宇久須のほうから持ってくる水の配管代が1億何千万円かかると。そして、その補償を八木沢で、それで水を配るということだったけれども、引かないで今日に至ったわけです。

問題は、300リットルの水を八木沢へ流すということは、水が減少するということが前もってわかっている、そして、その補償として300リットルの水を当分よこすということだったと思います。

そして、ご承知のように、八木沢では今はその水源をとっているわけですが、その水源をなぜ八木沢の山を削らせて、そして、その水が少なくなっても構わないという考え方は、かんがい排水事業の水を水道に使わないとかんがい排水は成り立たないという考え方があって、そして、そういうような形になって水道問題が長引いたんだと思います。

時のアセスメントということで、その水が、市長さんがこの間、説明されたように、簡易水道の水源に使えるということなので進んでいます。

今のは答えは結構です。

そして、2) ですが、最近、通告書を出した後、三菱の子会社が土肥の廃坑になっ

ているところの調査に来たそうです。これは陥没の害が新聞か何かに載ったもので、また急遽調査したんだと思います。それで、立ち入りができないようにテープを張っていったという話を聞いています。

深いところは、こんなに何十メートルもある岩の何かに掘っても、地下は鉄筋コンクリートで固まっているようなところですから、害はないと思いますけれども、1370年ごろから土肥は鉱山を掘ったそうです。そうすると、その当時は浅いところを多分横穴か何かで掘ったんじゃないか。水をくみ出したり、空気を送ったりすることができない、そういう設備のない時代は、あちこちの土肥の山を掘ったんだと思いますけれども、その実態は、今ならまだ鉱山に働いている人が、生存している人がたくさんいますので、データはその人からとれると思いますけれども、鉱山で発表してある危険箇所というのは、余り浅いところを掘ったとか、そういう記録は多分自分ちのほうで消されているものだと思います。

調査をしないと、何百万年もかけて鉱石を運び出して、そして土肥の下ががすすぎになっていると思われるし、鍵山議員の近くの川が、最近水が流れなくなったと。その川に今まで流れていた水はどこへ行ってしまったか。多分今まで流れていた水がどこかへしみていくような格好ができたんじゃないかと思うわけです。

私が言うのは、鉱山のことをよく知っている人が健全のうちに調査をして、そして何かちゃんとした記録を残さないと、後でわからなくなるんじゃないかと。そういう記録を残すよいうののやってくれるかどうかを質問します。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） どういう方向に向けてのご質問か、ちょっとなかなか明らかでないところがあって、1370年の事業開始で、ちょっと私の生まれた年代が随分下がるので、何をしたらいいのかなという気がするんですが、事業主のほうは、掘ったところは記録があるだろうと思いますから、その情報開示を求めるくらいは、ひょっとして行政としてできるのかもしれませんが、ちょっと現在の事業主との関係は私大変申しわけないんですが承知しておりませんので、市民環境部長にわかり得る範囲内で説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 今の問題は、市長が答えたとおりで非常に難しいんじゃないかなと思う。

なお、その鉱山が中外鉱業株式会社並びに土肥マリン観光株式会社に既存する鉱区の中であるならば、現在まだ進行中ですので、その会社が責任を持つということになりまして、またその鉱区は、その会社の所有権でございますので、市が云々ということは今できない。

それからもう一つ、関東東北産業保安監督部においては、廃止鉱山等の調査を平成6年、平成7年、平成8年に実施しているところがございますので、そういう危険箇所があるかない

かというような調査も実施しているわけでございます。これは休止だとか廃止鉱山についてやるわけでございまして、そういうものであるならば、最終的にどこも責任がなければ行政ということにもなるわけでございますけれども、今言われましたところの鉱山に起因するということであれば、採掘権の問題等もありますので、ちょっと難しい。また検討はしてみたいと、このように思っておるところでございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 今の問題でまた質問させていただきます。

記録にある鉱山として、旧上狩野村に田方鉱山、金沢鉱山、狩野鉱山というのがあったそうです。大正4年ですけれども、そのときの土肥の売り上げが19万5,200円に対して、田方鉱山は5,200円を売り上げていたそうです。伊豆市は多くのところで鉱山があり、私は陥没の危険なところが調べるとあるのではないかと。その調査は行政としてやらなければいけないじゃないかと質問をしたと。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 私のほうでは、公害の関係で担当しておりまして、本当の部署は別にありますので、また詳しくは補足があれば説明してもらおうわけですけれども、今言われた田方鉱山だとか、桐山鉱山だとか、浄蓮鉱山、長峰鉱山、鍋沢鉱山等につきましては把握をしていると。

したがいまして、廃止鉱山については関東保安部のほうからのデータによりまして、市も担当課の中で把握をしていると、こういうことでございます。

これでよろしかったでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） じゃ、3番に移らせてもらいます。

伊豆市では無保険家庭の対応をいかにしているかという問題ですが、1961年に始まった国民皆保険は、保険証さえあればだれでも平等に医療が受けられる制度です。アメリカは民間の保険会社の保険しかなく、民間の保険会社だから加入義務がなく、4,700万人の人が無保険の生活だそうです。メディケイトという各州で実施している低所得者に対する医療保険制度があるようですが、これは事実上生活保護に近いものだそうです。

国民皆保険の日本において、多くの自治体で無保険の問題を抱えているわけですが、幸い伊豆市にはないというわけでなく、少ないということでほっとしております。給食費にしても、払える能力がある人が払わないのは問題ですが、どうにもならない方が当然いるわけです。「人あったか」を掲げている伊豆市において、これらの困った人々にどのように取り組むのが人に温かなのか伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これは保険税額等を調整するとき、所得に応じてでございますので、理論的には負担能力があると判断しているわけでございますから、むしろこちらの側がしっかり払っていただきにかなければいけないということなんでしょうと思います。

ただ、伊豆市の場合、件数は決して多くないんですけれども、なかなか対応が難しゅうございまして、全体の中でのパーセンテージは本当に少ない。今回も義務教育の子どもについては1件ということなんです、やはり大人、成人においては、しかるべく個人的な責任として納税義務を果たしていただくということが大前提なんだろうということだと思います。

今回対象になったご家庭は子供さんが3人いるようなんですが、義務教育期間に限り短期保険証を発行したということがございますので、これはやはり義務教育期間中については行政の責任を負うだろうと。そのような考え方、原則の中で、あとはケース・バイ・ケースで、多少運用の柔軟性を確保できる場所はあるかもしれませんが、多分柔軟運用する部分は少ないと思いますので、基本的には市民の公平性を勘案すると、払っていただくように行政としては働きかけ続けるということになるのかなという気がしております。

議長（飯田宣夫君） 関議員、あと8分ですから。

9番（関 邦夫君） じゃ、4番に移らせていただきます。

地元負担が重く農道整備に時間がかかっても、多くのところの整備は行われてきました。伊豆市になり、費用効果を理由に要望は取り上げられません。実際問題として過疎地では、さっき市長が答えたように、農道整備がされていても農地で働く人がなく、荒れているところが多く見受けられます。

その反面、軽自動車も通行できないところを人力で耕作しているところもあります。車の利用ができるように整備を進めてきて、整備されたところは利用されていますが、次は整備をすると約束されていたところも、合併により費用効果を問題にしそのままになっています。

過疎地において、農道整備に費用効果などどこにもないのではないかと。費用効果を問題にし、多くの耕作できる場所に手を差し伸べないで悪循環をしているのではないかと。今現在そこで生活している人々の便宜を図る必要があるのではないかと。質問します。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 確かに議員お住まいの八木沢、それから小下田地区においては、本当に普通乗用車が入れなくて軽トラックがぎりぎりという農道がたくさんあることは、私も承知はしております。

ただ、費用対効果だけなのかというご質問に関しましては、何回か繰り返し申し上げているとおり、やはりこれだけ財源が厳しくなると費用対効果というものは考えざるを得ない。それで、むしろ農道だけの整備というよりも、八木沢、小下田地区で今いらっしゃるお年寄りの皆さんの収入を上げる、あるいはやりがい、生きがいを持っていただくという施策でいくのか。後継者をよりふやして、魅力ある段々畑というものを別の意味で状況

によっては体験農園型あるいは市民農園型に新規事業としてやっていくのがいいのか。その場合には事業主体がどこになるのか。そして、農道以外の経費がどこにかかるのかというのを、やはり精査せずに農道だけということは、また行政の立場としても無責任になりますので、ぜひもう少し視野を広げた上で現在休耕地等になっておりますところの活用策を考えてみたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 5番に移らせていただきます。

魚や野菜くず等の生ごみの量は昔と変わらないようですが、食生活の変化で肉の食べ残り等の残飯が多くなったように感じます。田舎では昔から生ごみを有効利用している家庭が多くあります。生ごみの処理に多くの費用がかかり、経費がかさむのであれば、これを有効利用し、ごみを出さない家庭や事業所に優遇措置を考えられないかという質問です。

また、ごみとして収集し、資源として有効利用できれば、料金を取る必要はないのではないか。むしろ分別された生ごみは資源として買い取るようにはできないのか、伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これも部分的に繰り返しになりますが、生ごみの処理、堆肥化というのもいいんだと思うんですが、今、シカでやっているのと同じように、最後の出口の部分を確認しておかないと、中間とか入り口のところで事業化しても、どこかでたまってしまう。

したがって、今、既に天城高原でやっておりますようなバイオマスの肥料化も含めて、そのような化学肥料と違って肥料としては余り効率的でないものをどこにどの程度使うのかという出口までやっぱり考えた上でないと、なかなか大量の市内全域の生ごみの一括処置というのは難しいのではないのかなという気がしております。

現在、各家庭ごとでやっていただいて、そして家庭菜園的に自分の畑の中で使っていただくというものは、正直な話、比較的投資経費も少ないですし、市民の皆さんお一人お一人の認識で改善されていくと思いますので、どちらかということそちらにウエートを置いて推進していきたいなと考えておるところでございます。

将来もう少し事業規模の大きな肥料工場、堆肥工場というものが可能になってくれば、ぜひ検討させていただきたいと思えます。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 収集した生ごみの処理は今後どのように行う計画なのか。

分別させても可燃ごみと混ぜて燃焼させるなら、分別が手戻りになり二重手間ではないかと思うわけです。伺います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） ちょっとそこまでの話になりますと、担当の部長に説明させますので。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） ちょっと内容がわからなかったんですけども、生ごみはまだ分別はしていないもので、燃えるものと一緒にと、こういうことでやります。

将来的にはいろんなことが考えられると思いますので、今、市長が言いました天城高原のバイオマスだとか、また、それを独自でやるだとか、そういうようなことにもなるかと思えますけれども、有料化問題等にも絡めては、生ごみの分別までは計画には入れてございません。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 経費削減のため、市民に多種類分別の負担を押しつけていますが、収集後の分別されたごみは、一部を除き、もはや資源として取り扱わなければならないのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） そのとおりだと思っておりますので、生ごみをどうするかということは、いろんな活用方法があります。今、最先端なのはガスをとって収集車に入れるとか、ほかには電気にかえるだとか、いろんな方法ありますけれども、費用面で非常に単価が高いというようなことで、これにつきましては、やはり皆さんのご理解を得ながら考えていくしかなかろうと思っておりますのでございます。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 最新式の焼却施設を建設し、その運営のため多くのごみを集めなければ採算が合わない等のおかしな問題が今後起きないかどうか、伺います。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） すみません、意味がわからないんですけども、集めるというよりか、今、最少のいわゆる焼却するごみは何トンなのかを計画いたしまして、計画をするということになりますので、それがために何でもかんでも集めてくるというわけではございません。

以上です。

議長（飯田宣夫君） これで関議員の質問を終了します。

では、ここで休憩します。

再開を14時20分とします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

杉 山 誠 君

議長（飯田宣夫君） 次に、7番、杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、公共工事の入札及び契約の改善について伺います。

建設業は地域産業の中核として大きな役割を果たしています。地域における雇用の維持とともに、災害時の緊急対応や復旧作業にもなくてはならない存在です。この地域振興に貢献してきた建設業ですが、近年、公共事業の減少や原材料費の高騰、さらに経済の低迷により、地域の建設業を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっています。

このため国においては、本年8月29日に経済対策閣僚会議において決定された「安心実現のための緊急総合対策」を受けて、国土交通省より9月12日、建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の実施に係る地方公共団体向け緊急要請が出され、特に必要があると認められる次の8項目について、速やかに措置を講ずるよう要請されています。

その内容は、1、公共工事の前払い金について、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則附則第3条第1項に基づく前払い金の割合は、材料費等の4割を超えない範囲において認められているが、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあること、また、国土交通省直轄事業においては請負代金の4割を支払い対象としていることも踏まえ、材料費等として必要な経費の支弁を円滑化するため、当該制度の適切な運用に努めること。また、同条第2項に規定する中間前払い金についても、2割を超えない範囲において認められており、同様の対応を行うよう努めること。

2、工事の発注に関しては、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、的確な工期の確保にも資するよう早期発注に努めること。

3、工事請負代金の請求書を受領後、直ちに支払い手続を開始するなど、その支払い手続の迅速化に努めること。

4、予定価格の事前公表の取りやめ等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」で要請したところであるが、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、適切に対応すること。

5、公正な競争の中で企業体質を向上、強化させるためには、同様の特性を持った企業による競争を促進することが重要であり、適切な競争参加条件、過去の工事实績及び成績、地域要件等の設定等、必要な条件整備を適切に講じること。

6、適正価格での契約の推進を図るため、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において低入札価格調査基準価格に係るモデルが見直されたことを踏まえ、その算定方式の改定等により適切に見直すこと。

7、いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むとともに、予定価格の作成に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させること。

8、「単品スライド条項」については、資材の価格変動を継続的に注視し、変動に応じて必要な措置を講ずること。また、その他、現場条件等の変更に対しても、適切に契約変更を行うこと。

このように地域の建設業に対する緊急対策の一環として、建設業が地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約の改善を早急に行うよう求められています。多くの建設業を有する本市においては、特に地域産業の育成と雇用の確保の観点からも対策を講じていくことが必要と考えますが、さきの緊急要請に対する具体的な対策をお答えください。

次に、介護支援ボランティア制度の活用について伺います。

65歳以上の元気な高齢者が、介護支援のボランティアをすることでポイントをため、みずからの介護保険料の支払いに充てることのできるのが、介護支援ボランティア制度です。介護支援ボランティアをめぐるっては、2005年に稲城市と千代田区が、共同で厚生労働省に対し自治体の独自制度によって介護保険料控除が可能になるよう介護保険制度改正を要望したが、一部自治体からの対価的性格がありボランティア本来の意義が薄れるなどの反対で一たん見送られた経緯があります。

その後、2006年に稲城市が構造改革特区として国に提案をしました。これを契機に、厚労省も介護保険制度における地域支援事業実施要綱を改正して、昨年5月、保険料控除は認めないものの、地域支援事業交付金を活用して高齢者の活動実績をポイント化し、介護保険料に充てることを認め、全国に通知しました。これにより自治体独自の制度実施が可能になったものです。

東京都千代田区では、昨年12月から介護保険サポーターポイント制度として実施しています。これは、65歳以上の介護保険サポーターの希望者が、事前に制度内容を学ぶオリエンテーションを受け、制度を運営する区の社会福祉協議会に登録して手帳を受け取ります。介護保険施設で活動すると手帳にスタンプが押され、毎年度の活動記録をポイント化して翌年度の介護保険料に充てることのできる仕組みです。

また、八王子市では、施設だけでなく在宅の高齢者に対するボランティア活動にも制度を適用しています。ボランティアの活動内容は、食事の配ぜんや後片づけ、掃除などの軽作業、話し相手、外出や散歩の介護補助などさまざまで、それぞれの受け手の希望とボランティア側で調整されます。

今、高齢者が外出する機会を持たず、家に閉じこもりがちになる一方で、介護の現場には高齢者の知識や経験を必要とする活動も多くあります。高齢者にとっては、地域貢献しながら自身の介護予防につながることや実質的に介護保険料を軽減できることなどの利点があり、多くの人の参加を得ることで地域社会の活性化につながるとは思いますが、本市でも実施を検

討してはいかがでしょうか。

最後に、学校教育における食育・地産地消の推進について伺います。

学校教育法が改正され、来年4月から施行されます。これにより、学校給食の目的が、栄養改善から食育に大きくかじを切ることになります。

改正法では栄養教諭の役割を明確にし、食育の指導に当たることになります。さらには、地場農産物を給食に活用し、地域の食文化などの教育を行うよう求めており、教材として学校給食を位置づけています。また、学校における食育の推進のためには、栄養教諭の配置とともに学校の教職員の連携・協力、保護者も含めた地域挙げての取り組みが重要とされます。

農林中金総合研究所が食育に先進的に取り組む現場での調査をまとめた食農教育の現状に関する調査報告によれば、調査した各校に、1、リーダーとなる校長と栄養教諭が二人三脚で食育に取り組んでいる。2、食育は栄養教諭一人ではできず、教職員が同じ気持ちを共有し、団結して取り組んでいる。3、生徒の保護者、地域住民の協力が必要不可欠である。4、JAや農家の協力が大きな推進力になっているとの共通要素が見られます。

子供たちの食をめぐる環境の変化や生活習慣病の若年化、朝御飯を食べてこない児童生徒の増加など、食教育の重要性が高まっていますが、当市の学校給食における食育、地産地消の取り組みについてお答えください。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） まず、第1点の閣議決定及び通達の8項目についてでございますが、前払い金については、これは既に適正に実行しております。

工事の発注については、四半期ごとに工事発注計画を確認し、計画に沿って、なるべく前倒しに発注するように努めております。

支払い手続も迅速に対応するように既に努めておるところでございます。

予定価格の事前公表は、以前からしておりません。

また、市内業者の競争入札参加資格等級は県の格付と異なっております。これまで客観的事項のみの格付でやってきましたけれども、今後は地域要件、過去の実績、伊豆市との災害協定の有無、社会貢献度等を勘案して、来年2月から始まる平成21、22年度競争入札参加資格申請に適宜適用していきたいと思っております。

それから低入札価格調査基準価格、これは市では設けておりません。

予定価格の歩切りも行っておりません。

単品スライド条項については、これまでこのような条項に当てはまる公共事業の発注はございませんが、今後、単品スライドだけではなく、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更についても、その対応は契約約款で規定しておりますので、今後も経済変動に注意

しながら実施、遂行していきたいと考えております。

次に、介護支援ボランティア制度でございますが、ご指摘のとおり、昨年9月に東京の稲城市で試行的に実施されたばかりの制度であり、そのポイントの取り扱いや交付金の取り扱いに幾つか懸案が残っているようでございます。

ただ、先進地である稲城市においても、ことしが実質1年目ということで、先行市の例として注目をさせていただきたいと思っております。

また、静岡県では来年度予算で、この制度への支援目的で予算請求を今しつつあると聞いております。これらによって、懸案される問題がもし整理されてくるのであれば、伊豆市でも採用するための情報収集や制度研究を行っていきたいと思っておりますが、ただ、どうでしょうか、ポイント制というものが、確かに客観性もあるんですが、他方、小土肥で土肥ホームの地元の皆さんが既に100人近いボランティア活動をなされていて、それはポイントであるとか特典ということではなくて、自分が将来お世話になるから、だから掃除のボランティアをするんだと。そのような既にあるものを大切にしていきたいなど。必ずしもポイントだけ、そのような具体的な特典だけでもいいのではないのかなど。伊豆の中にある特徴を生かしたやり方もあるのではないかなど、少し研究させていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 学校給食における食育及び地産地消についてお答えをいたします。

まず、地産地消の推進でありますけれども、現在、伊豆市地産地消推進協議会なるものが立ち上げられておりまして、その中の一つに、学校病院等推進研究部会という中に教育委員会の栄養士がメンバーに入って、主に活動をしているところであります。

現在、学校給食で使用する食材の総数は約350品目ありまして、そのうち地場農産物は、米、牛乳、シイタケ、ヤーコン、ワサビ、弘法芋、卵等24品目、利用率が6.8%であります。金額については740万円、15.5%となっております。今後も努力をして、できるだけ多く使用していきたいというぐあいに思っています。

ただ、安定供給という面でなかなか難しく、いろんな困難もあるというように聞いております。

それから、学校給食地場産品導入モデル事業なるものが、昨年度、県の事業として地域の地場産物を利用した学校給食メニュー開発研究会等が行っておりまして、なお事業展開をし、努力をしているところであります。

それから、栄養教諭の件でありますけれども、現在、正式の栄養教諭というのは県で2名しかおりません。現在、伊豆市の栄養士が、通信教育等で数名が受講をして資格を取得しようとしているところであります。栄養士のみでありますと、子供たちに直接1人だけで指導をすることができないというぐあいになっていまして、栄養教諭という資格になると、一

般教諭がいなくても子供たちに直接指導ができるというようなことになっていまして、すぐというわけにはいきませんが、できるだけ早目に栄養教諭をつくっていければというぐあいに思っています。

食育事業でありますけれども、これは現在、健康増進課で行っている食育事業というのに連携をしながら、家庭への普及とPRも行っていきたいというぐあいに思っています。

いずれにしろ地産地消の問題について、あるいは食育を通した子供たちの健康の問題については努力をしていきたいというぐあいに思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

杉山議員。

7番（杉山 誠君） 再質問をさせていただきます。

まず、入札と契約の件ですけれども、建設業に限らず、今、世界的な不況の波を受けて、地域においても各事業者、企業、大変経営が厳しい状況になっていると伺っております。国においても緊急経済対策で融資制度の拡充をしまいいりましたけれども、私も歩いていて、よく声を伺うのは、融資制度は充実されても、仕事がない、返す見込みが得られない。そういった声が多く聞かれるわけでございます。

特に建設業は全般的な公共事業が減っています。そんな中で、やはり伊豆市、市で発注する事業については、前にもその件については質問させていただいたんですけれども、やはり市内に本社を置く、雇用を抱えている事業所に優先的に発注はできないものかということで、今、一般競争入札が大きな流れとなっている中で、いろいろな問題点はあるわけでございますけれども、やはり市長も持っておられる考えとして、市内の雇用の場をしっかりと築いていきたい。そういったことにも合致するわけでございますので、やはり建設業に関しても、できるだけ市の発注する事業に関しては優先発注できるような形で制度をつくっていただきたいと思いますというわけでございますけれども、この中にありました先ほどの国土交通省の要請の中の5番目にある「公正な競争の中で企業体質を向上、強化させるためには、同様の特性を持った企業による競争を促進することが重要であり、適切な競争参加条件として過去の工事実績及び成績、地域要件等の設定等、必要な条件整備を適切に講じること」とありますけれども、先ほどの答弁の中で、来年度の分から地域要件あるいは社会貢献度、そういったもろもろの条件を加味して選んでいくということですが、その制度の整備ということで、前にも質問をさせていただいた総合評価方式、これが伊豆市独自のもの、伊豆市の状況に合った総合評価方式の取り決めというか、しっかりとしたそういう制度が確立されておりますでしょうか、質問します。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 総合評価方式は、まだ試行段階といえますが、確実にこれが一番いい

なというところまで、ちょっとまだ自信を持っている状況ではございません。まだ電子入札も始めたばかりで、どのようなやり方が今一番入札経費の負担が小さくて、なおかつ公正にできるかというところで、少しまだ詰め切っていないところでございます。

ただ、一番の大きな問題は、議員からご指摘がありましたとおり、無制限の一般競争入札をやりますと、必ず初年度、単年度の財政負担は軽くなります。それは競争が激化して強いところが出てくるわけですから。二、三年たつと、必ずまちは疲弊します。企業規模が大きいところが価格で勝つというのは、これは当たり前でございまして、これは日本じゅうで今まさに起こっているところ。東京、横浜、豊田、名古屋が勝って、ほかは全部負けているということが、伊豆市内で今起こりつつあるわけでございます。

ですから、それは癒着だとか、官製談合だとか、そういうことではなくて、市内の中の事業を守る、市内の中の雇用を守る、これは実は私は伊豆市は近隣の他の市町に比べて少しおかれているなと思う面もございます。そこで、改めて制限のつけ方、それから総合評価の仕方、地域における地域貢献度の特典の検討の仕方というものをもう少し詰めていきたいなと考えているところでございます。

もしこれの整理がつかましたら、またぜひご報告申し上げたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 総合評価方式の件でございますけれども、なかなか制度をつくる上でのいろいろな要件、また難しい面があるようでございますけれども、本年3月31日に総務省自治行政局長から通達として、公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてということを出ているものなんですけれども、特別簡易型総合評価方式等の活用ということで、総合評価方式の意味といいますのは、今市長も言われたように、要するに価格だけではなく、品質の保持ということが公共工事に求められる重大な要素でございますので、単に価格競争だけですと、どうしても仕事を得るために原価を割った入札をしてしまう。そういったことによりまして採算割れ、結局採算割れというのは品質の低下につながってきますし、品質を落とさないまでも、労働者の賃金の低下とか、また、あるいは極端な言い方をすれば下請いじめ、とても採算が合わないような条件下で下請に無理に仕事をさせる。そういうようなことも起こってくるわけですので、決してこれは望ましいことじゃありませんので、やはりこれからは価格以外の要素、これも重要視していく必要があると思います。

今言いましたように特別簡易型、これは価格と品質が総合的にすぐれた調達を実現する観点から、発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、国土交通省で平成19年3月に作成した地方公共団体向け総合評価実施マニュアルを参考にしつつ、導入が容易な施工実績、工事成績や地域貢献の実績評価を重視した特別簡易型総合評価方式の活用により、総合評価方式の導入拡大に努めることとありますように、やはり伊豆市でできるものの中から、その方式をしっかりと取り入れていただいて、これから決して癒着、談合、なれ合いではなくて、本当に公共工事としてふさわしい、品質にすぐれた、また、その中でも低価格という

ことはもちろんなんですけれども、過剰な低価格ではなくて適正な価格、それをしっかりと決めていただいて、長く使っていくものでございますので、よいものを発注していただきたいと、そう思うわけでございます。

先ほどの早期発注ということですが、何度も言いますように、やはり仕事がない。この状況を何とかならないものかという声を多く聞くわけでございますけれども、公共工事というのは、今まで補助金を目的にとか、いろいろな無駄があったわけでございますけれども、これからの時代、無駄というのは一切省いていかなければいけないんですけれども、やはり必要なものは必要なものとしてつくっていかねばいけないということで、例えば耐震化であるとか、またバリアフリー化であるとか、生活道路の整備であるとか、そういった必要なものは発注を早めていく必要もあるのではないかと思います。

四半期ごと、なるべく前倒し、具体的なことはちょっとわからないんですけれども、今年度の予算の中で組まれております工事の計画については、できるだけ早く発注していただくことも必要なんですけれども、財政も厳しい中で、あれもこれもというわけにはいかないと、思うんですけれども、必要なものは少しここで考えて、何でも削減ではなくて、先ほども言いましたように、擁護ではないんですけれども、地域の雇用の確保とかいろいろな観点から、国でも今考えておりますけれども、公共工事の実施をふやしていく。そういったことも検討していく必要もあるのではないかと自分は思っているんですけれども、あくまでも予算の中、5%カットですか、その中でおさめるというのではなくて、必要なものは、こういう経済状況の中ですので、市内の事業所の活性化というか、そういう面からも、ふやしていくことも考えてもいいのではないかと、思うんですけれども、ちょっとお考えをお聞かせください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これは2つのポイントがあると思うんですが、1つは、先ほど特別簡易型の中で、私はいろいろなモデルがある中で伊豆市に合ったものを考えていけばいいと思うんですが、その中で私が一番重視しているのは、やはり災害時の対応でございます。

新潟県の中越地震で被災地になった川口町の町長さんと一度お話をさせていただいたことがあるんですが、菊地さん、重機ですと。重機が一台一台どこにあるか把握していますかと。建設業者の位置ではだめなんだそうです。毎日毎日、重機はどこにあるか、それくらいを把握するくらいのことが必要です。何といっても重機です。

この365平方キロメートルの中で860余りの危険箇所がある中、台風がなくても国道が落ちこちてしまうような地形の中で地域地域、特に険しい地域の中に何台でもいいから重機を常に置いておきたい。これは理論的には難しいんですが、本当であれば、しっかり建設事業も随意契約で順番に必ず重機が伊豆市内に点在しているような状況をつくりたいんですが、そこまではさすがにできませんので、制限つき競争入札にさせていただいておりますけれども、業者選定においては、いつ、どんな災害が起こっても、おおむねどのような地域にも数台の

重機があるような体制をとれないものかなと。これがもう市民の皆さんの命に直結すること
でございますので、特に条件づけ、総合評価の中のモデルの中でも、その部分は重視をして
いきたいと。そんなことで、今までそういったケースがないものですから、少しその制度づ
くりは今、勉強をさせていただいているところでございます。

そして、必要なものは前倒ししたらどうかと。確かにご趣旨はそのとおりでよくわかるん
です。とにかく860の危険箇所がある中で、後ろががけで崩れそうだといいところ、それは
もう全くおっしゃるとおりで、有効な仕事があるわけですから、前倒しに早くやりたいのは
本当にやまやまなんです、残念ながら市の中で市単独で予算づけられるところは本当に手
足もないような状況でございますので、引き続き県や国交省の先機関に改めて状況は申し
上げていきたいと思っております。

趣旨は十分承知しているつもりでございます。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） じゃ、次にいきます。

介護保険、ボランティアの制度なんですけれども、そもそもボランティアというのは無償
ではないかという大前提があるわけございまして、私も以前はボランティア活動、代表を
していたこともございますけれども、そういう大前提のもとでポイントを付与する。これは
いろんな議論がある、当然でございます。

そんな中で、最初に制度を導入した稲城市、国に申請をしたところ、やはりそういった面
で反対があったということですが、伊豆市の現状で見ると、既にボランティア活動を
されている多くの団体、また個人の方がおられます。そんな方の本当に人のために尽くし
たいというお気持ちを何か金で代替するような、こういったイメージを持つ方もおられるか
と思うんですけれども、私は決してそうじゃないと思います。

本来、介護支援ボランティアの制度というのは、より多くの人にそういった活動に参加し
ていただいて、外出の機会をふやす。また、社会参加をしていただく機会をふやすという大
きな目的があるわけでございますので、今ボランティアをされている方々も当然この制度に
入ってくださっても結構ですし、また、それは別として私たちは私たちがボランティア活動
をしていくという方は、それはそれで結構だと思います。

これを何かお金で代替するというようなイメージではなくて、お金の換算するといっても、
今行っているところでは1時間を1ポイントとして100円だそうでございます。年間のポイ
ントの限度が大体5,000円から6,000円。これを地域支援事業で介護保険料から控除するとい
うことでございますので、こう言っただけですけれども、本当に金銭的にはごくわずかな金
額でやっていただく。

ただ、これを制度化することによって、多くの人ボランティアがその中に入ってくださ
るんじゃないかなと、そういうような期待もあるわけでございますので、高齢者のボランテ
ィアご自身の介護予防、それから地域住民同士の社会参加による活性化、にぎわい、そうい

ったものが得られるのではないかなと。そういうような効果もあるわけでございますので、イメージとして、この制度、市長、答弁1回くださったわけですけれども、これからちょっと見させていただくという答弁でございましたけれども、今、これからどんどん高齢者の方がふえていく状況の中で、市で行っているいろんな介護予防がありますけれども、人のために何か働くことによって、自身も生きがいを創出することができる。そういった事業はなかなかないと思います。

自分の体を動かす、あるいは介護にならないようないろいろなことをやってもらうというのが、介護予防のほとんど受け手の側でございますので、自分が受け手ではなく、まだ元気なうちに、相手に対してそれを施すことによって自分がいつまでも元気でいられる。そういった効果が期待できると思うんですけれども、その効果に対して、いかがお考えでしょうか。議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 担当部局が準備してくれたペーパーがあるんですが、もし介護保険料の軽減ということであれば、稲城市では1人当たり月額0.8円程度、つまり介護保険料の軽減ということでは余り目的として考えていないのかなと。

それから、多分議員のお考えは、なるべく多くの方にボランティアに入っていただきたいということなんだろうと思うんですが、やはり先行している市、区を見ますと都市部なんです。ちょっと人間関係が希薄なところで、行政的な制度としてなるべくボランティアを募ろうかなという気がしないでもありません。

伊豆市の場合には地域間の人間関係が非常に濃いものですから、これは検討しないということではありませんが、私は多分やっぱり地方に即したような、少し都市部とは違うやり方のほうがいいのかという気がしております。

こちら手元では、実は担当部局が制度的には実施可能だが検討を要するというようなまとめ方をしているんですが、もし進めるとしても、もう少し伊豆市でのあり方を検討させていただきたいと、少し時間をちょうだいしたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） わかりました。

わかりましたけれども、介護保険の軽減は確かに今言われたような数値でございますけれども、私もプロでないもので、ちょっとこの見方がよくわからないところもあるんですけれども、先ほどの稲城市の介護支援ボランティア制度の実施による介護保険料軽減効果額の試算シートというのがあるんですけれども、保険料の軽減額は確かに0.幾つという単位ですけれども、介護給付費、これが非常に下がったように見られるんですけれども、あくまでも試算ですけれども、健康福祉部のほうでは、これをごらんになったのではないかと思うんですけれども、介護予防効果、これはかなりあると思います。

今、市長も言われましたように、肝心のボランティアをしようという人、この人がやっぱ

り都市部と田舎ではちょっと違ふと。やはり人間関係が非常に濃い地域であるので、こういう行政の制度によってボランティアに参加するという人よりも、自発的な人間関係によってやっていく人が多い。確かにそうでございます。いろんなボランティアグループがございまして、それぞれの方がそれぞれ誘い合って皆さん仲よくやっていらっしゃいます。そういった面ではそれは確かだと思います。

これをポイント制度にするかどうかは、今答弁いただきましたので、市の考えはわかりました。あくまでも私は、これを市で後押しすることによってボランティアを一人でもふやしていきたい、そういった考えでございますので、介護給付費の軽減効果、これのちょっと読み方を、すみません、質問する側があれですけども、担当の部長、教えていただけますか。議長（飯田宣夫君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 実は今そのシートを見ているところでございます、まだ頭の中にしっかり入っておりませんが、この稲城市の例で、昨年の9月からやっていますけれども、対象といいますか登録された方は約220何名かのようなのです。

それで、高齢者の65歳以上の人口が100人で1%ということでしたので、1万人くらいの方ということですから、人口については、稲城市は倍くらいあるんですけども、高齢者の人口はほぼ伊豆市と同じということが言えると思います。

220人の方が最初にあったということですので、この試算シートのものは、まだ余り信頼性がないのではないかと私自身は思っております。というのは、稲城市自身も9月に始めたわけですから、まだ1年しかたっておりませんので、そこらの分析をした上で少し検討させていただきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員、残り時間、あと4分ですから。

7番（杉山 誠君） はい、わかりました。

では、最後に移ります。

教育長の答弁の中で、栄養教諭は今、資格を取るべく教育を受けているということでした。この栄養教諭のもとで食育、これを推進していくということで、それが大前提でございますので、栄養教諭をこれからふやしていただきたい。それは一つの大事なことであります。

その上で、地産地消でございますけれども、やはり今不足しているのは野菜が多いということで、野菜の地産地消はなかなか進んでいないように見受けられるんですけども、1つニュースとして、JAが食と農を結ぶJA食農教育の展開ということで、JA食農教育プランを策定し実践しますという大会宣言をしているということで、非常に後押しが期待できる。

野菜の仕入れというのは、安定供給が難しいというのは伺っておりますので、こういったJAとか農業団体、そういうものを通じて仕入れ先を確定していけば、安定して供給が受けられるんじゃないかと思っております。

当然、今まで仕入れをしております納入業者、この方たちも大切にしていかなければなりませんけれども、ちょっと時間がないものですから詳しくは質問できないんですけれども、そういった意味で、まず納入業者をグループ化していく。給食センター職員だけでなく、そういうコーディネーター的なものをつくって、これは本当に市の権限にかかわってくるものですから、やはり市長が強いリーダーシップをとって、それをリードしていくところが多いんですけれども、仕入れと納入業者を制度化していく、そういった面で、これから野菜に対して拡大する計画、そういうものをちょっと伺いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 栄養教諭をふやしていく問題については、努力をしていきます。

ただ、これは文科省の悪いところで、今後、資格教諭だとか、いろんなものが出てくるんですが、定員をふやすという話じゃないんです。今の各学校に何か栄養教諭がほんと1人ずつばらばらと来る感じがしますけれども、全くそんな予算措置はないわけで、栄養士を少し教育して栄養教諭にするというだけの話なものですから、そう期待されても困るなというのが実態であります。

議員さんが言われたように校長のリーダーシップだとか、教職員の協力だとか、地域、保護者の協力だとか、それはもちろんやっていく必要はあると思います。また、食育教育がいいかげんでいいという話ではありませんので、それはそれで努力をしていきたいというぐあいに思います。

地産地消、給食については、局長が詳しいものだから、ちょっと局長に変わります。

議長（飯田宣夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木誠之助君） 現在、先ほど教育長よりご報告のあったとおり、地元産使用食材の品数については24品目でございます。議員さんおっしゃられたとおり野菜の部分で、非常に安定供給以前に安全性、静岡県の給食会については、ミルシート等もらえるような形になっておりますので、特に生野菜については適期収穫、それから熟度、そういうようなことで適期に収穫されたものを適正な保存状態で納入していただければ、学校給食のほうはどんどん使いたいというような状況でございます。

この間、栄養の職員が取りまとめたんですが、伊豆市内だけではなくて静岡県東部というようにとらえ方をしまして、三島ぐらいまでの地産地消については30%を目標に今進めているといった状況でございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） すみません、最後に質問します。

今の地産地消につきましては、学校給食における子供たちへの波及効果、それも当然、新鮮な野菜、また生産者の顔が見える食べ物ということで効果がありますけれども、もう一つ

私があると思うのは、学校給食で地場野菜を取り入れることによって農業振興、野菜をつくっておられる方の出荷先、これが確保拡大されるのではないかという、それも実証されておりますので、そういった面でぜひ学校で積極的にこれから取り入れていただくようにまたお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで杉山誠議員の質問を終了します。

森 島 吉 文 君

議長（飯田宣夫君） 次に、4番、森島吉文議員。

〔4番 森島吉文君登壇〕

4番（森島吉文君） 4番、森島吉文です。

市長に伺います。

1番目、天城温泉会館の今後の方向性について。

1、温泉施設は凍結という方向だと思いますが、凍結後の残った施設での今後の運営面での構想計画、予算面での歳入歳出での試算などありましたら、伺いたい。

2、また、この凍結により、隣接する湯の国会館は入場者数増となると思いますが、同じく湯の国会館の今後の新たな運営面での構想、計画などありましたら、伺いたい。

議長（飯田宣夫君） ただいまの森島議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

先般のタウンミーティングでも、確かに規模を縮小して温泉事業を続けてくれという声もございましたけれども、仮に規模を縮小するにしても相当の改良費用がかかってまいりますので、平成21年3月をもって温泉事業だけは凍結をさせていただきたいと、これからも地元の皆さんにご説明を申し上げたいと思います。

ただ、レストラン、売店につきましては、天城らしさに特化したお土産物屋さんにするのか、あるいは、そもそも根本的にホールと一体化して全く別の活用の仕方を考えるのか、これはまだゼロベースで考えていきたいと思っております。

劇場ホールに関しましては、規模は小さいものの非常に音響もいい、それから設備も整っているということで、多少の改修が必要になろうかと思っておりますけれども、あの地域のよさ、それから湯ヶ島の持っている文化とか歴史を勘案して、より活性化する、活用していくという方向で、余り時間はないんですが検討してまいりたいと思っております。

夕鶴記念館については、現在、観光協会、旅館組合の事務所が入っておりますが、あそこから売店部分にかけて、もう少し湯ヶ島地区を含む伊豆半島南部全域にわたる総合観光案内施設として、そして、温泉事業を凍結する分、逆に周辺の湯ヶ島温泉等の温泉場とか温泉旅

館のご案内をさせていただけるような配置にできればいいのではないのかなと考えています。

また、夕鶴会館にミニシアターがあるんですが、これは実はここの湯ヶ島地区の若いお母さん方に、雨の日、天気の良いとき、子供が集まれるような何か、お金をかけなくていいので、そんな目的のために使ってもらえないかということで随分ご要望もいただいていますので、検討させていただきたいと思います。託児所がわりとってはおかしいですけども、子供さんが安心して集まれる何かの施策ということでございます。

なお、事業計画が固まっておりませんので、試算はまだありませんが、大変残念なことに先般上程申し上げましたとおり、5,000万円程度のところが6,000万円に届かんばかりの赤字額で、しかもことしは4万人を割りそうだと。3万人台にまで落ち込みそうだとということで、非常に厳しい現実であると認識しております。

そこを凍結した場合、その約4万人の温泉のお客様が、じゃ、同じ旧町内の湯の国会館にということでございますが、ざっと25%仮に流れたとすれば、向こうが1万人くらいふえる勘定なんですけど、それは、そういった楽観的な数字よりも、むしろ湯の国会館の側で、その4万人の半分以上を引き受けようと、そんな気概で引き続き事業展開をしていただければ、さらにありがたいなという感じをしております。

湯の国会館全般につきましては、借地の問題も多少残ってはおりますが、現時点で食堂以外はおおむね黒字化のめどが立っておりますし、あの場所のよさと温泉の評判のよさ、そして、売店と食堂のちょっと方向を変えた魅力ある事業展開にということで、あそこは安定して黒字化できるような事業展開を進めていきたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問はありますか。

森島議員。

4番（森島吉文君） 天城いのしし村は最高時で入場者数が年間35万人ということで、でも、この不景気で経営面で採算がとれず、11月、幕を閉じましたけれども、官民を問わず不景気がやってきているなと感じます。

天城温泉会館は計画当時、年間30万人を見込んでいたという想定で、総額26億1,700万円かけて平成8年に完成して営業開始したということです。現在まだ12年といったところで、長所は、やはり施設が大きくて近代的で耐用年数も40年残っているという建物だと思います。短所としては、施設が大き過ぎる、泉質が悪いという、そんなことを聞いておりますけれども、ちょっと天城温泉会館と湯の国会館と比較してみましたけれども、入場者数が湯の国会館の大体半分だと。7万5,000人今入っていますけれども、天城温泉会館が大体2分の1少ないということで、そのかわり敷地が6.5倍あると。駐車台数も倍、そして温泉館でも建物の面積が3倍あるということです。

計画の基本というんですか、プラン・ドゥ・チェック・アクションとありますけれども、今そのアクションを起こすときだなど。いつ、どこで、だれが、何を、どういう目的をもって、どうしたのか。これからどうするか。これからどうするという重要な時期に来ていると

思います。

夕鶴記念館は、市長の申したとおり、文化・教育の面からも違った意味合いを持つと思いますが、スペースの面からも固定経費の面からも、食堂、レストラン、土産物売り場、駐車場など極端にスペースを縮小しなければと、そのように思います。

そして、できれば残った空きスペースを民間へ賃貸など有効利用ができないかなとも思いますけれども、質問ですけれども、天城温泉会館の現在の建物からの建ぺい率、容積率の面から、最少の必要面積はどのくらいかなということをやっと伺いたいと思います。

そして、空きスペースの用途変更は可能か。そして賃貸するとすると、どんな業種ができるのか。

そして、3つ目に歳入歳出の面ですね、まだ試算ができていないということですが、凍結によって入場料がなくなってしまうわけですね。それで、それにつれて土産物も売れなくなったり、レストランも入らなくなったりという、そういう悪いほうの相乗効果が出るのではと思いますけれども、その辺をやっと危惧していますけれども、その辺についてはまだ試算ができていないということなので結構です。

それと、あとこれに関連してタウンミーティングをこの間、湯ヶ島でやりましたけれども、ちょっと失礼なことを言うかもしれませんが、周辺住民は大体経緯とか経営状態は把握していると思います。タウンミーティングで湯ヶ島地区の方より、今市長の言ったとおり、温泉は縮小してやってもらいたいとか要望がありましたけれども、内容はともかく、その後すぐに何か凍結というのが新聞で発表されましたけれども、私もせっかちですけれども、もう少し地域住民とすり合わせをやってからでも遅くはなかったなとも思いますけれども、その辺についていかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 新聞報道は、あのタウンミーティング取材していた記者さんが、私が温泉事業凍結と強調していたものですから、それをそのまま書かれたということなんだろうと思います。

確かに地区懇談会、タウンミーティング、これからも私は数を重ねてやっていこうと思うんですが、1つ常に注意したいのは、少数というところちょっと失礼かもしれませんが、やはり声の大きい方が必ずしも多数派とは限らない。実は終わってからも随分いろんなお声をいただきました。その中では圧倒的に早くそのような決心をしてくれと。

下田方向から仮に天城温泉会館のあの温泉、あの地下3階の温泉に入って、そのまま東京、横浜に帰られると、そういう方たちは逆に湯ヶ島温泉を知らないままお帰りになるわけですよ。そういう方たちというのは、周りに実際に温泉事業をされている方からすると、湯ヶ島温泉を何ら紹介できないまま、お客さんを帰しているということになるわけでございます。

したがって、むしろ地域全体の活性化ということであれば、そこで案内をして、少し湯ヶ

島温泉のほうに人を流していく。これは修善寺温泉場の真ん中にある筥湯とはやはり位置が違うだろうと、こう思うわけでございます。

したがって、今の温泉事業を残してくれという声を全くすぐに無視するというわけではありませんが、現時点ではやはり、私が聖徳太子のように全部から聞いているわけではないけれども、大方温泉事業凍結ということが理解されているのではないのかなと。そして、そのエネルギーをよりほかの競争力のある部分に振り向けることということで、ご理解と、できればご協力も賜りたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 市長、まだあと3つあるんだよね。

4番（森島吉文君） 2つで結構です。採算面は結構です。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） すみません。

それで、試算のことでございますけれども、去年までのデータで、ホールで1,800万円、それから売店とレストランでやはり300から400万円ぐらいの赤字なので、本当はこれもしっかり考えなければいけないんですが、ホールについては、より集客力のある文化行事というものを考えていきたい。

これは先ほどちょっとご答弁申し上げましたように、本当は一番そこに詳しくて情熱のある文化協会の皆さんに、より天城らしい文化事業というものを計画していただけないだろうかなと、これは話を既に進めているところでございます。

それからレストランと売店については、やはりこれについては収益事業ですので、少なくとも赤字は解消できる、つまり来年度、再度変えたときに300万円とか400万円の売り上げが必ず望めるような事業計画ができるのか、できないのか。もしできないのであれば、そこもやはりちょっと勇気を奮う場面があるかなという気がしております。

転用については、さっきご指摘があったとおり、天城いのしし村が閉じているような、この天城湯ヶ島地区の状況の中で、もし事業者さんを誘致するとすれば、なかなか市外からでないと難しいのかなと。そうしますと相当程度いろんなところと話をしなければいけないと思いますので、ちょっと3月までにめどが立つかどうかについては即答を控えさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 用途変更というのはいいんですか。

4番（森島吉文君） 建ぺい率……。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 観光経済部長から答えさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（久保田義光君） 実際には、建ぺい率、容積率は建設部ですけれども、私のほうからちょっと聞いた範囲の中で答えさせていただきます。

天城湯ヶ島地区は都市計画区域外でございますので、法的には正式な建ぺい率、容積率等

は定められてはいないと伺っていますけれども、一般的に建ぺい率70%、容積率が400%ですか、そういう部分でのお願いをされているということをお伺いしています。

それと用途変更の件ですけれども、ことしの10月28日付の静岡県補助金等に係る財産処分についての通知ですと、市のこういう市営施設については、10年を経過している施設ですと知事の承認を得ることによりまして用途変更は可能であるというように伺っております。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

森島議員。

4番（森島吉文君） 建ぺい率、容積率の面は、都市計画区域外というところで、でも建築基準法の第6条に当てはまるところですので、当然70%、400%は守らなければ確認がないという地域だと思いますけれども、敷地面積からして400から600坪今あれば十分だということで、あとは駐車スペースの問題だと思いますけれども、土地の賃貸が今年間450万円なものですから、ロータリーあたりを駐車場に利用したり、いろいろとそういうスペースの縮小というのを図ったらどうかなと思いますけれども、用途変更の営業の種類というのは、どういうものに使っていくかということですが。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（久保田義光君） 最初の駐車場のほうの面積、今、天城温泉会館は総敷地面積1万9,000平米あるわけでございます。それで、建物が延べ床面積で5,201平米ということで、駐車場スペースとしては乗用車が130台、バスが8台というような駐車場を確保しているわけでございます。

建ぺい率、容積率で駐車場のスペースが広いかどうかということよりも、この施設、劇場ホール、客席数が437席、それから食堂が180席という席数がありますので、現状の駐車スペースですとそう決して広いスペースではないかなとは考えております。

今後も施設の活用方法も含めまして、多少今議員さんがおっしゃったような見直し方法も必要かとも考えております。

また、用途変更でどのようなものにするかというのは、基本的にうちのほうで、こういうものをやりたいんだということで知事が承認を出すということで、実際にある程度内容が決まってこないか、オーケーかどうかということは、ちょっと今どんなものだからいいんだかということはないと。

ただ、施設で補助金返還とかのこういう問題ですと、ある程度同じ用途に使っているものであれば、いろんなものが変わってもいいということですが、用途が変わるということでは、まだ新しくこういう処分、経過、通知が発せられたものですから、具体的にこれではだめとかこうとかいうことはちょっとまだ言えないとは思っておりますけれども、用途につきましては、うちのほうで今の観光の施設以外、要するに福祉の施設とかに使うということがあっても可能ではないかなとは考えております。

議長（飯田宣夫君） 森島議員。

4番（森島吉文君） 苦渋の決断をしたものを何かつつくような質問で申しわけないですが、縮小撤退していくのも計画の一つですし、収支面からも営業面からもよいプランというんですか、何か変ですけれども、実行して頑張ってくださいと思います。

そして湯の国会館、1つ質問ですけれども、地方自治体で退職金を借金で支払うという自治体が最近ふえているということで新聞報道がありましたけれども、湯の国会館は天城会館の凍結ということもあり入場者がふえると予想されると思いますけれども、泉質とか立地条件など湯の国会館はすぐれたものがありますけれども、ぜひこの好条件の中で利益も追求していただいて、退職金は賄えるくらい頑張ってくださいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） あそこはいろんな使い方がございまして、今、体育協会長さんとお話をしましたら、狩野グラウンド、狩野ドームにスポーツ誘致をするときには、必ず湯の国会館をセットでやっている。さらに体育協会長さんは、狩野ドームというのは非常に魅力のあるスポーツホールだそうで、バレーボールとかバドミントンの大会をまた誘致できるというようなことも言っておられました。

ですから、あの地域の特性を勘案した活用の仕方というのは、そんな使い方もありますし、天城、伊豆の特選メニューのアンテナショップとしての使い方、あるいは反対側の工事が終わって少し景色が落ちつけば、やっぱり狩野川に面した市営の共同浴場ということで、住民の皆さんも非常によく使っておられますし、そんな中で、やはり収益事業ですので、地元の皆さんが使う場合にも、やはり心地よくて、たまにはそこで食べたいなというような、そんなことをやっていければと思っています。

もう一步で安定的な黒字にできると思っておりますので、むしろまたユーザーの皆さんからも地元の皆さんからもご意見をいただければ、できることから順次改善に着手してまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（飯田宣夫君） これで森島吉文議員の質問を終了します。

ここで5分間休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時30分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西 島 信 也 君

議長（飯田宣夫君） 次に、6番、西島信也議員。

〔 6 番 西島信也君登壇 〕

6 番（西島信也君） 6 番、西島信也です。

最初に、修善寺ニュータウン地区の下水道整備について質問させていただきます。

修善寺ニュータウンは、昭和40年代から開発が進み、現在では常住者は300世帯、600人を数え、そのほかにいわゆる別荘が300件ありまして、伊豆市において一大住宅リゾート地となっております。

そこで下水道はどのようになっているかというところ、昭和45年ごろ修善寺ニュータウンを開発していた民間業者が下水道施設を布設し、現在はニュータウン温泉管理組合が管理をしております。

しかしながら、その施設は建設以来40年近くが経過し、老朽化が甚だしく、下水管の劣化、処理施設の能力低下等が非常に懸念されているところでありまして、このままではニュータウンの下水道の経営が早晩破綻を来すということは容易に想像がつくところであります。

修善寺ニュータウンは、第1種低層住宅専用地域に指定されておりまして、優良な住宅地として各方面から期待されております。最近では、20代、30代の若い人の居住も多くなり、彼らの定住化を促進する意味でもインフラ整備は必要不可欠な要件であると考えます。

市街化区域でありながら、今まで延び延びになっていた修善寺ニュータウンの公共下水道整備を今後どのような計画で進めていくのかお伺いします。

2 番目、自主共聴施設のデジタル化支援についてでございます。

地上アナログテレビ放送は、2011年7月24日で放送が終了し、デジタル放送に完全移行します。しかしながら、アナログ放送の終了時期である地デジ対応受像機の必要性やアンテナの設置等については、まだ多くの方々が十分に認識をしていないと言われております。

地上波テレビは、市民生活に欠かせない情報源であり、災害にも強い伝達手段であります。アナログ放送が終了した途端にテレビ視聴ができないというような世帯を出すことは、伊豆市として絶対に避けなければなりません。

そこで、地デジ移行について、どのように市民に周知せしめるのか、お伺いします。

次に、難視聴地域の住民に対する支援についてお尋ねします。

山間部など地上デジタル放送の視聴が困難な地域には、共聴アンテナの設置あるいは改修が必要であります。その場合、国では補助対象経費の2分の1を設置者に補助することとなっております。伊豆市でも山間部の集落は多く、難視聴地域は相当数に上ると予想されますが、その地域の把握は市としてなされるのか、お伺いします。

また、国に倣い、共聴施設整備の補助等を市として検討しているのかどうかをお伺いします。

3 番目、新し尿処理施設整備計画について。

新し尿処理施設に係る基本計画及び候補地選定業務委託を発注したとのことですが、何か唐突な気がしてなりません。現し尿処理施設は、確かに経年施設ではありますが、使えない

ということはないと思います。

し尿処理施設の建設には数十億円という巨額な経費が必要となります。また、施設更新の必要性、財政的負担、広域処理の可否等を議論しなければならないと思いますが、市長はこれらのことをどう考えておられるのかお伺いします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの西島議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

修善寺ニュータウン地区は、市街化区域の中であり、狩野川流域下水道全体計画の中でも将来下水道の実施計画の地区として位置づけられております。

近い将来、公共下水道にしなければならないとは考えておりますけれども、現在の認可区域として、中伊豆、それから修善寺の大平の管路工事、そして土肥地区の終末処理場整備と大きな事業を現在控えているところでございます。

このようなことから、財政状況を考慮しつつ、ニュータウン地区の下水道工事の実施時期につきましては、認可変更のこともございますので、中伊豆地区、土肥地区の下水道整備が終了した平成26年度以降の計画にならざるを得ないというのが現状でございます。

次いで、自主共聴施設のデジタル化支援についてでございますが、地上デジタル放送については、国の事業として現在進められておりますところ、市民の皆さんからの市役所に対する問い合わせも多々ございます。

伊豆市においては、ことしの5月16日の区長会において、県のアドバイザーによる説明会を開催し、また、6月20日から27日の間に区長及び難視聴などの共聴組合関係者に対し、市内4地区、4カ所において、総務省東海総合通信局から担当官の出席をお願いし、説明会を開催してきたところでございます。

伊豆市においては、平成20年度に旧修善寺地区に、21年度に旧中伊豆地区、そして22年度に旧天城湯ヶ島地区に、それぞれ中継局が整備される計画ですが、これらの中継局が実際に完成した後でないと、本当の意味での地上デジタル放送の受信が可能であるかどうかは判断され得ないというような状況だそうでございます。

共聴施設整備の補助金につきましては、議員ご指摘のとおり現在国の制度がありますが、それ以外に最近NHKの補助制度が創設されるということも報告を得ております。詳細については、NHKからの説明はまだございませんので、今後、打ち合わせを行いながら、住民の方々にもどのような補助制度になっているのかということとはご紹介、ご説明してまいりたいと考えております。

なお、このデジタル化事業は国の事業であるということで、市としての単独の補助制度については現時点では考えてはおりません。

最後のし尿処理施設整備計画についてでございますが、現在の清掃センターし尿処理施設は、昭和40年度から稼働開始し、建設後42年、同様に土肥衛生プラントし尿処理施設は、昭和38年度から稼働して44年が経過しておりまして、いずれの施設も老朽化が進み、現在の耐震基準にも合致していないのが現状でございます。

先ほど議員からもニュータウンの下水が古い、まさにそのとおりでございますが、こちらはだめだけれども、し尿処理は大丈夫だということは、これはございませんので、し尿処理施設につきましても、この老朽化にかんがみて整備を進めてまいりたいと考えております。

処理施設の機能を保全するため、定期的にその機能状況、耐用の度合いについて精密な検査をしておりますが、その結果は全般的な老朽化が認められるところであり、時代の変化によるし尿の搬入量や性状の変化もありますので、現時点では本来期待していた機能を満足していない状況であり、水槽内部においても経年的な劣化が観測されておりますので、処理方式も含めた施設全体の更新時期が来ていると判断したわけでございます。

したがって、現有施設の今後の適正管理に係る財政負担や、より安心・安全、また効率的な施設管理等について検討した中で、2施設の統合を含めた新たな施設整備が必要であると考えてまいりまして、唐突なということもございますけれども、昨年度には基本構想を策定し、また本年度には基本計画の策定に取り組んでいるところでございますので、議員かつて行政の中にもおられたわけですから、唐突ということはないんじゃないのかなという気がしております。

また、財政負担につきましては、財政上優遇措置のある合併特例債の活用を考慮しており、また、近隣市との関係につきましては、それぞれの施設の更新時期が異なっておりますので、広域による整備、処理については考えておりませんので、し尿処理については市単独で事業化を進めてまいりたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

西島議員。

6番（西島信也君） 再質問をさせていただきます。

初めに、修善寺ニュータウン地区の下水道整備についてでございます。

ただいまのご答弁ですと、中伊豆、天城等が終わってからと、こういうお答えでございます。流域下水道整備につきましては、平成21年度、来年度から大平工区にかかるということ聞いておるわけでございますが、それが終わったらニュータウン地区を実施するというふうに受け取ったわけでございます。大平の工事その他処置が順調に進めば、市長がおっしゃったとおり平成26年度あたりからニュータウンにかかれるんじゃないかと予想されるわけでございます。

工事を実施するには、まず流域下水道計画に入って、それから国・県の許可をとってと、こういう運びだと思いますが、本工事の前にいろいろ調査等準備があろうかと思えます。ですから、国・県の認可をとる前でございますね、それには準備があろうかと思えます。

その概略のスケジュールをここでお示しできれば、お願いしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） この件につきましては、担当の上下水道部長より答させます。

議長（飯田宣夫君） 上下水道部長。

上下水道部長（小川正實君） 準備スケジュールということの質問でございますけれども、25年度、26年3月に公共下水道を大平地区が終了する予定でございます。ですから、事業といたしましては、先ほど市長が申し上げましたとおり26年度以降を予定しております。

しかしながら、私も西島議員に指摘されてちょっと人口の関係を調べてみましたら、ニュータウン地区がこの4年間において非常に人口がふえていると。それから、世帯におきましてもふえています。そして、別荘はちょっとわからないんですけども、もしかするとふえておるかもしれません。

ニュータウン地区につきましては、私も今までいろいろ地区の方からお話を聞いておまして、非常に老朽化と能力の低下ということで急いでもらいたいというお話を聞いております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、やはり我々のほうにも事業量と財政状況というのがございますので、平成22年か23年ごろ地元説明と協議、それから実態調査、そういう基本調査には入っていきたいと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） それでは、公共下水道につきまして、もう一つお尋ねをいたします。

公共下水道を布設するに当たりまして、その地域の住民あるいは事業所に対しまして受益者負担金が当然かかるわけでございますが、負担金の額というのはどのように算定をしているのかお伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） この件につきましても、担当の部長から説明させます。

議長（飯田宣夫君） 上下水道部長。

上下水道部長（小川正實君） 受益者負担金につきましては、条例は事業費の3分の1以内ということになっております。しかしながら、旧修善寺地区の受益者負担金を見ますと大体5%から10%程度の範囲におさめてございます。3分の1以内ということからすると相当金額は低くなると思います。これが今の公共下水道の受益者負担金条例でございますので、その中で決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） それでは、次の再質問に移ります。

自主共聴施設のデジタル化支援でございます。

ただいまの市長のご答弁では、国の補助がある、あるいはNHKの補助も検討されているから、市の補助は考えていないと、そういうようなお答えだったと思いますが、国の補助におきましては、補助対象経費割る世帯数の額が3万5,000円以下の場合には該当しない。あるいは1交付申請当たりの補助額が100万円未満の場合には制度が使えないと。こういうような規制になっております。

NHKのほうはどうなっているかわかりませんが、そういうようなことですので、デジタル化のアンテナを設置するにつきましても、零細なところも多いと思いますので、そういう補助対象に入らない地区につきましても、ぜひ検討していただきたいと思うわけですが、いかがでございましょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） この件につきましては、これは国に事業でございまして、当初はこれに引っかけて市内全域に光ケーブル網を設置することを絡めることはできないかと随分検討してきたわけですが、なかなか県のご理解も得られず、県のほうとしても県内全域における光ケーブルというものを推進しておきながら、このタイミングをなかなか活用していただけなかったということで、やむを得ずエアのアンテナ等も利用した受信の仕方というものに代用せざるを得ないのかなと。

ただ、その経費負担につきましては、あくまでも国の事業ですので、それに成りかわり市が補助金を出すというようなことではなくて、最後の場面で何をすべきかというところはまだちょっと見えてこないところはあるんですが、あくまでも第一義的には国と、それから放送事業主に負担させるべきではないかと考えているところでございます。

最後どうなるのかはちょっと見えないところもございまして、まだ少しその方向で主張すべきではないかと考えている状況でございます。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） わかりました。

それでは、次に3番目の新し尿処理施設整備計画について再質問させていただきます。

今のし尿処理施設は大変古くて云々ということを経理さんはご答弁なされましたが、私も行政におりましたから、それはよく存じております。今のし尿処理施設も、将来的といいますが、今後更新しなければならぬということは私も十分承知しておるところでございます。

しかし、なぜ市民合意ができていないのにも関わらず、ここで急いで施設更新をしなければならぬか。この緊急性、先ほど広域処理は考えていないというお話がありましたので、すけれども、広域処理も十分検討されたのか。あるいは、将来的財政負担はどうなるのかというようなことを調査、また議論して、市民の合意を求めなければならぬと、こう思うわけでございます。

私が先ほど唐突じゃないかと言ったわけですが、それで、これは基本計画が数年前

からできていて、おまえも行政にいたから知っているんじゃないかというようなことを市長さんがおっしゃったわけですが、この新し尿処理施設の計画につきましては、今まで市長から一回もそういう話を聞いていないわけなんです。今初めてお伺いしたわけなんですけれども、ですから私にしてみれば唐突な気がするわけでございます。

ここにおられる議員さんも、私が聞いたところでは、大方の議員さんはあまり知らないのと、こういうことでございましたので、議員も含めて、今後市民にこのことにつきまして情報公開を進めていく考えはおありなのかどうか、お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 新し尿処理施設が要らないということはないんだろうと思っている。40数年たって老朽化したものを、ご質問にありましたように、まだ使えるのではないかと、そういうことはやっぱり将来を目したときはないんだろうと思います。

これに似たようなことで、ごみ焼却場のときにも、向こうには反対で、柏久保が使えると主張された方もあったんですけれども、それはやはり今よりレベルの低いものを、柏久保はやむなくこれを使っているわけであって、それが新しいものよりは確実に能力が低いわけですから、もちろん大きな投資にはなるわけですが、伊豆が一番特徴として有している美しい環境、きれいな空気、清潔な水というもののために、将来に向けた投資というのは、やはりどこかで歩を進めなければいけないんだろうと思います。

それで、どういう経緯でここまで進んできたかというのは、私が就任する前ですので、ちょっと今、ご説明する立場にないんですが、昨年度の基本構想、既にできておりますし、し尿処理そのものは、下水につなぐか、きれいな水になって川に戻すかのことであって、何か危険なものができるということでもないで、これをやりますということについて別途事前に市民の皆さんにお諮りするようなことではないのではないのかなと。

もちろん経費はかかりますけれども、処理施設はつくりますと。そして、幾つかの候補地を選定していただいた後に、当然しかるべく情報公開をして、関係する皆さん、そして経費を最終的には議会に報告し、お諮りするという手順で、そんなに間違っていないのではないかなと考えているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 結論的にいうと情報公開はしていただけないということですので、ぜひ今後、市民に情報公開を進めていっていただきたいと思います。

それから、もう一つお伺いします。

今回、業務委託したわけでございますが、その中で基本計画と、もう一つ、候補地選定業務というのものもあるわけでございます。候補地とするには、当然相手の地権者のこともあるわけですので、これも難しいことかと思うんですけれども、どこか見当はつけていらっしゃるかどうかお伺いします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 幾つかの候補地が私の頭の中にあるということはありませんが、条件がございますので、流域下水に流すのであれば、当然それから遠くないところでございますので、どの様式を採用するかによって、ある程度場所は条件に制約が課されるんだろうと思っております。

今どこかを念頭に委託したということではございません。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 今、市長の答弁で、流域下水に流すというお話もあったわけですが、流域下水というと函南のほうまで行っちゃうやつですよ。そういうことも検討されているわけですか、お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） それも選択肢の一つとして考えておるところです。

議長（飯田宣夫君） これで西島信也議員の質問を終了します。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 本日は、議事の都合により、これにて散会いたします。

次の本会議は、明日9日、午前9時30分より再開し、引き続き一般質問を行います。

本日は、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時54分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

補足答弁

議長（飯田宣夫君） なお、副市長より昨日の一般質問につきましての答弁の申し出がありますので、これを許します。

副市長。

副市長（佐藤典生君） 昨日の森議員の、修善寺道路以外に有料道路があるかというご質問に対してお答えいたします。

私のほうで確認しましたところ、国道に関しましては、修善寺道路を初めまして伊豆中央道、それからあと、磐田にございます国道150号の新掛塚橋、こちらが有料になっております。

ちなみに、県道ということになりますと、浜松にあります浜名湖新橋、こちらが有料となっております。

以上でございます。

一般質問

議長（飯田宣夫君） それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。

鈴木初司君

議長（飯田宣夫君） 次に、1番、鈴木初司議員。

1番（鈴木初司君） 議席番号1、鈴木初司。

発言通告書に従い、一般質問を行います。

大きな内容は2点でございます。

伊豆市の人口の減少に歯どめをかけるべき施策について、天城温泉会館についてでございます。

伊豆市の人口に歯どめをかけるべき施策について質問いたします。

2004年4月1日、4町が合併し、伊豆市が誕生いたしました。合併時の伊豆市の人口は3万7,869人。2008年10月末現在、3万6,191人でございます。合併時より1,678人減少しています。旧4町を比較してみますと、土肥地区は5,216名が4,786名、430人の減でございます。減少率8.24%。天城湯ヶ島地区は7,590人が7,106人で、484人の減でございます。減少率6.37%。中伊豆地区は8,376人が8,252人、124人の減で、減少率は1.48%でございます。修善寺地区は1万6,687名が1万6,047名で、640人の減。減少率3.83%でございます。市内でも非常に格差はございます。また、出生人数を見ますと、2004年、227名、2005年、221名、2006年、178名、2007年、174名で、年々減ってきてございます。

総務省自治行政局住民基本台帳人口要覧によりますと、2006年4月1日から2007年3月末で、伊豆市は人口1,000人当たり4.7人でございます。静岡県23市の中で23番目でございます。静岡県の市の平均の出生人数は8.8人、町と市の平均を入れますと8.5名でございます。私は非常に危機感がございます。行政は合併後4年7カ月の間に、人口の減少に歯どめにかけるべき施策を執行したか、具体的な実例をお伺いいたします。

2つ目でございます。

これから、首長、市長として、人口の減少に歯どめをかけるべきさまざまな施策をお考えだと思えます。例えば、私は、乳幼児、小学生までの医療費補助制度を確立し、小児科、産婦人科医療の充実を図ることによって人口の定着を考えます。人を呼ぶことより、まず減らない定着が私は大事だと思っております。

また、妊産婦に医療費補助の交付をし、内容は、妊産健診代金の全額負担や不妊治療費補助制度の創設、第1子からの出産祝金などを実行することによって、少なからず少子化対策にも歯どめが打てると思えます。市長のお考えを伺います。

大きい2つ目でございます。

天城温泉会館について質問いたします。

2008年11月11日、市営温泉施設、天城温泉会館の今後の経営方針を考える地区懇談会が天城温泉会館で開かれました。私も出席させていただきました。また、11月17日、市長定例記者会見の中でも、11月13日付、伊豆日日新聞、静岡新聞、11月18日付、伊豆日日新聞報道によりますと、市長は温泉事業停止凍結という苦渋の政治判断を下されているように思われます。伊豆市も、天城温泉会館事業特別会計に一般会計繰入金として、当初、5,300万円、今回の補正で640万円が計上されております。地元湯ヶ島の皆様も私もお話を伺いましたが、非常に関心が高い案件でございます。昔、あそこに天城湯ヶ島町の役場があったのでございます。中心でございました。また、伊豆市民の皆様も非常に補正、金を使っていると、公金を使っているということで関心が高い案件でございます。

前記の事柄を踏まえ質問いたします。

1番、伊豆天城温泉会館事業は、1996年、平成8年、旧天城湯ヶ島町が建設し、第3セク

ター方式で事業が始まりました。実際には平成7年からの一部事業が行われていることも確認はしております。今まで、今日、きょうに至るまでの事業経過、また収支の決算報告、これは第3セクターまでは難しいかと思われまますので、合併し、旧天城湯ヶ島町に移管後で結構でございます、お尋ねいたします。

2つ目に、天城温泉会館の経営形態の見直しをお考えのようでございます。温泉館、レストラン、売店、劇場、夕鶴記念館、個々にお考えの案を伺います。

3つ目に、天城温泉会館の温泉館、レストラン、売店等で就労されておられる従業員について、この先、雇用はどのように考えられているか、市長にお尋ねいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの鈴木議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの鈴木議員のご質問にお答え申し上げます。

人口減少に対する危機感、私も全く同様に強い危機感を覚えているところでございます。

合併後、今まで、4年7カ月の間に人口減少に歯どめをかけるべき施策を具体的にどのように行ってきたかということでございますが、少子化対策としては、妊婦健診の健診公費負担回数を2回から5回にふやし、助産所での健診も対象に追加しました。

次世代育成支援行動計画で定められた事業においても、ファミリーサポートセンターを1カ所新設し、一時保育及び延長保育事業としてそれぞれ1カ所増設、ゼロ歳児保育事業として1カ所新設したところでございます。

全体の取り組みとして、企業誘致における窓口の一本化や市有地のあっせんなども行ってきたところではございます。

しかしながら、各部で個別に人口減少の歯どめ策を実施あるいは検討をしてきたものの、市役所外部の方々からは、市としての施策がわかりにくいことなどから、ことしの4月、これは私の就任以降でございますけれども、4月から、各部を超えた形で人口定住化プロジェクトチームを発足させて、定住対策、限界集落対策、企業誘致等の調査研究及び付随する事業を開始し、現在実施しているところでございます。

人口減少の歯どめ対策についてですが、人口減少の対策の一つとして、来年度、平成21年度予算において、妊婦健診の公費負担回数を5回から14回にふやすことを予定し、また、新たに不妊治療医療費助成制度の創設も検討しているところでございます。

乳幼児医療費助成については、現在の小学校就学前までを小学校6年生までとすることは、既に幾度か答弁申し上げているところでございます。

さらに、現在、伊豆赤十字病院で行われております産科が無期限休診になるということで、交通費負担あるいはその他の若いお母さんの負担がふえるだろうと憂慮をいたしまして、出産祝い金、できれば制度設計で出産支度金にならないかと今検討しているところでござい

すが、第1子も含めて、そのような出産支度金または出産祝い金というものを創設をしたいと考えております。その金額等については現在、予算編成の中で調整中でございます。

また、制度的なものとしては、空き家等情報提供制度の創設や、また、若い夫婦への住宅取得に向けた助成制度などにつきましても検討をしております。一部には、今まで、新たに若い世代を対象とした市営住宅はどうかというようなご議論もございましたけれども、空き家が多い市の現状にかんがみ、そのほうが効果的ではないかと現時点では考えているところでございます。

また、企業誘致に向けても、静岡県の地域産業立地事業費補助金を参考にしながら、伊豆市独自の助成制度等について検討を行っているところでございます。

続きまして、天城温泉会館の件でございますが、平成7年に1億4,000万円の資本金をもとに設立され、株式会社ライブピア天城、ご指摘のとおり三セクですが、運営を開始いたしました。

営業を開始したのは平成8年6月ですが、平成7年より準備段階における給料等の経費が発生しておりまして、平成7年度は約1,480万円の赤字です。

平成8年度は利用者数が約8万2,000人、赤字額が約7,500万円。平成9年度は利用者が約9万7,000人、赤字額が約3,200万円。よって、この3年間での累積赤字額が約1億2,200万円に上っております。

このままでは資金不足となることから、平成10年度より町から繰り入れが始まり、利用客の減少に伴う繰入金が増加してまいりました。さらに、平成16年6月30日に株式会社ライブピア天城が解散し、同年7月1日より市営施設として再スタートし、現在に至っております。

市営施設となってからの繰入額は、平成19年度末、昨年度末までの3年9カ月で約1億5,600万円に上っております。平成10年度以降の繰入額の総額は、これも約3億4,600万円となっております。

続きまして、2点目のそれぞれの施設の今後の経営形態についてでございますが、各施設の今後の方向については、きのう、森島議員への答弁でお答えしたとおりでございます。まだ固まっていないところのほうが多いということをご理解いただきたいと思います。

最後の雇用につきましては、売店・レストランの赤字額が全体として大きくないこと、それから、活性化策をむしろ模索をしたいということ、それから、天城温泉会館以外にも市営の類似の施設があるということから、従業員の皆様には天城温泉会館もしくはその他の施設も含めて、むしろ今まで以上に営業に力点を置いた働き方で引き続き頑張っていただきたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 初めの2つ目に、これからの減少に歯どめをかけるべき内容について再質問させていただきます。

市長は選挙に立たれたときの公約の中で、小学校3年生までの医療費自己負担なしを公約としてまいりました。それで多くの皆様の支持を得、市長になられたわけでございます。私も応援させていただきました。

昨年12月、乳幼児医療費の自己負担無料化が乳幼児医療費自己負担金を公費で賄うことを求める決議として、議員全員の賛成で採択されています。議員全員の意思でございます。また、ことし6月の定例議会でも、何名かの方がこの件で答弁求め、小学校6年生まで500円にするということで、私もこれはいい意見だなというふうに感心してございます。

しかし、今、伊豆市の出生率は、先ほど言いましたけれども、1,000人当たり4.7人、それよりまたさらに悪くなっているでございます。市と町を入れても下から3番目でございます。伊豆市の乳幼児人口は、平成20年5月1日現在で、ゼロ歳から5歳児は1,271名でございます。近隣の自治体で3万5,000人から5万人規模の自治体、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町は、通院、自己負担金なしでございます。通院と医療のほうの負担金はなしでございます。隣にあります西伊豆町、河津町に至っても、なしでございます。負担金はありません。それで、出生率も、1,000人当たり、伊豆の国市が8.4人、函南町は8.5人、清水町に至っては10.7人でございます。長泉町12.7人でございます。

伊豆市の平成19年度乳幼児医療費補助制度の合計金額、入院、1歳未満通院、1歳以上通院、6歳未満の自己負担額を調べさせていただきました。医療回数が2万3,998回、1,041万6,510円が、皆様が500円以外で払った金額でございます。ただし、4月、5月から3割は2割とされてきます。それを計算しますと、972万7,453円でいいわけでございます。1,000万円未満の金額で乳幼児医療の負担ができるわけでございます。

例えば、皆さんのお孫さん、お子様が病院にかかります。伊豆市でもそうですけれども、西伊豆町行かれます。伊豆市の乳幼児をお子様だけがお金を払うわけでございます、自己負担を。市長が常々言われている公平さ、不公平さ、よくこの話を口にされるわけでございますが、私は著しく不公平を感じます。来年度、1,000万円の通院費自己負担金、入院費自己負担金の予算編成を再度考えてみていただけないでしょうか。この点を1点、質問いたします。

また、市長は地域の代表者であり、責任者として、税金、公金を管理しながら、そこに住む人々に安心した生活を与えるのが市長の仕事で、執行をしていく立場でございます。公約である小学校3年生まででなくても、小学校入学時までの、せめて乳幼児までの医療費の自己負担金なしをぜひ約束していただけないでしょうか。私は、出生率と乳幼児医療費補助執行状況のデータを見る限り、人口の定着と出生人数はふえると考えます。市長のお考えを伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 選挙公約では小学校3年生までということございましたけれども、

市長に就任後、担当部局と調整しました結果、負担する予算規模の見積もり額、事務手続、あるいは保護者の皆さんの負担等を考えて、小学校6年生までということで決めさせていただきました。

それから、500円の助成をなくして無料化したらどうかということでございますが、これはたしか6月の議会で答弁申し上げたような気がします。私は、日本の国民のあり方として、高負担、高福祉というような形を国民が選択をしていない。つまり、先進国が、私が調べた中では消費税が一番低いのはカナダの14%なんです。欧州諸国が軒並み20%前後の消費税の中で、そして、所得税の課税水準も非常に日本の場合には高いです。つまり、所得税が課税されていないところが非常に多い中で、国民の皆様の選択として、高負担、高福祉を選んでいない。その中で、制度として無料のサービスを制度設計するということは、私は今、日本国民が選んでいないんだらうと、こう考えているわけでございます。

そこで、当然、人口減少には非常に大切な問題だとは、もちろん認識は共有していると思いますので、ワンコイン、500円の負担をお願いをしたいと、これが基本的な考え方でございます。

そして、そのほかの分野で、総合的な政策の中で、さらに子供をふやしていくということが、つけ加えて必要なんだらうと。まずは、お父さんとお母さんができなければいけない。現在やっておりますお見合いパーティーといいますかふれあいパーティー、これは今回から若い人自身に企画をしていただいて、若い人がみずからもっと参加したくなるようなふれあいパーティー、それから不妊治療、それから出生時の支度金、そして小学生までの医療費負担、それから若いお父さん、お母さんの職場の確保というような、これは全体の総合政策の中でなければ、人口減少というのは歯どめがかからないんだということで、できれば来年の予算編成が決まる3月までには、出生数を300人までふやす施策を体系化してまいりたいと考えているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 市長は一番初め、冒頭に、まちいきいき永住プロジェクトというものの中で、つねに5%の予算カットはやむを得ないだらうという話をしてございました。

しかし、子育て支援の中で1億円見ていくんだよという話をされまして、先ほどの話の中で、再三言って申しわけないんですが、1億円の中から1,000万円の、一般会計、特別会計予算を見ると、いろんなところに補助を出したりしてあるわけでございますが、一番大切な熱いところに1,000万円予算を組んでいただければ、隣の河津町、西伊豆町、ここは、財政は我々よりはるかに悪いわけでございます。下田市もそうです。50数%ですね、財政力指数は。ほかのところは50%を切っているわけですよ。そういうところでもやっているわけで、市長がよく言われる国の一般的な考え方が浸透した場合には、それも考える一つであるということ、答弁の中で多分されてあることを確認はしてございますが、一緒の病院、例えば土肥の方が西伊豆の病院へ行行って、精算するときにお金を払います。ほかからの人は払わない

わけでございます。

例えば、こちらから伊豆市の人間がほかへ行って、診て、病院に入れても、ほかのところの周りの市町は払わないわけでございます、行政の父兄様方は。払うのはあくまでも伊豆市民だけなんでございます、今の状況だと、乳幼児。あと、隣まちへ行けば小学校3年生、長泉町も小学校3年生、裾野市に行けば中学3年生。ほかに、清水町も今すべて小学校6年生までになっているのかもしれないし、なおかつ、食事の負担の面倒を見ているところまであるわけでございます。1億円のお金をそこに見てあげるということであるならば、そこにこだわらず平等にして、ぜひ平等という考えを、再度質問しますけれども、考えられないでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたとおり、負担をゼロにするということは、予算がないからではなくて、基本原則として、伊豆市民も含めて、日本国民は高負担、高福祉を求めている。今現状は低負担、中福祉なんです。それを今、国は、中負担、中福祉にしようとしているわけですが、その中で制度として、いわゆる高負担、つまり、負担金ゼロというのは、私は、基本原則としては掲げるべきではない、行政の長として掲げるべきではないだろうと思っています。

その中で、この問題、この約1,000万円が明らかに顕著に出生増加につながるのであれば、それは、政治判断としたやらないわけではございません。ただ、今、裾野市、長泉町に人口がふえているのは、裾野市は県で一番、長泉町は県で一番、それぞれ市町で一番の高所得。伊豆市の平均の2倍以上の所得平均があるわけです。そこに実際に移住してしまうと、引っ越してしまうと、通学費、通勤費はかからない、所得は高い、その他の行政サービスが潤沢に準備されている。全体の生活の住みやすさという制度設計です。全体の環境の中で、この伊豆市から約200人の社会的流出があるということなんだろうと思います。

ですから、それを無料化することによって、その200人をカバーするのであれば、政治的な判断もないではありませんけれども、それは、全体の総合政策の中で、親御さんの職場の確保であるとか、学校に対する通学費負担の軽減であるとか、将来的には高校生の通学費の負担軽減まで考えまないと、そのところはカバーできていかないというふうに考えております。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） また政治判断という市長から言葉をいただきまして、ただ、議員も、全員もそれはしていただきたいという採択はされているわけでございますから、その辺もわかっていたら進めていただきたいと、そのようにお願いします。

次に、天城温泉会館の件でございます。

天城温泉会館のタウンミーティングが11月11日に行われたわけでございます。タウンミー

ティングのあり方でいろいろ話題、話、質問に及んでいる案件があるわけですが、一般的なタウンミーティングは非常にやっていただいて、それなりにいろんな質問に答えるわけですから、前置きがないですと。それで、きょう、ちょっとあるのは、項目が決まったタウンミーティング、天城湯ヶ島温泉会館でやりますと言われたときに、地元の方もたくさん行って聞いているわけです。ということは、前もって、これこれこういうわけだから、こういうふうになったんで、このタウンミーティングを開いたんだというものがございませんと、やっぱりいきなり過去のことには触れない、このことをやるんだということから入りますと、みんなの受け取り方が非常にマイナスになると。先ほどみたいに前もってこれだけ支出が膨らみ、これだけ、例えば老朽化した営繕にかかるんだと。それと経費が、これだけ使わなければ維持できないんだよと、だから、どういうふうにするか、みんな、考えを持ってきてくれというようなことでいければ、ああ、なるほどなと理解は得られるんじゃないかと思いますが、僕も行っていましたけれども、ああいう立場で、いや質問された中に、何だ、おかしいぞと、いきなり過去のことには触れなくて先のことしか考えないんだということでありますと、これからいろんな問題、赤字の場所、いろいろなところがあるわけですが、けれども、逆に、やり方としては、皆さんの意見を聞くのであるならば、あらかじめいろんな意見を、こういう内容だから困っている、こういう状態であるから温泉をとめなければいけないという苦渋の判断をしなければならぬということ、前もって市民の皆様にご教壇にいただけるといのが、僕はそのほうがやり方としてはうまいんじゃないかなと思います。

それと、後でいろんな方が市のほうに意見を持ってこられた。あそこで言えないからそういうふうになっているんでございましょうけれども、我々としては、聞く立場のほうで一緒に聞いている中では、いろんな意見があるなという中で質問もさせてもらえるわけですから、もう少しやり方について、タウンミーティングですね、問題があったら、そのことにどうだという形でやっていくつもりはございませんか。伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 項目を、テーマを絞ったタウンミーティングのやり方について反省すべき点があれば、そこは大いに参考にさせていただいて、これからも同様の手法、タウンミーティングとか地元説明会、地区懇談会等で、市民の皆さんと意見交換しながら進めていくということは続けてまいりますので、やり方について改善すべき点があれば、ぜひ改めたいと考えています。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 先ほどの従業員について、雇用もこれからいろんなところについてというところで、そこで補わなければという意見もいただきまして、非常に働かされている方たちは安心されているものと思います。

それと、最後に、湯ヶ島地区が非常に当初から、あそこをつくることから、お金に対して

もいろんな協力をしているという話を私聞いてまいりました。ですから、ぜひとも湯ヶ島地区の活性化、あれ、上地区ですから、拠点となりますように、また、伊豆市の観光協会、天城温泉組合、地元商店街らと、いいアイデアを行政も出しながら、コラボレーションしながら、いいアイデアを出して運営されていくことをお願いします。

私の質問趣旨にご理解いただきまして、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで鈴木初司議員の質問を終了します。

松 本 覺 君

議長（飯田宣夫君） 次に、5番、松本覺議員。

5番（松本 覺君） 議席番号5番の松本でございます。

通告書に沿って、できるだけ簡単に質問をしたいと思いますが、答弁のほうはできるだけ丁寧をお願いしたいと思います。

まず、1点目は、道州制に向けて、市長のお考え。それから、2点目は、学校再編成、統合のあり方の方針について伺います。

1点目、道州制に向けてでございますが、この場で話題になるのは初めてかと思えますけれども、静岡県では、関東甲信越静というようなブロックで分けられるということもあります。それから、東海4県というようなブロックもございます。それから、もちろん中部地方と。いろいろな全国の分け方に静岡県は属していると、大変複雑でございます。私も、学校関係の例えば研究大会というふうなものありますけれども、西日本大会で鹿児島まで5分の発言で行ってきたこともございます。

そういうようないろいろな地域に所属しているわけでございますが、産業、経済、文化等において大変複雑なそういう位置にあります。

一方、県内においては、西・中・東の市民の感覚、あるいは、それらの関係、今言った産業、経済、文化等の分け方を考えますと、東部は明らかに関東地方の感覚が強いんじゃないかなというふうに思います。

そういうところで、では伊豆市はどうかということですが、近在の東部等の意思表示もありますので、早い世論形成が必要かというふうに思います。急ぐ必要はありませんが、着手しなければいけないんだろうと思います。下手をすると、県民の意向をやりますと、富士川で分かれるか、安倍川で分かれるか、大井川で分かれるかなんていうまた裂きの状態だって起こってくる可能性がある。したがって、早く、じっくり時間をかけてというようなことでご質問をしたいわけでございます。

そういう上で、現在の市長のお考えと、それから世論形成をどうまとめていくかと、そのようなことを伺いたいと思います。これ、1点目です。

2点目については、学校の再編成、統合については、現在話題に上っていたり説明するの

は、不都合な点を解消すると、もっと上げていけば、複式学級解消と。1学年2学級以上でないといろんな不都合が起こると。これらを解消するためにというような方程式が示されて、それがかなりひとり歩きをしている、そこが非常にクローズアップされているというふうに思います。

だけれども、学校の再編成あるいは統合というのは、この地域にこういう学校をつくりたい、つまり、いい学校をつくりたいと、ですから、皆さん、どうですかというような新しい学校のビジョンとか計画とか、そういう前向きのプラス思考の論議がなされなければならないというふうに思うわけです。マイナスを消すのではなくてプラスを積み重ねていくと。こういう学校をつくりたい、だからどうだと、こういう論法であります。そういう姿勢が大事であると考えます。

おおむね、ここの学校をなくして、ここと一緒にするというような結論があって、その結論に向けての理由づけの後づけというものは、これはならない。そうなのはならないということであります。同じことではありますが、統合の是非の結果に至るプロセス、こういうわけだから統合する、では、こういう準備をしますよというような、そのプロセスが非常に大事になってくる。

そして、学校の統合は、実は、橋をかけるのと、かけないのということではなくて、統合によって失敗すると、あるいは成功するというようなことが起こってまいらると思います。いや、あの橋はかけないほうがよかったなんていうのは余りない。ところが、統合をすると、失敗したという例はたくさんあるんです。事実、私自身がその失敗例と成功例を実は体験しております。失敗しますと、子供のときのそういう傷ついたといいますか、極端に言えば傷ついた心は、六十、七十のじいさんになっても、まだそれを負いつけていくということが実際にあるわけでございます。

そういう意味がありまして、そういうことが実際に起こっているわけでございまして、昭和40年を前後して10年ぐらいの間に、田方郡内では、ほとんど中学校が、町村合併によって、1町1校ぐらいに統合したという、過去に前例がございまして。ほとんどの旧町が、数校あった、あるいは2校あった中学校を1校に統合したというのは、ほとんどそういう洗礼を受けているわけですから、そうした歴史上、大変細やかな行き届いた配慮と意気込みを持って統合をしたというふうに私は聞いております。

例えば、校舎をどこにするか。これも、大きい学校に小さい学校と一緒にするんだという例はほとんどないんです。今、中学校を見ても、山の上につくられた中学校が大変多いんです。それは、いろんな要素はあるけれども、一つには、まだあのころは田んぼが大変重要視されて、田んぼをつぶすわけにいかないから山をつぶそうということもあったと思いますが、それだけではないんです。位置関係でここが最も全体の町としては中心部に当たって、ここがふわさわしいというようなところを選んで、自衛隊さんという非常に金のかからない造成の機関がありましたから、そういうこともあると思いますが、それはそれだけでは

ないんです。そういう合併の配慮のもとに位置を選んだということも大きな理由の一つになるんです。

それから、もちろん校舎をどこに建てるか、それから、校歌をほとんどの学校が新しくしております。これも実は子供にとっては大変なことなんです。せっかく覚えた校歌を、途中で統合になったから、大きい学校の校歌を歌うことになったら、小さい学校の子供たちにとっては屈辱的なことである。大きな傷になることは間違いないです。隣の子供は大きな声で歌うけれども、私は歌を知らないと、こういうことが起こってきますから、そういう配慮もしているというふうに伺っております。

繰り返しの言葉になりますが、それぐらいの細かな配慮と気概を持って進めていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

それから、統合について、今、市民がいろいろなことで考えております。でも、どこで何を考えていいかという論議の土俵づくりがどうもできていないというふうに思いますので、私は経験を踏まえて、以下、この5点について、このところはどうかということをお尋ねしたいと思います。

行政と教育行政については、市長さんと教育長さん、それぞれ任務をお持ちですので、できればお二人にお伺いしたいんですが、軽重はそれぞれつけていただいて結構です。

1点目は、教育効果、それから教育環境整備、教育条件充実のための統合である。でなければならない。主人公は子供であります。子供の教育上の問題点からというのは、これ、大一番だと思えます。

その次に、財政を理由としない統合。これは経費が削減できるからということではない。あるいは、金がかかるか、かからないかということを経由としないという統合でなければならない。

それから、3番目は、地域、住民、保護者、児童、生徒の積極的な合意。洪々、しょうがねえからって、なるほどそうだと、そういう積極的な合意のある統合でなければならない。

以上、この3点は県の教育委員会の学校統合の方針にはっきりと明記されております。こう考えますよということでもあります。

それに、以下2つは、これは市独自の問題だろうと思えますから、県は述べておりませんが、地域の伝統文化を大切に推し進める統合と。これについては、学校というのは地域の特性を生かした特色のある学校づくり、伝統をつくりながらの学校教育というのが、今、学校を進めている教育の柱になっておりますので、この4番目はそれも絡めて考えていただきたい。

それから、5番目、通学費等、不公平あるいは過度の負担を生じない統合。これはもう通学費についてはおわかりと思いますが、例えば、小学生が片道10キロの距離を通学するのがいいのか悪いのかというようなことまでを統合の条件に入れて、総合的に判断をして進めていっていただきたいというふうに思うわけでございます。

よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの松本議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、道州制につきましては、松本議員ご指摘のとおり、伊豆地区は歴史的、文化的、経済的に南関東との一体感が強いように、私自身も思われます。かつての明治以降の新たな体制の中で足柄県や韮山県、あるいは、きょう現在も国立公園は富士、箱根、伊豆が一体でございますので、このようなことから、地域としての共通性というのは明らかなんだろうと思います。

ただし、道州制議論の中での州境がどこになるかということは、なかなか議論は難しい。現在、政府の3案では、いずれも静岡県は丸ごと中部州ということになっておりますが、この検討の中の主役である道州制ビジョン懇談会といえども、これは政府機関ですので、県境の変更というのはなかなか言及しにくいんだろうと思います。

とすれば、この県東部の主権者である我々自身がどう考えるかということに尽きるんだろうと思います。県のほうでいろんな話を伺いますと、東部はばらばらだとか、伊豆は1つというけれども、伊豆は一つ一つではないかとか、そのようにやゆされている中で、恐らく実現されれば歴史的な行政区域の変更となる道州制の中で、東部に、あるいは伊豆に所在する我々自身、皆さん自身が、どの方向にどの程度強い意志を持っておられるかということに尽きるんだろうと思っています。私自身の考えにつきましては、しかるべきタイミングでまた改めて表明させていただくことがあるかもしれません。

続きまして、学校統合につきましては、これは具体的なことは教育長さんにお任せいたしますが、実はきのうも昼の休会となり、私はそこに昼ご飯を食べに行きましたところが、幼稚園に入る前の子供さんを連れた若いお母さんが3人おられました。ちょうどばったり会いまして、市長さん、私たちは子供の教育が本当に心配なんですと。いろんな理由で学校の再編に反対している人がいるんです。まず私たちの意見を聞いてください。私たちに意見言える場がないんです。もう、きのうのご質問にもありましたけれども、18年からずっと具体的な議論をしていて、ほかの地区でも聞いている、八木沢地区でも。もう、そちらの意思は明らかにしてください。学校の規模を大きくすることに反対をしないでください。そんな声が私のところにも本当に、父兄の皆さんからは圧倒的に多いんです。

そのことをよく考えていただいて、学校再編の議論の焦点を、子供の教育の質の確保にぜひ絞っていただきたいと。その上で、まちづくりだとか少子高齢化対策の議論というのは別の場面で大いに議論を続けていただきたいというふうに思います。

あとは教育長さんにお任せします。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 松本議員のお話の、再編成を前向きな思考の中で、考えの中で実

施する、それから、失敗は許されないというような問題については、ぜひ肝に銘じて実施していきたいというぐあいに思います。

議員のご指摘のとおり、不都合を解消するだけでは決してありませんし、財政を理由としたものでもないというぐあいに我々は考えております。

現在、小規模校、あるいは大変小さな学校もありますが、小規模ならではのよさというものも実際には、学校何回か訪問してみて、あるわけであります。全くゼロではないというぐあいには考えております。そうした上で、それを踏まえつつも、集団での学び合いだとか多様な人間関係をつくっていくとか、あるいは一定の規模における集団での学習や学校行事というような教育活動を行うことが、やはり教育上望ましいのではないかとというぐあいに考えて、学校再編成について今は進めたいというぐあいに思っております。

教育効果、教育条件という問題であります。伊豆市の学校はいずれも山々に囲まれたり、あるいは海辺に面したり、大変豊かな自然の中で囲まれた環境のよさはそのままあるだろうと思います。そういう中ではぐくまれた子供たちは、大変心豊かに育っているところではあります。また、地域の皆さん、あるいは保護者の方にも職場体験の場を提供してもらったり、農作業の指導であったり、楽器指導であったり、あるいは、いろんなボランティア活動に協力をしていただいて、他の地域にはないよさは十分あるだろうと思います。そういう風土に支えられて、学校では大変素直な優しい子供が育っていると、一般には言えるだろうというように思います。

あるいは、中学校のお話がありましたが、生徒指導上の問題も他の地域よりは少なく、授業がやりやすいといった現場の教員の声もあります。

一方、素直で優しい子ではあるが、いろんないい意味で受け身的であるとか、やや元気がないとかという特徴を持っていることも否めないところでもあります。また、そのことは小規模の学校であるほど顕著であると言えるだろうと思います。今後の子供の数の減少を考えると、伊豆市における課題はかなり深刻だなというぐあいに教育長としては思っているところでもあります。

教育における費用対効果の問題であります。建築費や大規模な修繕工事費、共通の人件費を除けば、市費での学校管理費用というのは今、1,000万円から1,500万円だろうと思います。教育委員会としては、決して行財政改革のための統合ではないというぐあいに考えております。あくまでも伊豆市の子供たちのための教育環境を整備して、よりよい質の高い教育。図書館司書なんかは毎日行けないわけですが、それらを恒常的に配置できること、あるいは支援教諭の配置、あるいは中学校・小学校における一貫教育等の、あるいは交流事業等ができていくというような、統合によるメリットといたしましうか、いい部分が広がっていくだろうというぐあいには考えております。

現在、教育振興審議会というものをお願いして、保護者の方、あるいは市民の方にいろいろなご意見を聞いているところであります。それらをより慎重審議して決めていきたいとい

うぐあいには思います。学校再編成を語る会でも、4回実施いたしました。賛否両論、いろんなご意見を聞くことができました。引き続き適正配置について審議を進めて、再度、市民との意見交換の場をつくることを審議会に提案をしていきたいというぐあいに考えています。市民に現状を理解していただいて、子供たちにどうすればいいかという合意をつくっていきうというぐあいには思います。

再度繰り返しますが、前向きな形で、あるいは失敗のないよう細かな配慮をしながら、あるいは、校歌の話もありましたけれども、それらも、実際に具体的にになりましたら、考えていければというぐあいに思っているところであります。

それから、通学費については、昨日市長からもお話がありましたが、子供たちに差がないような、公平性を保つような通学援助を考えていきたいというぐあいに考えます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問はありますか。

松本議員。

5番（松本 覺君） 大筋で私の質問に対して大変誠意のある返事をいただいたというふう感じておりますが、二、三、追加質問をさせていただきます。

道州制については結構です。じっくりと論議を進めていっていただきたいということだけを要望しておきます。

学校再編成につきましては、やはり一言で言って、今の教育長さんの話を聞いても、こういう不都合があるということが非常に強く聞こえてくるんですね。私は現場にいましたから、このことについては大変よくわかります。でも、こういう学校をつくりたいという学校像を早く示してもらいたい。もう既に、例の方程式によれば、再来年度、22年には統合になっているという時期でありますから、もう新しい学校のビジョンを示していい時期だと。ちゅうちょしてはならないと。皆さんの意見を聞きます、聞きますだから、何か論議がばらばらになっているというふうには感じております。

事実、さっきの審議会も、メンバーの何人かが答申を求めてくるんです。どう考えたらいいかわからない。これ、個人的な意見と教えてください。全部ではないですよ。道で行き会ったり会合で一緒になったりすると、何をどう考えていいか、話し合いの土俵がちょっと私にはわからないと。つまり、審議委員会には、充て職で1年任期の方も相当いるように思います。聞いていませんけれども。やはり新しい学校像が見えないから、いいか悪いかという論議が、私自身が論議することはできないし、ましてや口にもできないと、こういうような発言が実は何人も私の耳に入ってきております、間接、直接的に。

したがって、ぶり返しますが、新しい学校像をぜひ示していただいて、仮ですと、今これぐらいのことを考えていますよということ示していただいたほうがいいんじゃないかというふうに、あえて要望といたしますか、そういう計画があるのか、ないのかということで質問させていただきたいと、それが1点。

それから、費用対効果についてはそのとおりと思いますが、必要な経費は、したがって、十分に出していただきたいということです。私がちょっと計算すると、たしか必要経費、年々の運営費が1,000万円ちょっとだと、私もはじめてみたら、それぐらい。それが切れるが切れないかは大きな問題ではない。だから、経費節減のためではないですよというのは、そのとおりだと思いますが、ただし、これ、市の費用ではありませんけれども、小さい学校で、今、小学校で、正式教員が12名大体おる。それに用務員が入っております。この人件費だけでどのぐらいになりますか。これ、県費、国費ですから、市には関係ないといえば、用務員の給与だけですから、市には関係ないんですけれども、これ、年間にしますと、1校、2億円近いお金が浮いちゃうんですね。一番浮くのは、校長、教頭がまずいなくなりますから、まずそこで2,000万円ぐらい浮くという計算になりますから、それぐらいの学校が1校浮いてしまうんです。ですから、必要な経費はふんだんに使った再編成をしていただきたいと、こういうふうにするわけなんです。いや、金がないからできないというのではなくて、さっき言った、例えば一例で、校歌制定についても、これはすごく簡単なことであるけれども、大変なことだ。これ、新しくつくるには大変なお金がかかるんだけど、やっぱりつくるべきだと思いますよ。

ちょっとシュミレーションしてみますと、ここの学校が複式になるから、こことここと一緒になる。とりあえず統合する。何年かしたらまた同じ現象が起きるから、今度はこっちでとなりますと、6年間にそんなことが2回起こったら、1人の生徒は3つの校歌を覚えなければならぬということが起こり得るんです、この方程式でいきますと。これ、どうだろうか。子供の身になったらどうだろうか。こういうことが起こってくるわけです。

一例を申し上げますと、かつて、あるところで1村に2校の小学校があった。でも、財政上いろんなことで、これは将来統合したほうがいいと考えた村人は、2つの小学校に同じ校歌を歌わせたという例が実際にあります。やがて何年かたって、実は30年前に2つの学校が一緒になりました。同じ校歌を歌って、実にスムーズに統合ができたというような例もあるわけでございます。

それから、もう一点、精神的なものというのが1点ですね。それで、金をふんだんに使っていたらいいと。けちな統合やってもらいたいということ、これが質問の第2点でございます。それからもう一点は、その校歌の制定等の。

それから、もう一つ、具体的な学校像の中に……、あえて申します。土肥地区では、小学校1校、中学校1校で、両方とも単学級にもなることは目に見えております。その弊害ももちろんわかっております。それをどうするんだと。でも、この方程式に当てはまると、土肥区から峠を越えて小学生がやっとなければならぬという現実が起こってくるわけですから、この方程式は恐らく成り立たないんです。そのときに、じゃ、その不都合をどうするかというようなことがあるわけですが、具体的な例を示してくださいというのは、例えばこういうことです。

今、土肥中学校で美術の専門免許を持った教諭がおりません。音楽も多分いないんじゃないかと思えますし、技術、家庭科はどうでしょうか。これはもう、教育長さん、おわかりで、悩んでおられること十分わかります。でも、美術の専科教員を1人やれば、小学校の4年生の図工まで教えられますよと、専門の方が見られるようになれますよと。これは簡単に小中一貫教育といいますけれども、そういうところまではわからないですから、そういう姿を見せてやる。音楽も素人が、素人と言っては悪いですけども、教員免許を持っているんですけども、音楽の免許を持っていないですから、音楽をやるなんてことはやっぱり不都合ですよ。同じことが言えますよ。そういうふうにできますよと、すぐ歩いて通える小中になるかどうかかわからないですけども、小学校がどこになるかわからないですから。でも、そういうことができますよというようなところをちゃんと姿を見せてやるということなんです。そういう具体例をぜひ示していただきたいということであります。

それから、通学費の問題です。

調べてまいりましたら、ある事例で、例えばA校をなくしてB校に統合したとしますと、小学生の1カ月の定期券が7,400円かかります。それ12掛けすれば、1年間でわかりますよね。今度は中学生が中学校へ通うということを考えますと、9年間で160万円の定期代が必要になります。この不公平さも、市長さんはそこをなくすと、大変心強く思っているんですが、そういうこともある。今度はバスが行かないところはどうかということになると、マイクロバスがこっち行ったり、こっち行ったりしますと、通学距離が物すごく伸びるわけですから、そういう工夫も必要ですから、そういうこともちゃんと示していただきたいと、こういうふうにいるところでございます。

あっちこっち飛びましたけれども、そういう実態をもう踏まえて具体例を示していただきたい。現在わかっているところがあればお示しいただきたいし、大体いつごろまでにそういう学校像を示していただけるかというようなところまで、できたらお願いします。できるところだけで結構です。まだ検討していないところは検討するというところで結構です。お願いします。

議長（飯田宣夫君） 松本議員、答弁者はどなたに。

5番（松本 覺君） それぞれありますから、それぞれに。

議長（飯田宣夫君） じゃ、まず市長。

市長（菊地 豊君） 校歌の話は大変参考になりました。私自身も狩野中学校に1年から行きましたけれども、あのときは天城中学校狩野教場という立場だったですね。ただし、1年間は狩野中学校の校歌を歌いましたけれども。ある地域では先行的に学校を統合して、そして、暫定的にそのような分校スタイルをとって校歌を合わせる、学校名を合わせるというようなやり方もあるのかなと、これは非常にいい参考なんだろうと思います。

土肥地区におきましては、確かにこども園、それから小学校、中学校、生徒によっては高校まで一貫校になって、中学校までは恐らく単一学級になると思います。ただし、ほかの伊

豆市内の小学校、中学校も似たり寄ったりですので、私は、そういったこともあって、敬老会は地区ごとでもいいけれども、運動会是一緒でもいいと思いますし、小学校は今、既に陸上の記録会を一緒にやっています。非常にいい試みだと思うんですが、実は体育事業、文化事業を外から誘致したいのも、子供たちになるべくいろんな子供たちと交流してほしいわけです。丸山スポーツ公園に夏合宿で来る。二日、三日して必ず1回は地元の子供たちとの試合を条件とすると。文化事業で、文化合宿、音楽部合宿を誘致する。1回は伊豆の子供たちと合同演奏会にする。条件につける。そんなことをやって、伊豆の子供たちが多様な子供たちと接する機会を年に2回でも3回でも与えてあげたい。そんなことから、もう実は底辺にあって、文化事業、体育事業は誘致というものも進めていきたいと、こう考えているところでございます。

通学費につきましては、いつも言っていますけれども、私は同じサービスには同じ負担。私たちは、行政は、親御さん、子供さんに義務教育の質を確保しているわけですから、ある人は年間8万円、ある人はプラス3万円ですから11万円、差がついているわけです、現状においてさえ。この同一サービス、つまり、質の高い義務教育を提供するということに対する、親御さんに負担をいただくということですから、それは公平な負担にさせていただきたいと考えているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） ご指摘の審議会の進め方ではありますが、私にはちょっと、言われるまでもなく、反省はしているところであります。ただ、どこまで皆さんに意見を聞くのか、いわゆるフリー討議がよかったのか、あるいは教育委員会から原案みたいなものをこうかなりのところまで出していいのかというのは、若干我々にも不安定なところがあって、ご心配をかけたなというぐあいには思います。スピードアップも含めて、少し積極的に我々の原案らしきものを出してお願いしようかなというぐあいには思っております。

教育内容については、先ほど来あった一貫教育の問題についてはかなり、来年度、土肥小、土肥中、土肥南小を含めて研究指定を今しまして、若干の予算措置をしてやっていこうというぐあいには思っていますし、例えば、小学校の子供が、たまたま今度英語の授業が必修になりましたから、水曜日の6時間目に中学校のある部屋で英語の授業をやって、そのまま帰りの部活動見学等をしながらそこから帰るといような実験も試みたいし、実は音楽のいい教諭が土肥中にいますので、彼女に小学校5・6年生の授業あたりを少し専門性を含めて高めて、合唱なり何なりの授業をしてもらおうかなというようなことは、来年すぐやれるかなと、統廃合に関係なくですけども、やって、その一貫教育のいい部分を出していこうと。あるいは、中1ギャップと言われる、中学生になると不登校が多くなるというあたりをスムーズな移行で解消できるかなというようなことも考えていますし、小学校にいる中学校の免許状を持っている先生を中学校のある授業を持たせるといこともやってみたいなど、そんなことを今考えながら、教育内容的には多少でもレベルアップができるといいなというよう

に思っています。

経費の問題は、市長部局のほうとの関係もありますから、一概には今即答はできませんが、できるだけ頑張ろうとは思っているところです。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 覺君） 大筋で大変すっきりしてまいったところでございますが、行く行くではなくて、ぴしゃっとやりますというような話をぜひ進めて、そういうことでお話を進めていただきたいというふうに思います。

米百俵は昔ではなくて現在でも通用する言葉でございますので、お願いして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（飯田宣夫君） これで松本覺議員の質問を終了します。

それでは、ここで10時45分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

木 村 建 一 君

議長（飯田宣夫君） 次に、20番、木村建一議員。

20番（木村建一君） 3点にわたって通告を出していますけれども、第1点目の来年度予算の重点施策の中に市長が書いております少子化対策の問題については、先ほど答弁されましたので、わかりましたので結構でございます。次の質問の中で生かしていきたいと思います。

次に、市民合意のないごみ有料化は見直しをということで、基本的立場で質問いたします。

4点にわたって質問いたします。

まず、第1点目です。

市が実施したごみの有料化アンケートの結果というのは、有料化反対の声が過半数であり、しかも、市当局が賛成だというふうに集計した3割の市民は、料金やサービスが納得できればという条件つきで賛成でした。したがって、有料化の内容次第では、8割の市民が反対ということにもなり得るということです。廃棄物減量等推進審議会は、このアンケート結果を判断材料にしたにもかかわらず、どういうわけだかよく私わかりませんが、市長に有料化すべきという答申を出しましたが、市長はこの市民のアンケートの結果をどういうふうに見ておりますか。何をしたいがためのアンケートなのかよくわかりませんので、ご答弁をお願いしたいと思います。

2つ目に、きのうもさんざん論議されましたが、ごみを多く出す人も、減量化・資源化の

努力をされている方も同じ試算では不公平だと、受益者負担の公平性のためにを有料化の理由に挙げておりますけれども、減量化に努力している人にも負担を要求するということはどういうことなんでしょうか。また、アンケートを見ても、ごみを減らすために努力している人が7割以上にも上っているにもかかわらず、なぜ有料化するんでしょうか。

3つ目に、有料化でごみの減量化・資源化の効果はどの程度見込んでいるのか、試算を示していただきたいと思います。

4つ目に、これ、質問通告を出した後に市長のほうから変更があったもので、少し内容変えます。12月議会でごみ有料化を提案したいとしていた市長の考えが、議会開会の直前になって、その議案が提出されないという運びとなりました。したがって、12月議会の提案ではなくて、議会に提案している内容を市民に知らせて、市民の声を聞く場を持つべきではありませんかという事前に提出した質問は実態に合いませんので、この答弁は当然要らないです。

ただ、市長の市民合意なしに進めないと常々言っているこの立場をとったのかなと判断しておりますので、現時点では、そういう意味で評価しています。しかし、なぜという疑問が起こります。というのは、12月議会では有料化するものの提案がなかったということになるんですけども、何をもってその予定を、最初に考えていたことを変更していったのかわからないので、ご説明を願いたいというふうに思います。

大きな2点目です。

今もこの学校統合、再編成の問題が論議になりましたけれども、学校を今、伊豆市で再編しなければ、現実問題として子供の教育や人格形成に弊害が出ているのかどうかという立場で質問いたします。

1つ目には、市長が所信表明で、学校教育において最も大切な授業自体の質を実施、さらに高めるといふふうに言っております。そのためには、教師と子供の関係が密になって、児童生徒一人一人が主人公として個性を發揮できる環境と教育が求められるはずですが、今、再編成でやられようとしているのは、どう見ても生徒の数だけが問題とされております。どんな教育を、地域の特性をどう生かすのか、地域の文化、コミュニティの拠点としての学校をどう位置づけるのかが欠落しているのではないのでしょうか。市長が述べられた教育の質の向上のために、小学校再編成に求められることはどういう内容でしょうか。また、教育委員会は、学校再編成は子供の数だけではないと言っておりますので、子供の数以外に何を考えるの再編成が必要だと考えているのかお答え願いたいと思います。

2つ目に、教育委員会は教育振興審議会に諮問するに当たって、教育委員会としての適正規模を示しているのでしょうか。適正規模の内容の一つである、複式学級はつくらない、児童生徒100人以下の学校をつくらないということが話題になりましたけれども、これは教育委員会の考えでしょうか。

3つ目に、教育委員会が言う小規模校とはどの学校なのかお答え願いたい。

4つ目に、学校再編成の必要性は、伊豆市内の児童生徒の学習、人格形成の実態を把握し

た上での見解だと思しますので、具体的にメリット・デメリットがどのように出ているのか、伊豆市の児童生徒の実態を出していただきたいと思ひます。

5つ目に、学校再編成後、学区の自由選択制を認め得るでしょうか。

最後です。教師や保護者、市民、意見反映の場、交流していく、それぞれの立場の方がということを教育委員会として考えられているのかどうか、お願いします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの木村議員の質問に対して答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） ただいまの木村議員のご質問に関してですが、まず、ごみの有料化につきまして、1点目のアンケート結果につきましては、まさに議員ご指摘のとおり、有料化の実施内容によっては、市民や事業者の皆さんにご理解・ご協力をいただくことがむしろ難しくなるのではないかと考えています。

ただ、アンケート結果、これはどのようなアンケートもそうですけれども、全体を把握することはなかなか難しいものですから、それを判断材料には、考慮要件にはいたしませんけれども、それをもって何か方向を決めるというような性格のものではないんではないかと思ひます。

このため、有料化の実施計画（案）の策定につきましては、既に有料化が行われている、既に先行着手している他の市町の効果的な状況等に基づき十分調査・研究をするとともに、この案に対して、減量等推進審議会や市民の皆さんから、これ、パブリックコメントもいただきましたけれども、ご意見やご提案をいただくなどして、さきの実施計画（案）をご案内をさせていただいたところでございます。

今後、この実施計画（案）の内容につきましては、住民説明会等を開催するなどして、さらに市民や事業者の皆さんに十分にご理解をまずいただくことを努力してまいりたいと思ひております。

そのアンケートの目的そのものにつきましては、ごみの減量化やリサイクルに対する市民の関心度合いやごみ処理費用の負担のあり方等についての市民の皆さんの考え方などを大きくくりでちょうだいして、今後のごみの減量施策やごみ処理費用の負担のあり方などについて検討させていただくために実施したものでございます。

次に2点目ですが、まず、日ごろ本当にたくさんの市民の皆さんにごみの減量・資源化にご協力いただいていることは承知をしております。

このアンケートでは、かなり多くの方々が減量等に取り組んでいるとの結果がやはり明らかでございました。

他方、毎年、焼却施設で行っている燃やせるごみの調査結果を見ますと、紙と布類がおおむねそこに持ち込まれた中の60%、厨芥類が15%、合成樹脂類が12%などが、これ、全体でおおむね8割程度を占めているわけでございますけれども、まだまだ分別排出等について努力の余地があるのではなかろうかと見ているところでございます。

したがいまして、現に努力されている方はもちろんのこと、これからまだ努力の余地のあ

る方々に対しましても、有料化という経済的インセンティブによって、さらなるごみの排出抑制や再生利用の推進、また、排出量に応じた負担の公平化、これによる意識改革など、既に他の市町で効果が得られているものを予期しつつ、推進してまいりたいと考えております。

次に3点目ですが、3年前の全国都市アンケート調査による減量効果のデータを見ますと、有料化初年度には、これは全国で134の市から有効回答を得ているようでございますが、回答した市の中の75%の市で、5%以上のごみの減量につながっている。また、半数以上の市では、10%以上減少したという結果だそうでございます。

ただ、この効果も手数料額の多い、少ないにより差異があるようでございますし、安い料金設定の市においては、理由はわからないんですが、リバウンド現象も生じているようでございます。

このようなことから、現段階における当市の減量化目標及び効果については、平成18年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の目標である、平成25年度の間年度までに、総排出量を平成17年度の実績、約1万5,000トンに対し5%以上削減するという効果を現在期待しております。

また、資源化、いわゆるリサイクル率につきましても、平成17年度の実績、23.3%に対し、平成25年度までに30%以上とすることを期待しているところでございます。

なお、なぜ今回の12月議会で上程を取り下げたかということでございますけれども、これは、多数の皆さんから、手順について必ずしも適切ではないというご指摘もいただき、また、私自身も自分のやり方として、条例化するまでにしっかり皆さんにご説明し、ご理解いただき、その上で条例化するという手順が正しいだろうと思ひ、そこは反省をして、今回は上程を取り下げたところでございます。

ただ、昨日も申し上げましたとおり、この条例案はそのまま生かしておきますので、半年程度かけて他の重要案件とともに丁寧に、地区懇談会やタウンミーティングなどを開催してまいり所存でございます。これは年明け早々に着手をしたいと考えております。

ただ、その大前提であります、なぜいろいろ頑張っているのに有料化かということにつきましては、きのう申し上げましたとおり、そもそも有料であって、一般財源で負担するか、個人の排出量に応ずる料金制にするかの選択肢の問題でありますので、そこはきのう申し上げましたとおりでございます。

第2点目の学校再編につきまして、この議論、私も非常に重要視しておりまして、また、もう数年前から議論が続けられてきているところでございますが、しばしば考え込んでしまうのが、中には、その地域の学校を守りたいという論調で議論されている方が時々いらっしゃいます。しかし、私はよく考えていただきたいんですが、本当にそれによって守っているのか。私は子供たちから教育を奪っているという面をぜひ考えていただきたい。既にある学校では複式学級になっています。同じクラスの中に、前と後ろは別の学年の子供たち。あの子供たちは本当は45分間先生に接している権利があるんです。どうしてその子供たちだけ

半分の22分半しか先生を与えられないのか。子供たちから私たち大人は22分30秒を奪っているんです、既に。どうして特定の子供たちだけ同じ学年で9人ずつのソフトボールをさせることを私たちは与えていないのか。どうして特定の子供たちだけ9人ずつチーム分けして、女の子たちがバレーボールをやる可能性を私たちは奪っているのか。そこをよく考えていただきたいと思っています。

教育のプロである先生方たちから私も何度かいろんなご意見いただきましたけれども、おむね、本当は制度が許せば、二十四、五人のクラスを、できれば3クラス欲しいと。これが、枠組みとしては理想の学校の姿です。やり方によっては、私たちはその理想に近い学校を今からつくることのできるんです。その方向に向けて学校を再編していただきたい。理想の規模の学校に向けて再編する可能性を、何もみずから縛ることはない。ぜひ子供たちの教育のことを考えて、改めてぜひお考えいただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） お答えをいたします。

教育振興審議会についてであります。今、教育委員会事務局では、市内小中学校の現状、あるいは平成18年5月に実施した保護者の意見、あるいは学校の現状を校長より聞いた内容の説明、小規模校におけるメリットやデメリット資料を、提示を最初にして、説明をいたしたところです。2回、3回と、伊豆市における学校の適正規模について審議をし、適切な学習集団あるいは生活集団は、可能ならば25人程度の人数で、学年2学級程度が望ましいという意見をいただいているところであります。

現在、市内の小学校の在籍生が1,700人。平成25年には1,300人台となるということが推測をされています。既に伊豆市の小学校では100人以下の学校が4校、1学級15人未満が22学級、10人未満が11学級というぐあいになっております。一般的に適正規模を2学級以上というぐあいに考えたとすれば、学年2クラスに満たない学校は、お尋ねにあるように、小規模校であると言えると考えています。伊豆市では、平成20年度においては、修善寺南小学校以外の11校は小規模校であるというぐあいに考えております。

伊豆市の学校の実態として、10人未満のクラスでは、1人の担任が指導するのでありますから、一人一人に沿った個別指導が可能になります。担任は子供だけでなく、家族のこと、地域のこと等を配慮した指導が可能になることとなります。また、1時間の授業ですべての子が発言でき、どの子もリーダー的な体験ができるという部分はプラス面であるというぐあいにも考えられます。

現実には、少な過ぎる人数によって起こるマイナス面も少なくありません。例えば、1人の強い発言をする子と接することができないために不登校になってしまったということや、また、授業では多様な意見を引き出そうと担任が工夫するわけではありますが、7人や8人の考えでは限界があります。また、子供たちは自分の意見に賛成や反対をしてくれる友達から学ぶことが多いわけではありますが、10人未満では理解されないことや、だれにも反対されな

いことも少なくありません。それを絶えず教師が正したり認めたりすることによって、どうしても大人に依存せざるを得ない現状があるように思います。

少ない人数過ぎる学級を統合することによる教育効果として考えられるのは、問題解決的な学習で多様な考えや意見を出し合い、互いに学び合うことにより学習内容が深まることが1つ目。大勢で学校行事、運動会、学芸的行事を行うことで、ダイナミックな集団活動が可能になり、活性化が図られること。3つ目に、子供同士が刺激し合うことで、多様な知識、価値観が図られるとともに、特定の児童の言動に左右されたり、教師に過度に依存したりする傾向が改善されること。クラス数がふえることで教員数がふえ、教師は教材研究、共同研究などがやりやすく、教員相互の連携や切磋琢磨する機会がふえること。また、クラスがえをしたり、グループ編成を変えたり少人数クラスにしたりするなど、学習形態を工夫した多様な学習展開ができること。体育で、集団でのボールゲームでリーグ戦ができたり、音楽の時間にパート別練習や合唱・合奏が成立すること等が教育効果として考えられるだろうと思います。

それから、学区の自由選択の問題であります。今、原則的には考えておりません。学校を統合することによって通学距離や通学手段など不合理が生ずる場合や、地域的つながり等を考慮し、場合によっては指定校変更ということで対応していきたいと考えております。

現在審議しております教育振興審議会においても、保護者や市民、より多くの意見をいただくとともに、地域・地区の独自性・歴史などを考慮し、計画の合意が得られるよう慎重審議し、引き続き適正配置について審議を進め、再度、市民との意見交換の場の設定を審議会に提案していこうと思います。審議会の答申を受け、教育委員会にて的確な統合計画の策定をし、提案を取りまとめたいと思っております。4回にわたってお話を聞く会をしましたが、学校が地域の方々的大事にされていること、保護者には、少人数である学習に対して危機感を持たれている方が多いというぐあいに感じました。170人台の子供たちが入学する時期が迫っており、保護者の不安は大きいと思います。判断の時期を逸することのないよう、策定を進めていきたいというぐあいに思っております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 教育長、2番の教育委員会の考えですかという質問にはどうなんでしょうか。100人以下の学校はつくらない、教育委員会の考えですかという……。

教育長（遠藤浩三郎君） すみません、複式学級の問題については、そのとおり、教育委員会の考えであります。

100人以下についても、基本的にはそれぐらいに教育委員会としても考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

木村議員。

20番（木村建一君） ごみ有料化の問題、お尋ねいたします。

まず第1に、アンケートをとって、今、繰り返しません、半分以上の方が嫌だよという

ことをいただいたんだけど、それはあくまでもまだ一つの判断材料だと。そうすると、ほかの判断材料というのは当然求めていかないと、市長が常々言っている市民の合意なしに進めないということは出てこないわけですね。そうすると、ここのとったアンケート結果をどう分析してやっぱりやっていくのかということが、私は今大事なことではないかと思うんです。もう有料化の具体的な中身というのは、20日の福祉環境委員会、私が担当するところでいただいて、21日の全協でも全議員に配られて詳細にわたってお話したと。それが今前提になってこうやっているんですけども、それはそれで市当局を引っ込めるところないでしょうけれども、それはそれと置いておいても、きちっとやっぱりもう一度、なぜこういう意見が出たのかということを知る場というのを持つ必要があると思うんです。そこからスタートしていかないと、何かもう有料化が先にあって、それをどうやって認めてくださいよというような手順が、やっぱり私は違うんじゃないかなというふうに思うんですけどもそうしませんと、結局、市民の意見をただ聞いただけというふうに思ってしまうんです、あれだけインターネットに出たり何かするもので。その辺の分析というのをきちっとやって、では、有料化反対というふうになれば、どうしてというふうなところまで突っ込んでやって、市民のもっとより多くの意見を聞くという場がやっぱり必要ではないだろうか。来年度からやるというものですから、その点を踏まえながら、立場をしっかりと持っていきながらやっていただきたいと思うんです。その辺、どうでしょうか。

2つ目、ちょっとわからないのは、この有料化でどのごみを減らせると見ているのか、私よくわかりません。というのは、すべてのごみです、総排出量を減らしましょうよというのが計画なんですね。今回は有料化するというのは、今、案として考えているのは粗大ごみと燃えるごみだと。そうすると、総排出量というのは変わらないわけですよ、基本的には。だから、今回のごみ有料化でどこを減らそうという計画なのが見えないものですから、最初の一般廃棄物処理計画との兼ね合いでご説明願えればなというふうに思っているんです。

こういうふうに、昨日、市長お話ししておりましたが、きょうも少し述べたんですけども、有料化、分別している人がしていない人への動機づけになるんだと。で、有料化で燃やせるごみが資源化になると。もうその辺は、有料かどうかは別にしても、分別すれば資源になるということでは私は正解だと思うんですけども。処理基本計画にこういうことで進めましょうというのがあるんです。資源化の対象は、可燃ごみに多く含まれる紙類や生ごみの資源化が考えられます。特に生ごみは分別回収で堆肥化など資源物として回収する方法などの検討をしていきたいということなんです。

燃やす中身を見ますと、今、市長、少し述べられていましたけれども、生ごみが3割。水分もそこへ含まれている。そこへの対策というのを何らかの形でやるのかどうかというのが当然焦点となってくるんですけども、きのうの答弁ですと、家庭などへの肥料化に取り組むことはできるんだけど、大型はなかなか今のところ難しいというところなんです。そうすると、やっぱり資源化していくためには生ごみをどうするのというふうなところもやっ

ぱり市民の意見を聞きながら、それで、行政は何できるのかということが大事ではないんだろうかと思うんです。

3つ目です。ごみは減っているのにというクエスチョンマークです、私は。なぜかというと、平成18年度に総排出量の目標が、18年度は1万4,066トンに対して1万4,169トン。少しいかなかった。それから、リサイクル率のいろいろありますけれども、平成19年度、総排出の量の目標は1万3,954トンに対して1万3,822トンで、127トンの削減ができましたと、こうなっております。さらには、市民の皆さんにお配りした広報最新版です。これ同月、10月ですね、19年度と20年度。前年度と比較した場合に、総排出量が109トン減っていておりますということなんです。減っているんですけどけれども、減量化だと、ちょっと意味がわからない。

それから、負担の公平化の問題言われましたが、私、一つだけお尋ねします。ごみを多く出すやつと少なく出すやつじゃ不公平だということがよくあるんです。それがそもそも有料化したいという論点でした。1点だけお尋ねします。子供がたくさんいる家庭というのは、当然ごみ多く出しますね。その方はやっぱり負担を多くしなさいということでしょうか。

今、市長が言われた一般財源でやるのか手数料でやるのかという問題については、私はまた別の議論だと思うんです。なぜかということ、最初にごみ有料化をするべきだ、したほうがいいよと言った、その判断材料は、今言ったように、ごみ減量になるんだと、市民の意識がこう高まってというか、というのと、今、負担の公平の問題が出ているもので、そこを2つに絞ってやっぱり私は論議をしていきたいと。手数料か一般財源かというのは、またちょっと私は角度が違うと思うんです。

有料化でごみが減っている自治体がありますよということを書いたんですが、前回ここで、大分前ですね、部長のほうから、私もごみ問題を質問したときも出てきました。一つのコピーしたものをもらったんですが、ここにもあります。有料化、前年度値を100としていったときには減ります。例えば、来年、有料化したいといったときに、ことしの追計出してくる。市民はどうするかと。どこでもそうですけれども、上がる前にどんどん、ごみいっぱい出してしまおうんですよ。それを100として、基準として、次の年度、次の年度やっていけば、明らかに減るって、そういうことなんです。

これ、具体的にはちょっと書いていないんですが、一例だけ少し挙げておきますけれども、いわゆる国のほうで、中央審議会でごみ答申をいろいろ出したんですけども、名誉のために言いません。これで、有料化すればごみが減るという広告塔になった自治体が幾つかあるんです。その中の一つの自治体で、昭和57年度に全国に先駆けて有料化を行ったんですけども、去年の広報ですよ、ここの自治体の。ごみ発生量がふえているんだと。ふえています。減るのではなくて、ふえているんだ。だから、市民に対しては、さらなる環境負荷の軽減や社会的コスト発生について自己責任の認識につなげていくんだということがあるんです。だから、具体的に、市のほうでよく言われる他の自治体で減っていますよと言うんだったら、

どこでどのように減っているのか、ご紹介していただきたい。

私は負担の公平ということと言うならば、ごみを出す段階で消費者だけに負担を求めるのではなくて、ごみそのものをつくっている生産者にごみ処理費用を負担させてこそ、初めて私は公平化というのがなされるんだと思うんです。今論議しているのは、今提案されているのは、出口のところはどうしましょうかということ。発生源、何も無い。国がいろいろと指針を出していますけれども、結局は地方自治体と消費者にそのごみの処理を押しつけておいて、ごみを出す企業等々についての規制というのは何もやっていないんですね。ただ呼びかけているだけ。だから、私は、負担という問題ならば、市長として、やっぱり国に対してもきちっとその辺の、ごみを本当に減らすというのであれば、どこを求めていくのかというのをやっていく必要があると。

最後にお尋ねします。来年から市民にお話しして回るということ、これは大事なことなんですけれども、目的はごみをいかに減らすかということですね。資源化しましょうということ。そうすると、常々、私、繰り返し言っているんです。これ、市民と協働して取り組んでいく。市民が納得して初めて、私はごみが減ると思うんです。金を負荷するから、だから減るんだという認識だと、どこの自治体、先ほど言った広告塔といわれた幾つの自治体は、調べましたけれども、ほとんどの自治体がリバウンドして上がってきているんです。

したがって、市民の声を聞くというのであれば、提示してもいいですよ、これ、当然のことです、市長として、こういう案があります。皆様のご意見を聞かせてくださいという立場でやっていただきたい。その結果に基づいてどう判断されるのかということによっていただきますと、ごみ有料化、市が考えているのは、12月はよしただけれども、聞いたけれども、やっぱり3月だよというんでは、市民の声がどう反映されるのかわからないもので、例えばアンケートをとるとか、先ほど言った市民との懇談会についてもやっぱり創意工夫してやっていただきたいと。

ごみ減量化、今、分別が進んでいるんですけれども、ほかの自治体に比べてなぜ進んだかという、各地区ごとに、その当時の町時代は、こういうプラスチック類というのはこういうふうに分別してくださいということで、住民説明会を本当に丁寧に行ってきたんです。その結果が今あるものですから、住民がごみを減らすためにどう参加していくのか、そここの論点を忘れないでやっぱり取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 3番目のごみは本当に減っているのかというご質問と他市町の実績については、これは市民環境部長に答えさせます。

最初のアンケートの活用と、それから市民合意につきましては、これはアンケートの結果そのものによって多数決ということではありませんので、あくまでそれは市民の皆さんの世論の中の一部、本当に一部を抜き出して掌握させていただくことがもうアンケートの限界で

ございますので、それはそれで有用ではございますが、その中身についてはもちろん精査しているところです。

ただ、一般的にこの種のアンケートをしますと、ごみの有料化、いつも言っているように、一般財源か料金かの選択ではなくて、有料化、値上げということで大体文字が躍るものですから、20%いかないところが多いですね、この種のたぐいのアンケートというのは。その中で、伊豆市の市民の皆さんの認識というのは、むしろ非常に高かったなという感じさえしているところでございます。

ただ、それまでの市民の皆さんとの意見交換とか説明が足りないというところは、先ほどから繰り返していますとおり反省しているわけで、これから市民合意を得てやっていこうと言っていることでございますので、そのとおりやらせていただきたい。

ただ、基本原則である料金制、どんな料金制がいいかというのはちょっと問題はあるんですが、基本的に負担の公平化というものにつきましては、これは、いろいろな場面で市内の不公平というのは、4年たっても5年目に突入しても残っていると。これは総論として相当強く耳に入ってきますので、市民の負担の公平化、市内の料金の統一、このようなものは勇気を持って進めてまいりたいと思っています。

それから、どれを減らすかにつきましては、まさにその問題は焦点だろうと思います。我々は、燃えるごみに入れている資源ごみを少しでも減らしてくれれば、そこはリサイクルに回せるなど期待しているところはあるんですが、なかんずく生ごみについては、現時点では、短期的には、まずご家庭で肥料等にさせていただいて、自分の畑、田んぼで使っていただくことが、まずは、やっていただきやすいかなと。これは当然回収をして大量生産できればいいんですが、きのう申し上げましたとおり、私が少なくとも現時点で報告を得ている状況では、なかなか大量に使われていない、消費されていない、その最後のアウトプットまでを見越した上でないと、その事業というのはなかなか難しいだろうと。ですから、ギブアップはいたしませんけれども、少しじっくり検討させていただきたいと思っております。

それから、負担の公平化はそもそも企業だろうと。これはまさにそのとおりで、これは、木村議員ご所属の政党におかれまして非常に論点となるところですが、まさに私からも私のルートで国にはお願いをいたしますけれども、これは、こんな貧乏な首長が一人頑張ってもどうしようもなるものではありませんので、リサイクルも含めて、横浜市が非常に先行していて、よくテレビに出るんですが、市としては相当な経費削減につながっている。けれども、専門家に言わせれば、いや、あれは分別した後、みんなまとめて燃やしているんだよ、1カ所だと。だから、全体で見れば効果はないんだと。要するに、別の次元上での議論が今あるわけです。そこはやはりもう国レベルで仕組みをつくっていただかないと、我々のレベルで、あしたから昔のように鍋に水を入れて豆腐を買いに行きましようというところまでは、なかなかいかない。それは将来の国の施策として見ながら期待しつつ、今できることをまずやっていきたいというように考えているところでございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 次、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） まず、減っているよということの中で、これ以上なぜ減らさのかというようなことの3番目でございますけれども、確かに減っております、事実で。決算概要にも書いてあるように、減っていますよということの報告をしているわけですが、ここに書いてありますのは、1人当たりでちょっと比較してみますと、目標設定にまだ12グラム足りないと書いてあります。減ってはいますけれども、目標量にはまだ達していないと、こういうことでございますので、まだこれから減らしていきたいと。

これがなぜ減るのかということでございますけれども、市長も答えているわけですが、もう一つは、いろんな人の意見を聞きますと、今、分別をしているのに、なぜその人まで金を取るんだと必ず言われますけれども、有料化によって、排出するごみの量に応じて費用負担をすることになりますと、ごみを減らす努力も報われますよということです。これは私も皆さんからいろいろ聞いておりますので、そうした面で費用負担の公平な取り扱いということでご理解願えればと思います。

それで、じゃ、一体どこのまちが減っているんだよということでございますが、これは今どこの市ということの資料を持ってございませませんが、また後ほど資料として木村さんにもお分けしますが、国、環境省の廃棄物対策課というところで、有料化の手引ということも出しております。この中で採用しているところの東洋大学の山谷先生が書いたごみの有料化というような本があるわけでございますけれども、そういうものも国では採用しております。そこで言っているところが、市長が言いました全国、これは北海道から沖縄まですべての有料化の町村を当たりましての結果、減っていると。また、このごみの有料化の手引でも、必ず減ると書いてあります。絶対に減ると。これは、皆さんが協力してくれるからです。先ほども言いました、そういう努力が報われるということの中で減ると書いてあります。だけれども、木村議員がおっしゃるように、リバウンドもあるということもおっしゃっております。

その中で、どうしていくかといいますと、生ごみの、先ほども3割どうするんだということも話があるわけでございますけれども、何度か全協の中でも説明したように、そういう減らす対策をします。それは生ごみの減量の補助金制度を上げると、今まで2万円を3万円にするだとか、それから、家庭でできる肥料にするためのそういう発酵菌だとかというようなものを無料で配布するだとか、そういうようなものを順次していくわけでございます。

大きくはまだまだ、これ、あるわけでございますけれども、アンケートによってなぜ決めるんだと。なぜかということをして市長も答えてあるわけですが、アンケートをいただきますと、必ず日本全国、北海道から沖縄まで絶対的に出る答えがあると、ここで言っています。山谷先生言っています。それはなぜかということ、伊豆市でもそうでした。それは不法投棄がふえるといいます。不法投棄がふえる。で、その次に負担がふえる。これは全国共通な答えだということを言っています。伊豆市でもそうでした。ここでも言っておりますけれど

も、有料化の実施に当たってはルール違反が生じないようにというようなことの中で、私たちは、ふえるであろう不法投棄にあっても、監視パトロールを強化するだとか、先ほどからこの中でも指摘がありました70%の人が反対をしていると。そうすると、その増額になる金額はどの程度かと、そういうようなことを反対意見を一つ一つ理解し、つぶしていけば、必ずや賛成をしていただけると、このように信じて答申を受けたわけでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） ちょっと誤解というのか、なぜまだ減らすのかというのではなくて、減っているのに、なぜ有料化ですかと質問したんですよ、現実にね。減らすことをけしからんと思いませんからね。

私は何のためのアンケートというの、よくわからない、これだと。それで、最初から出る答えがわかっているんだったらば、アンケートとる必要ないんですよ。やっぱりアンケートというのは、市長言われるように全部ではないですよ。でも、そういう結果が出たということに対してやっぱり大事に扱っていかないと。今度はどうするかと、そこは、つぶしていくためにどうするのではなくて、素直にやっぱり、どうしたら本当に住民の皆さんに呼びかけてごみが減るんでしょうかと。その中の一つとしてごみ有料化を今、市は考えているですけども、皆さん、いかがですかという提案だというようにしたいというんだったらわかるんですが、もうごみ有料化、先にありきというような論法じゃ、僕はだめだと。

結局、住民自身のごみになるものは買わない、使わない、出さない。分別など、どうしようかという、本当に住民意識をきちんとやっぱり本当に一体となって、市も頑張るから皆さんもやっぱり頑張りましょうよという呼びかけをしない限り、有料化したから減るということは、私は早計過ぎると。

先ほど環境省だとか何だとか、データ的に絶対減るんですと言っているんですけども、先ほど言ったように、環境省自身のごみを減らす努力を国のほうで何もやっていないんだから。ふやすことばかりどんどんやって、それに対する規制を何もしなくて、本当に自治体も消費者も犠牲者ですよ、全部負担かけているんだから。だから、今、ごみ処理費用を各自治体どうしようかと大変な状況になっているもので、それはやっぱり国が言うことをそのとおりという立場ではなくて、ちょっと我々の負担どうなるのという立場で見ていただかないと、批判的にですね。その点お願いしたい。

確認したいんですけども、市民にお話をするんですけども、もう一度確認でございます、有料化、当然話もするでしょう。なんだけれども、その意見を聞きながら、やっぱりもう一度判断していくということですか。そういうプロセスちゃんとやっていかないと、もう、私はやっぱりごみ有料化、結局、押しつけになってしまうんですね、そうなりますと。その点の確認をお願いしたい。来年から始める立場について、考え方についてお願いしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） もちろん案はしっかりした案を出しませんと、議論の前提がありませんので、既に作成してある条例化案を前提に議論させていただきます。おおむね半年程度かけて市民の皆さんに説明し、しかるべきご意見があれば、もちろんそれは採用してまいりたい。

ただ、市民との直接対話ではなくて、議会が唯一の立法機関でございますので、最終的には、しかるべき議会において判断をしていただくということが、私がお願いする立場であろうと思います。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 今、市長が言われたの当然なんです。最終的には我々議員もと。我々議員も、自分の頭だけではなくて市民の声を聞いて判断するという、そういう材料提供も議会としてどうするのかということもまた一つの課題。市長が言われるところに議員が参画し、やっていくのかということも大事だと。手続上はそうなんですけれども、やっぱり市民あってこそ、我々、市長だし、議会だという立場で取り組んでいきたいなと思っていますので、その点のスタンスは多分同じだろうと思いますよ。

次に移ります。

学校再編成について。

ちょっと時間の関係で具体的にお尋ねしますけれども、今、県の1クラス当たり、1学級当たりの数というのは40人を超えて初めて2クラスなんです。41人目。そうしますと、この基準に合わせると、理想とするのはわかりますよ。20人前後というのはわかるんだけど、現実にそれが提起できるのか。特区申請するなどして、39人だけでも、約19人、20人に分けますよと、伊豆市は。そういう方針で臨むということですか。そうしないと、これ、ずっと見ますけれども、土肥からなくなりますよ。湯ヶ島地区は小学校を1つにすると。それでもまだ、今理想とする1学年2クラスできないんですよ。

それから、もっと大前提忘れていた。今ずっと論議聞いていますと、結局、減ることを前提に今、学校再編成ですよ。でも、市長が先ほどお話ししたように、出生数を、いわゆる今の中学生前後ですか、2・3年生、そのころの300人程度に頑張っけて戻していきたいんだという、すぐにできるかどうか別にして、そういう五、六年先の問題でなくて、学校というのは私はやっぱり20年、30年先を考えて、そういうところから出発していかないと。具体的には、減らすというんだったら私も、ある意味じゃ、あきらめるかもしれない。これ以上どんどん減るから仕方ないと。ではなくて、子育て支援だといって、市長が300人するんだよと、頑張りたいと、市民の皆さんに、それはね、こういうことはやっぱり子育てできるねと、環境づくりやっていきたいんだと、強制ではなくて。若者が自主的にそうなるようにということで応援していきますよと言っているんだけど、どんどん減るという前提条件の

もとでの学校編成ですね。それは間違いないですね。

それから、私はより具体的に今これを考えるに当たって、伊豆市で何が起きているのか。今、幾つか抽象的な話、多分そんな学校から先生の話来ているのかな。受け身になりやすいとか、自発性がなくなってしまうとかいうことなんです。私は、学校だよりというのをずっとインターネットで公表されているのを見ましたけれども、それより小さな学級でも、それぞれやっぱり努力して、小規模がデメリットではなくてメリットになるように頑張っていくとか、いろんな話をしている。

それから、地域との兼ね合いでいくと、それぞれ地域の方々が本当にボランティア的になって学校を支えているということも書かれておりますけれども、学校と地域との関係、どのようにお考えですか。

それから、私は学者ではないんですけども、やっぱり60年もの歴史をつくってきた教育学というのは私はあると思うんです。ぜひこの点は調べていただいて、調査していただいて、経験も大事ですけども、2つ紹介しておきますけれども、少人数学級だめだ、だめだという論法あるから、私は少人数学級のメリットもあるでしょうと。克服しなければならない課題もある。大規模は大規模なりのやっぱりメリットがあったり、克服しなければならない課題があると思います。別に、私は絶対に小規模を存続せよという立場ではないんですけども、どうも小規模だめだだめではなくて、小規模のよさもしっかりと市民の皆さんにお示しして、市民が、保護者が判断する材料を提供していただきたいと思います。どちらかという、小規模、全部だめなんですね。

アメリカの研究で有名なグラス・スミス曲線というのがあるんです。グラスという人とスミスという方が調査結果やりましたが、学校規模が小さくなるに従って、学習の到達度、情緒の安定、教諭の満足度が高くなるという調査結果を出しました。日本の研究では、1999年に日本教育学会というところで調査結果を出したんですが、そこでも学級定員の標準は、例えば20人程度とすべきだということの論議もあります。

それから、同じ日本教育学会で教職員の方にアンケートをとってあって、2つだけ紹介しますけれども、中学校の場合、生徒同士の議論が成り立ちにくいと思うかどうかという質問の中で、15人以下というのは67.1%なんだけれども、31人から35人になると約80%がそうだよと答えた。それから、小学校では意見を積極的に述べる児童が多いですかという質問に対して、20人以下は51.5%、36人から43人が30.9%。児童の人間関係がわかりにくいかどうかと、そう思うか、思わないかということについても、少人数、20人以下のほうがよろしいという結果が出た。後で渡しますけれどもね。そういうこともやっぱり市民の皆さんに、保護者の皆さんにお示ししていきながら、やっぱり統廃合問題というのは考えるべきではないかなと思うんです。地域、それから地域における学校の役割、少人数のよさ、克服しなければならない課題というのを幾つか述べられましたけれども、現実にも、伊豆市の小学校で現場から起きている問題を具体的に話してください。

最後の質問です。

保護者と教師の方々とお話し合いをしているといっても、13人の方ですよ、審議会の方々と。13人の方々が三万何千人の方々のいわゆる注目しているところをやる。それも審議会です。大事でしょうけれども、湯ヶ島学区に私聞いてきましたけれども、それも、六、七十人の中で、ここだけじゃだめと、もっとたくさんの意見を聞いてほしいというお話をしていましたよね。そういう手順というのは組まないんですか。とりわけ学校現場に直接子供と接している教師、たくさんいらっしゃいます。その方たちへの働きかけというのは、何か私も聞くけれども、何もわからない、情報が伝わっていないと。それこそ、そこが一番大事ではないですか。そこを抜きにして統廃合問題とか再編成というのはあり得ないと思うんですけども、いかがですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 地域との問題、大事だというぐあいには考えますけれども、教育委員会の立場としては、とにかく現実に今いる子供たちの教育を考えるというのが僕らの第一の仕事でありまして、それらの子供の教育の質を高めたり、あるいは保障したりというのがとにかく一番中心に考えているところであります。

それから、小規模校のよさの問題については、十分でないかもしれませんが、かなりの勉強をしたつもりであります。ただ、それ以上に、先ほど申し上げた事柄を中心としたもののほうが、より重要だろうと我々は考えたところであります。

審議会の問題については、おっしゃるとおり、もう少し幅を広げた地域の方、保護者の方の意見は聞いていきたいというぐあいには考えています。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 一つだけ。

地域が学校かというのではなくて、地域との兼ね合いで学校というのがあるんですよ。いろんなボランティアの方、言っていますよね。そこで学校がなくなると、地域はどうなるのかという課題もあるもので、その立場で。地域は地域、学校は学校ではない。地域で学ぶべきところ、学校があるからこそ、その点のことはどうですか。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） かなり学校数が減るわけでありまして、今までの地域とのつながりは若干減るかもしれませんが、新しい学校を含めて、今までの地域の文化・伝統等についてのまとめりというものは、新しく構築していくものだろうというぐあいには考えています。

議長（飯田宣夫君） これで木村建一議員の質問を終了します。

古 見 梅 子 君

議長（飯田宣夫君） 次に、13番、古見梅子議員。

13番（古見梅子君） 13番、古見、よろしく申し上げます。

地球温暖化をストップさせ、環境にこれ以上負荷を与えないように自然環境を守ることが大事であると思います。焼却場の新施設候補地がまだ決まらない今、ただいままたごみ有料化計画（案）が出されております。このときにごみについて考える機会ではないかと思えます。ごみも生かし、もったいない、資源にする意識改革をすることが大事ではないかと思えます。議論を深めてほしいと思います。また、放置されている山林や耕作放棄地は大事な伊豆市の財産であると思っております。今あるものを生かすことを願い、2点、質問いたします。

1つ目、ごみの有料化と分別施策について。

伊豆市有料化計画（案）では、可燃ごみは有料となるが、分別ごみは無料となっております。ごみの分別を進め、資源ごみとして生かすことで、老朽化した焼却炉の延命が期待されます。市民に有料化の理解を得るためには、行政の無駄の節約、効率化、市民サービスに努めることを市民に示してほしいと思います。また、循環型社会を推進するため、具体的な今後の分別を進める施策をお示してください。

2、市有林と遊休農地について。

伊豆市の山林のうち、市有林はどのくらいあるのでしょうか。今後、公共施設に市有林の木材を利用する考え、計画はおありでしょうか。

安全な食料を求める今、遊休農地を生かし、自給率の向上、健康づくりにもなる市民農園を、市の支援によりできないか、市長さんに伺います。

お願いいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの古見議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、ごみについての1点目でございますが、議員ご承知のとおり、市の行財政は大変厳しい状況でございます。平成17年度に「集中改革プラン」を策定して、これに基づいて、各種事務事業の見直しや経費の節減等に鋭意努めておりますので、これを来年度編成予算に当たりましても、さらに厳しく見てまいりたいと思っております。

ごみの有料化は、市民の皆さんに新たな費用負担を、料金制にするということでございますので、当然ながら、市におきましても、みずからコスト意識を徹底して、さらなる創意工夫の余地をしっかりと詰めてまいりたいと思えます。

また、集中改革プランの取り組み状況は、今後とも引き続き公表してまいりますし、その評価につきましても、議会の皆様からチェックいただければと思っております。

ごみの分別につきましては、これまで幾度が答弁させていただいておりますので、その上でご理解いただきたいと思います。

市有林につきましてですが、市有林については、直営林が2,070ヘクタール、そのほかに分収造林等が2,500ヘクタール、地区貸付造林が350ヘクタール、合わせて4,920ヘクタールで、市内森林面積3万100ヘクタールの16.3%になっております。

公共施設等への利用ですが、これは随分あちこちで私も研究をして、森林管理局等にもご相談申し上げているんですが、なかなか伐採・搬出・製材コスト等かみ合いませんで、いろんな補助金の組み合わせ等も今まさに研究しているところでございます。公共施設で使うのみならず、何らかの形で天城の材木をまちづくり、景観改善の中に取り込めないか、もう少し検討させていただきたいと思います。

伊豆市内の市民農園につきましては、現在、日帰り型農園が5カ所、滞在型農園が、ラウベ付が7区画、一般農園56区画、これが1カ所でございます。いずれも利用率は非常に高く、特に中伊豆の体験農園は100%の利用率となっております。

近年における安心安全な食への関心の高まりや、いわゆる団塊の世代の皆さんの農業志向がふえてくることも予想されますので、さらなる市民農園のニーズが高まってくるものと思われる。現在は農林水産課で、中伊豆以外の場所においても、同様の滞在型農園ができないか検討しているところでございます。特に西海岸の地域におきましては風光が明媚であることと、それから、駿河湾フェリーを使って、今までにない地区もターゲットとして新たな開発ができるものと思っておりますので、これも余り時間をかけないで検討させていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

古見議員。

13番（古見梅子君） 1番目のごみの有料化についてなんですが、20年度の予算は伊豆市、5億6,000万円、これを人口で割りますと、1人1万5,000円ぐらいかなと思うんですけども、それを私、我が家に当てはめて考えたんですけども、我が家は6人家族ですので、1万5,000円掛ける6だと9万円の税金を、私のごみを出すことでいただいているんだなと。そこまでで、今度は有料化になったときに計算をしますと、30リットルの袋を週2回出すと40円ですよ。これを台所が若い人は別なものですから、40円掛ける2で80円を4週間と12カ月に掛けますと、大体4,000円弱になるんです。9万円をいただいて4,000円を負担するんだなと、単純計算ですけども、してみたわけなんです。

有料化というのは、5億6,000万円かかるのを全部もう市民に負担させているのではないかという不安を覚えるんですけども、実際は中身はそうではなくて、20円の30リットルというと、かなり大きなごみなんです。けさ、ごみを出したんですが、30リットルの袋しかなかったものですから、ぶかぶかなんです。そうしますと、もっと小さい袋でいいということになると本当に、ごみの説明会でまた分別の仕方もあるでしょうけれども、そのごみが幾らであるということをちゃんと説明していけば理解をいただけることだと思うんですね。5億6,000万円をかなり低くしていかなければ、これから市民サービスのほうでもかなり苦し

くなっていくんではないかと思えます。

今年度12月の議会において、非常に幾つかのことで心に残っていることがあるんですけども、まだ最終まで行きませんが、一般会計においても減額補正ですね。140億6,000万円だったと思うんですけども。当初予算は139億円ちょっとでした。140億円を超えるちょっと手前だったんですね。最終決算がぜひ140億円前で行くような節約とかしてくれたら、健全財政を推進するには、かなり節約をしていかなければならないと思うんですね。

そして、私申し上げたのは、これ、有料化するに当たって、行政のほうでこういう苦勞をして、こういう努力をしているということを教えるということは、私たち議会がかかわっていると報告義務があるわけなんですけれども、今回、長年、12年間にわたって赤字を続けてきた天城温泉会館の温泉事業を凍結するという勇氣ある決断をしたこと、これも無駄の節約をしたこと。それから、効率化についても、今、一部条例で上がっておりますフラット化をするんだと、部・課を少なくしていくんだと。そして、質を向上して、簡素で効率的な行政運営をするんだという、これも非常にすばらしいことだと思うんですね。

市民サービスについても、ない中を1億円子育て支援にかけるんだって、こういうことを私たちは今ここで知っているわけなんですけれども、これを情報でお伝えしなければならない義務があるわけなんですけれども、こういうことをお伝えしながら、やはりもっと大事なことは、お金ではなくて環境をよくする循環型社会をするために、燃やすごみを減らしていくんだという、こういうことに具体的にどう取り組むかということがわからないと、資源ごみをどう資源にしていかわからないと、きのう森議員も、わからない人、大勢いるんだとおっしゃっていましたが、本当に詳しく、物を持って説明会を開いてもらいたい、そのように思います。質問ではありません。そのお願いであります。

市有林についてお伺いいたします。

お金がかかるから木を切らないと言いますが、今、非常に異常気象で干ばつとか豪雨とかあって、平成16年10月に季節外れの台風が来たときに、財政調整基金というのを10億円だか基金を取り崩して復旧をしましたよね。平成16年10月の台風だったと思うんですけども。そういうことがいつ来るかわからないわけですね。財政調整基金もたくさんないときに、こういう山を管理しないと、本当に大変なことになる。

だから、せっかくもう育っている、伊豆市の市有林の中には、学校林といってかなり育てておりました。そういう木をぜひ、これから増設するであります市の庁舎にとか、あるいは学校の建設に、それを使っていくという計画をしてもらいたいと思うんですね。それは災害防止の意味でも大事だと思うんです。10億円をかけるなら、100分の1の1,000万円を1年間かければいいではないですか。

それは、建設業が今、公共工事のないときに、建設業だって、本当に苦しい中に、安くても仕事があればやれるという事業者もあるかと思うんですね。そういう人たちにお願いをしながら、あるいは私たちの奉仕も兼ねて、市の職員も奉仕を兼ねて山の整備をしていけば、

もっと狩野川にも水がたっぷいの、もっといい日本一の狩野川が取り戻せるんじゃないかと、そういう願いを持って市有林の木材を有効活用してほしいというのが私の考えなんですけれども、いかがでしょうか、市長。

議長（飯田宣夫君） 市長、答弁願います。

市長（菊地 豊君） この点に関しては、本当に古見議員と志を同じくしておりまして、勇気づけられる次第でございます。これはもう再三、実は製材業者さんに2回お集まりをいただき、また組合長さんとも話をさせていただき、現場のご苦労とどこに問題があるのか、私は県と国に何を話せばいいのか、随分勉強してきた、素人なんで、つけ焼き刃の勉強なんです、ご承知のとおり、森林づくり県民税で切ることはできる。排出に、さっき確認したら、さらに2,000円かな、補助がつくんだそうですが、それでもやっぱりまだ輸入材に対してようやく半分ぐらいの競争力。そうすると、もう少し。

それから、森林づくり県民税で切った木は、今後は排出するときの補助金が見つからないとか、県と国の政策の整合性がとれていないということが非常に多いように見受けられます。それで、県は県、しかも、県でも、農林省と環境省、別の補助金だったり、県との一貫性がなかったり。ここを、どこをどう結びつけていただければ価格で競争力が出るのかということが1つ。

それから、切り出しの路網とかケーブルを新たにつくるところ、特に天城は山が急傾斜なものですから、これにどういう補助金を新たにつけていただけるのかという検討が2つ。

3つ目で、今ご指摘のありました、もっと使っていきましょうというところに焦点を持っていきたいと考えています。

それで、まだ選挙前に公約した景観条例、着手していないんですが、その中で、少しでも伊豆らしい、天城らしいまちづくりというものを進められていけないか。今、月ヶ瀬のところに少し木材を使ったガードレールなんかもあるんですが、木も小さいのに高いんだそうで、なかなか苦労しているところでございます。

それから、山の事業への建設業の進出も、これは一つの論点になっていると思います。年度内に一度、建設業者さん皆さんにお集まりいただいて、現状の問題認識と、それから今後の生き抜き方について、また率直に意見交換をさせていただきまして、その中でも、山の仕事への進出についても改めてお願いをしようかと思っております。

議長（飯田宣夫君） 古見議員。

13番（古見梅子君） それでは、市民農園についてお伺いいたします。

市民農園の件なんです、滞在型であるとか、今、定住化の中にも農園をつけた、そういうことで進められて大変好評であるということで、私、農業委員として、今、遊休農地を活性化するというのを女性農業委員でやっております。土肥地区に菜の花を植えました。植える前にはソバを育てました。ソバを今月から粉にして、そば打ち体験とそばを食べることを予定しておるんですけれども、農業というのは大変なんですけれども、非常に楽しみがあ

る。そしてまた、今、菜の花を植えたんですけれども、そこを実験的に女性農業委員やったんですけれども、つい近くに荒れた農地があったものですから、そこも近所の人たちが花をつくってありましたんで、一回、菜種のとれる菜の花を植えてみようということで、今、植えて、おろ抜きをしたところなんです。そうしましたら、その隣の遊休農地の方が「ここもやってくれ」と言うんですね。だけれども、それはやり切れないから、きれいにするのに、どうすればみんなの力を借りてやれるのか。

そして、農地というのは、あれは借りたり貸したりというのも、割合、農地法というのも難しく、まだ私もよくわからないんですけれども、そういう面で市が入って、何か滞在型に来てくださる方でなくて、ここの市民の人たちが自分の健康のために、そして、今、非常に食が不安ですよ。遺伝子組み換えとかというのがありますが、本当のぜいたくというのは、自分のつくったものを自分で食べられるという、こんな幸せなことはいわけて、ぜひ中伊豆地区で大豆を育て、続けていられると思うんですけれども、それが下火にならないように伊豆市全体に広げて、遊休農地に大豆をつくって、豆腐は豆腐屋さんがつくりますけれども、家庭で毎日食べるみそ汁のみそは自分のつくった大豆でできたと、こんなぜいたくな幸せはないと思っている。ここまで進めたいと思って、来年度はもっと大豆をつくるのを農業委員でやろうと思っているんですけれども、ぜひこれを、実験としてやっておりますけれども、荒れた農地にそれを普及していくのに、市が何とか遊休農地のことについては相談に乗りますよという窓口か何かあって、そして、その農地に、今困っている生ごみを、どこへ持っていきようかではなくて、自分の畑に持って行ってちゃんとやれば有機肥料になって、大変おいしい野菜ができるわけなんです。

ですから、近隣のあいているところをどうか、この窓口の中であって、簡単に借りられて簡単に返す、市が間に入らないと、貸していると取られてしまうように感じる。そういうふうなできやすいこともぜひ、やればできるんじゃないかと思うけれども、そのままになっていると。これからますます高齢化してきますので、農地は若い衆がやらないことになってしまう。そして、もっと大事なことは、子供たちと一緒に農業をやるという、子供のときに体験をさせたいという、そういう願いもあって、今、土肥でやっているのは、幼稚園の子供と大豆を育てました。今、取り入れまして、来年の初めには豆腐をつくってみようという体験をすることになっております。ぜひ農地を有効にするのに、もっともっと簡単に借りられる窓口をつくっていただければと思っております。自分の力ではどうにもならないものですから、お知恵と力を貸していただきたいと思って質問いたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これは農林水産課に担当させます。遊休地も既に調査をさせておりますし。したがって、農林水産課、非常に仕事が実業に近くなるいものがふえてまいりますので、来年は少し職員の数もふやしたいなと思っています。

きのう実は昼休みに、ファーム・エイド銀座という、そこでたまたま支所に来ていた方と会ったら、何と今、銀座の松屋の裏で農産物展をやるんですね。ですから、農業は本当に潜在的な可能性が改めて非常に高いなと感じたところでございます、土肥の菜の花に限らず、非常に風光明媚な小下田、八木沢地区などにおいても、体験型、滞在型農園、適地だと思っておりますので、またぜひご協力させていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 古見議員。

13番（古見梅子君） ありがとうございます。

農林水産課の職員が足りないんですよ。いつも遊休農地を最初やるときには、根を掘り、トラクターを使わないとならない。女性の力ではならないところ、それを職員が、非農家の職員が草刈りをし、トラクターを使ってやってくれました。そのときに、事務所が空になる日があるわけなんですね。そういうことがないように、ぜひそこにメンバーをふやしていただきたいと。どうぞよろしくお願いします。

終わります。

議長（飯田宣夫君） これで古見議員の質問を終了いたします。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、あす10日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 0時04分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

議案第99号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第1、議案第99号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

この際、一言申し上げます。第1回目の質疑については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質疑については、いずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第99号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について質問させていただきます。

2款1項5目市有建物解体処分工事528万円、3款1項3目障害福祉サービス費3億953万3,000円、4款1項3目一般健診委託料428万8,000円、6款1項3目農業生産強化施設整備事業補助金430万円、6款2項3目市単治山工事200万円、7款1項4目消費税70万円、同じく天城温泉会館特別会計繰出金640万円、8款2項3目アクセス道路新設改良工事2億45万円、8款6項5目修善寺駅周辺整備計画策定業務委託料1,000万円、11款1項1目測量委託料120万円、同じく農地災害復旧工事290万円、11款1項2目農業用施設災害復旧工事580万円、11款1項3目林業施設災害復旧工事100万円、11款2項1目道路橋梁災害復旧工事1,100万円、11款3項1目市単災害復旧工事440万円、詳細な説明をお願いしたい。工事については工事内容、場所の説明をお願いします。災害についてはいつの災害か説明をお願いします。どこで何をしようとしているのか。なぜ必要なのか。よくわかるように説明していただきたい。よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

それぞれ担当の部長に説明させますのでよろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） それでは企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、私のほうから市有建物の解体処分工事についてのご説明をさせていただきます。

今回の市有建物の解体処分につきましては、対象地域は旧中伊豆地区でございます。まず一点は、旧中伊豆郵便局の局舎及び倉庫、建物面積でおおむね269平米、これは延べ面積になります。それからもう一点、旧中伊豆のバスの倉庫がございます。これが建物延べ面積で96平米でございます。旧中伊豆の郵便局跡地の局舎の場所につきましては、修善寺のほうから行きまして左側にミニストップがございます。その道路向かいと言いますか、ちょっと斜め手前になりますが、そちらの局舎跡の倉庫及び局舎及び倉庫を解体するというものです。

それから旧中伊豆のバスの倉庫というのは、それから修善寺のほうからさらに冷川方向に向かいまして中伊豆にあります農協の支店、その前ほどに交番がございますが、その交番の奥側になります。このバス倉庫の解体をしたいということでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 続きまして、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、17ページでございます。

説明欄3の障害者自立支援事業の20 - 42障害福祉サービス費 3億953万3,000円の補正について説明をいたします。

20年度予算編成後に上段の介護給付費、それからその下、訓練等給付費、これが障害福祉サービス費に請求事務が一本化されたために細節を統合いたしまして、新たに障害福祉サービス費を創設して組み替えたということでございます。そしてさらに、障害者自立支援法の給付制度の改正によりまして通所サービス費の単価が上げられたこと、それから利用者負担の見直し、4月の当初と、7月がありましたけれども、これが負担が軽減されたことによりまして給付費が当初見込みより増大したため、補正をお願いするものです。

結果的にこの二つを合わせた増額は4,593万6,000円でございます。そしてその支払いの内容でございますけれども、身体、知的障害者の施設入所の費用、それから障害者のホームヘルプとかショートステイなどの在宅介護、それから就労支援、これは具体的には中豆授産所であるとかかざぐるまとか、そういったところに通っている方の訓練給付費、これらが当たります。

続いて19ページ、検診事業のうち、13 - 40一般健診委託料でございます。

428万8,000円の減になっております。これは20年度より医療制度改革がありまして、40歳以上の方については各保険者、これが健診の責任を持つことになりました。したがって一般会計からの支出は、市の単独事業であります39歳以下の人ということになりました。当初予算のうち、その部分を少し経過措置等を考えまして多く見積もってございましたけれども、今回、検診事業がほぼ終わりましたので、実績見込みを勘案して428万8,000円の減とするものでございます。予定より約400人ほど減っております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 続きまして、観光経済部長。

〔観光経済部長 久保田義光君登壇〕

観光経済部長（久保田義光君） それでは、21ページの農業生産強化施設整備事業補助金430万円につきまして説明させていただきます。

この事業は、県の補助金をトンネル方式により事業主体であります中伊豆山葵組合のほうに補助金として交付するものでございまして、今までお茶やミカンを対象としてきました県単独の中山間整備、農業振興整備事業の中の単独軌道式運搬施設整備、補助率2分の1ですけれども、これがワサビにも活用できるということになりましたものですから、20年度予算枠では補正予算についてお願いするものでございます。

事業内容といたしましては、筏場のワサビ田にモノレールを設置するものでございまして、本体1基と659メートルのレールを設置するものでございます。事業費につきましては、860万円でございます。残りの2分の1の430万円につきましては、中伊豆山葵組合が負担するというものでございます。

次に22、23ページの消費税70万円についてでございます。これは天城ふるさと広場管理事業におけます18年度、19年度分の消費税の申告内容につきまして、税務署等から課税の仕入れ控除額の整理にちょっと不適切な処理がされているというような指摘を受け、修正申告をするものでございまして、それに係る納付額として18年度分55万7,000円、19年度分14万3,000円の合計70万円が必要になるものでございます。消費税の計算は、課税売り上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額、仕入れ控除額を差し引き、差額を消費税として納付するものでございますけれども、指摘の内容というのは、地方公共団体からの特別会計における仕入れ控除額の計算においては、一般の事業者とは異なり、補助金あるいは他会計からの繰入金等の対価性のない収入を特定収入としてこのように賄われる課税仕入れ額等に係る消費税額については、仕入れ控除額から控除するということがございまして、その辺の指摘があったということで、それに伴い修正申告をするというものでございます。

次の天城温泉会館特別会計繰入金640万円につきましては、天城温泉会館特別会計での説明でしておりますように、会館の収入、要するに入所者数が減ったこととかレストランの収入が減ったということで、640万円の一般財源からの繰り入れをお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 続いて建設部長。

〔建設部長 鈴木幸司君登壇〕

建設部長（鈴木幸司君） それでは、21ページの市単治山工事の説明をさせていただきます。

これについては、今年の台風9号によります土肥の天金地区の林道災害でございます。幅が40メートル、高さが100メートルにわたって崩落しており、こういった工法をやるかということと県と協議しまして、今年度より県が県営治山工事ということで施工の運びとなりました。工事内容が決定したということから、県営施工でできない箇所作業、主に崩落した土砂を仮置きしてあるわけですけれども、この後片づけということになるかと思えます。今の地主の協力を得まして仮置きしてあるものでございます。

次に、23ページのアクセス道路新設改良工事でございます。

当初計画では、上部工、橋の上部工のけたの製作と、一部けたの仮設及び道路工を予定しておりました。それと同時に、機能補償としての農道のつけかえを施工する予定でありました。しかしながら、本線内で一部用地交渉が難航しておりまして、地主の了解が得られないということと、発注の見通しが見つからないため計画変更しまして上部工を、けた製作一部仮設を次年度といたしました。機能補償として農道のつけかえ工事のみを発注したということで、2億45万円の減額となったものであります。

次に、25ページの修善寺駅周辺整備計画策定業務委託料でございます。

本減額補正は、事業メニューや今後のスケジュールの決定に伴いまして、20年度業務が確定をしたということでございます。特に、基本構想案の成熟を図る上で、市民に多く広く知らせるべきであるという市長の方針のもと、地元駅前のまちづくり会議のメンバーや各種団体はもとより、市民広聴会を開催し広く市民の声を聞こうということで、来年度予定をしています基本設計に反映させていくこととなったということで、当初予定をしておりました都市再生整備計画の修正業務、これは国のまちづくり交付金事業との関係でその前年に行うものでございますが、今のところ、平成22年ごろということで移行するということから全額を減ずると、及びそれに伴いまして鉄道敷設計画の変更の策定等が減額となったということで、1,000万円の減額補正をするものであります。

次は31ページ、農地災害復旧工事の測量委託料120万円。

農地災害は、8月24日と8月28日の豪雨災ということで4件被災がございました。場所は、修善寺地区の日向、天城湯ヶ島地区の佐野及び本柿木、中伊豆地区冷川でございます。測量委託料については、測量、田なものですから求積図、勾配等の測量、被災したときの横断図等をお願いする委託料でございます。

その下の農地災害復旧工事の290万円につきましては、今説明しました4カ所でございます。査定の金額は少ないので60万円、多いので80万円程度でございます。復旧工法としましては、原則的に被災前の復旧工をするわけですけれども、一部上積みをして、ブロッ

ク積みとフトンかご及び土羽、そういったことで復旧をしていきたいと思っております。

次に、農業用施設災害復旧工事の580万円につきましては、災害査定、農地の場合、40万円以上が災害の査定になるわけですが、災害の査定が決定したのは2カ所ということで、天城湯ヶ島地区の下船原、修善寺地区の大野、ともに農業用水路でございます。下船原が約120万円、工法はブロック積み、大野も約120万円、工法はともにブロック積みでございます。それと、あとの残は災害査定に申請できない小災害の工事箇所が9カ所ございます。これの災害復旧でございます。工事箇所は全部で9カ所、修善寺地区で3カ所、土肥地区で3カ所、天城湯ヶ島地区で2カ所、中伊豆地区で1カ所でございます。

その下の林業施設災害復旧工事100万円。これも災害査定に申請できない小災害、40万円未満ですが、3カ所の復旧を行うものでございます。場所は天城湯ヶ島の上船原、中伊豆地区八幡の2カ所で、計3カ所ということです。

続きまして33ページ、道路橋梁災害復旧事業。

これにつきましては9月19日、20日の台風13号による災害の3カ所でございます。場所につきましては、修善寺地区の大野、土肥地区小下田、中伊豆地区の筏場でございます。工法はすべてブロック積みによる復旧ということです。これに関連するわけですが、下の市単災害復旧工事、農地は40万円ですが、土木は60万円以下ということで、60万円以上でない災害の申請ができないということで、60万円以下を小災害で復旧するというところでございます。8カ所を予定しております。修善寺地区が1カ所、土肥地区が2カ所、中伊豆地区が3カ所、天城湯ヶ島地区が2カ所でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑はありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） 再質問をさせていただきます。

まず、一般健診委託料400人減ということなんですけれども、この内容は予定よりも400人少なかったのか。ということは市民が、受ける権利のある人が受けなかったのかどうか。これはその辺ちょっとお聞きしたいんですね。お子さんの医療費、よその町へ行けば、よその町の住民はただで受けられるけれども、伊豆市民はお金払わなければならないと。それはメタボ健診なんかでも同じあれがあるわけですね。伊豆の国市の病院だと窓口ではっきり言われるわけですね、伊豆市の皆さんはお金払ってくださいと。こういうのと同じような状況でこれ減になったのかどうか、それをお聞きしたい。

次、工事で、6款2項3目の市単治山工事なんですけれども、県の事業だったのですかね。そうすると、伊豆市の負担は200万円だけれども総額では1,000万円ぐらいになったとか、そういう大きな工事だったのでしょうか。その辺をお聞きしたい。

天城温泉会館特別会計繰出金640万円、これは640万円繰り出すことによって有効な活用ができるのかどうか、その辺をお聞きしたい。

次に、8款2項3目アクセス道路新設改良工事。これ2億円ものあれが減額されたと。一体なぜなんだと。原因は何なのだと。今後の見通しは何なのだと。これ早くつくったほうがいいわけでしょう、この工事。今までのやり方だったら例えば年度末に繰越明許で2億円のるんじゃないですか、これ。ここで予算2億円削っちゃったらこの工事はもうここでストップしちゃうのか。見通しが大変問題になる。その辺よく、できたら市長さんにお答え願いたい。

次、8款6項5目修善寺駅周辺整備計画策定業務委託。来年度に基本設計に入るといようなお話がありましたけれども、そうすると、整備計画というのはもうこれで終了するのかなのか。これ全部で1億円近い金投入しているわけでしょう。ですから、もう計画の策定業務というのはこれで終了ですよ。どうなのかということをお聞きしたい。

次にいろいろ工事がずっと、11款1項1目2目3目とずっと続いていますけれども、33ページまで。その小災害、農業だったら40万円だと、土木だったら60万円だと言うけれども、これはそれ以下の工事だったのかなというふうに理解してよろしいですか。それとも一つ、ここで細々やってもしょうがないですからね。私毎回言っているわけですね。私まだ新人議員ですけれども。工事は、なぜこういう質問するかと言うと、どこで何をするのか、どんな工事だったか知りたい。だからぜひ、漫画でもいいから絵も一つつけて、ここで予算は幾らで、地元負担金は幾らで、総額100万円ぐらいの工事をやりますよと、議員が理解できるような方法を、これは委員会のときでもいいですからひとつ出していただきたい。ただここで聞きたいのは、40万円以下とか60万円以下の工事もこの中に入っているのかなのか。それをお聞きしたい。

以上です。

議長（飯田宣夫君） それでは、初めに一般健診についてのところを市長。

市長（菊地 豊君） この件につきましては健康福祉部長。

議長（飯田宣夫君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 一般健診、39歳以下の関係でございますけれども、これは昨年の予算の編成時期に、国の方針というかそういうものがはっきりよくわからなかったんですね。市としては経過措置的なことも少し配慮をして、多く人をとっておりました。その影響になります。もう一点は、先ほど森議員がおっしゃったようにことしから有料化をいたしまして、1,000円といったこの影響も多少はございます。ですけれども、極端な影響というのはないと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 続いて、天城温泉会館につきまして、市長。

市長（菊地 豊君） ほかの部分を含めて重要な点だけ私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、天城温泉会館につきましては、ご指摘のとおり速やかに事業を停止するということ

も考えました。あるいは区切りのいいところで1月1日をもって事業を凍結するというのも選択肢としては考えてまいりました。けれども、ではそこで生ずる雇用を、じゃ一部のパートさんにおやめいただくのか。あるいはやっぱり地元の非常に熱意を持った方々いらっしゃる中で、市長という権限をここで行使することは法的には不可能ではないと思うんですが、やはり3カ月、4カ月程度は議論した上で来年度以降ということは、これは9月の議会でご説明を申し上げました経緯もありますので、それまでの事業費の穴埋めということでございます。ですから本当は、なるべく早くこういったものをとめたいわけでございますけれども、来年度以降の事業の見直しということでご理解いただければと思っております。

次に、続いて述べさせていただきますけれども、アクセス道路につきましては、これはご指摘のとおり大変に重要な道路で、矢熊のところの県道も開通し、日向の中伊豆方面から来る合併支援道路も完成は時期はもう見えている。その中で一番肝心な市が建設するアクセス道路ができない。大変これはじくじたる思いをしております。私は過去の件については余り触れるべき立場ではないのかもしれませんが、事業当初、そもそもこの事業投資ができたころの当時の町の助役さんでいらっしゃる方が、今に至ってもご理解いただけないということで、4月以降、本当に繰り返し繰り返しご説明申し上げ、ご理解をいただいたわけでございますけれども、年内にご理解いただければ、暫定的にその地域を迂回をして建設するというのも有力な選択肢として現在考えているところでございます。私としては、何としても早く、仮に暫定的な迂回経路であっても完成させることが市民の皆様のご利益にかなうのではないかと考えているところでございますが、一番望ましいのは、もうお一人からご理解をいただくということに努力を集中してまいりたいと思います。

もう一点だけお答えさせていただきたいんですが、修善寺駅の再開発事業、これ確かに地元の皆様、それからTMOの皆さん、何年も何年も議論してきていつ結論が出るんですかと、随分そのような声をいただきます。そこで私といたしましては、9月の下旬に委託しておりました伊豆箱根鉄道さんから青写真が出てまいりましたので、これからできれば3月ごろまで、状況によってはもう少し時間をかけても、市役所、行政当局と伊豆箱根鉄道さんだけではなく、広範な市民の皆様のご意見をいただき、私はこれを1月現在計画しております生きいきプラザ以外にも、中伊豆、天城、土肥あるいは必要であれば市外の皆様にもご説明し、そして本当の伊豆の玄関としての修善寺駅周辺の整備をオール伊豆市民で計画をつくるというようなことで、現在考えているところでございます。

したがって、そのための経費は残した上で、今年度事業計画ができないものについては減額をさせていただくと、このような考え方でございます。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（久保田義光君） 市長が答弁をしたとおりですので特に私からはありません。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（鈴木幸司君） 天金地区の県の工事が幾らになるかということは、ちょっとわか

っておりません。必要でしたら、また県のほうへとお尋ねしていきたいと思っております。それとですね、まず最初、災害をもっと言いますと、災害の基準が農地40万円、土木が60万円ということで、それ以上はすべて災害へと申請をします。それ以下のものを小災害等で復旧をしていくものでございます。箇所図につきましては、12日の委員会で提出をしていきたいと思っております。

アクセス道路につきましては、市長が言いましたとおり繰越明許でもということも考えましたが、橋をかけて、その先が大きな穴があいているというような感じがいかげなものかということも考えまして、今回は県とも相談をしたわけですけれども、来年度に逆に債務負担をかけていったのがいいのじゃないかという結論で、断念をしたという経緯でございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑。

森議員。

12番（森 良雄君） 細かいことはできるだけ委員会で質問させていただきますけれども、工事関係についてはまだちょっとよくわからない。例えば21ページの6款2項3目市単治山工事。せっかく補正予算書を出すんだから、これトータルでどのぐらいの災害だったのかぐらい説明できるようにしてくださいね。ですからできるだけ、ひとつ委員会のときは、どのぐらいの災害だったのか、漫画でもいいですから、ひとつ出してくださいよ。

次、あと2点だけ、最終になりますけれども質問させていただきます。

アクセス道路新設改良工事2億円ね。私もよく実態はわからないんだけど、どうも1カ所買収できていないんだと。やっぱり過去のいきさつがあるわけでしょう。あのまま市長さんどうも迂回させるようなお考えもあるようだけれども、そんな格好悪いことを、ちょっと言葉悪いですけども、しないで、せっかく新しい市長さんになったんだから、今までは悪かったと謝ったっていいじゃないですか。僕はお金出したっていいと思うんですよ。お金が必要なら。何とか早く、ましてこちら消防署へぶつかる道路でしょう。安全問題もあるんだから、謝るところは謝って、出す必要があるものだったら出して。いろいろ聞くと、地主さん土地が分断されれば、やっぱり死活問題だろうと思いますしね。そういうことも勘案すれば、伊豆市になってから、過去の言わせてもらえば二束三文であろうと思うような土地でも、やっぱり坪何万円かのお金つけて買っているような災害復旧工事なんかもあったように僕は見ております。火葬場の工事だってやっぱり後から追加補正しているでしょう、土地の購入ね。出すところは出す。例えば僕は関東から来ているけれども、成田空港なんて、もう工事始まって40年、やっと最近土地の購入ができ始めたというような、ちょっとこじらせちゃうともう大変な問題ですね。静岡空港だってそうでしょう。何本かの木を切るだけでもまだ見通しが立たないというような状況。同じ市内に住んでいるわけですから、よく話し合ってひとつ進めてもらいたいなと思います。

それから次、できたら市長さん頑張ってやりますよぐらいのこと言ってもらいたいと思

ますけれども、次、修善寺駅周辺整備計画なんですけれども、一つだけ確認したいんですけども、すると、もう来年からは設計に入るのかどうなのか。いわゆる設計前の計画というような段階はもう終わったのかどうかだけお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） アクセス道路につきましては、私も就任から数カ月かけて再三再四今までの市役所の行政の不手際について謝罪申し上げ、ご理解いただき、秋にかけて真摯に対応してきたつもりでございます。ただし、先方さんのご要望であるその土地だけを購入する、つまりもとの助役さんの土地だけを購入することで、今のご指摘は正直な話、森議員からのアドバイスとは思えないんですが、訴訟に耐えられないです。ほかの方が皆さん工事用地を出していただいて、もとの助役だけの土地を買うべきだというご指摘は、今までの森議員のその他の活動と正反対のものだと私は思いまして、そのような特定の、しかももとの公務員の、しかもその意思決定の側にいた土地だけを買いなさいということに対して、そんなもう裁判で負けることが目にわかっているようなことはできません。それよりもっと正々堂々とまちづくりのためにご尽力いただいているところに対するご理解をむしろ傾けていただきたいと思っているところでございます。

修善寺駅につきましては、お金の問題がございますので合併特例債とまちづくり交付金、できれば両方使いたいということで来年度中に計画化できればというようなことで考えております。ただし、これにつきましては申し上げましたとおり、可能な限り多くの市民の皆さんのご意見を賜りたいものですから、めどとして来年度中に計画はしたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） これで森議員の質疑は終わります。

〔発言する人あり〕

議長（飯田宣夫君） もう3回ですから。1議案3回ですので。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第99号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

議案第100号～議案第103号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第2、議案第100号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）から日程第5、議案第103号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）までの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第100号から議案第103号までの4議案については、議

案付託表のとおり経済建設委員会に付託いたします。

議案第104号～議案第107号の質疑、委員会付託及び討論、採決
議長（飯田宣夫君） 日程第6、議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第9、議案第107号 伊豆市水道事業条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について、6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は、議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について質疑をいたします。

この改正案では、部の数を7部から5部へ2部減、課を26課から18課へ減少、8課減ですね、とのことでございますが、その意図、目的は何かということにつきましてお伺いいたします。

2番目、課の数が大幅に減ることによりまして、課長職等にあった職員が相当数管理職から外されると思われまます。単純に言いますと8人、やめる方もいらっしゃるかもしれませんが、8人の課長職がなくなると、こういうことになると思います。それらの方の処遇はどうするのか。それから職務の内容ということで、これは課によって違うんでしょうけれども、大体概略どのような職務の内容を与えるおつもりかお伺いいたします。

3番目、総務部の中にまるごと室という室を新設するようでございますが、これは、今準備室というのがあるようですけれども、今までなかった室でございますが、これはどのような事務を取り扱うのかお伺いいたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） まず、第1点目でございますけれども、なぜ伊豆市は今活力がないのか。私は合併のときにやるべきことをいささか怠ってきたのではないかなという気もしております。一番合併のときは本当は大きく体制を変えるきっかけだったと思うんですけれども、私はもちろん前職批判ではないんですけれども、いささかやることを怠ってきたのではないのか。一般的に組織は、部長の数だけ部を、課長の数だけ課をつくりたがるものなんですけれども、これがやはり組織の活性化をそぐ一番その陥りやすいわなでございます。そこで私が考えておりますのは、適正な部のあり方、適正な課のあり方、なにかんずく一つの事業を収めんとする課長、課のあり方というものを重視をしまいたいと思っております。課長のもとにおおむね事業として独立的な業務をまとめ、そしてできれば十四、五人から20人近い課

員を課長のもとに置き、人事運用の柔軟性、それから若干なりとも業務に余裕を持たせて、まさに職員の皆さんがさらにさらに出られるような体制をつくってまいりたい、このようなことで部と課の再編成を考えているところでございます。

当然、課長は、現職の課長が課長の肩書が外れることがございます。これはもう組織が大きく変わるときの宿命でございまして、既に市役所内部で申し上げておりますけれども、部長、課長という肩書にこだわるのではなく、肩書を人生のやりがいにするのではなく、仕事の中身、いかに市民の皆さんに喜んでいただける仕事をするかという、その仕事の中身で生きがいを感じていただきたいということを今、役所職員の皆さんにご理解をいただけるように努力しているところでございます。

次に、まるごと室のあり方ですが、これは事務分掌の中ではややあいまいな表現で、これは内部からも本当に何をやるんですかというようなことがありますので、私がこの室をつくりました政治的な目的だけご説明申し上げますと、公約しましたとおり、市長というのは、私はできれば3分の1はまちに、3分の1は県に、3分の1は政府あるいは企業のある東京に出ていられれば一番いいかと、こう考えております。ルーチンワークにつきましては、副市長のところでおおむね市役所を指揮していただきたい。そのためには、そのスタッフとなる業務に通じ、地域に通じた、いわゆる国会議員の皆様の政務秘書的な機能を置きたいかと、こう考えたわけでございます。いささかイレギュラーなポジションにはなりますけれども、どうしても、自分も半年余り市長をやってみまして、3人の部長さん、2人の事務局長さんが手元にいないということは、本当でしたら部長、ちょっと来てくださいというようなことでやるべきなのかもしれませんが、とてもではないけれども、この体制ではどうしても、いわゆる秘書機能というものは本庁の中にすべて部長、課長がそろっている組織よりも難しい。ですから、このまるごと室というものについては、部課の編成と違いまして、5年後10年後残っているかどうかはわかりません。暫定的になるかもしれませんが、このような仕事の仕方を当面続けざるを得ないという状況で、市長、副市長を直接サポートするスタッフを3人ほどつけさせていただいたわけでございます。総務課とか企画課とそごが生じないように気をつけながら、業務の運用をしてまいりたいと、こう考えているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑はありますか。

西島議員。

6番（西島信也君） ただいま市長からご答弁いただいたわけでございますが、3番目のまるごと室につきまして、さらに質疑させていただきます。

今の市長のお話ですと、何と言いますか、部の枠から外れたそういう秘書的な業務、政策的な業務、そういうようなことをおっしゃったわけですが、この議案の73ページに議案第104号の参考資料ということで、事務分掌が載っているわけでございますが、この第1条の中の総務部というところが、ずっとこうふえているわけでございますが、まるごと室の分掌事務というのは、この中で1番から10番までありますけれども、想定されるのか、当て

はまるのか、当てはまらないのかお答えをお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まると室は、今は暫定的に副市長直轄のような形にしておりますけれども、組織上は総務部の中に置き、つまり事務分掌として総務部の中に置き、ただ、今の秘書さんもそうですけれども、私が総務部長を通ずることなく、総務課長を通ずることなく秘書さんに指示しているのと同じように、市長、副市長から実務に関しては、ルーチンワークについては直接業務指示を与えるというような形にしたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 再々質疑ありますか。

西島議員。

6番（西島信也君） さっきの質疑ですけれども、この1番から10番までの間に当てはまるものがあるのかどうかということ、お答えをお願いします。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 新しい改正後のところで4号、5号、6号、秘書、広報広聴、それから重要政策の総合的な企画調整、まちづくり戦略の調整に関することという事務を、まると室に担当をさせようということで検討はしております。

議長（飯田宣夫君） これで西島議員の質疑を終わります。

次に、同じく議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について、1点お尋ねいたします。

事務分掌の中の税に関するということというのが、総務部から市民環境部へという中身です。これは以前もそうだったんですが、同じような状況になっております。お尋ねしたい趣旨というのは、通告書にありますけれども、主な税というのは当然地方交付税といわゆる市税という2つに大きく分かれるんですけれども、それを担当するところが2つに分かれてしまうと。そうしますと、支出の関係で当然見なくてはならないと思うんですね。いろんな事業等々考えたときに、その辺をどういうふうに調整していくのかということは、当然課題になっていくのかなと、今までもこう思っていたんですが、2つの財布を持つわけではないんですが、実質的には入るところが2つの部になってくるといったときに、どういうふうに今後、市長がよく言われる、今回の提案もそうですけれども、市民サービス等々、それから効率的なやっぱり事務運営というふうなお話を常々なされているものですから、その立場からどうなのかなというふうに思っているものですから、お考えをお尋ねしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 私のほうからちょっと考え方だけ申し上げて、その後、市民環境部長に説明させますけれども。

この部の再編成のときに、市役所という組織を管理する部、市民の皆さんにサービスを与える部、そして産業を育成する部、そしてインフラと、このような4つを基本に据えたいなと当初思ったんですね。その中で健康福祉部と市民環境部、ここは1つの市民部にするオプションもあったんですが、どうしても大きいものですから5つにしたわけですけれども、そのような機能分けということで、第一義的には考えてまいりました。税のところはなかなか複雑で判断に困ったんですが、基本的な考え方はそのようにやってまいりました。詳細につきましては、総務部長のほうから説明させます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、若干補足をさせていただきますが、木村議員おっしゃるように、税そのものは、財源として歳入に充当する中でいわゆる現状で言うと財政課との緊密な関係があることは当然でございますが、そういう枠組みをしている組織もございます。ですけれども、今回、今市長が言いましたように、そういう管理的な部分ということで、税に関する市民サービス、暮らしに関係した部分というのが税に関する部分は非常に多いわけでございますので、むしろそうしたものは市民サービスという観点で、管理的な総務の部分から切り離れたほうがより市民にとっても便利ではなからうかということで、今回、部を市民環境部ということに配置がえと言いますか、部署がえを考えているところでございます。またあわせて、国保税という税がございますけれども、これらとの関連も税業務としてございます。また収納業務、これらも一体的にできるというメリットもございます。そういう関係で、税については市民環境部の所属ということを考えております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑はありますか。

木村議員。

20番（木村建一君） 市の仕事、今市長が言われたいろんな全部ひっくるめて一つに入っちゃうんですが、当然それぞれ区分けしてお仕事をするというのがやっぱり大事なことだと思うんですけれども、前々からちょっと気がかりだったのは、具体的にその市民サービスということ考えたときに、いわゆる自主財源ですよ、市民税等々の税というのは当然対市民との関係でありますから、本当にこの市民税をさまざまな市民が税を払うことによって、どういうふうな状況になっているのかとか、またよく言われる自主財源をどうしようかといったときに、当然そこが大事な政策分野だと思うんですけれども、でもいわゆる国、県から

来るさまざまな補助金、とりわけ地方交付税等々ひっくるめて見たときに、それもひっくるめて市税とあわせて、今回の補正予算もそうなんですけれども、それ全部ひっくるめてどういうふうに市民サービスのところに、安全の問題とか災害復旧の問題、いろんなこと手当をこうやってくるわけでね、当然。予算をどういうふうに使おうかといったときには。そのときには常に市だけではなくて、もう一個の大事な国、県の財政も制度的にどのくらい入るのかと含めながら、支出を考えていくといったときに、その税をどういう方向から見るのかによって今分かれるということはよくわかるんですけれども、私はやっぱり家庭に例えれば、本来は家族が何人かいて稼いでいるのに、それぞれ財布を持って、どのくらい持っているのかある程度は表向きはわかるんだけど、支出のは一緒に足していくというよりも、みんなで共同して今の生活費は幾ら入っているよと、だからこういうふうにお金を有効に使いましょというのがいいのかなというような考えを持っているものですから質問しているもので、ちょっと今市長が言われることも、ある面ではそういう方向性もあるでしょう。ただ、私が見た1つの財布でやっぱり全体のさまざまな市民サービスを3万数千人に対してやっていくというのが、より行政サイドから見たときにわかりやすいのかなというふうに感じているものですからね。それは逆の意味では効率的だからというふうに思っているものですから、その辺の考え、ちょっと違いがあるかもしれませんがお願いしたいんですが。いかがでしょう。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ご質問の趣旨はよくわかります。それで、とにかく縦割りを排すためにどうしようかなと、こう考えてまいりまして、それで私はずっと課長のポジションにこだわってきたわけです。ですから、担当する課長が責任を持ってその業務をできるように課の中を充実をしたいと。部長につきましては、当然数個の課を所掌し担当というものは当然置くんですが、と同時に、4月1日以降の部長さんは、等しく行政全般に関する市長のアドバイザーという立場になっていただこうと、こう思っているわけです。

部長会議をやるときに、これはうちの所掌じゃない、これはそちらの所掌だという議論が起こらないように、部長というのは担当を持ちつつも、全員が等しく行政の補佐者であると。したがって今ご指摘がありましたような、財布が違う、まずそのとおりです。財布が違うけれども、使い方については、常に当然その事務分掌は企画財政がやっていただくとしても、全員で、プロパーである部長さんと、それと私と副市長でもって一番効率的な予算運営の使い方をしていくと、そんな体制にしたいなと考えているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 再々質疑ありますか。

いいですか。これで、では木村議員の質疑を終わります。

次に、議案第106号 伊豆市廃棄物処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、12番、森良雄議員。

〔 12番 森 良雄君登壇 〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第106号 伊豆市廃棄物処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、質問させていただきます。

本件は手数料の値上げですね。ひっくり返せば、公共料金の値上げだと言いたい。理由及び近隣市町の状況はどうなっているのか。また、これに該当する対象は何社あるか。一応お伺いしておりますけれども、それでその中で市の公共事業に参加している業者は何社であるのか、お伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔 市長 菊地 豊君登壇 〕

市長（菊地 豊君） 理由のみ申し上げます。

確かに、外見的には公共料金の値上げと、これは否定いたしません。ただ、基本的には一般財源化、つまりみんなで等しく負担するか、料金という形でそれぞれ排出量に応じて取るかという選択肢の問題でありますので、その本質的な部分についてはご理解をいただきたいと思っております。そのほかにつきましては担当の部長より説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

〔 市民環境部長 福室恵治君登壇 〕

市民環境部長（福室恵治君） それではまず、改正の理由ということで、改めて理由の説明をさせていただきます。

この理由ですけれども、さきに議案説明のときもさせていただいたとおりでございます。伊豆市集中改革プランの内容にありますところの、市の健全な財政運営を推進するための自主財源の確保を図る一取り組みとして近隣市町の状況等を勘案し、一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等について改正をしようとするものでございます。

次に、近隣市町の手数料の状況ということでございます。まず1号の関係の一般廃棄物の収集運搬業の新規許可に係る手数料でございますけれども、下田市が2万円、伊豆の国市が1万円、三島市が1万円、伊東市が1万円、熱海市が1万円、沼津市が5,000円、函南町が5,000円というようなことで近隣ではなっているところでございます。

それから次に、2号の一般廃棄物収集運搬業の許可更新及び3号の一般廃棄物処分業の新規許可及び4号のこの更新許可に係る手数料の状況ですが、さきの伊豆の国市から函南町まで1号の許可申請額と同じ額でございますので、省略をさせていただきます。

次に、5号の浄化槽清掃業の新規許可に係る手数料でございますけれども、下田市が1万円、伊豆の国市が1万円、伊東市が1万円、三島市が5,000円、熱海市が5,000円、沼津市が5,000円でございます。

次に6号の、1号から5号までの許可及び更新許可証の再交付に係る手数料の額でございますけれども、これは熱海市が4,000円、伊東市が2,000円、それから三島市が1,000円、下田市が1,000円、沼津市が500円、函南町が1,000円というようなことになっているところでございます。

それから、最後の質問の中で、これに公共事業に携わっているというようなことでございますけれども、ちょっと意味がわからないですけれども、この許可をもって市の事業ということは直接関係ないといいますが、市……

〔発言する人あり〕

市民環境部長（福室恵治君） それはゼロでございます。この許可をもって市が発注するという業務はございませんが、市、市長の固有の事務をこの許可の人たちが業をやっていると、こういうことになります。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） ちょっと答えが出ていないようなんですけれどもね。例えば、具体的な名前出してしまえばクリーンサービスとか土肥環境とかそういう会社もこのあれに入っているわけですよね。こういう会社は市の事業に参加しているわけでしょう。ごみ収集とかし尿の収集とか、これやっているわけでしょう。そういう会社何社あるのですかと聞いているんですけれども、たしか全体ではこれ対象は17社とおっしゃってましたよね。そのうちの何社が市の事業に参加しているのかお聞きしたい。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） ちょっと意味がよくわからないと言いますか、今ここで言う許可の関係につきましては許可業者でございますので、市が発注をするということは全くございません。今ご質問になったものを私が想像しますと、委託業者の関係ではなかるうかと思えますけれども、委託と許可というのは全くかわりございませんので、委託の業者についてはここには出てこない、ということでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） これは、ごみを集めたりし尿を集めたりする業種の許可に係る手数料なんでしょう。違うの。僕の勘違い。勘違い。そうでしょう。許可した許可証をもって市の事業に参加するわけでしょう。なかったら参加できないの。許可証ない人がやっているんですか。ごみの収集とかし尿の収集とか。許可証があるから市の事業に参加できるんじゃないの。私が言いたいのはね、例えば市の事業に参加している人は1万円も取られてもいいんですよ。要は事業規模の差のいわゆる小さい人たちが、一々許可証取るのに1万円も出すのは大変なんじゃないかということをお願いしたいのよ。毎年同じ市の事業とれる人はいいですよ。

1万円払おうが10万円払おうが僕はいいと思いますよ、許可取るのに。それで許可証なければ市の入札に、まあ入札じゃないわなあ、随意契約でやっているわけだけれども。随意契約にも参加できないんでしょう、許可証なければ。できるんですか。お伺いしたい。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 市が委託する業者については、これとは全く無関係でございますので、今言っていることはちょっと全くわからないですけれども。今ここの106号で提案いたしましたのは、許可業者でございますので、許可業者がこの許可をもって市の委託をするということはありません。委託業者は、委託、これダブってはいますけれどもね。ダブってはいますけれども、その許可をもって市が可燃のとかリサイクルの収集をするというこの許可証をもって委託をするということではございませんので、ちょっと混同されているようでございますけれども。この許可をもって業を営もうとする方は、一番わかりやすい話でいけば、事業系のごみを収集している業者ということになるわけでございます。そこ、おわかりいただけたかと思っておりますけれども。

議長（飯田宣夫君） 部長、要するに許可がなければ委託事業には参画できないのかということ、ちょっと明確にしてやってください。

市民環境部長（福室恵治君） 先ほど申しましたように、この許可をもって委託をするということではございません。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） この許可がある者をもって委託をするということはないわけで、それとは別ですので。また詳しくは後で説明させていただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これで森議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第104号、議案第106号及び議案第107号の3議案については、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第105号 伊豆市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより、議案第105号についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第105号 伊豆市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立全員。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第108号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第10、議案第108号 公平委員会の共同設置についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

議案第108号 公平委員会の共同設置について質疑をいたします。

前回の本会議のときに、公平委員会を共同設置すると事務が合理化され経費節減が図られるというご説明をいただいたわけですが、どのように合理化され、幾らくらい経費節減になるのかお伺いいたします。

2つ目、地方公務員法第46条によりますと、職員は給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し人事委員会または公平委員会に対して、市町村の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができるとなっておりますが、伊豆の国市という別な違う自治体と一緒に公平委員会を共同設置して、何か不都合なことは起きないかお伺いいたします。

以上よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 担当の総務部長から詳細説明させます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、1点目のどのように合理化されるかというご質問でご

ございますけれども、現在公平委員会を設置運営するための年間の経費ということで見込んでおりますが、60万円くらい事務的な経費がかかるかなと思っております。これを2市で現在2分の1ずつの経費負担割合にしましょうという話をしておりますので、その2分の1に軽減されるということが一点でございます。

また、それにかかわります人件費につきましても、2市それぞれ事務局を持ち回りでございますが、やることによりまして、その分の人件費についても2分の1の負担にとりましますか、なるというようなことで効率的だろうということでございます。

それから、2点目で、伊豆の国市とやることによって不都合がというようなことでございますけれども、おっしゃるように勤務条件等々、若干の差異はあるにしましても、基本的には地方公務員法あるいは自治法に基づいてそれぞれやっていくことございまして、特にこれによって不都合が生じるということは現在考えておりません。現在、県の人事委員会にかなりの数の市町が事務委託をしていく中で事務をとり行っておりますけれども、それによって特に不都合が生じるということは聞いておりませんので、これによりまして不都合というようなことはないじゃなかろうかという見通しでございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑はありますか。

西島議員。

6番（西島信也君） ただいま答弁を受けたわけでございますが、公平委員会の共同設置をすると大体60万円くらいかかると、こういうことでございますね。

人件費につきましては、これは職員につきましてはどうせ兼任ということになると思いますので、人件費はそんなにかからないかもしれませんけれども、一応60万円と、そういう了解をいたしました。

それから、2番目の質疑でございますが、伊豆の国市という別な自治体とやって不都合なことは起きないかということでございます。ただいまのご答弁ですと、特段起きないんじゃないかと、こういうことでございますが、先ほど事務分掌条例の一部改正がありまして、市役所の組織を、何と言いますか縮小すると、縮小という言葉が適当かどうかわかりませんが、そうしますと管理職あるいはその他のポストは当然少なくなるということでございます。伊豆市のラスパイレス指数はただでさえ低いと、恐らく市の中では県下最低クラスじゃないかと思うんですけれども、今後ますます低下することは目に見えているところでございます。

そこで、この公平委員会の共同設置ということになりますと、職員から措置要求ということがあられるわけですが、何だ伊豆市は伊豆の国市と比べて余りに給料が少ないじゃないかということは、当然職員にとって思うわけでございます。これは一緒にやっていたらいいかもしれませんけれども、公平委員会と公平にやってくれよという、そういう要求は当然起こってくると思います。給与以外の措置要求もあると思いますが、公平委員会の委員は3人と決められておりますが、この3人の委員で伊豆市もやったり伊豆の国市もやったりと

ということで、今後これらのことについて、この職員の要求についてどう判断するか。これは委員の問題でしょうけれども、老婆心ながら聞くわけですけれども、たかが60万円くらいの経費節減ということだったら、別々に公平委員会をつくってやったほうがいかなものかと私は思うんですけれども、ご答弁をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） もちろんその職員の処遇の問題になるにしても、やはり市民の立場に視点を置くべきだろうと。確かにラスパイレス91でございます。他方、伊豆市の所得は県平均の75%。仮に国家公務員のレベルと静岡県、静岡県のレベルは高いですから似たり寄ったりとすれば、おおむねこの十五、六%の職員所得と伊豆市民の所得のこの差が、市役所の給料は高いという、その感覚につながっているわけでございます。

それを確かに隣の伊豆の国市あるいは近隣の市町と比べて、同じ公平委員会ではどうかという議論はないとは限りませんが、であるがゆえに、なおさら市の職員は自分の給料ではなくて、伊豆市を活性化するために事務をしていただきたい。きのうおとといご議論がありましたように、出生数も半分、所得も低い、どんどん人口が流れていく、それを市役所のまず職員が全力で闘って人口減少をとめる、全体の所得を上げる、それによって自分の給料も上げていただくと、そのような方向に向かうためのむしろいい方向に影響づけられるような運営をしていきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） これで西島議員の質疑を終わります。

次に、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 同じく議案第108号の公平委員会の共同設置について質問いたします。

地方公務員の労働基本権が制限されているということの代償措置の一つとして、この公平委員会が出てきているというふうに私は理解するんですけれども、今経費節減等々の立場から2市だというお話を伺いました。提案理由のときにもそのようなお話があったんですが、私は公平委員会のそもそもの役割というのから見てちょっとどういうふうにお考えなのかなということでお尋ねするんです。役割というか、どちらかというと権限ですね、公平委員会の勤務条件に関する措置の要求が職員から出されたりとか、またそれ以外不利益な処分についての不服申し立て等々という、これは地方公務員法の第8条の2項に具体的に公平委員会の権限というのは書かれているんですけれども、その立場から見て、2市共同のほうがよしいよというふうに判断されたのかな、そこが私はすごく大事じゃないかなと思います。その点の理由についてお尋ねしたいと思います。

それともう一点は、公平委員会、具体的に権限を行使するに当たって条例制定など、今度の提案の第9条の中に条例、規則等々があるんですが、この辺はどのようにお考えなのかを

お尋ねいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 詳細につきましては後ほど総務部長に説明をさせますけれども、私は基本的に、再合併を前提に考えているわけではありませんけれども、広域協力ができるものについてはなるべく早く、近隣の市町とは協力をしていきたい。これは合併前提ではありませんけれども、そのような中で報告を受けたときに、伊豆の国市さんと一緒にできるのであれば、ぜひ進めたらいいなと、こう判断したわけでございます。事の詳細につきましては、総務部長に説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） まず、1点目でございますけれども、先ほどの西島議員の質問とダブるのかもしれないですが、それぞれの勤務条件、それぞれ違う中で、本来の趣旨を踏まえた運用ができるのかということであろうかと思えます。現状、予想される事務量と言いますか、合併以来この案件はゼロでございますが、過去においても、この予想される事務量というのはそれほど多くはないだろうということが予想されるわけでございます。そういうことで、やはりタイミングよくと言いますか、伊豆の国市さんについては1年経過措置が向こうのほうはまだあるわけでございますけれども、同じ市としての権限移譲がなされるという形の中で、地理的な条件もございまして、それからやはりこれにかかわる職員定数、これらの問題も出てくるわけでございますが、やはり単独よりも共同設置をしたほうが伊豆市にとっても有利であろうということで、今回提案をするものでございます。

それから2点目の、公平委員会にかかわります条例制定の問題でございます。ここで共同設置の規約の可決をいただきまして、来年の3月を予定しておりますが、関連する、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、これの一部改正を上程させていただく予定であります。諸規定、今後伊豆の国市と詰めていく中で、必要なものについては、その都度、条例、規則を改正していくという手順を考えております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑はありますか。

木村議員。

20番（木村建一君） 木村です。

別に、公平委員会の本来の権限ということから見て、今少し西島議員がご質問やられていた、賃金が違うからその辺の差はどうするんだということじゃなくて、自主的にそんなのはそれぞれの地方自治体で決めている分野ですからね。賃金が差があるかないかは別問題。そのこの伊豆市の職員の不利益を勤務条件等々、例えば何かちょっとミスったからその処分に対

して正しいかどうかということのほうが大事なのであって、別にその差があるから云々じゃないんです、私が聞いているのは、不利益処分についての不服申し立てというのは市の職員、今ゼロだったよということなんです、当然出てくるわけですね。そういったときに、この公平委員会の仕事というのはどちらかといえば司法的な立場ですよ。やっぱりこれは法律だから何ともいえないんだけど、本来は分権、権力のきちんと区分けするというならば第三者機関が公平委員会を選ぶことなんですけれども、でも残念ながら、地方公務員法等々からいくと、今回の共同設置の中にあるように、公平委員会はだれが選ぶかということ、市長が推選して議会の承認を得て、全くおかしい　おかしいと言ったら変ですね、改めて私はおもしろい組織だなと思ったんですが、それを置いておいても、市長とは違う、同じ別の立場に立って職員のさまざまな不利益に対して公平な立場でやりましょうよといったときに、その詳細にわたって、公平委員会になれる人が、その不服を申し立ててきた職員に対してさまざまな条件を加味してあげるといって、その人のただ単に言っていることをすべて信じるというんじゃないで、周りの職員の条件では当然出てきますよね、いろんな不服申請になると。そういったときに、なるべく、私はです、身近なほうがいいのかなというような気がするものですからね。2市よりも。というようなことを考えたもので、そのあたりどう考えているのかということ。

それからもう1点は、ちょっと別な角度から見ますと、今回提案されているのは2市でということなんです、経費節減になるよと、それから中身的にやることはそれほど変わらないんだよ。2市であろうが1市であろうがということ。もしそういう立場に立ったときには、2市よりも3市、4市のもっとでかい自治体のほうが、公平委員会のかかる事務費の経費負担というのは安くなるわけですよ。そのあたりはどういうふうに検討されてきたのか。ほかの自治体と比べてやってもととできないのかどうか私はちょっとわからないものですからね。お願いしたい。

最後は、条例の関係でいきましたが、では、その後、これはあくまで今回提案したのは共同設置をしたいよという提案であって、具体的に公平委員会がその仕事をできるような状況にしていくためには、また条例というのは当然必要と、それは後ほどまたこのままでいきますね、可決された場合は、仮定したときにはそれぞれの議会でその条例が審議されるということによろしいでしょうか。

議長（飯田宣夫君）　答弁願います。

市長。

市長（菊地　豊君）　最後の部分は総務部長にお答えさせますけれども、確かに、議員ご指摘のところもよくわかるんですね。私、昔勤務したドイツなんかと比べると、割と日本というのは政府、行政執行側にいろんな委員会、審議会ができることが多くて、ドイツなんか議会統制が多いものですから、国の形がやっぱりいささか違うなという気がしております。特に公平委員会のような不服審査の対象となるというようなところは、行政サイドへ置くのが

いいのかなと個人的には思います。個人的にはと思いますが、枠組みでございますので、それは将来の課題として考えさせていただきたい。それから実際に私も先行的にできるものは伊豆半島の中の関係する、あるいは隣接する市町と広域協力どんどんやるべきではないのかなと思うんですが、やはり圧倒的に伊豆の国市さんが多いですね。有害鳥獣とかその他いろんな社会インフラについてもいろんな枠組み、協議会、いろいろ山ほどあるんですけども、やはり圧倒的に伊豆市と伊豆の国市さんとの関係が近い。これはもう事実だと思います。このようなやっぱり職員の処遇に関するものについては、伊豆の国市さんが一番いいパートナーだろうと、そう考えているところでございます。

最後の点は総務部長に。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 一番最後の関係で、それぞれの議会で議決をもって進めていくという形になります。委員の同意、それから報酬の決定にかかわります条例の改正、それぞれの市町で議決をするという形になります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再々質疑ありますか。

これで木村議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第108号については、議案付託表のとおり総務教育委員会に付託いたします。

議案第109号の質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第11、議案第109号 田方地区交通災害共済組合の解散についてを議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第109号 田方地区交通災害共済組合の解散については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第109号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 討論はありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第109号 田方地区交通災害共済組合の解散についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

議案第110号～議案第116号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第12、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）から、日程第18、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）までの7議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第111号から議案第115号まで、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）、112号土肥総合会館、113号修善寺温泉管湯、114号伊豆市恋人岬関連施設、115号修善寺自然公園、それぞれの施設の運営状況について伺いたい。運営についての努力はどのようになされているのか。入客数はどのように推移しているか。特に、有料入場者数の状況はどうか。それから、これから3年、5年という指定を、委託を行うわけですが、新規事業に取り組むような意欲があるのかどうか。指定期間を5年にした理由はどのようなのか。これはいずれも何らかの関係ある団体に委託するわけですから、何も5年にしなくても、3年で緊張感を持って仕事をやってもらうのがいいんじゃないかと思います。何をしようとしてこの方たちが委託を受けるのか。やろうという意気込みがあるのかどうか。現状を市長もちょっとおっしゃっていましたが、単なる施設管理者にすぎないのではないかと。再質問しませんので、言いたいことを言わせてもらいますけれども、ここへ問い合わせに行っても、はっきり言って、例えば修善寺総合会館で観光案内を受けようとしても、まともに答えられない。土肥も同じだ。本当に……

議長（飯田宣夫君） 質疑でありますので、質疑言ってください。

12番（森 良雄君） そうですね。そういうわけで、単なる施設管理者であっていいのかどうか。どういうふうにお考えになっているか。改めてお伺いしたいと思います。

それから、もう一つお聞きしたいのは、指定管理料。これも当然先日来のお話にあった削減の対象になっているのかどうか、そこも含めてお伺いしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） データ等は担当の部長にお答えさせますけれども、問題認識は私は共

有しているつもりでございます。ただ、伊豆市内の状況を見るに、それから施設の一つ一つの特性を見るに、一つ一つ独立的に黒字化するだけの事業が本当にできるだろうか。それから今幾つか指定管理で委託しているところもございますけれども、これはそのような担当しているところに限らず、大変残念ながら、伊豆市内の官民間わず、将来投資するエネルギーがないんですね。ですから、当然将来に魅力のある事業を起こそうと思う場合には、相当程度、最初の立ち上げのときに行政の支援が必要なんだろうと。それが3年なのか5年なのかは事業にもよるでしょうし、努力の仕方にもよるのかもしれませんが、いずれにしても、幾つかの複数の施設を総合的に運用するような事業の統一というものがなければ、単体で黒字化を図るということは恐らく難しいだろうと、私はそのように現時点で考えているわけでございます。

したがって、まずは一たん市が所有する施設全体を鳥瞰をして、鳥の目の高さからどこにどの強みがあるのか、どこどこをあわせれば強みとしてさらに発揮できるのか、そのような作業を少し続けてまいりたいと思っているところでございます。

データにつきましては、観光経済部長から説明させます。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

〔観光経済部長 久保田義光君登壇〕

観光経済部長（久保田義光君） それでは、まず議案第111号の修善寺総合会館の指定管理者の件でございますけれども、修善寺総合会館は、入館団体であります修善寺総合会館運営委員会にて運営管理をされておるものでございまして、基本的に効率的な管理運営がなされておるのでございます。一般的にこのような公的ホールというのは非常に採算性が低いということで、確かに事業収益だけで運営するというのは非常に困難でございまして、指定管理料として18、19、20のこの3カ年に、1,970万円ずつ年間支払ってございます。

実際に修善寺総合会館につきましては、建設当初から舞台装置や照明設備等がちょっと更新されていませんでして、28年も経過しているということで、かなり実際に総合会館ホール等で本格的な興行等を実施したりということについてはかなり状況は難しいのかなと、このように考えております。また、そのような状況ですので、ちょっと自主事業的なものは実際に行われておりません。利用状況でございますけれども、18年度は大ホール22件、研修室等の会議室については446件ありまして、合計で2万2,845人の利用がありました。19年度は大ホールが14件で、研修室等の会議室の利用は407件で2万3,394人の利用でございました。

指定期間につきましては、本来、総務省の指定管理者制度の方針ですと5年ということでございますけれども、先ほどちょっと議員さんから指摘がありましたけれども、修善寺総合会館については、基本的に施設の維持管理とかそういう要素がちょっと強いものですから、その辺も踏まえまして一応3年ということでさせていただいております。

次、議案第112号の土肥総合会館の指定管理でございますけれども、ここも当会館に事務所を持ってあります伊豆市観光協会が管理運営をしているものでございまして、これも修善

寺総合会館同様になかなか公共的なホールでございまして、採算性は難しいということで、ここも指定管理料として70万円を年間支払っておるものでございます。また、特に土肥総合会館につきましては、建築から25年が経過していること、また海岸に隣接立地していることから、塩害等による建物の老朽が非常に深刻でございます。そのような状況もありまして、修善寺総合会館同様に自主事業のほうは行っておりません。

利用状況ですけれども、土肥総合会館につきましては、ホールのみということでございまして、18年度は19件、運動10件、集会9件、3,212人の利用がございました。19年度は45件、運動が40件、集会5件、2,631人の利用でございます。土肥の総合会館につきましても、指定期間につきましては、修善寺総合会館と同様に3年ということをお願いしたいと考えております。

次、議案第113号の修善寺温泉管湯の指定管理でございます。これは、修善寺温泉の観光PRということで、修善寺の外湯7つあるうちの1つを復元したものでございまして、設置当初より観光協会が管理をしております。指定管理制度移行後は、受託という今までの受け身の立場から指定管理という立場の変化がございまして、営業努力とかがつながら、湯仲間会員の募集とか、宿泊客への割引サービス、マスコミ等へのPRを積極的に行っておりまして、今まで減少傾向にありました利用客数も、少しずつではございますけれども、上昇に転じているという状況でございます。

18年度の入湯者数ですけれども、入客数ですけれども、18年度は2万5,831人の利用でございました。19年度は2万7,228人の利用でございます。指定管理料は払っておりません。指定期間につきましては、総務省の指定管理者制度の方針も踏まえまして5年という期間とさせていただきます。

議案第114号、恋人岬関連施設の指定管理の件ですけれども、当施設も、設立当初より土肥温泉旅館協同組合が管理運営をしているということでございます。指定管理者制度移行後は同じく受託という受け身の立場から指定管理という立場に変化、そういうものが営業努力につながっているということで、パレンティン、クリスマスなど恋人関連の日に合わせたさまざまなイベント等を実施しておりまして、営業努力を重ねることによりまして、また、それまで減少傾向にありました利用客数も、少しずつではございますけれども、上昇に転じているということでございます。特に昨年は国道136号の崩落などの影響がありながらも、営業努力をして成果につながっているということで、来場者数ですけれども、18年度は20万4,094人、19年度につきましては20万5,013人と、若干ではありますがふえておるということでございます。指定期間につきましても、総務省の指定管理者制度の方針も踏まえ、5年ということとさせていただきます。

次に、議案第115号、修善寺自然公園の指定管理の件でございますけれども、財団法人伊豆市振興公社に指定管理をお願いしているわけでございます。移行後は、市民の無料入園や、多彩な年間イベントの開催、また積極的な宣伝活動、営業活動も行われております。また、

将来を見据えた花木の植栽等も進めるなど、公社の意欲的な取り組みがなされているものでございます。新たな施設としましては、ことしの5月に親水公園がオープンいたしまして、お子様同伴の家族連れ等大変好評を得ているというところでございます。

入場者数でございますけれども、18年度は28万2,505人でありました。19年度は29万2,609人ということで、前年比1万104人の増ということでございます。指定期間につきましては、伊豆市の指定管理者審査会による答申並びに総務省の指定管理者制度の方針も踏まえまして、5年ということでさせていただいております。指定管理料につきましては、恋人岬関連も修善寺自然公園も指定管理料としては支払ってはおりません。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） これで森議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第110号から議案第116号までの7議案については、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時45分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月18日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時45分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議案第99号～議案第103号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第1、議案第99号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）から日程第5、議案第103号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）までの5議案を一括して議題といたします。

本案については、今定例会初日の4日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務教育委員会副委員長、内田勝行議員。

〔総務教育副委員長 内田勝行君登壇〕

総務教育副委員長（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第99号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）総務教育委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、企画部の関係であります。当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

当議案の審査において質疑のありました中から主なものであります。まず、委員より、11ページ、繰越金の残はあるのかとの質疑に対し、12月補正後、4億7,402万9,000円になりますとの説明がありました。

続きまして、総務部の関係であります。当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

委員より、25ページ、田方地区消防組合負担金の減額理由はとの質疑に対し、田方南消防署建設用地の整備事業債の借入利率が3%から1.4%になったことによる減額ですとの説明がありました。

続きまして、教育委員会の関係であります。当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

委員より、29ページ、各給食センター賄い材料費の増額の理由はとの質疑に対し、本年度

は中国産食材の問題などがあり、国産品を使用してきましたが、19年度と比較し、計算した結果、1人当たり1,217円の不足となるため、総額で410万円の増額補正をお願いするものですとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第99号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務教育委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第99号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）に係る福祉環境委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、健康福祉部所管については、委員から、17、19ページの保育園の修繕料について、緊急を要していると聞いたが、修繕は済んでいますかとの質疑に対して、まだ済んでいませんとの答弁があり、これに対して委員より、緊急を要する場合、特に火災報知器は子供の命にかかわることであり、消防法が変わって各家庭でも火災報知器をつけることになっている。公的な施設なので、補正予算を待たずに専決処分でも対応すべきと思うが、いかがかとの質疑があり、執行部として今後そのような情報を得た場合は緊急的に対処したいとの答弁がありました。

続いて委員から、17ページの障害者自立支援事業について、中豆授産所の利用者助成費は個人負担金が上がったからなのか、詳しく説明をしてくださいと問いに対して、中豆授産所利用者助成について、本来は本人負担額を世帯単位の所得で計算していたところを、本年7月の利用者負担の見直しにより、障害者本人、または配偶者のみの所得によって負担額を決定することになったため、負担額を軽減された方が多くなり、今まで伊豆市独自で軽減措置をしていた人が1人になったので、27万円減となったとの答弁がありました。

次に、市民環境部所管については、委員より、19ページの廃棄物減量等推進審議会は何回行ったのかとの質疑があり、10月28日までに5回行った。あと2回、年がかわったら行いたいとの答弁があり、これに対して委員より、あと2回ということは、さらに課題があり、煮詰める必要があるからか、それとも今後また市民の皆さんと話し合いをして、それを審議会に持ち寄る必要があるからふやしたということかとの質疑があり、今の状況を報告しながら、今後の取り組みについても相談したいのと、毎年廃棄物処理実施計画をつくっており、その計画案についても委員から意見をいただきたいと考えているためですとの答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第99号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

ただいま議長から報告を求められました議案第99号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）に係る経済建設委員会所管科目から議案第103号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）までの5議案について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

まず、議案第99号の所管科目についての報告をいたします。

審査の過程における質疑の主なものとしまして、建設部関係、委員より、天城北道路関連事業の減額2億45万円の理由はとの質疑に対しまして、減額の理由は、当初の計画ルートについて2億9,000万円で計画をいたしました。しかし、その一部で用地交渉が難航し、本年度発注の見通しが立たないことから、用地取得ができない部分と上部工の一部について約2億円の減額をするものですとの答弁をいただきました。

次に、委員より、用地交渉が難航しているということだが、現状はとの質疑に対し、所有者の方は、旧修善寺町のころ、アクセス道路付近の田んぼについては、ほ場整備をやるこの話があったが、それが実施されないということから、いい返事をもらえていません。最近では少し軟化をしてきていると感じておりますとの答弁でした。

次に、委員より、25ページの地籍調査事業288万2,000円の増額はどのような理由かとの質疑に対し、ふえた理由は、現在、一筆調査を行っていますが、その際に官民あるいは個人境へのアルミのくいを打ちます。さらに、土地改良で実施した部分でくいがなくなった場合、それを復元するためにも再度くいを打たなければなりません。それは国費ではなく、市単費となります。そのようなことから、くいの見積もりが当初よりふえたことによる増額補正ですと答弁がございました。

次に、観光経済部関係、委員より、23ページの消費税70万円について、消費税の申告は今回が初めてだったのかとの質疑に対し、平成16年度、17年度の合併の2年間は消費税の猶予期間がありましたので、平成18年度に初めて消費税を申告いたしました。しかし、その処理の中で、補助金等の中から控除をしてはならない部分まで控除したため、税務署から指摘を受けました。そのことから、今回初めて修正申告により負担を生じたことによりますとの答弁でした。

次に、委員より、21ページ、農業生産強化施設整備事業補助金430万円はどのような補助制度かとの質疑に対し、今回はモノレールの事業の補助金です。この県費補助は、中山間地域で特定地域のものについて補助するもので、国費で対象とならない事業を対象とします。事業としては、ほかに農産加工施設、お茶の施設、またスプリンクラー等、また産物のブランド化ということで商品の開発について県が補助する制度です。この制度の予算は事業費ベ

ースで年間3,000万円と少なく、制約が余りないので要求が多く、なかなか補助が見つからないのが現状ですが、今回モノレールの事業に補助がつく予定ですとの答弁でした。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、議案第99号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）の所管科目については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算でございますが、議案第100号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）について報告いたします。

審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、委員より、今後、大きな投資的事業はどのような事業があるのかとの質疑に対し、簡易水道事業の大きな事業といたしましては、八木沢、小下田地区の施設整備を予定しています。現在、上水道事業へ編入することも考えており、それらの検討を平成21年度から始めますとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、議案第100号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）について報告いたします。

審査過程における質疑等の主なものといたしまして、委員より、53ページ、15の40維持補修工事650万円の説明をとの質疑に対し、650万円の増額補正の内容といたしましては、土肥地区、天城、中伊豆地区での補修工事であります。土肥地区では、大藪の三差路の手前から恋人岬までの間の浄化槽のマンホールが硫化水素で大分傷んでいますので、その修理で450万円を見込んでいます。天城地区では、市山上のバス停近くのお宅の隣の田んぼに下水道管を伝わって差し水が入ることから、管路の水抜き工事をしたいと考えています。これが約150万円です。中伊豆地区では、マンホール周りの舗装が傷んでいますので、その補修に約50万円ですとの答弁がございました。

次に、51ページの繰越金はとの質疑に対し、繰越金については最終的に精算をしますので、下水道については3月分に精算をする予定です。この繰越金は、民間企業でいえば留保資金となります。その基金部分を今度の追加で何か仕事をする場合に資金として使うという形です。一般会計方式は、単純に収入、支出で調節するだけですので、足りない部分に繰越金を充てると御理解をいただいたほうがいいかと思えますとの答弁でした。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、議案第101号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 平成20年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）と議案第103号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）の2議案につきましては、特に質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時51分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の前に、経済建設委員長より、先ほどの報告の訂正があるということで、これを許します。

杉山議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 先ほどの議案第101号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）についての答弁の中で、土肥地区の大藪の三差路の手前から、先ほどは「恋人岬」と言いましたですけれども、「旅人岬」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） それでは、ただいまから議案第99号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）から日程第5、議案第103号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）までの5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより本5議案について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議案第99号について、賛成討論、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第99号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算案に対して賛成討論を行います。

歳入歳出それぞれ3,994万円という減額の提案です。総務費では、中伊豆郵便局や倉庫などの建物の取り壊しの費用528万円が提案されております。取り壊した後の土地をどう活用していくのか、市民や地域住民の要望を聞きながら有効的な利用を願うものです。

次に、障害者自立支援事業4,200万円について、詳細にわたっては常任委員長から報告がありましたけれども、全国の障害者団体の自立支援法の廃止・見直しを求める運動がありますが、その要求の一つとして利用料の軽減があります。障害が重い人ほど負担が重くなるという制度の根幹である応益負担制度は廃止すべきだと思いますが、今回提案されている内容は、利用者の立場に立った負担の算定の変更によって施設利用料の軽減措置がなされようと

しております。

土木費では、天城北道路関連事業、アクセス道路新設改良の主要な箇所を本年度以降に回すがための2億円の減額補正の提案です。土地の交渉が成立に至っていないということから、やむを得ない措置だと思えますけれども、今まで以上に丁寧な対応を求めます。

教育費では、伊豆市で初めての試みである認定こども園、土肥幼稚園に設置したいという提案ではありますが、保育園の施設が求められるというためには、ゼロ歳児から2歳児の受け入れをするための園舎の改修工事など1,745万円が提案されております。子供を育てるカリキュラムをどうするのか、保育料、授業料をどうするのかなどの課題が予想されますけれども、市民と行政との風通しをよくしながら、課題を解決することを求めます。

最後に、農地や農業用施設などの災害復旧費2,500万円について、この件については、一日も早い復旧を求めて、賛成討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終わります。

これより本5議案について順次採決をいたします。

まず、議案第99号 平成20年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について、各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第4回）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 平成20年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第1回）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議案第104号～議案第108号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第6、議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから日程第9、議案第108号 公平委員会の共同設置についてまでの4議案を一括して議題といたします。

本案についても、所管の常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務教育委員会副委員長、内田勝行議員。

〔総務教育副委員長 内田勝行君登壇〕

総務教育副委員長（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてと議案第108号 公平委員会の共同設置について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第104号であります。当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審議において質疑のありました中から主なものであります。まず、委員より、幼稚園をこども課所管にする意図と目的はとの質疑に対し、これは案であり、これから課の枠組みや係を決めていきますが、子供にかかわる施策ということや幼保一元化も踏まえ、教育委員会に指導部分は残し、それ以外の部分を行政部局に事務委任するという形を考えておりますとの説明がありました。

次に、委員より、建設部から都市計画課、管理課、国土調査課がなくなっているが、何課で事務をすることになるのかとの質疑に対し、土地対策課を新設し、現在の管理課と都市計画課を中心に土地を活用するといった意味で機能も役割もふやしていこうと考えております。また、国土調査課は、その重要性を否定しているわけではありませんが、小さな課でありま

すので、建設課の中に機能として残したいと考えておりますとの説明がありました。

次に、委員より、まるごと室と企画財政課との事務分掌はどのように考えているのかとの質疑に対し、まるごと室は、事によっては企画財政課と重なることは承知しておりますが、情報収集機能と市長や副市長という立場での業務調整等を担当してもらうつもりであります。企画財政課には、事業により部をまたがるものや、当初の立ち上げ、外部からの話で受け皿がないなど、該当しそうな部や課の総合調整機能として残したいと考えておりますとの説明がありました。

続きまして、議案第108号であります。当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

当議案の審査において質疑のありました主なものであります。まず、委員より、公平委員会の役割はどういうものなのかとの質疑に対し、職員の給与、勤務条件等についての措置の要求を審査・判定することや、職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する裁決・決定をするなど、職務の説明がありました。

次に、委員より、委員3名は伊豆市から3名かとの質疑に対し、議会の同意を得ることになっていますが、今考えているのは中立的な立場の弁護士1名と、それぞれの市から1名ずつの3名を両市で選任したいと考えておりますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第104号につきましては、討論はなく、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第108号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務教育委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第106号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、委員から、伊豆市が委託している事業者と今度の許可との関係について、わかりにくいので説明をとの質疑があり、これに対して、許可については配送法の中で規定されており、委託については配送法の施行令で規定されている。市の委託で集積所から一般廃棄物を収集する業者は、今回上程されている許可を受ける業者とは関係がありませんとの答弁がありました。

次に、なぜ手数料が3倍以上も値上げされるのかとの質疑に対して、伊豆市以外の業者もあり、伊豆の国市では既に1万円になっている中で、同じ業をやるのに他市町と同じ手数料でよいと考えていますとの答弁がありました。

また、ごみ有料化があるという条件のもとで、この議案が出されたのではないかとの質疑

に対しては、ごみ有料化とこの手数料の改正は別です。更新が21年度になっているので審査していただきたかったからですとの答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数で議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉環境委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

ただいま議長から報告を求められました議案第107号 伊豆市水道事業の一部改正、「上下水道部」を「建設部」に改める条項については、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第107号の報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出願います。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時13分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてから議案第108号 公平委員会の共同設置についてまでの4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより本4議案に対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議案順に行いたいと思います。

まず、議案第104号、議案第107号について、賛成討論、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正、議案第107号 伊豆市水道事業条例の一部改正、関連がありますので、一緒に賛成討論を行います。

今回の条例案の改正の精神というのは、自分の領域以外に関心を示さないという縦割り行政の弊害を取り払う。そして常に全体を見つつ、個別のことも見ていく。個別のことも見つつ、全体を見ていく。こういう行政をつくり上げていくのだなというふうに私は思いました。

注目した部の編制は、建設部の仕事の中に上下水道部を組み込むという提案であります。上下水道管の新設や管の布設がえという事業は、道路工事と不可分の関係にあります。そう

いう意味では、1つの部で管理運営したほうが効率的です。ただし、上下水道施設の維持管理は独自の役割があります。どの部においても、それぞれの担当課で一致する分野と個別の分野を有機的・効率的に結びつけていくことが求められます。今回の提案の趣旨及び議決の範囲は、部の編制とそれに関係する事務分掌なのですが、それぞれの部の中で課としての連携に今後注目していきたいというふうに私は思っております。

部や課のセクト的傾向が一部にあるということは、市民にとっては弊害であります。何十年にもわたる縦割り行政の中で、責任分野がはっきりするというプラス面を發揮しつつ、関連する分野に視野を広げながら行おうとする未知の分野に挑戦するに当たって、役職の上での上下関係にとらわれることなく、積極的な意見交換、意思疎通を望みます。とりわけ、そのために、部長・課長職の立場にある職員が部下の意見に聞く耳を持つ姿勢でいけるのかどうか、私は今回の事務分掌を見直していく、その提案に対して決定的な役割を果たしていると思います。組織編制をしたからといって、すぐに効果があらわれるわけではありません。いずれにしても、その組織の中で具体的に動くのは四百数十名の職員の方々であります。今後、どういうふうに市民の利便性、効率的な形で市の組織、そして仕事が改革されるのか、期待をし、注目しております。

以上で、賛成討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第106号について、反対討論を行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第106号 伊豆市廃棄物及び清掃等に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例は、申請手数料の値上げです。公共料金の値上げにほかなりません。公共料金の値上げなのです。この未曾有の経済危機が始まろうとしているとき、伊豆市は公共料金の値上げをしようとしています。これから公共料金の値上げの嵐が吹き荒れるのです。この値上げの目的は何ですか。私は市民に対し、値上げの目的や理由を説明することはできません。ただ単に「近隣市町の料金に合わせます」では説明になりません。伊豆市の行政は、強きを助け、弱きをくじく行政なのです。

この業界はたくさんのトラック、収集運搬車を保有する業者と、このような強い業者もあれば、1台のトラックで日銭を稼ぐ零細な業者もいるのです。また、独立に意欲のある若者には、トラック1台あれば、起業や新規参入ができる魅力ある業界でもあるのです。若者の独立心をそぐような、邪魔するような公共料金の値上げを認めることはできません。申請手数料の値上げを認めることはできません。この経済危機の中で、手数料の値上げを容認できるものではありません。更新のための手数料の値上げは、民間を相手とする零細な業者をいじめる何物でもありません。弱い者を切り捨てますか。

伊豆市の公共料金の値上げはこれだけではないのです。次から次へと値上げの嵐が待ち受けています。子供たちがたくさん傍聴しております。皆さん、4月1日からは給食費の値上げが待っているのです。幼稚園、小学校、中学校の給食費の値上げが待っています。取り下げられたとはいえ……

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 何ですか。

議長（飯田宣夫君） 本議案に対する討論をお願いいたします。

12番（森 良雄君） ごみ袋の大幅な値上げも待っています。ごみの有料化は、今まで無料だったものが有料になるのです。大幅に値上げされます。市民や観光などの業界には、大きな打撃が待っています。伊豆市の未来を開くには、「子育てするなら伊豆市だ」と言えるようなまちづくりが必要です。「住むなら伊豆市だ」と言われるような住みよいまちづくりこそ、伊豆市の未来を開きます。このような弱い者いじめと言える、市民いじめとも言えるような公共料金の値上げは、伊豆市の未来を暗くするものです。公共料金の値上げは、伊豆市の未来を暗くするでしょう。人口減少に歯どめをかけることはできません。加速をつける政策と言わざるを得ません。このような施策、政策を続ければ、伊豆市の12年後の人口は3万人を割るでしょう。低福祉、高負担のまちへと進みますか。低い福祉で高い負担のまちへと進みますか。市民が伊豆市を見限らないように祈って、反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

13番、古見梅子議員。

〔13番 古見梅子君登壇〕

13番（古見梅子君） 13番、古見。

議案第106号 伊豆市廃棄物処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

近隣の手数料は、伊豆の国市1万円、下田市は2万円であるということであります。伊豆市が他市より低い手数料で行ってまいりました。3,000円という料金が2年契約1万円になるという改正であります。広域で廃棄物処理を行おうとしているとき、伊豆の国市と同額の手数料1万円は妥当であると考えます。既に、福祉環境委員会で審査の結果、可決されておりますので、私もこの条例改正に賛成であります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 次に、反対討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第106号について反対討論を行います。

一般廃棄物の収集運搬業の事業者への許可や、また更新などの手数料の大幅値上げの提案ですけれども、市長の政治姿勢は市民の声を聞くことが大事という立場であります。ごみ有

料化の提案を実質今回提案されなかった、取り下げたということは、まさにこの立場を堅持しようとしたからこそではないでしょうか。市民にかかわるさまざまな事柄をどこまでが市民に説明をしたとするのか、意見が当然分かれることなのですが、ごみ有料化条例と今回提案されております一般廃棄物の収集運搬業の事業者への許可や更新などの手数料は、私は同じ次元で取り扱うべき内容だというふうに思っております。

事業者の説明した上での提案でしょうか。先日、私は事業所に問い合わせました。そうしたところ、12月議会に3,000円から1万円に手数料の引き上げの提案がされているということを知っていないという返事でした。いろいろなお話を事業者から伺いましたが、収集運搬業に欠かせないのが収集運搬に使う自動車とその部品交換、当然頻度が高いものですから部品交換しなくちゃならない。それらの維持管理費です。その交換部品が今値上がりしておりますという話を伺いました。もう一つは、自動車の燃料費です。今、少しずつ下がってきておりますが、事業にとって当然欠かせない自動車とガソリン代を、営業の価格にそれを転嫁することができないんだという苦しい胸のうちを話していただきました。また、仕事先が少なくなって、経営が大変な状況であることというのが共通した話でありました。

今回の提案の理由が受益者負担の適正化の観点というのと、それから近隣市町の手数料を見て3.3倍の値上げに踏み切るということが本当に私は正しい選択だとは思いません。条例化している、値上げしたいよということを事業者と話し合いの上でやっていくということが、私はそういう意味では手順が違って、事業者の意見も聞かずにやられたことに対して、やはり異議を唱えるものであります。物価高、景気後退の社会情勢の中で、地元を含めた事業者を応援する立場に立つことが私は大事だというふうに思っています。近隣が1万円だから、その平等性をとるためにということも理由に言っておりましたけれども、当然、収集運搬業の事業者は伊豆の国市、それから韮山、東京もありましたが、全国をまたがっております。しかしながら、伊豆市で収集運搬業を行うという方たちに対して、伊豆市はどういうふうな姿勢でやはり今の経済状況の中で臨んでいけばいいのかという立場に、やはりぜひとも立っていただきたいというふうに思います。

以上で、反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終わります。

これより採決をいたします。

まず、議案第104号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について採

決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 伊豆市水道事業条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号 公平委員会の共同設置について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。40分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第110号～議案第116号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第10、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）から日程第16、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）までの7議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務教育委員会副委員長、内田勝行議員。

〔総務教育副委員長 内田勝行君登壇〕

総務教育副委員長（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

ただいま議長から報告を求められました議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当局からの補足説明に続き、質疑を行いました。

当議案の審査において質疑のありました中から主なものでありますが、まず、委員より、この制度の中で収支金額が赤字になった場合、市の一般財源からの補てんはあるのかとの質疑に対し、赤字については補てんしません。伊豆スイムサポートは、伊豆市の2つのプールと長岡の温水プールの指定管理をしていますが、長岡のプールは成績がよく、かなり余裕があるので、大幅なマイナスがなければ継続してやってもらいたいと考えておりますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第116号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務教育委員会委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、委員から、5年の協定期間でやりたいという提案だが、就労継続支援事業B型の経過措置が23年までで、法律が変わるとどうしますかとの質疑には、中豆授産所のような施設が必要なのは事実なので、法律が変わっても、同じような形の施設を市の責任で継続していきたいとの答弁がありました。

次に、現在の利用者の地区はどのようになっているか、また、給付金2,500万円、送迎費284万円の説明を求めたのに対し、利用者は全員伊豆市の人です。20年度の給付金2,500万円は春風会に、送迎はシルバーに委託しているが、その費用は給付金に含まれていないので、別になっていますとの答弁でした。

次に、委員から、保護者の意見は聞いていますかとの質疑に、市職員も保護者会に出て意見を伺っています。春風会になってから、施設的にかなりよくなったこともあるが、指導員の質が上がって子供たちの生活リズムが変わったと、運営の仕方について、いい意見を伺っていますとの答弁がありました。

以上、審査した後、賛成討論があり、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

ただいま議長から報告を求められました議案第111号から議案第115号まで5議案について、

主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）の報告をいたします。

主な質疑といたしまして、委員より、大ホールの利用は年14回と非常に少ないが、使用をふやす努力や誘致の方法を考えているのか。また、施設の割には管理費が少ない気がするが、今後の見通しはとの質疑に対しまして、研修室などの利用に比べて大ホールの利用が少ない理由は、建物自体は平成17年度に防水工事、耐震補強をしましたが、音響設備、照明などについては28年間そのまま使用しており、機器が老朽化しています。そのことから、有料の興行中に突然電源が落ちたりした場合には、それを補償しなければならなくなります。その設備改良には2億円近くのお金がかかりますので、難しい状況です。また、現在は1,200人規模では採算性が合わないということもあり、興行などを積極的にできないというような状況にあります。そのことから、現在は通常の総会等に限られている状況で利用が少ないのですとの答弁でした。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について（土肥総合会館）の報告をいたします。

主な質疑といたしまして、委員より、収入の受託料397万3,000円はどこから入ってきますかとの質疑に対し、入居団体から管理料としての電気料等で51万1,000円、市の建物部分の水道料、電気料、下水道料などを市で払うことになっており、指定管理料70万円とは別に270万円を支払っています。修善寺総合会館と同じような考え方をすると、397万3,000円が指定管理料になると解釈していただければと思いますとの答弁でした。

委員より、指定管理料はまとめて支払いをしたほうがわかりやすくいいと思うがとの質疑に対し、今回の指定期間は3年としますが、年度協定で契約しますので、指定管理料を毎年毎年決めていくことができます。そのようなやり方をしますので、はっきりしてくると思いますとの答弁でした。

次に、土肥総合会館は取り壊すという話があったが、その後はどのようになっているのかとの質疑に対しまして、建物は老朽化していてクラックが入った箇所もあり、危険な状態です。そのため、市では、土肥支所に空きスペースがあるので、入居されている団体は土肥支所に移っていただき、土肥総合会館を取り壊し、その跡地を有料駐車場にして有効利用したいと考えています。しかし、土肥総合会館は区分所有のため、各団体の所有権があり、市だけで一概に言えませんので、入居団体さんに理解を得ながら、話を今進めていますとの答弁でした。

この答弁後、土肥総合会館を取り壊して有料駐車場にという話は、地区全体の意見ではないので、情報を十分にキャッチして話を進めていただきたいという意見がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について（土肥総合会館）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉筥湯）の報告をいたします。

主な質疑といたしまして、委員より、市から指定管理料を支払っているのかとの質疑に対しまして、指定管理料は支払っておりませんとの答弁でした。

また、指定管理者審査会の答申では、筥湯については黒字のうちに売却並びに云々とあったが、それについて市はどのように考えるかとの質疑に対しまして、現在、担当部署としては検討していません。しかし、今後は収益性のあるものについては民間がやるべきと感じています。今後、売却の方向で検討していくべきと考えますが、この施設は県の観光施設整備事業の補助金をいただいていることから、その制約に課題がありますとの答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉筥湯）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬関連施設）は、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬関連施設）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）の報告をいたします。

主な質疑といたしまして、指定管理期間を延ばした理由はとの質疑に対しまして、前回は初めての指定管理ということで3年といたしましたが、総務省の方針では原則的に5年というのが一般的ですので、今回は5年といたしましたとの答弁でした。

なお、総務省が大体5年と決めたのは、実際に指定管理を受けた方が次の期間、5年なら5年やった後に補償がありません。例えば、ある程度の人を雇い入れた、また設備投資をしたという中で、例えば3年とか2年で切られますと、そこで次に交代したときに丸々赤字になってしまい、また人を解雇しなければならないというような問題があります。総務省としては、平均的に5年ぐらいがいいのではないかというのを目安として出しています。必ずしもそれに従う必要はありませんが、ある程度の施設については、5年というのを原則として今はさせていただいていますという答弁がございました。

また、審査会の答申で「民間の参入も視野に入れ、協定期間内であっても、市から協定の解除を申し出たときは、これに応じなければならない」ということについての見解をとる質疑に対しまして、修善寺自然公園がこれからも今のままでいいのかという問題があると思います。将来的に設備投資をかなりしてありますが、老朽化した中でまた設備を更新しなければならないというような時期もまた迎えると思います。その場合には、例えば植栽に変えるという案もありますが、場合によっては一部に他の民間の方に入っていただくというケースも考えられますし、場合によっては、これはまだわかりませんが、例えば縮小してしまうと

いうケースもあるかもしれません。それが今の5年という中で起こり得る可能性もありますので、そういう中で、場合によっては5年の中で事情変更が起これば、指定管理者を指定している市のほうから、指定管理者に対して、状況変更の中で協定の見直しというケースもあり得るということですのでの答弁がございました。

質疑終了後、賛成討論が1件あり、採決の結果、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第111号から議案第115号までの5議案について委員長報告を終わります。
議長（飯田宣夫君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出願います。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）から議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）の7議案に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより7議案について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議案順に行いたいと思います。

議案第115号について、反対討論、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について、反対討論を行います。

修善寺自然公園の指定管理者に財団法人伊豆市振興公社を指定しようとするものです。期間を3年から5年に延長しようとするものです。財団法人伊豆市振興公社だから、指定管理者として再び指定をする。財団法人伊豆市振興公社だから、指定期間を5年に延長する。財団法人伊豆市振興公社は本当に指定管理者としてふさわしいのでしょうか。財団法人伊豆市振興公社は本当に業績を上げていますか。財団法人伊豆市振興公社に対し、テナントからの不満の声は聞こえておりませんか。出入りの業者からの不満の声はないのでしょうか。市民からの疑問の声はありませんか。私は観光客から疑問の声を聞いたこともあります。

修善寺自然公園です。運営される施設、主なものは虹の郷なのです。弱者に対するサービスは十分でしょうか。入り口を入れてすぐに、車いすは立ち往生をしてしまいます。バリア

フリー化しろとは言いません。何かできるサービスを考えることはできないのでしょうか。管理者の思考は停止しておりませんか。虹の郷の有料入場者はふえているのでしょうか。入場者がふえているのは、伊豆市民の無料入場者がふえているからなのではありませんか。虹の郷の運営の成否は、伊豆市だけでなく、伊豆半島の観光に大きな影響を与えます。今のままでよろしいのでしょうか。全く危機感が見えませんか。いつでも指定管理者を変えるぞ、というような緊迫感が必要ではありませんか。緊張感が必要ではありませんか。いろいろなアイデアを次から次へと出せるような、能動的な管理団体に変身させる必要はありませんか。虹の郷の運営の成否は伊豆市の存亡をかけるものではないのでしょうか。伊豆半島の観光に大きな影響を与えるものです。安易な指定と安易な期間の延長を認めることはできません。

反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

議案第110号から議案第116号、7議案に対しまして、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第110号から議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について、賛成討論を行います。

重立ったものは中豆授産所になります。それぞれの施設の収入及び支出がどのようになっているのかということは当然大事なことです。提案されているすべての施設は、結局は今までは市が市民サービス、それから観光に来るお客さん等、いわゆる国民、市民サービスということが指定管理になったというだけでありますから、そういう意味では、市民や利用者の目線から見て指定管理者としてどうだったのかという視点も、私は極めて重要な内容だというふうに思います。

指定管理者にふさわしいのかどうか判定するに当たって、中豆授産所を指定管理者として活動してきた春風会の実績報告の内容に私は注目をいたしました。障害者であるこの施設利用者が、ただ中豆授産所で働いて時間を過ごせばいいということではないと。利用者、すなわち障害者の個性や能力を目覚めさせるという活動をしている。そして、今ではファミリーレストランで食事メニューと注文をみずから行えるようになった。まさに、中豆授産所に配置された職員が障害者を人としての成長にかかわり、大きな役割を果たしているという春風会の広報誌、こういうのも委員会の中で資料として提出され、読ませていただきました。広報誌に書かれていることがそのとおりであるということをして市の担当職員が保護者から直接聞いているということも、委員会で話をさせていただきました。

他の施設の指定管理者も、継続することで大きな問題が発生することはないというふうに思います。今後、指定管理者を推薦するに当たって、その理由に収入と支出のことはもちろんのこと、それぞれの施設の役割を發揮した結果として、利用者や市民の意見反映を望むものであります。

以上で賛成討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で討論を終わります。

これより順次採決を行います。

まず、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について（土肥総合会館）の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉筥湯）の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬関連施設）の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆室内温水プール等）の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（飯田宣夫君） お諮りします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この6件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認め、6件を日程に追加することに決定いたしました。

議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 追加日程第1、議案第117号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第117号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回提案させていただきますものは、国民健康保険条例第5条、出産育児一時金について、条例の一部を改正するものでございます。

議案の詳細につきましては、担当する部長に説明させますので、よろしくご審議ください

ますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、追加議案の資料の3ページのほうをお願いいたします。

参考資料の新旧対照表において説明をさせていただきます。

改正後というところで、第5条でございますが、ただし書き以降を追加するものでございます。今までの35万円に3万円を超えない範囲内の額を加算するものとするということでございます。この附則でございますが、21年1月1日から施行するということでございます。

参考のために、これにあわせてというか、この3万円の追加について参考といたしまして補足説明をいたします。

この改正につきましては、産科医療補償制度の創設にあわせてということで、補償制度の保険料と同額の3万円を出産育児一時金に加算して支給するもので、12月5日の健康保健法施行令改正の公布を待って今回追加提案としたものでございます。対象となる出産は21年1月1日以降の出産となるわけございまして、先ほど申しました産科医療補償制度の目的について、ちょっとそれですけれども、説明をさせていただきます。

分娩に関連をいたしまして発症した重度脳性麻痺児に対する補償機能と脳性麻痺の原因の分析、それから再発防止の機能等をあわせ持つ制度として創設されたものでございます。制度に加入するのは分娩機関で、静岡県内の分娩機関については100%の加入となっております。分娩に関しまして発症した脳性麻痺児及びその家族の経済的負担を補償することと、その原因分析を行い、将来の予防に資する情報を提供することによりまして、紛争の防止だとか、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） すみません、今の議案第117号についてお尋ねします。

確認の意味で質問ですが、このただし書きの中に、「必要があると認めるときは」というのは、今、部長のほうから産科の医療補償制度で脳性麻痺の原因分析のためにということでお話しなされました。そうしますと、これのみについての補償制度として3万円を加えるのかということの質問です。

それから、もう1点は、「35万円に3万円を超えない範囲内」ということになっておりますので、そうしますと、今言った脳性麻痺等々についての状況次第によっては、36万円になったり、37万円になったりするということでしょうか。普通分娩というか、医学的管理、何も、通常に生まれた場合は今までどおり35万円というふうに聞いている中で理解したんですが、そのような形でよろしいでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） ちょっと1問目の質問がわからなかったんですけども、もう一つは3万円を超えない範囲内のということにつきましては、これはもう3万円ということで、字句の組み立てでございますので、3万円ということをご理解をしてください。したがって、38万円になります。

それから、もう一つ、何でしたっけ。

〔発言する人あり〕

市民環境部長（福室恵治君） わかりました。

分娩ということですので、分娩するときに医療機関が保険を掛けるという意味でございますので、本人が保険を掛けるという意味じゃありませんので、医療機関がその33週以降について、医療機関が掛けるということですので、生まれなかったからとか、死産だとか、そういうことは関係ないということでございます。それでよろしいでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 質問の仕方が少し適切じゃなかったのかと思いましたが、いわゆる本人について、「医学的管理下のもとにおける出産」ということなんですよ。そうしますと、今、詳細のよりわかりやすいようにということでご説明のあった脳性麻痺にこれが当たるのかなと、こういうふうに見たんですね。「医学的管理下における出産について」というふうに限定されているのかなと、今回のその提案は。そうしますと、通常分娩のときには、これは該当しないよというふうに私はとったものですから、そうなのかがわからないものですから、お尋ねいたします。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 分娩してから掛けるものではありませんから、もう分娩するときに医療機関が掛けますので、したがって、結果ではないもので、病院が保険を掛けるということをご理解いただければいいんじゃないかと。だから、したがって、本人が医療機関に払うものですから、その医療機関が3万円の保険に入ると、こういう意味でございます。よろしいでしょうか。

〔発言する人あり〕

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 医学的管理といいますのは、病院とか診療所だとか助産所が

該当すると。したがって、自分でそのまま、自分がどこか自宅で出産するようなときには、それは保険には入らないということです。

議長（飯田宣夫君） よろしいでしょうか。

20番（木村建一君） ちょっと確認。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 木村です。

医学的管理下の意味はよくわかりました。最初のご説明ですと、出産育児一時金というふうな話だったですね。そうすると、ちょっとわからない。35万円プラス3万円を当然保険に掛けるんだけど、その出産育児一時金は35万円だったんですよと、今までは、本人というか、出産するご家庭に。それを3万円プラスしますよという意味でとらえればよろしいですか。その医学的とか何かになると、何か医者に払って、その補償制度として生きるのはわかるんですけども、それがお医者さんのほうへ行って、その補償体制をつくると。そこはわかったんですが、その3万円はどこへ行っちゃうのというふうな疑問がちょっと浮いたものですからね。38万円全部、本人に来るという理解でよろしいですか。ということでもいいですか。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） そのとおりで、本人に出産育児一時金として38万円を支払うと、こういうことです。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第117号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 討論ありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第117号について採決を行います。

議案第117号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

発議第13号及び発議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 追加日程第2、発議第13号 伊豆市議会委員会条例の一部改正について、追加日程第3、発議第14号 伊豆市議会会議規則の一部改正についての2件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

塩谷尚司議員。

〔14番 塩谷尚司君登壇〕

14番（塩谷尚司君） 発議第13号 伊豆市議会委員会条例の一部改正並びに発議第14号 伊豆市議会会議規則の一部改正の提案理由を一括してご説明申し上げます。

初めに、発議第13号 伊豆市議会委員会条例の一部改正の趣旨及び主な改正内容ですが、先ほど伊豆市事務分掌条例の一部改正が可決されました。平成21年4月1日から施行されることに伴い、伊豆市議会委員会条例第2条第1号中の「企画部」及び同条第3号中「上下水道部」を取り除き、所管を新たな執行機関単位に変更するものです。

この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

次に、発議第14号 伊豆市議会会議規則の一部改正につきましてご説明申し上げます。

11月21日に開催されました全員協議会で了承されました2点について改正するものであります。1点目は、会議規則第9条の会議時間の改正でございます。「午前10時」を「午前9時30分」と改正するものです。平成16年4月1日の合併以降、午前10時会議開始となっておりますが、平成17年6月から会議規則第9条第2項により、午前中の審議時間が短いことから、当分の間、午前9時30分の開始となっております。その後、特に問題もないことから、今回改正するものであります。

2点目は、一般質問の回数を従来の3回以内から5回以内に変更することに伴い、第64条の準用規定を削除し、第62条の第3項に第60条のみ準用することを追加し、第63条の緊急質問等については、従来の第56条及び第60条の規定を準用する項目を追加するものであります。

この規則は、公布の日から施行するという内容でございます。

以上、発議第13号及び発議第14号の提案理由でございます。本議案につきましては、議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村議員。

〔 20番 木村建一君登壇 〕

20番（木村建一君） 1点、発議第14号の件についてお尋ねいたします。

一般質問の第62条に3を加えたいと。一般質問については、第60条の規定を準用する。それは全員協議会で、今、委員長の報告ありましたが、一般質問の回数が3回でなくて、5回以内とするということの関係で、この第60条の規定を準用するということだというふうにお話になったんですが、この第60条を見ますと、第60条というのは質疑または討論の問題についての会議のやり方を書かれてあるんですよね。そうですね。そうしますと、いわゆる質問と違う質疑及び討論をここに準用するとなると、あれ、具体的にどうなるのかなというような素朴な疑問がどうしても浮くものですから、その辺についてのお答えをいただきたいというふうに思います。お願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 塩谷議員。

14番（塩谷尚司君） 先ほど、朝、皆さんにお配りしたとおり、第60条というのは「議長は、質疑又は討論が」ということですが、質疑とありますが、この第56条は除いて、第60条だけ一般質問のほうには適用しようということでございます。木村議員の質問、「質疑、討論」ということですので、質疑の回数を制限するものですから、5回にするということになっていますので、この質疑で、質疑という言葉が入っているから、これでよろしいんじゃないかと私は理解しているんですけれども、違うでしょうか。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

木村議員。

20番（木村建一君） ちょっとわからないのは、ここで言っている、この第60条で言っていますね、質疑というのは、とらえ方の問題なのかな、私は一般質問のやりとり、自分で疑問に思うことを話したり、自分の主張を述べるというのが一般質問であって、質疑というのは、あくまでも、議会側も当然提案してきますよね、とりわけ今、市長のほうからの提案が多いんですが、その中身について、自分が判断する材料を求めたいがために、疑義をただしていく。だから、自分の意見は基本的には述べなくて、正しいのかな、本当に市民のためになるのか、どうなのかなということで作るのが質疑だと思っているんですね。討論というのはそれこそ自己主張、ちゃんとそれについて述べていくと、それぞれの。だから、ちょっとこの辺がすごく難しいのかな、質疑と、こう入れますとね。そういうふうに感じたものから、その辺のとらえ方の問題が議運の中でしっかりとなされていけばいいのかなというふうに判断しているんですが、その辺はいかがでしたでしょうか、お願いします。

議長（飯田宣夫君） 塩谷議員。

14番（塩谷尚司君） そういう問題は出なかったんですけれども、これはほかの、もう一つのほうの緊急質問のほうと一緒に形で今まで載っていた、一緒になっていたものですから、こういう形になっていたのかなというような気がしているんですけれども、これがちょっと内容がおかしいんじゃないかというなら、また皆さんで議論していけばいいかなと思ってお

ります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑ありますか。

西島議員。

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

ただいま木村議員からも質疑があったわけですが、それに関連するとか、そういうことなんですけれども、こちらには要するに一般質問の回数ということなんですけれども、全員協議会でこれからは3回から5回に変えるよということになったわけですね。

それで、一般質問の質疑、あるいは緊急質問の質問の回数は準用ということで書いてあるわけですね、ここに。それで、第56条は質疑ですよ、質疑。議案に対する質疑は「同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない」ということで、3回ということになったわけですね。それから、これは一般質問については準用しないよと。ただし、緊急質問については第56条と、第60条は質疑、討論の終結ですけれども、第56条を準用するということで、緊急質問については3回ということがわかったわけなんですけれども、それでは一般質問の5回というのはどこに書いてあるかということなんです。ここで、規則で決めていなければ、どこかで決めなければ、5回という回数は出てこないと思うんですけれども、この会議規則で決めなければ、どこかでほかで決めるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 塩谷議員。

14番（塩谷尚司君） こういうことにつきましては、皆さんで申し合わせ事項ですので、申し合わせ事項の中で5回という回数は決めるということで了承願いたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） お諮りします。

本議案については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、発議第13号 伊豆市議会委員会条例の一部改正について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第14号 伊豆市議会会議規則の一部改正について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

発議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 追加日程第4、発議第15号 安心の介護サービスの確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

発議第15号 安心の介護サービスの確保を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

まず、提案の趣旨といたしましては、介護保険サービスを円滑に提供するため、3年ごとに介護保険事業計画や介護報酬の見直しが行われてきた。2000年4月にスタートした介護保険も来年4月からいよいよ第4期目。現在、各自治体で介護保険事業計画の見直し作業が進められ、社会保障審議会介護給付費分科会では介護報酬の改定に向けた本格的な議論も始まっている。

そうした中、現在、介護業界では収益の悪化や、低賃金による人材不足が深刻な問題となっている。特に、介護従事者の離職率は2割以上に上り、待遇改善が強く求められている。そのために介護報酬の引き上げが望まれているが、報酬引き上げは介護従事者の待遇改善につながる一方で、介護保険料の引き上げとなってハネ返ってくるだけに、慎重な議論が必要である。

よって、安心の介護保険制度として根幹を維持しつつ、介護サービスの充実を図るために、政府におかれては、以下の点について特段の取り組みを行うよう強く要望します。

以下、具体的な内容でございますが、

1つ、より豊かな介護・福祉が行えるよう介護労働者の処遇を改善することが緊急の課題であり、そのために2009年度報酬改定において、介護施設・事業所に働く職員への評価を明確にし、安全で働き続けられるよう介護報酬の改善を行うこと。

2つ、また、介護報酬の引き上げが、被保険者の保険料の引き上げにつながらないよう、国において特段の措置を行うこと。介護保険料の設定については、保険料の所得比例方式への見直しをすること。

3つ、必要な療養病床を確保するとともに、認知症対策を拡充し、地域ケア体制の整備・充実に努めること。

4つ、介護人材の確保及び定着のため、介護従事者の処遇の改善や新たに福祉・介護人材確保のための緊急支援事業を実施するとともに、雇用管理の改善に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということで、提案をさせていただきます。議員各位のご賛同をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありません。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

さきに、「介護従事者等の人材確保のための処遇改善と地域の介護の充実に求める意見書に関する陳情書」が出ておりました。まず、質問の1つは、今言った陳情書にかえての意見書というふうにとらえてよろしいでしょうか。これが1つですね。

2つ目、「介護従事者等の人材確保のための処遇改善と地域の介護の充実に求める意見書に関する陳情書」、この陳情書は介護従事者の人材確保のために処遇を改善することに特化した陳情書と私は見ましたが、ただいまの意見書と内容はおおむね同じように見えますが、意見書としては、介護従事者等の人材確保のための処遇改善と地域の介護の充実に求める意見書のほうが介護従事者の処遇を改善するという問題に特化した明快な意見書ではないかと思うんですが、いかがなものかどうか伺いたい。

次、3つ目、この意見書では、基軸の3番目に「必要な療養病床を確保するとともに、認知症対策を拡充し、地域ケア体制の整備・充実に努めること」とありますが、認知症対策と療養病床の確保との関連性について伺いたい。

4つ目、伊豆市には伊豆市高齢者保健福祉計画、介護保険計画等の計画というのがありますが、この関連性については検討されたのでしょうか。既存の介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム等に代表されますが、それに介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの現状は検討されたのかどうか伺いたい。伊豆市で必要なのは介護老人福祉施設や介護老人保健施設ではないのでしょうか。なぜ介護老人福祉施設や介護老人保健施設の整備には言及していないのか、そこもお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 杉山誠議員。

7番（杉山 誠君） お答えします。

まず最初のさきに出されていた「介護従事者等の人材確保のための処遇改善と地域の介護の充実に求める意見書」にかえてかという質問でございますけれども、かえてというのでは

ございませんで、これは私のほうから発案していて委員会へ提案させていただきましたけれども、委員会の中で協議がされました中で、内容的に似通ったものがあるということで、それを精査いたしまして、1つのものにまとめてはどうかということで、こういう結論になりました。ですから、さきに出された陳情書の内容からも、ここに、きょう提案させていただきました意見書の中に、その意見が含まれておりますということです。

それから、2番目がちょっとわからないんですけれども、特化した内容かということなんですけれども、さきのは介護従事者の人材確保に特化した陳情であるので、ちょっと内容の趣旨がわからないもので、それまた次回質問していただきたいんですけれども、3番目の療養病床と認知症対策の関連でございますけれども、関連が当然でございますけれども、この療養病床の確保を求めるということは、当然、今の国のほうで計画されています削減計画、それは現実的には非常に無理があるということで、その緩和を求めるという意味合いが含まれています。

それから、4つ目の市の現状、これで保健施設をなぜ取り入れなかったかということなんですけれども、こういう各地で問題となっているような広範な現状問題について、国への意見書ということで取り上げさせていただきましたので、細かな市との協議はされておられません。

以上です。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

森議員。

12番（森 良雄君） 4つ、大きな枠組みで質問させてもらったんですけれども、この意見書ですと、基軸の3番目が追加されているのかなというふうに理解したんですね。おっしゃっていることはわかるんですよ。いわゆる療養型の施設をどうするかというのが今問題になっているというのはわかるんですけれども、伊豆市の現状で、それ状況を全く検討されていないという今お考えが示されたんだと思うんですけれども、全国的な問題だから、これを出したんだとおっしゃっておるようですが、とにかくそれは理解できます。

しかし、この3番の基軸全体を見ると、とても認知症対策というと、この療養病床、いわゆる介護療養型医療施設がこれから変更されていくから、その危機感を持ってこれを出したいんだというのはわかるんですけども、この3番の基軸は非常にあいまいも、漠然としているんじゃないかと。もうちょっと、例えば今おっしゃるんだったら、療養型病床1本に特化して、この3番は基軸にしたほうがいいんじゃないかなと僕は思うんですけどね。

認知症対策及び地域ケア対策の整備・充実ということになると、療養型病床だけじゃなくて、当然、老人保健施設も老人福祉施設もこの中に入ってくるんだったら、療養型病床及び老人福祉施設、老人保健施設と入れたほうがわかりいいんだらうし、認知症対策と療養病床は全く僕は、関係ないとは言いませんけれども、一般的に認知症の方は元気なんですからね、その辺もよく理解してやらないと、何かおかしくなっちゃうんじゃないかなと思いますので、もう少し考えたほうが、出すのを急いでいるんだったら、それは構いませんけれども、もう

ちょっと字句はよく考えてもらったほうがよかったんじゃないかなと思います。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

ほかに何か質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） それでは、ただいま議題となっている件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより発議第15号について採決をいたします。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、発議第15号の意見書は提出することに決定いたしました。

発議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 追加日程第5、発議第16号 沼津河川国道事務所・出張所存続と地方分権改革推進本部の第2次勧告に対して地方分権改革推進委員会等における慎重な審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

関邦夫議員。

〔9番 関 邦夫君登壇〕

9番（関 邦夫君） 9番、関邦夫。

発議第16号 沼津河川国道事務所・出張所存続と地方分権改革推進本部の第2次勧告に対して地方分権改革推進委員会等における慎重な審議を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

要約しますと、沼津河川国道事務所・出張所は、伊豆市で河川、砂防、道路の事業を行っています。狩野川は中流域を中心に浸水被害を頻発しています。近年はこれまでの記録を超えるような豪雨や局所的な集中豪雨が発生する傾向があり、施設能力以上の出水が発生する可能性があります。伊豆市民の安全、安心、豊かな暮らしの実現のために沼津河川国道事務

所・出張所の果たす役割は非常に大きいものがあります。伊豆市にとって、沼津河川国道事務所・出張所の存続は不可欠と考えています。

このような理由で、この発議第16号を提出します。賛成に協力をお願いいたします。
以上です。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 発議第16号について、1つだけ質問いたします。

いわゆる地方分権だからといって、どんどん国が仕事を引き上げて、地方に押しつけるなということですね。それで、その中の一つとして、やはり県が直接的に携わっている沼津河川国道事務所は極めて大事な要素があるんだから、これを廃止しないでほしいということなんですけれども、上の文章でいろんな沼津河川国道事務所及び出張所の重要性というのはずっと書かれてあって、なるほどなと思うんですが、具体的な要望としての1項目めの中部地方整備局も存続させてくれという要求なんです。上のほうにはそのことが1つも書かれていなくて、私は中部地方整備局というのはどんな役割を果たしているのかなというふうなことがちょっとなかなかわかりづらい。沼津河川国道事務所及び出張所の存続というのなら、なるほどなというふうに思うんですが、なぜかという、国土交通省は国にあって、そして中部地方とかそういう地方整備局があって、またその下に河川の国道事務所があって、3段階なんですよ。そうすると、今、国に要求しているのは、中部も残して、いわゆる地方整備局も残してくれよというふうな要求されているのかどうか、その辺お伺いしたいんです。

議長（飯田宣夫君） お答え願います。

関議員。

9番（関 邦夫君） 提出のこの記1、2、3とありまして、その中に中部地方整備局及び沼津河川国道事務所・出張所の存続を求めると、こう書いてありますから、これも存続をお願いしていくわけでありませう。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 繰り返します。沼津河川国道事務所及び出張所というのは、この管轄する範囲というのは、狩野川から、伊豆半島から、国道とか伊豆縦貫自動車道、こういう何項目があるんですね。そこはわかるんですよ。中部地方整備局の役割が私はよくわからないもので、それそのものを存続させる意味が必要なのかどうかというのがわからない。

もう一回繰り返し。国が国土交通省というのがありまして、そして沼津河川国道事務所、私たち市とか職員の方がよく一番接している場所なんです、部署なんです、その上に中部地方整備局が真ん中にあると。だから、中部地方整備局の役割がちょっとわからないで、こ

れを具体的に意見書で出すという意味がわからないもので、お願いしたいんです。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

関議員。

9番（関 邦夫君） 私も勉強不足でちょっとわかりませんが、こういう格好で提出していく文書ができています。それで、地方整備局というのが真ん中に入っているとか何とかというんじゃなくて、整備局もなくするというので、これを存続させてくれということで、この意見書はできていると思います。

議長（飯田宣夫君） 今、関議員がわからないとおっしゃいましたけれども、私の知る範囲で言えば、国、国交省の組織がそういう形になっていると、その一言でいいと思うんですけども、何か、まだほかに。

いいですか。

ほかに何か質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第16号について採決をいたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、発議第16号の意見書は提出することと決定いたしました。

請願第2号の委員長報告、採決

議長（飯田宣夫君） 追加日程第6、請願第2号 ごみ有料化問題に関する請願を議題といたします。

本件については、議会運営委員会に付託されておりますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔議会運営委員長 塩谷尚司君登壇〕

議会運営委員長（塩谷尚司君） 請願第2号 ごみ有料化問題に関する請願書につきまして、委員長報告をいたします。

12月10日に委員会を開催し、請願第2号 ごみ有料化問題に関する請願書について協議をいたしました。その結果を報告いたします。

まず、平成20年9月議会において、市長から「ごみ有料化条例を提案する」との表明がありました。そのごみ有料化については、市民に周知徹底されていないことから、市民の合意を得ていないごみ有料化条例は12月市議会で議決しないしてほしいという請願がありました。

しかしながら、12月議会に提出された伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正には、有料化についての条項はありませんでした。したがって、請願者からの請願事項については審査することはできず、全会一致で請願第2号は不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

本請願については、委員長の報告どおり、趣旨はごみの有料化条例を議決しないことを要求する請願であり、条例に有料化についての条項はありません。したがって、請願第2号は不採択されたものとみなしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は不採択と決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時03分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議長より一言申し上げます。

ただいまお配りをいたしましたのは、過日一般質問においての森議員の発言の一部です。この発言に対し、市長より発言の一部取り消し等の申し出がありました。

このことに対し、議会運営委員会で森議員の出席を求め、その発言に対し、意見を求めましたが、本人からの発言の取り消し及び訂正の申し出はありませんでした。

議員各位におかれましては、今後、議場での発言において、個人・団体等の批判をされるような場合は、十分な根拠をもって、伊豆市議員として品位を持った責任ある発言をされるように切にお願いをいたします。

以上です。

閉会宣告

議長（飯田宣夫君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第4回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には長時間にわたり慎重審議いただき、まことにありがとうございました。

以上で本定例会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時04分